

令和3年度 横浜市精神保健福祉審議会 第1回 依存症対策検討部会

日 時 : 令和3年7月9日(金)
午後4時00分～午後6時00分(予定)
会 場 : 横浜市こころの健康相談センター 会議室
We b会議形式も併用した開催

《次 第》

1 開会

2 報告

- (1) 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)素案のパブリックコメントの結果について

3 議題

- (1) 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の名称について
- (2) 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の原案(案)及び概要版(案)について

4 その他

【配布資料】

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 資料1-1 | 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)素案パブリックコメントの結果について |
| 資料1-2 | パブリックコメント意見一覧 |
| 資料1-3 | 原案(案)への反映・修正箇所 |
| 資料2 | 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の原案(案) |
| 資料3 | 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の概要版(案) |
| 資料4 | 横浜市精神保健福祉審議会条例・運営要領 |

横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）素案パブリックコメントの結果について

1 実施概要

(1) 実施期間

令和3年3月8日から4月6日まで（30日間）

(2) 周知方法

ア 素案冊子及び概要版リーフレットの配布

市役所（市民情報センター）、区役所、横浜市こころの健康相談センター等

イ 関係機関・団体等への配布

横浜市精神障害者地域生活支援連合会、横浜市精神障害者家族連合会、依存症専門医療機関（神奈川県内）、民間支援団体（市内の依存症支援に関わる回復支援施設及び自助グループ等）、精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター、地域ケアプラザ等

ウ ウェブサイトでの発信

2 実施結果

(1) 意見総数

総計469件（172人・団体） ※意見の詳細については、資料1-2をご確認ください。

(2) 意見提出方法

電子申請 342件、電子メール 29件、郵送 72件、FAX 16件、その他 10件

(3) 計画（素案）項目別意見数

項目	意見数
第1章 計画の概要	58件
第2章 本市における依存症に関連する状況と課題	76件
第3章 計画の目指すもの	48件
第4章 取り組むべき施策	95件
第5章 計画の推進体制	36件
計画全般について	159件
項目の記載なし	47件
計	519件

※複数の項目に該当する意見があるため、意見総数と一致しません。

(4) 提出された御意見への対応の考え方

項目	意見数
御意見を踏まえ、原案に反映するもの	30件
御意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの	39件
今後の検討の参考とさせていただくもの	232件
その他	168件
計	469件

パブリックコメント意見一覧

資料1-2

通番	意見	対応分類	本市の考え方
1	家族としてある程度、講演会等で勉強出来るが本人との対応等細かく具体的に相談出来る場所がほしい。	②	ご意見の趣旨については、素案の第4章の「重点施策5」の「(1)総合的な依存症対策の取組」「ア 行政における相談支援」「イ 回復プログラム・家族教室の実施」「ウ 民間支援団体等による依存症の本人や家族等への支援」等に含まれていると考えております。頂いたご意見も踏まえながら、計画を推進してまいります。
2	今は(アルコール依存症)家族会に出て話しを聞いています。そういう場があることが良く助かっています。	②	ご意見の趣旨については、素案の第4章の「重点施策3」等に含まれていると考えております。頂いたご意見も踏まえながら、計画を推進してまいります。
3	依存症全般に相談場所等知らない人が多くそういう機関をもっと広くわかるようにしてほしい。	②	ご意見の趣旨については、素案の第4章の「重点施策3」等に含まれていると考えております。頂いたご意見も踏まえながら、計画を推進してまいります。
4	カジノができれば35年つづけると言っているのに、なぜ5年間の計画しかたてていないのか	①	ご意見の趣旨も踏まえ、計画期間を5年間とする理由についてコラムを追加します。なお、計画期間を5年とする理由については、国のアルコールやギャンブル等依存症の基本計画を踏まえ、関係者と支援の方向性を中長期的に共有するためには5年程度の期間が必要と考えたためです。今後5年ごとに計画の内容について検討を行い、反映していきます。
5	毎年徐々にギャンブル依存症が増えているのがグラフでよくわかる。カジノができればさらに依存症が増えるのが目に見えてわかるので、区役所にカウンセラーを常駐させるなどしてほしい。	③	頂いたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。なお、区役所の高齢・障害支援課の精神保健福祉相談において、身近な相談窓口として相談対応を行うとともに、福祉サービスの利用の決定や訪問・介入、地域の資源を活用した支援等を実施しています。
6	まずカジノをやめて、今いる依存者のケアなどをしっかり行ってほしい。	③	頂いたご意見につきましては、今後の参考にさせていただき、今後も、依存症対策の取組を推進していきます。
7	対策は回復に手間のかかる三次支援ばかり。そこで提案。計画推進のためにはカジノをやらない事がベスト。これこそ最大最良の対策。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
8	是非家族が一時いつでも安心して身を置ける場所をお願いします。	③	頂いたご意見につきましては、今後の参考にさせていただき、家族支援の取組を推進していきます。
9	高校ではなく中学生からしてほしいです。遅いと思います。今は身近にお酒がふられています。現実を生かせる人をお願いします。何よりも、本人、家族の体験談を聞く事だと思っています。又、人知れず苦しんでいるであろうA.Cの子供達の為に、なによりも混乱の中で大人しい、いい子をしている子供達の為に(二世にならないよう)。	②	ご意見の趣旨については、素案の第2章の「依存症関連施策を実施する部署での取組(50ページ)」に、「学習指導要領に基づき保健学習において、小学6年、中学3年、高校1年もしくは2年で薬物、飲酒、喫煙の影響等について学習」と記載しており、素案に含まれていると考えております。頂いたご意見も踏まえながら、計画を推進してまいります。
10	本計画を読んで残念に思うのは、横浜市が主体として対策するのではなく、対策を行うところへ「支援するだけ」の計画になっていること。	③	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。頂いたご意見につきましては、今後の参考にさせていただき、今後も、依存症対策の取組を推進していきます。
11	依存症になってからの相談支援に偏っていて、依存症になること自体を防ごうという姿勢が見られない。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、第4章の重点施策1を「予防に資する普及啓発」から「予防のための取組」と修正し、「オ 心身の健康を保つ取組」と「カ 様々な課題への支援」を追加します。
12	全体をざっと読んでまず感じたのは、依存症になってからの回復がいかに大変で、その支援をするのも多方面にわたって準備が必要で、それがいかに難しいかということでした。したがって、何よりも大切なことは、依存症になる事自体を防ぐこと(一次予防)だと思っております。この点が本計画ではあまりにも弱い。普及啓発だけでは、大した効果は得られないのではないのでしょうか。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、第4章の重点施策1を「予防に資する普及啓発」から「予防のための取組」と修正し、「オ 心身の健康を保つ取組」と「カ 様々な課題への支援」を追加します。

【対応の分類】 ①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
13	特にギャンブル依存症については、一番大切なことは「つまずきの石」(ギャンブル施設)を置かない。つまりギャンブル施設を造らない、増やさない、無くしていくことではないでしょうか？ 一方で依存症対策を行う施設を作り、一方で依存症対策、それも依存症になってからの支援対策をするというのは、つまずきの石をわざと置いてつまずかせてから手当てをするということと同じことです。カジノは作らない、違法な裏カジノは止めさせる。パチンコ等についても、ほかの業種への転換を促していく等の積極的な予防策がなければ、普及啓発をいくらしても、ギャンブル依存症を防ぐことはできないと思います。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。ギャンブル等を行う事業者への規制等については、ご意見として受け止めさせていただきます。
14	以前新聞記事に「パチンコ博物館」の記事がありました。その館長が言っていた言葉に「パチンコ店は依存症の人に支えられている」とありました。カジノについても、その売り上げの大半は依存症患者から得られたものと言う調査があります。オーストラリアのクイーンズランド州の調査では売り上げの約4割が重度の依存症患者から得られたもの、軽度の人も含めると売り上げの約8割が依存症患者から得られたものだという事です。つまり依存症患者がいなければカジノは利益が得られないこととなります。IRのカジノの収益から15%を得ようとする横浜市としては、依存症対策を本気ですれば、この収益が減ってしまうことになり、だから一次予防対策には消極的なのか。本計画はそんな疑いを生じさせる内容だと思います。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
15	ギャンブル依存症対策を本気でしようと思うなら、カジノは作らないこと、これこそが一番の対策だと思います。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
16	ギャンブル依存症について、医療職で40年近く働くなかで、パチンコ依存症になって、家庭崩壊した家族をたくさん見てきました。「世の中になんでパチンコ屋があるの!」と嘆く家族。今回の法案検討以前に、原因をつくるカジノの設置はやめて下さい!!	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
17	この内容にカジノの事は入っていませんが、なぜですか？	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討していきます。
18	横浜港にカジノのギャンブルはやめて下さい。ギャンブル依存症は不治の病と言われています。治療のしようがないのです。市税を使ってギャンブル依存の人をつくってはダメです。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
19	依存症対策をカジノ誘致で依存症を増やし、その負けたお金でやるなんてことは、本末転倒です。横浜市が依存症を増やし「高齢者社会に入り福祉、社会保障の予算にする」名目でカジノ誘致をすることは、絶対反対します	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
20	この時期に依存症対策の素案を出すと言うので、IRカジノのギャンブル依存症はどのような取り扱いかと見ると、ほとんどカジノのことは書かれず、1頁の2/5程(素案全体の0.3%)に書かれたコラムのみには即決しました。カジノはやめるつもりなのではないでしょうか？その中で書かれている、官僚作風の典型的なような「横浜の実情を踏まえ、最適な対応策を検討・実施し、市、事業者、関係機関等が一体となって「安全・安心対策の横浜モデル」を構築します。」と、何も言っていない空疎な文面でも、お案を渡されたのでは大変心配になります。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
21	依存症者が多くでてカジノが儲からなければ市税増収が見込めない事業を、国策だからと盲目に追従することは、最大政令指定都市のすることでしょうか？下世話な国よりも、市民の実生活をあずかる地方都市として、立派であって欲しいと願います。市政が国策の縮図であってはいけません。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
22	カジノ依存症対策は、カジノを作らない以外はないと思います。市長選に向け、カジノ誘致断念を決断することが、本素案を他の依存症に向けた素案にするに相応しいと思いました。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
23	ギャンブル依存症の素 IR(カジノ)は作らないで下さい。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
24	依存症対策支援計画の素案は、各々意見が出る事と思います。今横浜市民として考えてきたことはカジノ（IR）の件です。キャンセルと言っても金額が我々の手の届かぬものでどれだけ人間が依存症で生活が崩れていくか、これは、世界的にみても、事実として報道されています。絶対に施設の中に入れて下さい。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
25	「依存症」という言葉を軽々に使わず。医者以外のものが軽々に他者を「依存症である」と言えば、差別発言であり人権問題であると考えられる。依存症問題を啓発するためには、このような負の要素があることを十分検討すべきである。	③	頂いたご意見につきましては、普及啓発等の施策を実施する上で、今後の参考にさせていただきます。
26	内容の細かいことはよく分かりませんが、支援体制が整えられるという希望を与えていただき、うれしく思います。	②	ご賛同くださり、ありがとうございます。今後も、ご期待に沿えるよう、取組を推進していきます。
27	子どものスマホのゲーム依存で苦しんでいます。数年前に依存症専門の医療機関で、ネットを切りなさいと責められたのを覚えています。今では、ネットを切断することが危険だということが医療機関で浸透されているようですが、私の私のみ、医療機関や相談に頻りに足を運びましたが、本人をどうしても医療につなげる事が出来ず、月日だけが経ってしまいました。訪問支援や、学校との連携（例えば、学校でよく利用されているネット依存の診断に使われる問いを行い、学校のカウンセラー経由等でゲーム依存が病気になることを認識させる）の支援体制を整えて欲しい、病院につなげられず、家庭で抱え込んでいる人はたくさんいると思います。高校生以上になると、親からの想いは全く伝わっていません。	③	頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。今後も、教育委員会事務局等と連携しながら、依存症対策の取組を推進します。
28	飲酒、薬物、ギャンブルなど、若年層がたやすく手にできる現状を少しでも改善しなければならないことを示しているグラフが多数ある。啓発は依存症対策としての有効性は非常に低いはず。少しでも入手できない環境づくりを進めるべきなのに、カジノ計画を進めることに矛盾を感じる。特に、コラムで書いている「最適な対応策」という言葉に少々呆れ果ている。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
29	そもそも相談する意志を持つ人よりも、相談しない潜在的依存症患者をつくらないことが必要。啓発は前提だが、啓発自体が依存症対策になっているとは考えにくい。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、第4章の重点施策1を「予防に資する普及啓発」から「予防のための取組」と修正し、「才 心身の健康を保つ取組」と「力 様々な課題への支援」を追加します。
30	患者を専門機関に任せることが、横浜市の対策の主軸として感じた。もっと市民に寄り添うような対策の具体があってもよいと考える。カジノをつくるのであれば、より有効で「最適な対策」を検討すべきだと思う。	③	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。頂いたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。今後も取組を推進していきます。
31	このゲーム障害については特定の医療機関が関わっていたことがわかりました。ゲーム障害についてはかなり不審な部分があります。特定の医療機関はゲーム障害についてはかなり間違った発表をしており、ゲーム障害は不安定な判断であることから間違っています。	④	ゲーム障害については、国において対策に向けた取組が進められています。ゲーム障害に関するご懸念については、ご意見として受け止めさせていただきます。
32	依存症対策や支援の難しさ、本人や家族が支援につながるまでの辛さ、支援の方法もひとつではない。それを知られるほど「対策があるから大丈夫」と言えることではない。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
33	横浜市のカジノ誘致は幻想で塗り固められていると思います。	④	IRの実現へのご懸念等については、本計画の内容に関するものではありませんが、ご意見として受け止めさせていただきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
34	<p>横浜市は、カジノでギャンブル依存症が増えないと言って、IR誘致を決めました。カジノ関連の問題が発生したときの責任を明文化する必要があります。</p> <p>1. カジノに関連して、自殺、殺人または強盗などの犯罪が起きた場合、横浜市は次のことを実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者がカジノ施設の問題またはカジノ以外の施設への建て替えを命令する。 ・全職員給与を10%カットする。 ・被害者に相当の賠償金を支払う。 ・残ったカット分は市民サービスに使う。 <p>2. キャンプラーが自分の家族を不幸にした場合、横浜市は次のことを実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員給与をキャンプラー1人あたり1%カットする。 ・被害家族に相当の賠償金を支払う。 ・残ったカット分は市民サービスに使う。 <p>注)カットはその年のみとする。</p> <p>以上、依存症対策そのものだけでなく、本件を盛り込むことにより依存症対策の真実度がアップしますので、審議よろしくお願ひします。</p>	④	<p>本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましましては、ご意見として受け止めさせていただきます。</p>
35	<p>横浜市は依存症に対する理解と支援が進んでいるが、神奈川県および国にはもっと迅速に支援体制を構築するよう、横浜市が旗振りの役目は果たす必要がある。</p>	③	<p>頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。なお、今後も神奈川県や国とも連携をとりながら取組を進めます。</p>
36	<p>どこに相談したら良いのかわからないのが問題。相談はフンストップで、たらい回しされないように願う。</p>	③	<p>頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。なお、相談先についての普及啓発や支援者間の連携推進の取組を進めます。</p>
37	<p>依存症治療に特化した医療機関が必要</p>	②	<p>ご意見の趣旨については、素案の第2章の「2 本市及び関係機関、民間支援団体等における取組と状況」の「(2) 医療機関の取組と状況」に含まれていると考えております。頂いたご意見も踏まえながら、計画を推進してまいります。</p>
38	<p>民間支援団体の活動に対しての助成。家族会などのボランティア団体の活動に対して適切な資金提供が必要。</p>	②	<p>ご意見の趣旨については、素案の第4章の「重点施策5」の「(1)総合的な依存症対策の取組」「オ 民間支援団体等への活動支援」等に含まれていると考えております。頂いたご意見も踏まえながら、計画を推進してまいります。</p>
39	<p>依存症の治療として難しいのは、本人の治療意欲や病識だと思う。いくら関係機関や家族が本人を促しても、本人がその気にならなければ難しい。</p>	③	<p>頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。</p>
40	<p>【横浜市がこころの健康相談センターにおいて、専門の相談員が依存症の本人や家族等からの相談を受けるとともに、回復プログラム等の案内や区役所との連携専門的な支援者等へのつなぎを行います】と書いてあるが、まずは本人や家族が相談に来やすい窓口を開設してほしい。</p>	③	<p>頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。</p>
41	<p>可能であれば、横浜市が最近ハマってる伴走型支援を本人、家族に行ってほしい。粘り強い支援をお願いしたい</p>	③	<p>頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。</p>
42	<p>住まいの確保についてだが、刑務所から出所したら、生活保護制度の案内は必須。</p>	③	<p>頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。</p>
43	<p>神奈川県生活保護の事例にもあるように、住まいのない方にも多様な提案を行わなければ、住まいの確保にはならない。</p>	③	<p>頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。</p>
44	<p>計画に生活保護の活用記載は必須。</p>	③	<p>頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。</p>
45	<p>広報や啓発について 大学生への啓発についてだが、横浜市立大学の名前のみ上げて、そこでチラシを配ると記載があるが、意味不明。 横浜市立大学以外の学生にも同様の啓発はすべきだとおもう。</p>	②	<p>ご意見の趣旨については、素案の第4章の「重点施策1」の「(1)総合的な依存症対策の取組」「ウ 大学生への啓発(92ページ)」に、「市内にキャンパスを有する大学等に対して、本市が作成する若年層向けの普及啓発資料の提供や相談窓口の周知を図るなど、個々の大学等における啓発活動を支援してまいります。」と記載しており、素案に含まれていると考えております。頂いたご意見も踏まえながら、計画を推進してまいります。</p>
46	<p>この計画は、全体的に役所は調整や広報を行うイメージで、民間の支援団体が支援を行うといった感じだが、まずは役所が解決の機関としての責任を持つべき。IRを作る行政として、責任はあるはず</p>	③	<p>本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。頂いたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。今後取組を推進していきます。</p>
47	<p>包括的な支援の提供を目指すのは良い。</p>	②	<p>ご賛同くださり、ありがとうございます。今後も、ご期待に沿えるよう、取組を推進していきます。</p>

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
48	本市における依存症(アルコール・薬物・ギャンブル等・その他)に関する相談件数、こころの健康相談センターでのべ1,028件、区役所でのべ2,369件、少ないです。広報が足りないと思う。	②	ご意見の趣旨については、素案の第4章の「重点施策3」の「(1)総合的な依存症対策の取組」の「ア 依存症の本人や家族等が相談につながる普及啓発」の「イ 幅広く身近な場所での普及啓発」の「ウ 家族等向けの啓発」等に含まれていると考えております。頂いたご意見も踏まえながら、計画を推進してまいります。
49	12の「課題」はこれくらいと思う。	②	ご賛同くださり、ありがとうございます。今後も、ご期待に沿えるよう、取組を推進してまいります。
50	各重点施策の内容と主な施策、具体性が無くて効果があるとは思えない。ギャンブル場(パチンコ等)を市の方で一掃してほしい。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。ギャンブル等を行う事業者への規制等については、ご意見として受け止めさせていただきます。
51	連携し、一体となって取り組む必要があります。空虚なスローガンで意味がない。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。ご意見として受け止めさせていただきます。
52	横浜市依存症対策地域支援計画はIR法にあるから必要なんですよね。カジノの話が一つもないです。カジノの依存症対策は別にだすのでしょうか。対策案を出します。カジノを横浜に押はるのが一番の対策です。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討してまいります。
53	依存症についての普及啓発予防教育を行うことは良いと思うが、それと同時に依存症になる原因をとりぞくことをするべきと考えます。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。依存対象に関する規制等については、ご意見として受け止めさせていただきます。
54	横浜市が進めているカジノを含むIR事業はギャンブル依存症を際限なくひきこす原因となります。依存症対策の面からもカジノを含むIR事業の中止をお願いします。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
55	日本は世界の中でもギャンブルによる依存症が多い事が言われています。P2の表に現れているようにあきらかに増えています。アルコールより怖いです。私は優秀な同級生がパチンコ依存症になり、孤独死したと知らされました。それ以来大変なショックを受けておりギャンブルとの闘いは家族でも治せないと思っております。それなのにカジノを横浜につくるなどとてもないことです。カジノ計画は絶対にやめて下さい！！	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
56	初めから回復支援を考えなければならない事業は、絶対に行ってはならないと考えます。そもそも、コロナ禍においても不幸な人々をこれ以上増やしてはなりませんので、今やるべきことはありません。(人もお金もコロナにかけて下さい。)	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。ご意見として受け止めさせていただきます。
57	素案自体が「支援」という用語が多量に用いられ、内容がきれいごとで薄っぺらく感じます。そして、市民不在、当事者不在を感じます。全体的に重要な課題で課題に本筋に寄り添うのか、という気がします。誰にでも可能性のあるギャンブル依存症の深刻さが伝わってこない、苦悩する当事者・家族等の生身の人間の姿が見えてこないのです。所管局なら当然現状を知っているはずなのに、現状認識が何か伝わってこないのです。	③	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。頂いたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。今後も取組を推進してまいります。
58	横浜市はカジノ誘致に際して、ネット環境にある若者や子供たちへの影響をきちんと検討していないのではないかと。青少年のゲーム依存症、青少年のネット依存症(2017年中高校生93万人がネット依存症の疑い)など、深刻な社会問題になっています。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。なお、ゲーム障害については、国において対策に向けた取組が進められており、そうした動向を注視しながら、本市も対策を進めてまいります。
59	ギャンブル依存に巻き込まれる子どもたちの被害、犯罪、加害などの問題は、不登校、学業不振、病弱、自殺、また貧困、親の多重債務など数重にも問題は重なり、現在でも大きな社会問題です。日本は世界でもギャンブル天国(厚生労働省の統計による)であり、現状の問題に対する抜本的対策に手を付けずに、さらに地上型カジノを造ろうとしています。日本を横浜をこれ以上ギャンブル天国にしては、精神保健福祉法の趣旨に逆行することになるのではないかと、あるいは違反することになるのでは？	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
60	「計画課題の整理」のところで、*一般的に予防医学等で、一次「予防」、二次「予防」、三次「予防」という用語に替わっています。今回用いている「一次「支援」、二次「支援」、三次「支援」もほぼ同じ意味で使用していますとあるが、そうしてはいけないと考えます。ここでは、高齢者の介護保険制度における介護支援計画を論じているのではないです。ここは、本来の一次予防、二次予防、三次予防という用語を使うことが適切だと思います。	③	本計画では、依存症対策検討部会での議論を経て、回復のために努力を続ける本人・家族等へ、より肯定的な表現となるよう「支援」という用語を使用しています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。依存症対策の予防の取組についても推進してまいります。

【対応分類】①御意見を踏まえ素案に反映するもの ②御意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
61	ギャンブル大国の日本においては、第一予防としてカジノ環境を造らないことが最大の予防です。ギャンブルにアクセスしやすいほど、ギャンブル依存症の患者が増えることは実証されています。カジノにおいてもカジノからの距離が近いほど、ギャンブル依存症が高率。無理ギャンブルも多いデータが出ています(アメリカ)。ギャンブル依存症の最大の予防はギャンブルの機会を増やさないこと、つまりギャンブルであるカジノを造らないことです。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
62	新型コロナウィルス禍の依存症対策が見えません。コロナ禍により、企業におけるオンライン業務への推奨・移行、子どもたちにとっての突然の休校・オンラインの学習の出現、自粛時間が増えたことによるゲーム時間の増大・ゲーム依存、オンラインカジノへの移行・増大など、コロナ禍が私たちにオンラインによる依存症を増やしているのではないのでしょうか？こうした現実もとらえ、対応策を提示することが求められます。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
63	今回の計画は、カジノ誘致には大きく触れず、計画の中にギャンブルであるカジノを含ませようとしています。しかし、横浜市健康福祉局はギャンブル依存症を確実に増やす事業には加担すべきではなく、市民の命と暮らし、安全・医療福祉の実現・推進を目指す所管であるはずで。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
64	横浜市において依存症対策地域支援計画の確定が令和3年9月～10月であることを知り、是非ともその計画の中に「依存症の重複障害」という視点を盛り込んでいただきたく、意見を申し述べたいと思っております。わたしの子どもは薬物依存症の重複障害持っています。医学的な定義としては「非定型精神病」と「依存症」が合わさったものだと思います。この間、発達障害、双極性障害、統合失調症等の診断も合わせて受けてきています。依存症、発達障害、双極性障害、統合失調症の家系、自閉スペクトラム等に行くと、依存症だけに対する対応、発達障害だけに対する対応などだけでは決してできない状態を持ち、長いと回復期に入っていない当事者、家族の姿が意外にも多くありました。なぜ、長いと苦しんでいる人たちがいるのか、というわたしや子どもが経験してきたように、家族、病院、行政、回復支援施設等々がその視点を持って対応していただけないこと、視点を持っていたとしても重症等の理由で対応が難しいと、断られるのです。今回の依存症対策地域支援計画の目的の中に「多様なケース」という方向性、すべ他依存症も含む依存症全般を視野に入れた内容という計画の対象が示されており、アルコール、薬物、ギャンブル依存症だけではなく「依存症の重複障害」も組み込んでいただくことが、この計画の目的にかなうものと確信しております。単に依存症だけをターゲットにするだけでは、多くの苦しんでいる人たちが抜け落ちてしまう、と危惧しております。わたしも現時点で解決策を持っておりません。ただ今回の地域支援計画の中に依存症の重複障害の視点を是非とも盛り込んでいただきたくこの意見を申し述べさせていただきます。	②	ご意見の趣旨の重複障害に関する課題については、素案の第2章の「3 計画課題の整理」の「(3) 課題の具体的な内容」の「⑩回復段階において新たに顕在化する課題への対応」に含まれていると考えております。頂いたご意見も踏まえながら、関係機関間の連携を進め、計画を推進してまいります。
65	カジノIRを造るための依存症対策なのに、カジノIRにコラムで少し触れるだけで、カジノ依存症対策には別に何もありません。国策でカジノIRを造ると強調するのに、国法のIR推進法の附帯決議に挙げられた、カジノギャンブル依存症対策は全く考えておらず、国の方針に逆行しています。IR推進法を契機に、ギャンブル等依存症基本法ができ、ギャンブル等依存症基本法もでき、横浜市はアルコール・薬物・ギャンブル等の一般的な依存症対策について、一のことを十書くように長々と129ページも書きながら、当のカジノIRについては、他の記載と分けてコラムにだけたった3分の1ページ、十のことを一書くようにしか書いておらず、しっかりした対策計画を立てていません。これでカジノIRを造ったら、大男生みだされるギャンブル依存症の人人達、一体とつるつりなんでしょう。あまりにも無責任です。そして、これではIRを造ることはできないはずで。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討していきます。
66	カジノギャンブル依存症を防ぐために最も重要な、カジノを造らない環境改善を含む「一次予防」をごまかすために、予防医学の世界的常識である「一次・二次・三次予防」という言葉を、勝手に「一次・二次・三次支援」という言葉に変えて、依存症対策をせめてもらっています。依存症は、いつたんだってしまえば、回復に長い時間がかかります。横浜市の素案でも、若いうちに依存症になる弊害に触れています。それなのに、子どもが多い文教地区の山下埠頭に、家族連れや若者が入りやすいIRを造ろうとしています。予防医学(プライマリ・ヘルスケア)では、二次予防は早期発見・早期治療です。三次予防は再発防止とリハビリです。一次予防こそが真の予防で、病気を起こさない環境を造る健康保護が重要で、ギャンブル施設を増やす、新たに造らないことが大切で、それが行政の責任です。それなのに、「一次・二次・三次予防」の言葉を、「一次・二次・三次支援」の言葉にすり替え、一次支援を普及・啓発だけに済ましています。行政の課題を直視せず、依存症対策を行政の都合のいいように絞ってしまっています。これは当事者・家族・支援現場はたまりません。	④	本計画では、依存症対策検討部会での議論を経て、回復のために努力を続ける本人・家族等へ、より肯定的な表現となるよう「支援」という用語を使用しています。今後も関係機関等と連携しながら予防から回復支援までの依存症対策の取組を推進していきます。なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
67	横浜市は、「普及啓発」して、支援者だけの会議で「進行管理」して、「連携・つなぐ」と言って支援者に丸投げするばかりで、依存症当事者や家族と主体的に地域で寄り添って、支援者への支援もありません。素案は「見給花的に書いていますが、「これまで普及啓発民間支援者と連携してきました」→「これから普及啓発民間支援者と連携していきます」と言うに過ぎません。これまでの依存症対策の課題を直視・反省・再考していません。結局、行政は「普及啓発」するだけで、民間支援者を集めて会議して管理するばかりです。行政は主体的に地域で依存症当事者や家族と向き合い、寄り添うことなく、数少ない民間支援者に「連携・つなぐ」と言って丸投げするばかりです。依存症は専門支援者しかかかれば治るというものではありません。回復は絆糸を断つを経ながら長期にわたり、多くの人の関係の中で少しずつ回復していくのです。PDCA(Plan(計画))→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)サイクルに基づくしくつと仰々しく述べていますが、現実を踏まえたチェックがPDCAサイクルで一番重要なのに、支援の現実を見ずチェックが甘い者がプランを立て、現場で日々チェックしている者はプランに関わらず、今や古いと言われているPDCAサイクルの悪い見本を体現し、予定調和と前例踏襲に陥っています。一体誰のための依存症対策なのでしょう。依存症当事者や家族や民間支援者のためではなく、役所のためのものかと思えません。	③	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。頂いたご意見につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。IR整備法に基づく区域整備計画において検討していきます。

【対応分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
68	困っている市民が読んでも、どうしたら良いのか全く分かりません。依存症に苦しむ人の姿が全く見えません。当事者不在です。当事者が参加できていません。「当事者主体」の世界的な支援潮流に反しています。素案はいたずらに長いだけで、依存症当事者や家族や、依存症問題で悩む人の悩んでも、何をしたら良いのか全く分かりません。それはそもそも依存症当事者と家族が依存症対策検討部会に一部呼ばれただけで、計画に参加型に継続的に関わらず、支援会議からも外され、「当事者不在」になっているからです。「当事者主体」を重視する世界的な支援の流れに逆行しています。素案自体が市民アンケートを挙げ、行政やメディアの「普及啓発」だけでは依存症＝自己責任論の誤りは正されず、依存症当事者や家族や支援専門家の声身近に聴くことが依存症問題に重要という結果が示されているのに、全く汲み取っていません。ここでもPDCAサイクルの問題がよくあらわれています。依存症計画の立案と評価と改善のすべにわたって、役人だけではなく、当事者や家族や支援者が継続的に参加するようにすべきです。	②	本計画は、有識者や医師に加え、支援者、当事者・家族等が委員として参画する依存症対策検討部会においてご意見をいただきながら策定を進めています。また、ご意見の趣旨については、以下のように、素案に含まれていると考えております。今後も年度ごとに、施策の進捗状況を把握・確認し、依存症対策検討部会での議論を通じて計画の進捗状況などの点検や評価を行い、それを踏まえて事業の見直しや改善を実施していきます(第5章2(1)に記載)。依存症の本人や家族等が適切な相談支援機関につなげられるよう相談先に関する情報等の普及啓発の取組を推進します(第4章重点施策3に記載)。依存症に対する偏見の解消に向けて、民間支援団体等の当事者による語りを含むセミナー・講演会の開催を支援します(第4章重点施策2に記載)。頂いたご意見も踏まえながら、計画を推進してまいります。
69	コロナ禍を踏まえた対策になっていません。自宅待機によるオンライン依存症や、困窮や孤立や自殺と結び付いているDVや虐待の増加への対策が検討されていません。そもそも対人依存の検討がありません。横浜市はコロナ後にカジノIRで儲けるとしています。依存症対策は、コロナ禍・コロナ後を踏まえなければなりません。しかし、コロナで挙げられているのはゲーム依存症だけです。オンラインはミーティングへの影響のみ挙げられています。実際はゲームだけでなく公営ギャンブルもオンラインで依存症を増やしています。カジノはハコモノカジノが流行らなくなりオンラインカジノに移行し、MICEもオンライン会議で収益が減りパソコンビジネス赤字で市が補填する始末で、カジノIRの収益性自体が疑問となりました。コロナで困窮や孤立と結び付いてDVや虐待が増え、自殺が増えています。依存症対策に扱われていません。そもそもDVや虐待を依存症として捉えていません。物質依存と行動依存しか扱わず、性依存や共依存を含めた対人依存を無視しています。依存症の発症にも回復にも重要な意味を持つ対人依存を外しているの、依存症の把握が浅いです。コロナを直視しない市がここにもよく現れています。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、コロナ禍における公営競技のインターネット投票等の状況について、コラムを追加します。その他のご意見については、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
70	市のギャンブル依存症の統計は、国や県に比べて少な過ぎます。重い依存症当事者が回答を控えた可能性が高く、再調査すべきです。素案は市の調査でギャンブル依存症疑いの成人が、1年で0.5%、生涯で2.2%と挙げています。国はそれぞれ0.8%、3.6%です。神奈川県は0.8%、4.9%です。市の統計は少な過ぎます。市は回収率が低く、有効回収率も示していません。国の調査に比べ、対象者数と回収率の差が大きく(カニ二乗検定で $p=0.0000046<0.01$)、信頼性が乏しく、重い依存症当事者が回答を控えたと思われる。再調査すべきです。特にカジノIR予定地の山下等頭のある中区周辺はパチンコ屋や公営ギャンブル施設が多く、国や県の水準よりギャンブル依存症当事者が多い可能性があり、中区周辺に絞った調査も行うべきです。市の統計でもギャンブル依存症当事者が1年で1.6万人、生涯で7万人、国の統計で計算すれば1年で2.5万人、生涯で11.3万人、そこにカジノIRで少なく見積もっても訪問者2~4千万人×国内客66~79%×カジノ利用率25%×カジノ依存症発症率3%=9.9~23.7万人の国内依存症当事者が新たに生み出されます。それをギャンブル依存症対応の専門医療機関県内4か所(市内は2か所)、市内回復施設13か所、に丸投げするだけなのでしょうか。市の責任と対策は全く示されていません。	④	ご指摘の統計は「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」に当たるとは思いますが、当該調査は、平成29年度に国が実施した調査と同様の方法で対象者を抽出し、訪問調査によって得た集計値を統計処理の上、専門家の監修のもと、推計値等の算出を行ったものです。調査結果の表記についても国の調査に準じています。統計学上、適切に処理を行っており、全体の推計値は国の調査と比べても大きな差はないと考えています。本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。
71	横浜市の依存症対策素案には大きな問題があります。コロナで苦しむ市民に寄り添わず、声も聴かぬ市政を象徴しています。コロナ禍を直視し、感染対策と困窮対策の民生費に市民の税金を回し、収益も責任も取れないカジノIRはやめ、依存症対策を再考すべきです。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めてさせていただきます。
72	計画は包括的な支援の提供を目指すとしているが、依存症当事者や家族、現場支援者の声をどれだけ聞きたかの、そのことを明らかにするべきである。横浜市精神保健福祉審議会が現場の声よりも市当局の意向を重視して作った計画であると考えられる。	③	本計画は、有識者や医師に加え、支援者、当事者・家族等が委員として参画する依存症対策検討部会においてご意見をいただきながら策定を進めています。頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
73	現場からかけ離れた計画は実行性があるのか疑問である。	③	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。今後も取組を推進していきます。
74	計画課題の整理として一次二次三次支援における12の課題を設定している。しかし依存症は個人レベルの課題だけに取組んでも解決しない。社会構造そのものにも課題がある。アルコールにおいては毎日テレビコマercialが流されて飲酒を勧めている。ギャンブルを推奨する宣伝もテレビや町中で見かける。そうした依存症を誘発するような社会のあり方に取組まなければ、十分な対策にならない。	③	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。今後も取組を推進していきます。
75	関係者が一体となった依存症対策の取組の図には、横浜市が計画しているカジノIRに関連する機関が示されていない。カジノIRに関する対策は何か検討されていないのだろうか。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備計画に基づき区域整備計画において検討していきます。

【対応分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考にさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
76	横浜市内や電車の中吊りにカジノ業者の広告が掲示されたら、行ってみたいくなる人が出てくるだろう。横浜市にカジノが作られたとしても、客は市境や県境を越えて来るだろう。当然関係機関として、カジノ事業者、神奈川県、他の自治体、国も入らなければならないが、横浜市はそうした対策をするつもりがないのだろうか。計画を見直す必要がある。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討していきます。
77	一次支援の予防、正しい理解を進める啓発活動は重要である。問題は横浜市が依存症を予防するための啓発活動と、依存症を悪化させるカジノIR誘致を同時に行っていることである。本当に市民の健康のために依存症を予防しようとするならば、カジノ誘致はやめるべきである。アンビバレントな態度を取ることは、市民の行政への信頼を裏切ることになり、啓発活動への信頼性も失われるだろう。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
78	二次支援の早期発見、早期支援は重要である。横浜市や支援機関の取り組みが紹介されているが、相談に十分に対応できているのか示されていない。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、参考にさせていただきます。今後も相談支援等の取組を推進します。
79	依存症への支援として多くの機関の連携が必要だが、それをマネジメントするのは誰なのか。	②	本市が中心となり、第4章重点施策4にあるような連携会議の開催をはじめとした関係機関・団体の連携体制を構築していきます。頂いたご意見も踏まえながら、計画を推進してまいります。
80	イメージ図で示された「横浜市依存症関連連携会議」は今まで何回開催されて、どういう支援に役立ったのか明らかにすべきである。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、資料集や横浜市依存症関連連携会議に関するコラムに、昨年度の開催概要や検討内容を追加します。
81	横浜市健康福祉局がこの会議（「横浜市依存症関連連携会議」）の開催に責任を持って取り組んでいるように見えない。財政基盤も雇用も不安定な、民間支援グループが身を削って取り組んでいるのが実態ではないのか。	②	本市が中心となり、第4章重点施策4にあるような連携会議の開催をはじめとした関係機関・団体の連携体制を構築していきます。頂いたご意見も踏まえながら、計画を推進してまいります。
82	否認の病と言われている依存症の当事者は自ら相談に来ることは困難であり、介入のためにはアウトリーチも欠かせない。それを行うマンパワーの確保が必要だ。現在でも不足している横浜市の生活支援担当職員を増やさなければ給にいたした計画である。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、参考にさせていただきます。今後も相談支援等の取組を推進します。
83	三次支援の回復支援は重要である。地域で生活しながら、孤立せずに回復を続けるためには就労継続への支援も重要である。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
84	依存症当事者個人のケアマネジメント・調整を誰が中心になって行うかがはっきりしていない。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
85	横浜市依存症対策地域支援計画をPDCAサイクルの手法を活用し、計画全体の進行管理を行うとしているが、マネジメント・調整を行うのはどこのかはっきりしていない。横浜市健康福祉局が行うのならはっきり明記し、その作業を進めるにあたってどの範囲の関係主体に参加を呼びかけるのか明らかにすべきである。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。なお、施策の進捗状況の把握・確認は本市健康福祉局が中心となり実施し、依存症対策検討部会での議論を通して計画の進捗状況などの点検や評価を行い、それを踏まえて事業の見直しや改善を実施していきます（第5章2(1)に記載）。
86	今まで行ってきたこと、今まで計画してきて実現されていないこともそのまま列挙されている。計画を実行するためのマンパワーの確保について、なんら計画ができていない。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、参考にさせていただきます。今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。
87	スローガンの表効性に乏しい計画であり、市民が依存症になることを予防し、支援し、回復を促すことへの本気度が疑われる。横浜市がカジノIR誘致計画を進めるにあたって、「依存症対策をやっています」とアピールするために計画を作ったのではないのか。市民が依存症にならないように本気で取り組むのであれば、健康福祉局として「カジノ誘致はやめるべきである」と市当局に申し立てるべきだが、そのように提案したことはあるのだろうか。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
88	少なくともこの計画の中で横浜カジノIR誘致に伴う、依存症問題についての対策を具体的に示すべきであった。市民の健康を守るのが健康福祉局の役割であり、これでは不十分である。計画の見直しを求める。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討していきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が原案に含まれているもの、又は原案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
89	横浜市は「SDGs未来都市計画」を作成しています。SDGs(持続可能な開発目標)の17の目標の三番目に、「すべての人に健康と福祉を」があります。健康には当然、精神衛生を含みます。ギャンブル依存症を無くすことが目標です。昨年のダボス会議において、今後の持続可能な企業からは、ギャンブル売り上げが5%以上の企業が除外されています。極めて納得のいく選定と言えます。 一方で、横浜市はIR推進を行っています。横浜 IR は日本型 IR、カジノを含む IR ということで、横浜 IR 事業者はギャンブル売上から5%以上それも80%にもなるカジノ事業者、すなわち持続可能とはとても言えない企業です。そんな企業に何十年もの横浜の未来を託すことは、SDGs未来都市横浜を掲げている横浜市にとって全く相応しくありません。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
90	市民の健康を守るのが健康福祉局の役割であります。市民がギャンブル依存症にならないように本気で取り組むのであれば、健康福祉局として「カジノ誘致はやめるべきである」と都市整備局に伝えるべきですが、そのように提案したことがあるのでしょうか。計画の抜本的な見直しを求めます。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
91	最大のギャンブル依存症対策はカジノを造らないことで、カジノIRは中止して欲しいと思います	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
92	本計画はIRカジノを山下埠頭に導入しようとする計画に連動させて、市は「このように依存症対策をやっている」とのアピールをするためのポーズに過ぎない。スローガンのon paradeであり、実効性はほとんどなく、市としての責任、必要なマンパワー、コストなどが具体的に数値で示されていない。 健康福祉局のミッションは何よりも市民の健康福祉の維持強化であり、なかでも精神保健福祉課のそれは市民の精神福祉の健全性を保障することである。ミッションを厳然と実践しようとするのであれば、都市整備局に止まらず市長を筆頭とする市のトップに対して、堂々とIRカジノの誘致事業を断念するように進言すべきである。 IRカジノ誘致を進める都市整備局IR推進課の「世界最高水準のギャンブル依存症対策」などの虚偽、あせかけの謳い文句に迎合してはいけません。 最高の、最有力のカジノギャンブル依存症対策はカジノを誘致しないことである。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。 なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
93	ギャンブル依存症を予防するにはカジノを作らないことが最も効果的なんです。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
94	カジノ「博打場」が無ければ、包括的な支援はいりません。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
95	カジノ「博打場」が無ければ、依存症にはなりません。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
96	カジノ「博打場」が無ければ、依存症予防もいりません。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
97	カジノ「博打場」が無ければ、依存症はありません！	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
98	とても手強い、単なる啓蒙や相談窓口の設置だけで、対策にはならない。依存症に陥る人は、はじめから啓蒙など信じておらず、なっから初めて状況を把握する。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
99	パチンコ、競馬等依存で経済破綻を伴うことはまれかもしれないが、カジノ依存では、確実に経済破綻する。同列に扱うこと事態、認識の甘さがある。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
100	第4章について記載したが、依存症にならない、対策はどう考えているのか？ 啓蒙活動は無視されたい。自分だけはならないと言う心理が支配しているからだ。 本当に市民のためにカジノを導入したいのであれば、世界に誇れるほどの「依存症にさせない政策」を強化すべきだ。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が原案に含まれているもの、又は原案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
101	<p>カジノの作成により、精神障害者でアルコールや、ギャンブル依存症、買い物依存症になられている方を救済し、安定した雇用を横浜市のカジノ内で精神障害者に雇用を提供することを強く願います。</p> <p>カジノの職員採用に関する取り決めで、カジノ運営職員が全て正社員しかない取り決め、精神障害者と一般の給与の手当て、障害者を1年の任期付さや最長5年などの採用をしない義務、最初から終身雇用として正社員で採用する義務、給与が毎年昇給する給与制度、住まいの福利厚生、日勤、給与の高い夜勤を従業員が選択する権利、自由、残業がない取り決め、残業代が必ず出る取り決めもして下さい。</p> <p>カジノ従業員が著しい対人性に支障や攻撃的な性格がない限り採用後リストラしない保障の条文的保証の追加をお願いします。</p> <p>障害者の法定雇用率が超えても、カジノに対して意欲のある人材は必ず採用し、法定雇用率以上に精神障害者の雇用を促進、増やしていく社会福祉への強い貢献の義務の条文的追加も強く願います。</p> <p>自分は精神障害者の手帳を持っています。</p> <p>横浜市のカジノで精神障害者求人正社員としてカジノのスタッフとして働きたいです。</p> <p>日勤の勤務、給与の高い夜勤の勤務を本人の希望で選べるようにして下さい。</p> <p>日勤なら日勤のみの時間帯固定の求人にして下さい。</p> <p>自分は日勤の勤務を希望しています。</p> <p>カジノのスタッフに水道光熱費込みの個室の寮と3食の食事付きの家賃無料の水道光熱費込みの社宅、子供のいる結婚者には水道光熱費込みの3LDKのドミトリーやマンションの福利厚生をを与えて頂ける事を強く願います。</p> <p>カジノの専門学校を出ていなくても、アルバイト経験のみの経歴でも精神障害者求人採用されるようにして下さい。一般と同じ待遇の給与にして下さい。</p> <p>精神障害者だから採用が不利にならないようにして下さい。</p>	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましても、ご意見として受け止めさせていただきます。
102	<p>現在の社会は、孤立や不安で何かに依存する傾向が強まっていると感じています。</p> <p>アルコールや薬物というこれまでの依存対象だけでなく、日本の場合、パチンコなどへの依存が著しく問題になっています。</p> <p>それに対して対策を講じられることは大賛成です。</p>	②	ご賛同くださり、ありがとうございます。今後も依存症対策の取組を推進していきます。
103	<p>若者のネット依存、ゲーム依存は、新しい深刻な問題ですが、それへの対応が不十分というか、この案では十分考慮されていないと感じます。</p>	③	ゲーム障害については、国において対策に向けた取組が進められています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます、国等の動向を注視しながら、依存症対策の施策を推進します。
104	<p>カジノはギャンブル依存の典型で、被害額が大きいため甚大な悪影響をもたらすでしょう。</p> <p>その対策はどうなっているのでしょうか。</p>	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。 <p>IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討していきます。</p>
105	<p>医療関係者の声が報じられました。</p> <p>「カジノを中止することが最大の予防」です。そのご意見が大賛成です。</p>	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましても、ご意見として受け止めさせていただきます。
106	<p>知性と理性を持って、何より、市民の健康と幸福を考えて、依存対策の一番は、原因を除去すること、薬物を取締り、カジノ誘致を中止することという決断を対策に盛り込んで下さい。</p>	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましても、ご意見として受け止めさせていただきます。
107	<p>ぜひ、横浜市がカジノ誘致などの愚鈍な政策を断念されること、依存症の原因となるカジノ誘致を中止することを、この策の中に盛り込まれることを心から希望します。</p>	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましても、ご意見として受け止めさせていただきます。
108	<p>支援計画は重大な欠陥があり、期待される効果よりも悪影響が多く、今後、国及び地方公共団体が、ポップカルチャーに対して望ましくない影響を与えることは明確であるため、大層な見直しをお願いする次第です。</p>	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
109	<p>アルコール依存症に特化した取組に関して「女性特有の課題に応じた飲酒の防止の取組」の言葉は、女性解放思想主義の方からリーフレットが完成した場合、不平の問い合わせがあるので、内容を変えることが望ましいです。アルコール依存症に関しては、性別は関係ありませんので、妊産婦や胎児に対して、どのように両性が取組むのが重要であるため、双方に向けた啓発活動が必要です。</p>	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
110	<p>ギャンブルの依存症の対策は自治体が推奨をして規制を取組むのではなく、自己の判断で適切に遊戯をすることが重要で、自殺、家庭崩壊にならないように、相談者に対し面談及び窓口の提供を図り主催団体と連携をして啓発活動を行うことが重要です。</p>	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。

【対応分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が案に含まれているもの、又は案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
111	ギャンブル等依存症に関連する状況に関して、WINSやサテライト、ポータル等の場外の公営競技売場があり大きな税収の対象となります。過度に規制すると税収が減り、市民税等の増徴の危険があり、また、生涯でギャンブル依存になる生活習慣の調査で、人口372.5万人に70,000人という数字は人口の約1.89%になり、あまりにも数値が大きく正確に検証をする必要が有ります。	④	ご指摘の統計は「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」に当たると考えますが、当該調査は、平成29年度に国が実施した調査と同様の方法で対象者を抽出し、訪問調査によって得た集計値を統計処理の上、専門家の監修のもと、推計値等の算出を行ったものです。調査結果の表記についても国の調査に準じています。統計学上、適切に処理を行っており、全体の推計値は国の調査と比べても大きな乖離はないと考えています。
112	ゲームセンターのメダルゲームを「ゲーム依存症」から、ギャンブル依存症の対象にするのは筋違いです。風営法等の解禁運用基準内で実施することは警察庁で取締をしないことになっていますが、基本的に遊戯に於いて食品との換金は法律に反するのでギャンブルとは言えません。コインを用いてギャンブルを行うカジノと、ゲームセンターのメダルゲームが一緒の遊戯であると捉えることができます。また、ゲームセンター全てのゲームが対象になりかねません。児童と家族が一緒に遊べるジョイスティックゲームなども対象になり、クレーンゲームや簡易なメダルゲームも悪影響があると判断ができ、最悪の場合はゲームセンターの排除にもつながるおそれもあるため依存症から削除が適切です。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
113	ゲーム依存症に関して厚生労働省は、国会の答弁で「科学的根拠が必要である」と回答をされており慎重な立場です。また、ICD11は現場での導入は数年後ですが、まだ認定もされていない「ゲーム障害」という用語を使いゲームが悪であると誘導していることが遺憾です。	③	ゲーム障害については、国において対策に向けた取組が進められています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。国等の動向を注視しながら、依存症対策の施策を推進します。
114	ゲーム障害を位置付けているのは特定の医療機関が筆頭であり、データも数が乏しく正確性に欠けるものを、行政が人数を多くし錯誤させる使い方は恣意的で、誤解を招きやすいです。他の研究機関及び医師等の意見を取り入れて、依存症だけ言葉だけ先駆けているのが現状です。	③	ゲーム障害については、国において対策に向けた取組が進められています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。国等の動向を注視しながら、依存症対策の施策を推進します。
115	携帯電話でゲームや検索、情報収集などをする時代になり、携帯電話での操作が増えれば当然使用する時間は増えますし、社会恐怖、気分障害等といった精神疾患を抱えている方にとっては最後の砦として命を救っていることもありますので、ゲームや情報端末を奪うことのない環境整備が必要です。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、第4章の重点施策1「(1)総合的な依存症対策の取組」の「ア 若年層への啓発・依存症予防の知識の提供」に「ゲームにのめりこむことで、心身の不調、遅刻・欠席・欠勤などの社会生活上の問題、過度の課金による経済的な困難等が発生する場合もある一方で、背景に心身の不調や学校・家庭生活における困りごとがあり、結果としてゲームにのめりこみている場合もある」と及び対策として小中学校等と連携してゲームとの適切な付き合い方等に関する普及啓発を実施するとともに、「家庭で保護者ができる関わり方等について普及啓発を実施する」旨等を追加し、ゲーム自体を一律に制限するといった趣旨とならないように修正します。
116	性行動につきまして法律、条例に反しない限りどのような多様性をもっても自由だと確信をしております。成人指定図書及び成人指定同人誌など二次創作物の規制、同性愛や無性愛などのLGBTQに対する考え方を伝統で思想を統一するおそれがありデオロギーの問題で解決をされる危険があります。以上のことから依存症対策地域支援計画(仮称)は憲法が保障する、自己決定権、幸福追求権、平等権、表現の自由に対しており抜本的な見直しを必要とすることを意見いたします。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
117	本人が治療したい、家族が相談したいと思っても、どこに連絡すればいいのかわからない場合があり、相談窓口のさらなる広報と拡充をお願いしたい。	②	ご意見の趣旨については、素案の第4章の「重点施策3」の「(1)総合的な依存症対策の取組」の「ア 依存症の本人や家族等が相談につながる普及啓発」の「イ 幅広く身近な場所での普及啓発」の「ウ 家族等向けの啓発」等に含まれていると考えております。頂いたご意見も踏まえ、計画を推進してまいります。
118	本人向けの相談窓口は、医療機関、自助グループ、弁護士が一体化した、ワンストップの窓口が必要です。また、ギャンブル依存症当事者の家族等は緊急に切迫した状況に落ち込みやすいことから、警察署などと連携した24時間体制での相談窓口も必要ではないでしょうか。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
119	学校や職場での啓発や教育の推進について記載されているが、自分が依存症者本人になってしまった場合の事だけでなく、家族、友人、職場の同僚や後輩などが罹患した場合の適切な対応についても、力を入れて周知して欲しい。具体的には、ギャンブルをしている家族・友人からのお金の無心には毅然とした態度で断る事(ギャンブル依存症者はその病気の症状により、巧妙なウツをつくることがあるなど)。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、第4章の重点施策3の「ウ 家族等向けの啓発」に家族等が依存症についての基礎知識や対応方法を知ることがするための啓発についての取組を追加します。
120	職場のお金を横領した場合は、「今回だけは見逃してやるから、その分これから頑張っただけ」等の根性論で解決しようとせず、休職してまずは依存症の回復に専念するように助言する事など盛り込んで欲しい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
121	不安・苦しみで一杯の家族が最初の相談窓口となる行政機関。そこでの情報、支援の在り方で家族は左右される。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
122	相談員、窓口担当者の方に自助グループ等で是非“生の声”(体験談、問題点など)を聴き、理解・知識を得て、充実した支援をしてほしい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
123	行政の方や一般の方が一人でも正しい理解をして頂ければ、キャンブル依存症者、家族の助けとなる。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
124	支援団体・自助グループは、基本的に無償で活動を行っている。のみならず各団体構成員の持ち出しで活動を行っているのが実態である。これでは、継続的な支援はおぼつかない。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
125	今後もキャンブル等依存症者の減少が期待できない以上、民間支援団体・自助グループの果たす役割は、これまでになく増大することが予想される。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
126	民間支援団体・自助グループは、行政や医療機関とは異なる角度からのキャンブル等依存症当事者との関わりの中で、回復に向けた取り組みを行っている。この活動を継続的に推進するためにも、財政的な基盤を強化することは、必須である。	②	ご意見の趣旨については、素案の第4章の「重点施策5」の「(1)総合的な依存症対策の取組」「才 民間支援団体等への活動支援」等に含められていると考えております。頂いたご意見も踏まえながら、計画を推進してまいります。
127	コロナによってネットによるキャンブル依存症者が急増しています。早急な対策をお願いしたい。(ネットバンクと公営キャンブルとの併づけ禁止等)	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
128	アルコール・薬物・キャンブル等依存症などの回復支援といひ、1つでくくっているが、専門家が指摘する依存症の分類は(1)物質依存(アルコール、薬物など)(2)プロセス依存(キャンブル、買い物など)(3)関係依存(DV、ストーカーなど)に大きく分類され、それぞれに全く異なる診断と治療などの対策が必要とされている。市は故意に(1)と(2)を混ぜ合わせることで、喫緊の課題であるカゾノ(賭博)によるキャンブル依存症予防の必要性を小さくせよと図っているとしかかえぬ。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
129	「物質依存」であるアルコール、薬物依存と「プロセス依存」であるキャンブル依存とは大きな違いがある。アルコール依存や薬物依存は身体に直接的な影響を与え、様々な症状を起こすのに引き換え、キャンブル依存は肉体的には非症状者と変わらない。精神科の医師として日ごろから診察に当たっている作家の帯木蓮生氏は著書『やめられない キャンブル地獄からの生還』の中で、キャンブル地獄の2大症状は借金とワソと述べている。しかし、素案にはそうした依存症の各特性が示されていない。その証拠が、129ページもある「素案」の中でIRカジノに触れているのは、「コロナ 総合型リゾート(IR)について」という、わずか14行の文章のみであるということである。その中身も「安全・安心対策の模範モデルを構築します」という、極めて抽象的かつ中身の全くない記述だけである。従って「取り組むべき施策」でも、「高等学校の保健体育の授業で、アルコール、薬物等の依存症に加えて、キャンブル等(1)依存症についても実施」という、いかかわしい対策しか記載できていない。むしろ、市は「広報ほこはま」に記載しているように、「カゾノをたしなむ」よう求めているのではないかと問わざるを得ない。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
130	素案では、基本方針として「依存症の予防」を謳ったが、予防の第一は問題施設を造らないこと、造らせないことである。深刻なキャンブル依存症であるパチンコについても、パチンコ店と依存症患者の発生率には距離的な相関関係があることがかねてから指摘されている。神奈川県精神神経科診療所協会は2019年から「キャンブル依存症の最大の予防はキャンブルの機会を増やさないことである」と指摘し、「キャンブルであるカジノができれば、当然のことながらキャンブルに接しやすくなり、キャンブル依存症が増える」として、横浜市にカジノ施設が建設されることに反対している。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
131	『カゾノ 誘致に反対する寿町介護福祉医療関係者と市民の会(KACA)』は先ごろ、「カゾノIRごと再考すべき」とする要請書を林文字市長に突き付けたが、その中で「カゾノ/キャンブル依存症を防ぐために最も重要な、カジノを造らない環境改善を含む一次予防」をごまかすために、予防医学の世界的常識である「一次・二次・三次予防」という言葉を、勝手に「一次・二次・三次支援」という言葉にすり替えて、依存症対策を狭めている」と指摘している。依存症は大学の教授室では分からない。こうした現場からの声に真摯に耳を傾けよとしない「素案」は—から作り直すべきである。	③	本計画では、依存症対策検討部会での議論を経て、回復のために努力を続ける本人・家族等へ、より肯定的な表現となるよう「支援」という用語を使用しています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。依存症対策の予防の取組についても推進していきます。
132	横浜市の「素案」も「支援」をいうだけで、実際は当事者や支援者に丸投げするだけで、政府のコロナ対策と同じように「自助、自責、自己責任」をなすりつけるものと言わざるを得ない。「そんなことはない」というのなら、現場で毎日診療している精神神経科医や自助グループとどんな協議を行い、何を学んできたのかを明示すべきである。全国的に見ると自助グループに対して、ろくな支援も行わず、過大な負担を強いている自治体が多いと指摘されている。	③	本計画は、有識者や医師に加え、支援者、当事者、家族等が委員として参画する依存症対策検討部会においてご意見をいただきながら策定を進めます。本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。今後関係機関・団体と連携し、取組を推進してまいります。
133	具体的にカジノ・キャンブルによる依存症への記述が全くなく、予防医学の常識をすり替えている、今回の素案は取りやめ、現場の医師、当事者、支援者と真摯に向き合った予防策を講じるよう求める。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRの表現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討していきます。
134	依存症にかかってから治療するのは困難。つける薬も塗る薬もないので根本的にはそんな施設をつくらない事。ヨコハマにカジノ/IRを新たにつくるなど時代錯誤もはなはだしいと思う。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。

【対応分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
135	ギャンブル依存症をふやさないためには、ギャンブルをする場をなくすことであり、なくすべきです。ギャンブルができる場を増やすのは言語道断。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
136	依存症になってしまう前の段階での、悩みごとや生活相談の場が必要だと思います。気軽に相談できる場を区役所・クアプラザなど。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、第4章の重点施策1を「予防に資する普及啓発」から「予防のための取組」と修正し、「才 心身の健康を保つ取組」と「様々な課題への支援」を追加します。
137	依存症対策が必要になるような、カジノそのものの計画をやめることをキッパリ決めることを願っています。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
138	ギャンブル依存症の方が多いと聞いている。治療効果があまりなく、家族も苦しんでいるそうです。そのような方々への支援は大事かと思うが、新たに計画するよりにより、依存症の患者を増やす事があるかなカジノ施設(ギャンブル)を誘致しないことが一番の対策だと思います。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。
139	依存症の原因をつくってにおいて対策はないでしょう。ギャンブル=カジノは中止して下さい。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
140	この意見記入用紙を企業にばらまかないで。市民一人ひとりからのものに限定して下さい。	④	パブリックコメントは、市民の皆様からのご意見又はご提案を求め、提出されたご意見等に対する本市の考え方を明らかにするとともに、有益なご意見等を考慮して本市としての意思決定を行うために実施しています。ご意見として受け止めさせていただきます。
141	依存症は治療・投薬で回復できる病ではありません。当事者が、アルコール・薬物・ギャンブル等に手を出せぬ環境を保っていくしかありません。最善の策はカジノ(賭博場)を作らない! ことです。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
142	そもそもIRカジノを作らなければ従来の対策があるのに、この終わったコンテンツのIR推進自体が恥ずかしい事業です。市民の税金は恒久的には子どもに予算を増やし、今はCOVID-19に人材予算をつけるべきです。IRカジノは断念かみえます。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
143	依存症はなる前に対策が必要で最大の対策はやらぬ事だと思います。カジノは横浜にいりません。日本のどこにもいらない。カジノ誘致を撤回して下さい!!!	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
144	依存症への取り組みが、まだまだ不十分で、多くの患者さんが、治療の環境にまで行きついていない現実があります。「包括的な支援の提供」とあり、具体的な方策を市として持たないことは問題です。	③	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでいます。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただき、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。
145	基本方針では「依存症の予防」とあるが、最強の予防は、新たな依存症の原因をつくらぬことで、横浜IRは、最もやっではない事である。パチンコスロットなどの換金システムをやめるように国に求めることが必要。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IR及びギャンブルを行う事業者への規制等に関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
146	「依存症についての正しい理解を促進」しなければならないのは第1に横浜市だ。カジノとばく場を新たに作るなどありえない。原因であるタバコ場をひらかないよう市長に求めるべきである。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
147	薬物、ギャンブルについてはカジノなどの大型ギャンブル事業は白紙にするべき(治安維持のため)	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。ご意見として受け止めさせていただきます。
148	薬物については開業が存在するが、後を絶たない現実がある訳です。けい発だけでは×。これら大とになる根拠を根拠しない限りなくならないと思います。開業者に対しての重い刑を下し、また、薬物(色検薬物)については、法律を作り日本での禁止法を成立するべき。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。薬物等への規制等については、ご意見として受け止めさせていただきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が案に含まれていないもの、又は案案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
149	取り組むべき施策にある「ギャンブル等依存症に特化した取組」は全く具体性にかけ、対策となっていない。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
150	今問題になっているのは、カジノを含むIRについて、ギャンブル依存症である。この支援計画はこの件での記述が極めて少ない。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づき区域整備計画において検討していきます。
151	横浜市はカジノを含むIR整備について依存症への対策をしっかりと行っている。これが該当するとならば、まったく誤魔化しである。カジノを含むIRに特化した計画を出すべき。カジノを導入しないのが一番の対策。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
152	横浜市の依存症対策は、横浜市の目標や達成すべきことが示されておらず、民間に依頼する丸投げの計画です。	③	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。今後も取組を推進していきます。
153	素案の全体を通じて、依存症への理解の普及・啓発連携が繰り返し述べられていますが、苦しんでいる当事者や困っている家族、さらに彼らを支える支援者の姿が伝わってきません。特にギャンブル依存症の場合は、多額の借金から多重債務を抱える人も多く、家族や友人を困難な状況に巻きこんでいる現状があります。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
154	依存症の回復支援には、当事者同士が支え合うミーティングなど、人と人をつなぐ地域のサポートが何よりも有効であり、横浜市は依存症の当事者や家族を地域にフットストップで支える仕組みを整えるべきです。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
155	地域の保健福祉を丸ごと対応できるように保健所の体制を見直すことも必要です。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
156	まずは、当事者や現場に寄り添い、その声を聞き、サポートする体制を整えることが重要です。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
157	何よりも、依存症を予防する環境設定が重要であり、ギャンブル施設をこれ以上作らないというような実効性のある対策を求めます。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
158	横浜市が、依存症対策に主体的にかかわることで、カジノ誘致をすすめるべきではないことに一刻も早く気づいてください。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
159	賛同します。	②	ご賛同くださり、ありがとうございます。今後も依存症対策の取組を推進していきます。
160	確実な実行をお願いしたい。	②	ご賛同くださり、ありがとうございます。今後も依存症対策の取組を推進していきます。
161	期間が5年間の計画で推進される事は良いことだと思いますが、年単位のモニタリングは必要だと思います。	②	頂いたご意見の趣旨は、計画素案の第5章2(1)に記載しています。今後も年度ごとに、施策の進捗状況を把握・確認し、依存症対策検討部会での議論を通じて計画の進捗状況などの点検や評価を行い、それを踏まえて事業の見直しや改善を実施していきます。
162	状況に応じた支援は大切だと思います。それ以上などの段階にいる方なのかを見極める事は大切だと思います。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
163	依存性は完治しない障害なので、適切な認識をもち、健康度を高める支援が必要だと思います。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
164	啓発、支援にあたり、状況、段階に応じて行うことの大切さが必要だと思います	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。

【対応の分類】 ①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
165	1つの支援機関で囲い込むよりも、個別性に応じた連携した支援が大切だと思います。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
166	行政が、基本方針、理念を示していただいた事は、支援の一環性を連携して行うためには大切な事だと感じました。	②	ご賛同くださり、ありがとうございます。今後も依存症対策の取組を推進していきます。
167	膨大な資料ですが、今横浜市が一番問題にしなければならないのはカジノではないでしょうか。依存症対策ができてからキャンブル場がある限り依存症の人が発生します。依存症の人を増やさないためにはこれ以上キャンブル場を作らないことが一番です。カジノ建設をしないこと、横浜市に、強く求めます。カジノ建設をやめてこれ以上依存症の人を増やさない姿勢をはっきりして、改めて1章～5章を検討するべきで、カジノ建設のための依存症対策は無用です。カジノ建設をやめることが依存症対策には一番です。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。 なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
168	P19ウ キャンブル等依存症に関する状況(ア)ギャンブル等依存症者の割合にある。市のギャンブル依存症者の統計は国や県に比べて少な過ぎるそうです。この姿勢は、横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)案案に不信を抱かせます。	④	当該調査は、平成29年度に国が実施した調査と同様の方法で対象者を抽出し、訪問調査によって得た集計値を統計処理の上、専門家の監修のもと、推計値等の算出を行ったものです。調査結果の表記についても国の調査に準じています。統計学上、適切に処理を行っており、全体の推計値は国の調査と比べても大きな乖離はないと考えています。
169	市はギャンブル依存症対策ができておらず、IRを含めて抜本的に再考が必要です。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。 なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
170	4月2日に「横浜へのカジノ誘致に反対する寿町介護福祉医療関係者と市民の会」が市に申し入れをした文書を全面的に賛同します。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。 なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
171	ギャンブル依存症は、ギャンブルを行う場所があるから発生します。なければギャンブルができません。ギャンブル依存症の患者を作らないためには、ギャンブル場を作らないことが一番です。横浜にカジノを作ろうとしている市が依存症対策を考えるなんておかしいことです。カジノを作らなければいいのです。いくら立派な対策案ができたとしてもギャンブル場があるということに視点を置かなければ何の役にも立ちません。カジノ建設計画を撤回しましょう。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
172	パチンコなどのギャンブルをなくすように提案しましょう。	④	ギャンブル等を行う事業者への規制等については、ご意見として受け止めさせていただきます。
173	人をボロボロにしてしまう依存症をなくすために市は医師や患者家族の話を聞いてください。それなくして1～5章の計画は無用です。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
174	全体を読んでみての感想ですが、確かに自分の意思だけでやめられるものではありません。かと言ってむやみにアルコールやゲーム等規制しても罰げるわけではないと思います。規制したとして、違法ドラッグ等に手を出したりする人が出る可能性もありますし、香川県みたいにゲーム時間規制したところで守る者は少ないと思われる。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
175	改善策としては、学校や企業にカウンセラーを配置したり、国や企業が運動習慣を身につけるよう指導したりすると思います。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
176	P20 コラム 統合型リゾート(IR)について IR推進法の付帯決議によって、国や自治体はギャンブル依存症の対策を整えることが定められたことで、横浜市もこの「依存症対策地域支援計画」を策定したと理解している。日本型IRはカジノの設置が条件であり、カジノをつくとギャンブル依存症の人が増えることは専門家も認めているからこそ、対策が必要となった。それほど、IRカジノとギャンブル依存症の関係は深く、あらたな依存症を生まないこと、またすでにギャンブル依存症の人、当事者や家族への支援も含め、ギャンブル等依存症対策が重要になるということでもある。 しかし、この案の中ではIRとギャンブル依存症に関わることについての記述は、1ページにも満たない。あまりにおまつである	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。 IRの実現に向けては、国や神奈川県との関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討していきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が案に含まれているもの、又は案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
177	先進事例に学ぶのであれば、韓国のカンウォンランドの失敗事例やシンガポールの個人情報の徹底管理なども示し、横浜市民に対し情報を提供すべきと考える。さらに、カジノ施設の周辺のまちにはギャンブル依存症の発症数が高いという研究結果も出ており、紹介すべきである。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めてさせていただきます。
178	問題なのは、依存症対策のための社会的コストがまったく明らかにされていないこと。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
179	カジノ実現に向けて準備していると言っているにもかかわらず、ギャンブル依存症の対策は、「市、事業者、関係機関等が一体となって『安全・安心対策の横浜モデル』」とあり、横浜市が責任をもって何をやるのか？そのための社会的コストはどのようになるのか？	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討していきます。
180	P28 「他方で、「依存症になるのは自業自得と思う」の質問については38.8%が、「治療しても依存症が回復することはない」の質問については24.2%が「そう思う」または「ややそう思う」と回答しており、依存症に関する正しい知識が浸透していないことがうかがえます。」とあり、確かに正しい知識の普及は難しいと思います。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
181	依存症には「完治」はありません。飲まない、やらないという日々を積み重ねることが回復であることと表現してください。回復が継続していても、一度スリップしてしまうと多くの場合、再び依存症の状態にあっていう間に戻ります。回復のことを完治と勘違いさせない表現や内容にすべきです。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
182	P33,34 「依存症の本人や依存症が疑われる人、またはその家族等にとって身近な支援者となる様々な機関・団体が活動をしています。こうした身近な支援者が依存症問題に対する理解と対応力を高め、専門的な支援者との連携を強化していくことが、効果的な依存症の予防・早期発見・早期支援に向けて極めて重要なことと考えられます。」 一次予防こそが真の予防で、病気を起こさない環境を造る健康保護が重要です。ギャンブル依存症の最も有効な予防策は、ギャンブル施設を増やさず、新たに造らないことです。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めてさせていただきます。
183	「一次／二次／三次予防」の言葉を、「一次／二次／三次支援」の言葉にすり替え、一次支援を普及・啓発だけに留めています。行政の課題を重視せず、依存症対策を行政の都合のいいように狭めてしまっており、これでは当事者・家族・支援現場はたまりません。	③	本計画では、依存症対策検討部会での議論を経て、回復のために努力を続ける本人・家族等へ、より肯定的な表現となるよう「支援」という用語を使用しています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。依存症対策の予防の取組についても推進していきます。
184	P49 「区役所のその他の部署による取組 区役所では関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保 健康等)において、日々の業務の中で依存症に起因すると考えられる福祉課題への対応… そうした依存症に起因すると考えられる福祉課題を含む複合的な問題について、区内の複数部署が連携して対応」とあって、事業名が違っています。全庁的な取組みもありますが、各局の箇々の事業となっているのではないですか。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
185	ギャンブル依存症に限らず、依存症の当事者・家族は顕在化している困りごとの背景に重層的に課題を抱えている場合も少なくありません。依存症の当事者や家族を地域でフットストップで支える仕組みを整えるべきです。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
186	地域の保健福祉を丸ごと対応できるように保健所の体制を見直すことも必要と考えます。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
187	困っている市民が読んでも、どうしたら良いのか全く分かりません。依存症に苦しむ人の姿が全く見えません。当事者不在です。当事者が参加できていません。当事者主体の世界的な支援潮流に反しています。当事者・家族が参加する支援計画に見直してください	③	本計画は、有識者や医師に加え、支援者、当事者・家族等が委員として参画する依存症対策検討部会においてご意見をいただきながら策定を進めています。頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。依存症に悩む方が相談・支援につながることでできるよう、普及啓発の取組を推進します。
188	コロナ禍を踏まえた対策になっていません。自宅待機によるオンライン依存症や、因縁や孤立や自殺と結び付いているDVや虐待の増加への対策が検討されていません。実際はオンラインゲームだけでなく公営ギャンブルもオンラインで依存症を増やしています。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、コロナ禍における公営競技のインターネット投票等の状況について、コラムを追加します。その他のご意見については、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が原案に含まれているもの、又は原案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
189	コロナで困難や孤立と結びついて DV や虐待が増え、自殺が増えていますが、依存症対策に扱われていません。素案は狭義の意味の依存症対策であって、DVや虐待も依存症として捉えていく必要があると思います。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
190	市のギャンブル依存症者の統計は、国や県に比べて少な過ぎます。重い依存症当事者が回答を控えた可能性が高く、再調査すべきです。	④	ご指摘の統計は「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」に当たるとは思いますが、当該調査は、平成29年度に国が実施した調査と同様の方法で対象者を抽出し、訪問調査によって得た集計値を統計処理の上、専門家の監修のもと、推計値等の算出を行ったものです。調査結果の表記についても国の調査に準じています。統計学上、適切に処理を行っており、全体の推計値は国の調査と比べても大きな乖離はないと考えています。
191	今までに依存症支援を行ってきて、つなぐににくいという点が問題なのか？ 切れ目のない支援ができないのが問題なのか？ では、この案ができたら、依存症、当事者と家族は、切れ目のない支援を受けることができるとは思いますか？ 私は、とても、できないと思います。特に家族が大変な思いをします。家庭崩壊です。 新たな依存症を増やすIR型カジノなど、370万人都市の横浜市が誘致していいはずはありません。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。 なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
192	P19ウ ギャンブル等依存症に関連する状況(ア)ギャンブル等依存症者の割合にある、市のギャンブル依存症者の統計は国や県に比べて少な過ぎます。この姿勢は、横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)素案に不信を抱かせます。	④	ご指摘の統計は「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」に当たるとは思いますが、当該調査は、平成29年度に国が実施した調査と同様の方法で対象者を抽出し、訪問調査によって得た集計値を統計処理の上、専門家の監修のもと、推計値等の算出を行ったものです。調査結果の表記についても国の調査に準じています。統計学上、適切に処理を行っており、全体の推計値は国の調査と比べても大きな乖離はないと考えています。
193	ギャンブル依存症への対策は不十分です。ギャンブル依存症の方々の調査や治療にあたっては医師・看護師の意見を聞いてください。依存症の方々の話を聞いてください。今でもギャンブル依存症の実態は深刻です。その上カジノが加わるのですから、この横浜市の対策では全く足りません。	③	本計画は、有識者や医師に加え、支援者、当事者、家族等が委員として参画する依存症対策検討部会においてご意見をいただきながら策定を進めています。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでいます。頂いたご意見につきましては参考にさせていただきます、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。
194	ギャンブル依存症の最大の対策はカジノを作らないことです。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
195	資料が膨大すぎて読みにくいです。読みにくくしてませんか？	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
196	この計画の趣旨や位置付け、方針、具体的な施策など、データを駆使して細部にわたり具体的に述べられているが、賭博依存症については、従来のパチンコ・競馬などへの依存症への有効性はともかく、横浜市民の約7割が反対している横浜へのカジノ誘致を推進する条件付けとはならない。 家庭に例えてみて、「苦しい家計を助けるとの不確かな可能性を追って、解毒剤を十分用意したからと、親は子供に毒を与える。」だろうか？ 過半数を優る横浜市民が、賭博であるカジノの横浜への誘致をどのような理由付けであっても根本的に反対であることを表明している。横浜市はこの民意を知りながら、以前からカジノ誘致推進に向け、今回のパブコメを含む各種の画策を続けているのは非民主的であり、市民への背信行為である。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
197	130ページにもおよぶ文書を仕事や家事の合間に読んで、どれだけの方が章ごとに意見を言えるでしょうか。高齢で字が読みにくくなっている人もです。 カジノは横浜市の利益になりません。反対します。 ギャンブル依存症についても、カジノを作ってから手当するより、その前に依存症の人を出さない(ギャンブル場を作らない)のが先決ではないですか。考えなおしてください。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。 なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
198	今もギャンブル依存症に苦しむ本人と周囲の人々を救う決定的な手立てがないため、カジノを作らないことが最も有効な予防策であると考えます。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。 なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
199	依存症対策地域支援計画の素案には問題があります。感染対策や貧困対策に市民の税金を回し、責任のとれないカジノIR計画を取りやめ、依存症対策を再考すべきです。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。 なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考にさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
200	カジノギャンブル依存症の対策計画ができていません。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討していきます。
201	(1頁)第1章 計画の概要 1 計画策定の趣旨 (1)国及び神奈川県における取組 の3行目に「依存症は、適切な治療やサポートにより十分に回復が可能である」とあるが、正確ではない。依存症になれば脳に回路ができるため、常に依存症と闘わなければならないと理解しても完治はしない。自分は依存症を持っているため、その苦しみに理解を持ってもらいたくない。理解を招かないよう、「依存症は、脳に回路ができるために完治はしないが、適切な治療やサポートにより回復が可能である」に改めるべきである。生付き合う病気であるため、「十分に」は言い過ぎである。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
202	(3頁)第1章 計画の概要 1 計画策定の趣旨 (2)本市における取組 コラム 民間支援団体等の活動と依存症回復支援の経緯にて、ギャンブル依存症の自助グループとして実績のあるGA(キャンブラーズアノニマス)やキヤマンに載っていないので、触れるべきである。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、第1章「1 計画策定の趣旨」の「(2)本市における取組」の「コラム 民間支援団体等の活動と依存症回復支援の経緯」に自助グループ、回復支援施設の紹介のページを記載し、GA、キヤマンを含む団体について参照しやすいようにします。
203	(4頁)第1章 計画の概要 2 用語の定義 について、回復、寛解、完治の違いをそれぞれ説明した上で、回復について触れるべきである。違いが分からないと、回復を捉えられない。依存症当事者として強く要望する。	③	「回復」の定義については、支援者によっても見解が分かれ、依存症対策検討部会においても議論がなされ、このような表現としています。頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
204	カジノの側の負面としての依存症対策があまりにも、お粗末である。いくら素案といっても何も具体的に書かれていない。悲惨なギャンブル依存症の現実を考えてほしい。そして本当に安心できる素案であってほしいです。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
205	カジノを作らなければそのための対策は必要ないわけで、依存症で苦しむ人がなくなるようにカジノは止めて欲しいと思う。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
206	結局、賭博ありきで、話にならない。最も効果のある対策は、賭博場の数を減らすこと。普及、啓蒙ではない。パチンコ、二店方式も賭博と認め、パチンコ含む、競馬、競輪、競艇の規制強化、新規出店禁止など、踏み込んだものを作らなければ、何をやってでも無駄です。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。ギャンブル等を行う事業者への規制等については、ご意見として受け止めさせていただきます。
207	(4頁)第1章 計画の概要 2 用語の定義 について、「横浜こここの健康相談センター(横浜市の精神保健福祉センター)」を定義し、その役割を明記してほしい。110頁の(4)ア このこの健康相談センター(依存症相談拠点)・健康福祉局精神保健福祉課の記述を、イ 区役所 精神保健福祉相談 と棲み分けて整理したうえで、この頁に持ってきてほしい。	②	ご意見の趣旨については、素案の第2章「2 本市及び関係機関、民間支援団体等における取組と状況」の「(4) 本市における取組と状況」に含まれていると考えております。頂いたご意見も踏まえながら、計画を推進してまいります。
208	ここの健康相談センター か 区役所の精神保健福祉相談 が、依存症者を事業として把握して、治療の進行管理を行い、随時に気にかけてあげられる仕組みにしてほしい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
209	(4頁)第1章 計画の概要 2 用語の定義 について、「身近な支援者」として、「依存症支援を専門としていないものの、一時相談対応や早期発見、地域の中での回復支援などの面で重要な役割を担う行政・福祉・医療・司法・学校といった幅広い領域の相談・支援者」となっているが、横浜市の地域包括支援センター(地域ケアプラザ)と一部の特別養護老人ホームがその役割を担っていて、福祉・保健の専門員が無料で相談を受けている)や民生委員や児童委員や町内会や子ども食堂や通所型支援事業所やコミュニティカフェなどの、地域に密着したコミュニティの資源も加えて、日常から依存症の方を気にかけてあげられる仕組みにしてほしい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、参考にさせていただきます。今後も幅広い関係機関・団体と連携し、取組を推進します。
210	これから人口が減少し、単身世帯が増え、特に高齢単身世帯が増えることを考えると、家族が身近におらず、依存症となっても心配し気にかけてくれる者が少なくなり、依存症の回復がより難しくなる。また、人口減少社会においては人的資源が少なくなり、効率よく人的資源を配分する必要がある。そうした社会背景も踏まえて、本人や家族以外の気にかけてくれる人を確保できるように、横浜市が体制を整えてほしい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、参考にさせていただきます。今後も幅広い関係機関・団体と連携し、取組を推進します。
211	(4頁)第1章 計画の概要 2 用語の定義 について、「身近な支援者」の定義がされているが、漠然としていてわかりづらいので、33～34頁で分類して前が挙げられている「身近な支援者(例)」の記述を4頁にまずは置いてほしい。その際、この計画を用いてすぐに実践できるように身近な支援者(例)として書くのではなく、具体名を連絡先とともに明記してほしい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
212	34頁の医療(一般医療機関)依存症の治療を標榜していない医療機関(内科、婦人科、精神科など)としているが、精神科は独立させて「一般的な精神科」として定義し、一般的な精神科が依存症を診れるように横浜市として推奨する体制を取ってほしい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。 なお、素案の第4章重点施策5の(1)「総合的な依存症対策の取組」の「ケ」専門的な医療機関の充実に向けた研修等の実施」として、依存症の治療に対応できる医療機関の充実を図るため、精神科等の医療関係者に対する研修等を実施する旨を記載しています。
213	(4頁)第1章 計画の概要 2 用語の定義 について、「専門医療機関」とは別に、依存症治療を行う医療機関(精神科・心療内科・神経内科)を「依存症診療医療機関(精神科・心療内科・神経内科)」として定義してほしい。その理由として、積極的にその情報を挙げるとともに充実を図り、連携してもらう、ケーススタディなどの研究も行う、依存症を診療できる医療機関を増やすことを行ってほしいためである。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
214	(5頁)1章 計画の概要 2 用語の定義 のコラム「依存症」の定義について にて、「依存症は病気である」「脳の病気」の定義は避けるべきとの記述があるが、病気は言い過ぎだとしても脳に回路ができることは確かであり、依存症を持っている者として他者に注意してもらいたい気持ちがあるので、「脳に回路ができる」という表現を記述してほしい。	③	「依存症」の定義については、支援者によっても見解が分かれ、依存症対策検討部会においても議論がなされ、このような表現として、頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
215	(20頁)第2章 本市における依存症に関する状況と課題 1 本市の依存症に関する状況 (2)市民の「認知度や地域の特徴など」ウ キャンプル等依存症に関する状況 (イ) キャンプル等を取り巻く状況 のコラム 統合型リゾート(IR)について にて、「国内で3か所を上限に統合型リゾート(以下「IR」という。)を設置することとしています。」と記述されているが、「IR整備法9条11項本文にて「国土交通大臣は、～その区域整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができ」とあり、同条同項7号にて「その認定をすることによって、認定区域整備計画の数が三を超えないこととならないこと」とあるので、設置することか義務ではなく「3」まで認定できる」規定であるため表現が誤りであり、「国内で3か所を上限に統合型リゾート(以下「IR」という。)を設置することができる。」に修正する必要がある。	②	ご指摘の趣旨も踏まえた表現としております。
216	(34頁)第2章 本市における依存症に関する状況と課題 2 本市及び関係機関、民間支援団体における取組と状況 (1)身近な支援者の取組と状況 ア 身近な支援者の分類にて、医療(一般医療機関)(依存症の治療を標榜していない医療機関(内科、婦人科、精神科など)としているが、精神科は独立させて「一般的な精神科」として定義し、一般的な精神科が依存症を診れるように横浜市として推奨する体制を取ってほしい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。 なお、素案の第4章重点施策5の(1)「総合的な依存症対策の取組」の「ケ」専門的な医療機関の充実に向けた研修等の実施」として、依存症の治療に対応できる医療機関の充実を図るため、精神科等の医療関係者に対する研修等を実施する旨を記載しています。
217	(39頁)第2章 本市における依存症に関する状況と課題 2 本市及び関係機関、民間支援団体における取組と状況 (2)医療機関の取組と状況 において、イ 依存症治療を行う医療機関における取組 において「本市が実施した「平成28年度横浜市における依存症対策の現状調査」からは、専門医療機関以外にも依存症の治療・支援を行う医療機関が増取存在することがわかっています。」と記載されているが、政策として現状認識を曖昧にするものであり好ましくない。きちんと数値を記述すべきである。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、第2章2の(2)「医療機関の取組と状況」の「イ 依存症治療を行う医療機関における取組」について、最新の調査結果に基づき、依存症について診療を行っている」と回答した医療機関数等を記載します。
218	この調査で用いたインターネットホームページの「かながわ医療情報検索サービス」を用いて、アルコール、薬物、キャンプルの依存症の治療を行う医療機関として登録されている病院または診療所を、計画を策定する時点において、それぞれの依存症ごとに明記すべきである。(ちなみに、2021年3月29日現在でキャンプル依存症を診療できる病院・診療所を神奈川県全域で検索した結果は37機関でした。)	①	ご意見の趣旨も踏まえ、第2章2の(2)「医療機関の取組と状況」の「イ 依存症治療を行う医療機関における取組」について、最新の調査結果に基づき、依存症について診療を行っている」と回答した医療機関数等を記載します。
219	(42頁)第2章 本市における依存症に関する状況と課題 2 本市及び関係機関、民間支援団体における取組と状況 (3)民間支援団体等の取組と状況 ア 民間支援団体等の現状 (ア) 回復支援施設の現状と活動内容について において、「本市が実施した依存症社会資源調査によれば、他の自治体と比較して市内には社会資源が相対的に多く集積しています。」とされているが、他の自治体と比較して多いが、依存症者の数に比して施設が少ないことは圧倒的に足りないことは自明である。病院には依存症資源が多いと自覚し過ぎている。自覚してそこで終わってはならず、自覚して誰にも足りないと感じると認識を与えてはならない。「他の自治体に比して多いものの、依存症者の数を考慮すると民間支援団体が足りないもので、今後、多種多様な団体が増えて拡充することが望まれる」一文を加えるべきである。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
220	(52頁)第2章 本市における依存症に関する状況と課題 3 計画課題の整理 (1)課題導入の流れ の <イメージ>の図にて、一次予防(予防・普及啓発)が幅広く、二次予防(回復支援)が特化したものとなり、IRの依存症対策について、三次予防が公的部分が少なく私的部分が大きくなっているが、深刻な二次予防が民間部分に頼るのは実効性に欠けると思っており、横浜市が三次予防にも責任を持って対応してもらいたい。	③	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでいます。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が原案に含まれているもの、又は原案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
221	(52頁)第2章 本市における依存症に関連する状況と課題 3 計画課題の整理 (1)課題導入の流れの<イメージ>の図の※にて、予防医学の一次予防、二次予防、三次予防の用語が、それぞれ一次支援、二次支援、三次支援に直されているが、依存症当事者として、予防医学の用語を勝手に変えられるのは理解を招くと思えるとともに、変えられる「支援」ではなく、依存症者が主体的に「予防」していく意味を込めて、一次予防、二次予防、三次予防の用語のままにしておいていただきたい。	③	本計画では、依存症対策検討部会での議論を経て、回復のために努力を続ける本人・家族等へ、より肯定的な表現となるよう「支援」という用語を使用しています。頂いたご意見につきましては、参考させていただき、依存症対策の予防の取組についても推進していきます。
222	(83頁)第2章 本市における依存症に関連する状況と課題 3 計画課題の整理 (3)課題の具体的内容【依存症のスティグマによる民間支援団体等の運営課題への対応】とあるが、本文中で、スティグマを偏見としているのに合わせて、分かりやすく、【依存症への偏見】による民間支援団体等の運営課題への対応とした方がよい。スティグマという言葉を使うのであれば、スティグマ(偏見)と記述した方がよい。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、コラムにおいて、「スティグマ」について解説を追加しますが、本文中には「スティグマ」という用語は使用せず、「負のイメージに伴う偏見、差別」といった説明に修正します。
223	(84頁)第3章 計画の目指すもの 1 基本理念【依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできることとあるが、そもそも困難を抱えないことが大事である。対象を依存症者に限定するのは、依存症になってしまった後のことに焦点を当てているように思われる。「市民が依存症になって苦しまないように依存物を社会的に排除していくとともに、依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること」に変えてほしい。	③	基本理念は、依存症対策検討部会において議論がなされ、このような表現としています。頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考させていただきたくします。
224	そもそも計画案は、カジノギャンブル依存症対策として計画されるべきところ、アルコール・薬物・ギャンブル等の一般的依存症対策に還元されている。これは、特殊カジノギャンブル依存症対策を依存症一般のそれにすり替えようとするパターンであり、何が何でもカジノを推進しようとする意図が強く見える。 事業経過が示しているように、カジノIR推進室を契機にギャンブル等依存症基本法ができ、ギャンブル等依存症基本計画もできた。それは、カジノギャンブル依存症は、他の依存症と比べても特別に耐薬性が強く、重症化が避けがたいという事実と国民の批判が強くなることを前提にしたものであったことは明らかである。 にもかかわらず案は、肝心のカジノギャンブル依存症対策については「コラム」で触れているにすぎず、その深刻さ、対策の困難さなどをあまりいじり、必要な対策が何一つ出されていない。124ページの長文は、市民の目からその取組を覆い隠す姑息な手法に過ぎない。 よって、カジノギャンブル依存症対策としては、なにひとつ有効性のないものと言わなければならない。 カジノギャンブル依存症に対する最大の有効性ある対策は、カジノIRをつくらないことである。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。 なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
225	最大の依存症対策は、「一次予防」すなわち病気を起こさない環境をつくる健康保護である。これを一切無視して、「二次支援」「三次支援」をいくら強調しても、実効性を担保できない。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考させていただきたくします。
226	対策には、「当事者主体」の世界的な支援の潮流に逆行している。	③	本計画は、有識者や医師に加え、支援者、当事者、家族等が委員として参画する依存症対策検討部会においてご意見をいただきながら策定を進めています。頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考させていただきたくします。
227	(85頁)第3章 計画の目指すもの 2 基本方針【依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進することとあるが、依存症の予防は依存物を社会的になくすることが根本的な対策となるので、「依存物の社会的排除、依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援」に向け、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進すること」に変えてほしい。	③	基本方針は、依存症対策検討部会において議論がなされ、このような表現としています。頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考させていただきたくします。
228	(88頁)第3章 計画の目指すもの 2 基本方針 (2)基本方針の実現に向けた取組体制に「基本方針の実現に向けて、本市こころの健康相談センター、区役所の精神保健福祉相談、さらには、専門的な医療機関、民間支援団体等、身近な支援者(行政以外)、依存症に関連する施策を行う本市関係部署が連携し、関係者が一体となって依存症対策の取組を進めます。」とあるが、連携することは必要だが、責任主体がはっきりしていないと、単なるたらい回しで、放置されて埋没してしまうことになる。一元的な責任主体がはっきりしないと、単なるたらい回しになる。ケースとして把握して責任主体を明らかにして対応しないとその場限りのものとなる。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考させていただきたくします。
229	これから単身世帯が増え、特に高齢単身世帯が増えることを考えると、家族が身近におらず、依存症となっても心配し気にかけてくれる者が少なくなり、依存症の回復がより難しくなる。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考させていただきたくします。
230	図表3-3基本方針の実現に向けた取組体制と 横浜市依存症関連機関連携会議(連携会議)の違いが分からない。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、図表3-3について、それぞれの機関・団体の実施する取組等も含めるよう修正します。
231	連携会議に触れた上で、責任主体を横浜市こころの健康相談センター又は区役所の精神保健福祉相談として、依存症者をケースとして進行管理し、依存症者が常に支援者等と接点を持っているかどうか、依存症の度合いがどうなっているのか、把握し、横浜市が積極的に回復に責任を持って関与してほしい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考させていただきたくします。
232	88頁の図表3-3の図表が簡略過ぎてイメージがわかないため、充実させて一目で関係諸機関が分かるものとしてほしい。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、図表3-3について、それぞれの機関・団体の実施する取組等も含めるよう修正します。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が案に含まれているもの、又は案案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
233	(91頁)第4章 取り組みべき施策 2 一次支援にかかる重点施策 重点施策1 予防に資する普及啓発 (1)総合的な依存症対策の取組 として、依存症の予防は依存物を社会的になくすることが根本的な一次予防となるので、横浜市が依存対象の社会的排除に努めることを明記してほしい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
234	(91頁)第4章 取り組みべき施策 2 一次支援にかかる重点施策 重点施策1 予防に資する普及啓発 (1)総合的な依存症対策の取組 ア 若年層への啓発・依存症予防の知識の提供 に関して、そもそも依存症になる危険性を高める依存物を隠む必要性はあるのか、必要ではなく善悪ではないのか。アルコールや薬物やギャンブルは嗜むのではなく危険物としてやらないことを教育し禁断し推進する必要があるのではないのか。依存物を嗜まないこと自体を予防として言うべきではないのか。やらない教育を小学校や中学校で学ばせるべきです。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
235	(93頁)第4章 取り組みべき施策 2 一次支援にかかる重点施策 重点施策1 予防に資する普及啓発 (4)ギャンブル等依存症に特化した取組 に関して、ギャンブル(賭博)は嗜まなくてはならないものではなく、新劇場の検討委員が言及していたように必要悪ではなく善悪です。ギャンブルは嗜まなければならない趣味ではない。依存薬物を禁止すると同じである。ギャンブルを社会的に排除してほしい。カジノを作らないでほしい。賭博は、公序良俗、すなわち健全な経済活動及び勤労への影響と、副次的犯罪の防止(最大判昭和25.11.22刑集4巻11号2380頁)のために刑法185～187条で禁じております。他法で違法性を抑制しても、賭博が元々持っている悪影響はなくなりません。賭博を徐々になくしていくこと、これ以上は賭博を作らないことが、つまり依存症を作る原因を作らないことが一次予防の基本です。常習性や収容性が他の賭博の比ではないとされるカジノを誘致しては、ギャンブル依存症に係る対策のすべてが観け石に水となります。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
236	ギャンブル依存症の対策が、高校の保健体育の教育や場外券売り場でのリーフレットの配架程度で、到底予防しきれないものとは思えません。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
237	これから単身世帯が増えると思われ、依存症は否認の病で周りに家族がいなければ治療に結びつきがなくなります。人口減少社会においては人的資源が少なく、効率よく人的資源を配分する必要があり、カジノを作ると余計に人的資源や社会資源を費やすことは好ましくありません。既存の賭博を段階的に社会的に排するとともに(特にパチンコ・パチスロをなくしてほしい)、横浜にカジノを作らない旨、明記してください。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
238	(93頁)第4章 取り組みべき施策 2 一次支援にかかる重点施策 重点施策1 予防に資する普及啓発 (4)ギャンブル等依存症に特化した取組 に関して、第2章 本市における依存症に関連する状況と課題 2 本市及び関係機関、民間支援団体における取組と状況 (2)医療機関の取組と状況 において、ウ その他の医療機関(一般医療機関)によると、「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿(令和2年10月1日現在)によれば、精神科を標榜している医療機関が356件(うち一般診療所297件)」とのことだが、インターネットの「かながわ医療情報検索サービス」においてギャンブル依存症を診察できる横浜市内の病院・診療所を検索した結果が2021年3月29日現在で22機関であることと鑑みると、横浜市内の精神科の6.18%しかギャンブル依存症を診察できず、これはあまりにも少ないと言わざるを得ない。しかも、過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる人は約16,000人(0.5%)、生涯でギャンブル等依存症が疑われる人は約70,000人(2.2%)もいる。横浜市内22機関、神奈川県内として37機関で、これだけの医療機関で、数万人のギャンブル依存症患者を診れるとは思えない。ギャンブル依存症の治癒は数年から一生に及ぶ、カジノがない現在でも毎年、16,000人のギャンブル依存症患者が増え、カジノができて更にギャンブル依存症患者が増えるのは、治療が追い付かないのは自明である。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。なお、素案の第4章重点施策5の(1) 総合的な依存症対策の取組の「ケ 専門的な医療機関の充実に向けた研修等の実施」として、依存症の治療に対応できる医療機関の充実を図るため、精神科等の医療関係者に対する研修等を実施する旨を記載しています。
239	カジノIRを作らない旨、明記してください。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
240	(93頁)第4章 取り組みべき施策 2 一次支援にかかる重点施策 重点施策1 予防に資する普及啓発 (4)ギャンブル等依存症に特化した取組 に関して、ギャンブル(賭博)は嗜まなくてはならないものではなく、新劇場の検討委員が言及していたように必要悪ではなく善悪です。ギャンブルをやらないように、高校の保健体育だけでなく、小学校や中学校の段階から教育することを明記して下さい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ素案に反映するもの ②御意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
241	<p>(98頁)第4章 取り組みべき施策 3 二次支援にかかる重点施策 重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につながるための取組</p> <p>(1)総合的な依存症対策の取組</p> <p>ア 連携会議による支援情報の収集と共有等</p> <p>イ 行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などの幅広い支援者のネットワーク、顔の見える関係の構築</p> <p>(99頁)横浜市依存症関連連携会議(連携会議)</p> <p><連携会議での協議事項></p> <p><開催の企画・情報提供></p> <p>の記載について、以下のように考える。</p> <p>まず、一元的責任主体をはっきりさせてケースとして管理すべきではないか。</p> <p>第1章 1 計画策定の趣旨 (1)国及び神奈川県における取組の第2段階において「一次相談の段階から回復段階にかけて包括的で切れ目のない支援が行いづらい状況にあります。」と旨とされており、包括的で切れ目のない支援を行うためには、時点時点において責任主体がはっきりしていた方がいいと思う。</p> <p>それとともに、一時的な責任主体を横浜市のこころの健康相談センターとして、依存症者をケースとして把握して、随時に変えてあげられる体制を作してほしい。連携という、投げっぱなしの、たらい回しとなる。</p>	③	<p>本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでいます。</p> <p>頂いたご意見につきましては、参考させていただき、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。</p>
242	<p>本人や家族や友人、知人が、地域で生活する中で、依存症に気付いてあげられて、民生委員や、地域包括支援センター(地域ケアプラザ)や、精神保健福祉士が在籍する精神保健福祉センターや保健所に、まずは相談できる仕組みづくりが必要と考えられる。数少ない民間支援者は、地域との接点を期待できず、依存症者が生活する地域において依存症者が孤立して依存症に人知れず苦しまず、相談につなげるための仕組みを、横浜市が積極的に構築すべきである。</p>	②	<p>ご意見の趣旨については、素案の第4章の「重点施策4」の「(1)総合的な依存症対策の取組」「ア 連携会議による支援情報の収集と共有等」「イ 行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などの幅広い支援者のネットワーク、顔の見える関係の構築」等に含まれていると考えております。頂いたご意見も踏まえながら、計画を推進してまいります。</p>
243	<p>連携会議の構成員の個々の氏名が明記されず、計画としてそのまま読んだ人が活用できるものとなっていないので、より具体的に明記すべきである。</p>	①	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、資料編に連携会議参加機関を掲載します。</p> <p>なお、依存症に悩む方が相談・支援につながることで、普及啓発の取組を推進します。</p>
244	<p>(98頁)第4章 取り組みべき施策 3 二次支援にかかる重点施策 重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につながるための取組 (1)総合的な依存症対策の取組 イ 行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などの幅広い支援者のネットワーク、顔の見える関係の構築 「依存症の本人等に対する包括的な支援体制の構築や適切な回復支援へのつなぎの推進に向けて、連携会議なども含め、行政、相談対応や回復支援に関する民間支援団体等、一般・専門的な医療機関、身近な支援者などによる幅広い支援者ネットワークと顔の見える関係づくりを進めていきます。」について、これには専門的な支援者は入っているのか不明である。身近な支援者だけのネットワークなのか、身近な支援者だけのネットワークでいいのかわからないか、疑問である。専門的な支援者が入っていないと、右往左往したり、戸惑ったり、無駄に時間や労力が費やされる可能性がある。地域の専門的な支援者を含んだ取組を設けたい。</p>	②	<p>幅広い支援者ネットワークには、行政、民間支援団体等、一般・専門的な医療機関等を含みます。頂いたご意見も踏まえながら、計画を推進してまいります。</p>
245	<p>(98～101頁)第4章 取り組みべき施策 3 二次支援にかかる重点施策 重要施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組 (1)総合的な依存症対策の取組 ア 連携会議による支援情報の収集と共有等 イ 行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者 に関して、第2章 本市における依存症に関連する状況と課題 3 計画課題の整理 (3)課題の具体的な内容 ウ 三次支援における課題 12回復段階において新たに顕在化する課題への対応 【医療機関との連携】(80頁)において、「依存症の本人の回復を継続的に支援していく上では、医療機関と民間支援団体等が緊密に連携し、本人に適切な支援を行っていく必要があります。しかしながら、依存症治療に付随する精神科の病院やクリニックは必ずしも十分な数が確保できておらず、福祉分野の支援者との連携も十分でない場合があります。また、検討部会の議論では、複数の依存症や重複障害のある事例において、医療機関同士の連携が十分に取れていない場合があると指摘もなされています。こうした状況を踏まえると、医療・福祉の両面から専門職としての本人の状態を共有し、適切な回復支援を行うための医療機関同士及び医療機関と民間支援団体等との連携体制が必要だと考えられます。」と記載されている。</p> <p>この場合の医療機関は専門的な支援者である医療機関であり、専門的な支援者である医療機関との連携について、110頁のこころの健康相談センターの役割に相当するものと思われるが、分かりにくい。主語を記載して、明確に書くべきである。</p>	③	<p>頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、第2章 3 計画課題の整理の「(3)課題の具体的な内容」の「ウ 三次支援における課題」の「12回復段階において新たに顕在化する課題への対応」(80ページ)に記載の「医療機関」については、専門的な支援者である医療機関だけでなく、依存症を抱える方の疾患を治療する等で関連する一般医療機関も含みます。</p>
246	<p>(100頁)第4章 取り組みべき施策 4 三次支援に係る重点施策 重要施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組 (1)総合的な依存症対策の取組 工 身近な支援者から専門的な支援者へつなぐ取組 において「依存症の本人や依存症が疑われる人、その家族等からの相談に対して、関係機関と連携を図りながら、身近な支援者から専門的な支援者への適切なつなぎを行います」とあるが、主語がない。誰が責任を持ってつなぐのかははっきりしない。身近な支援者が、こころの健康相談センターか区役所の精神保健福祉相談に相談した上で、こころの健康相談センターか区役所の精神保健福祉相談が、専門的な支援者につなぐ役割を図ってほしい。</p>	③	<p>頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。</p>
247	<p>(103頁)第4章 取り組みべき施策 4 三次支援にかかる重点施策 重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組み (1)総合的な依存症対策の取組 ア 行政における相談支援 に関することとして次のことを願いたい。第2章 本市における依存症に関連する状況と課題 3 計画課題の整理 (3)課題の具体的な内容 ウ 三次支援における課題 【他の生活に関する支援への負担の軽減】(76頁)にて、「依存症の支援は、生活全般の支援や病院等への同行など、様々なサポートが必要となります。特定の曜日や時間帯だけでなく、24時間365日の支援が必要な場合もあります。」とあるように、24時間365日どこかの支援に集まれる必要がある。特に深夜に孤独である精神的に追い詰められることがあり、また、深夜でも繋がるのちの電話は資源が乏しいので電話をかける人が多いに感じられる。そこで、横浜市として、横浜市のこころの健康相談センターの電話相談を24時間365日開設するように定めてほしい。依存症当事者として、医療機関にも自前グループにも通っているが、それでも深夜に精神的に追い詰められることがあるので、お願いしたい。</p>	③	<p>頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。</p>

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が案に含まれているもの、又は案案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきますもの ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
248	こころの健康相談センターの電話相談が、「1回20分で継続相談なし」と他の電話相談が通常40～60分であるのに対して短く自己開示をする以前に終わってしまうので、1回40～60分とし、継続相談も受けてほしい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
249	(103頁)第4章 取り組みべき施策 4 三次支援にかかる重点施策 重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組み (1)総合的な依存症取組 ア 行政における相談支援(こころの健康相談センターと区役所の精神保健福祉相談の取組)が載っているが、一義的にどちらか相談を受けるのが分かりにくい。また、一義的に相談を受けた後に責任主体として連携を促して専門的な支援者(専門医療機関以外)につなぐのがわかりづらい。すみ分けて分かりやすく表記すべきである。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
250	(104頁)第4章 取り組みべき施策 4 三次支援にかかる重点施策 重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組み (1)総合的な依存症取組 オ 民間支援団体等への活動支援に関することとして次のことをお願したい。キャンブル依存症に関する自助グループは、GA(キャンパラーズ・アニマス)は横浜市内で16か所(平成29年3月現在)、横浜市内以外の神奈川県内で6か所、GA以外では神奈川県内で1グループしかない(かながわ依存症ポータルサイト閲覧 2021/3/29)。自助グループが圧倒的に足りないため、GAを始めとして自助グループの活動を奨励する旨、明記してほしい。明記の内容としては、横浜市市民活動支援センターが2020年3月に閉館し、横浜役所内に会議室2室に縮小され、オープンでは偏見に悩み匿名(アニマス)で活動する自助グループの実態に合わないため、横浜役所以外に自助グループが活動できる会議室を別に市民活動支援センター並みに整備する旨、明記してほしい。男女共同参画センターだけでは足りません。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
251	自助グループは人間関係に左右されるので、自助グループが多様多様に数多くある方が依存症者にとっては望ましいので、既存の自助グループ以外にも自助グループが生まれて活動できるように、横浜市として支援する旨、明記してほしい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
252	(105頁)第4章 取り組みべき施策 4 三次支援にかかる重点施策 重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組 ヌ 専門的な医療機関の充実に向けた研修等の実施 にて「依存症の治療に対応できる医療機関の充実を図る為、精神科等の医療関係者に対する研修等を実施する」とあるが、依存症を診れる医療機関が量的に足りず(ちなみに、ホームページの「かながわ医療情報検索サービス」を用いて、アルコール、薬物、キャンブルの依存症の治療を行う医療機関として登録されている病院または診療所を、2021年3月29日現在でキャンブル依存症を診療できる病院・診療所を神奈川県全域で検索した結果は37機関で、とても横浜市内で過去1年以内にキャンブル依存症が疑われる人として推計された約16,000人は診れません)、横浜市医師会や神奈川県医師会と連携して、その会員の精神科の病院や診療所がどのようにすれば依存症に向き合えるのか、依存症治療に何を必要としているのか、横浜市のこころの健康相談センターが主体となってテーブルを用意して改善を図り、依存症を診療できる医療機関の拡充を図ってほしい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。 なお、素案の第4章重点施策5の「(1)総合的な依存症対策の取組」の「ア 専門的な医療機関の充実に向けた研修等の実施」として、依存症の治療に対応できる医療機関の充実を図るため、精神科等の医療関係者に対する研修等を実施する旨を記載しています。
253	(106頁)第4章 取り組みべき施策 4 三次支援にかかる重点施策 重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組 (1)総合的な依存症対策の取組 ア 連携会議によるサポート体制の構築 「連携会議を通じて、地域生活において関わることの多い身近な支援者が、専門的な支援者や支援情報の共有等の促進を図り、地域生活の中で回復し続けられる支援体制の構築を目指します。」と書かれているが、どこが責任主体となって、支援体制の構築を図るのかがわからない。横浜市のこころの健康相談センターが区役所の精神保健福祉相談が責任主体として、地域の支援体制を継続して保つ努力を明記してほしい。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、第4章の重点施策6の「(1)総合的な依存症対策の取組」の「ア 連携会議によるサポート体制の構築」等に、相談拠点である本市こころの健康相談センターが連携会議を開催することを明記します。
254	(107頁)第4章 取り組みべき施策 4 三次支援にかかる重点施策 重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組 力 自立後の住まいの確保 にて、住宅セーフティネット住宅制度 が取り上げられているが、この制度は、横浜市が家賃補助を行うとともに家賃債務保証料を払うことで連帯保証人がいないもので横浜市が誇るものであるが、知られていないので、コラムとして、横浜市の家賃補助付き住宅セーフティネット住宅 を説明すべきである。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
255	(108頁)第5章 計画の推進体制 1 関係主体に期待される役割 (1)身近な支援者 ア 身近な支援者としての行政 について、(4)行政(依存症関連施策の実施者として) ア こころの健康相談センター(依存症相談拠点)・健康福祉局精神保健福祉課イ 区役所 精神保健福祉相談 ウ 依存症に関連した施策を実施する部署 以外であることがわかりづらい。(1)ア の書き方として、ア 身近な支援者としての行政((4)行政(依存症関連施策の実施者)以外)と書き記した方がよい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
256	関係主体のイメージを決めておかないと、読んだ人がわかりづらいので、第5章 1 関係主体に期待される役割 の記述を、(4頁)の第1章 計画の概要 2 用語の定義 の部分に持ってくるべきである。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、第1章2 用語の定義にそれぞれの主体の取組が記載されたページ(第2章2)を参照ページとして記載します。また、第5章と用語の統一を行います。
257	こころの健康相談センターと区役所の精神保健福祉相談の棲み分けがわかりづらいので、一義的に本人や家族から相談を受けるのはどこのなのか、本人や家族等から相談を受けたものを橋渡しするのはどこのなのか、連携する役割はどちらかどを担うのか、箇条書きで書いてほしい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
258	(113頁)第5章 計画の推進体制 2 計画の進行管理 (2) 進行管理に向けたモニタリング指標の設定 が図表5-3 に掲載されているが、モニタリング指標があまりにも少なく、PDCAサイクルによる進行管理をしようにも、杜撰である。モニタリング指標を、第4章の取り組むべき施策ごとに挙げ、また、どういった部分か問題であるのかを適宜挙げて改善していく体制とその公表を求める。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。 なお、今後も年度ごとに、施策の進捗状況を把握・確認し、依存症対策検討部会での議論を通じて計画の進捗状況などの点検や評価を行い、それを踏まえて事業の見直しや改善を実施していきます。 また、指標の検証にあたっては、第5章2の(3) 指標の検証のための取組の方向性」に記載した施策ごとの取組の方向性について、実績等の振り返りを行います。
259	(114～124頁)第5章 計画の推進体制 2 計画の進行管理 (3) 指標の検証のための取組の方向性 の図表5-4～5-15 に、数値目標を掲げないと、実効性を担保できないと考えられるので、年度ごとの数値目標を掲げるべきである。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
260	結果についての指標、例えば、キャンブル依存症の推計値の年度ごとの把握と依存症対策による効果の検証を行うべきである。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
261	キャンブル依存症を診察できる医療機関が少ないので、数値目標を掲げて増やしていくべきである。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
262	自立後の住まいの確保のために、住宅セーフティネット住宅の利用者も数値を挙げて、増やしてほしい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
263	横浜市が政策として計画を立てるのであれば、頑張っています、やっています、ではだめで、この数値目標を達成すべく何をやる、ということを年度ごとに見直しながら、推進していくべきである。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
264	計画全体について、作りが非常にわかりづらい。国の「キャンブル等依存症対策推進基本計画(平成31年4月19日)」を真似て、政策ごとに、目標と具体的取組、現状、課題、対策(いつまでに何をやる) の書き方に直して下さい。	③	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。 頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。
265	キャンブル等依存症対策基本法 と 国の「キャンブル等依存症対策推進基本計画(平成31年4月19日)」と 神奈川県キャンブル等依存症対策推進計画 の中で横浜市の計画に関わる部分をコラムでいいから触れておくべきである。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、依存症対策における国と県・指定都市の担う役割について説明するコラムを追加します。
266	5年間の計画にもかかわらずIRのことがほとんど触れられていない。カジノ依存症の海外事例からどのように情報共有、海外の専門家との連携なども想定されていない。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。 IRの実現に向けては、国や神奈川県の関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討していきます。
267	「図表2-36:薬物やキャンブル等の問題があった際に対応に困ったこと」がn=12とは標準レベルが低すぎるのでは？	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。 なお、「図表2-36:薬物やキャンブル等の問題があった際に対応に困ったこと」については、18区のごとも家庭支援課を対象としたアンケート調査から抽出したものです。
268	図表2-40「市内回復支援施設一覧/対応する依存症」のその他が何をさしているのか不明です。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。 なお、図表2-40の「対応する依存症」の「その他」は、アルコール、薬物、キャンブル等以外の依存症を指します。
269	52P計画課題の整理では「回復のために努力を続けている本人や家族等へ、より肯定的な表現となるよう、「支援」という用語を使用」とあるが安易な言葉の付け替えである。予防医学を無視しているし主体が当事者が客体化されてしまっている。	③	本計画では、依存症対策検討部会での議論を経て、「支援」という用語を使用しています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。依存症対策の予防の取組についても推進していきます。
270	62P「コラム 依存症に関する普及啓発について」「覚せい剤やめですか？それとも人間やめですか？」という標語～」はステイグマ化について記載されていますが、理解啓発では誤った標語による問題は「ステイグマ化」だけでなくそもそも依存症についての初歩的理解もなかった標語だったから問題だったはずでこのコラムでは重要な点が説明不足でかえって差別を助長する恐れがある。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
271	基本理念・基本方針ともに観念的すぎる。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
272	啓発の効果の評価・見直しをどのようにしていくのか具体策がないのでやりっぱなしの政策になる恐れがある。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。 なお、今後も年度ごとに、施策の進捗状況を把握・確認し、依存症対策検討部会での議論を通じて計画の進捗状況などの点検や評価を行い、それを踏まえて事業の見直しや改善を実施していきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が原案に含まれているもの、又は原案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
273	P102「(4) ギャンブル等依存症に特化した取組が「消費者庁のマニュアルに基づいて同センターから専門的な支援者へつなぐとともに、消費者庁のホームページ等に掲載される情報を紹介するなどの啓発を行います。」とは全く独自性がない。またIRのカジノが想定されていない。	③	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。頂いたご意見につきましては、参考させていただき、今後も取組を推進していきます。IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討していきます。
274	P112「2.計画の進行管理」で「PDCA サイクルの考え方に基づく進行管理」とあるが、本来PDCAサイクルは工場品質管理で用いられ人的問題には不向きとされているのではないかと、とくに国内でカジノ問題という経験値の低い人的問題について初めのプラン建てがうまくできるの疑問であり、現状に合っていないプラン建てをしてPDCAサイクルスパンが明記されていないが一連するまで見直しされず計画が運用されてしまう恐れがある。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。なお、今後も年度ごとに、施策の進捗状況を把握・確認し、依存症対策検討部会での議論を通じて計画の進捗状況などの点検や評価を行い、それを踏まえて事業の見直しや改善を実施していきます。
275	IR・カジノの誘致しているわりにその対策があまりにも盛り込まれていないように思えページ数が多いわりに大事なところどころで足りなくは具体的説明が少なく内容が薄く不安を覚える。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。
276	「依存症対策に係る地域支援計画策定及び推進支援業務委託」されており特に「計画推進に関する調査業務」でヒアリング調査等まで委託するのは行政が現場の声が届かない要因になりえる。	④	本計画の内容に関するご意見ではありませんが、ご意見として受け止めさせていただきます。
277	「支援者向けガイドライン案作成支援業務」まで委託する行政の姿勢に本気で問題に取り組める気があるのか疑問を拭きえません。	④	本計画の内容に関するご意見ではありませんが、ご意見として受け止めさせていただきます。
278	横浜市のギャンブル依存症対策は、市としての主体的かつ具体的な対策の中身がなく、市民として認めることはできません。	③	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでいます。頂いたご意見につきましては、参考させていただき、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。
279	この支援計画は、カジノを含むIRに関する計画と誤解されます。このことを市民に伝える必要があります。このままでは横浜市の許容的行動になります。カジノを含むIRにおける依存症対策ではないことを広報すべきです。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
280	依存症全般への対策を機能的にまとめた上で、横浜市だけでなく近隣自治体にも大きな問題を及ぼすことが予想されるカジノ依存症についての最新の知見や分析に基づく対策がほとんどなされていない。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討していきます。
281	コロナ禍の終焉が見えない中でこんなふんわりとしたギャンブル依存症への認識しかないのでは、とてでもないがIRを認めることはできない。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討していきます。
282	カジノを含むIR誘致について、事業者に対してギャンブル等依存症に対する相談体制の整備などを求めている、IR誘致がギャンブル依存症を発症させることを前提にしている。依存症対策の第1は、依存症を発症させない環境づくりであり、ギャンブル依存症を発症させるIR誘致を進めるべきではない。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
283	専門の治療機関と民間の活動への支援を拡充してほしい	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
284	横浜市民に対する娯楽と生活習慣の調査で、いろいろな依存症(ギャンブルなど。ゲーム依存以外)の割合がわかるのか疑問	④	本市におけるギャンブル等依存症に関する実態を把握するため、「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」を実施しました。
285	こころの健康相談センターへのギャンブル依存、ゲーム依存の相談件数の伸びがとても気になる	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が原案に含まれているもの、又は原案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
286	IRとカジノの問題を大きく取り上げないと、誘致しようとしている横浜市の依存症対策は不備なものになるのでは？	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。 IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討していきます。
287	新型コロナウイルスによって依存症は大きな影響を出ているので対策が急務	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
288	依存症に苦しむ当事者、家族等が多いので、依存症対策を総合的に進めることに異論はありません。	②	ご賛同くださり、ありがとうございます。今後も、総合的な依存症対策の取組を推進していきます。
289	内容を拝見する限り、本案を策定する契機となったカジノが依存症をもたらす格別のリスクについて何ら分析されているように思いません。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。 IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討していきます。
290	横浜市に対する切実な要求はただ一点、新たなリスクを生むカジノを設置しないことです。これに勝る一次予防策はありません。どうかカジノ設置を断念した上で、本案を市民や専門家の意見を踏まえて、ブラッシュアップした依存症対策を実行される事を切に要望します。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。 なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
291	1計画策定の趣旨 『本市の依存症対策の取組と、民間支援団体等が積み上げてきた活動を結びつけ、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すに、我が市、策定趣旨とされていますが、計画の対象は、当事者と家族や支援団体のみならず、依存症予備軍として、全ての市民を対象とするべきです。』	②	本計画は、支援の方向性を関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものですが、特に一次支援の予防・普及啓発の取組については、市民全般を対象とするものです(素案85ページ)。頂いたご意見も踏まえてながら、計画を推進してまいります。
292	依存症対策により、どう変わることをめざすのか、横浜市の「めざす姿」が見えませんが、具体的に目標を掲げ、実効性を持たせることが重要と考えます。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
293	コラムの中でまず、特にギャンブル等依存症について、状態像は幅広く、自力で自然回復できる人もいるため、「脳の病気であり、相談・治療しないと回復できない」といったイメージを与える定義は避けるべきとの意見が聞かれました。また、「依存症は病気で、脳の病気の一種」という恐怖心を抱いてしまう場合があるとの意見も聞かれました。とありますが、これは、ギャンブル依存に限ったことなのでしょうか？このように言動書かれると、ギャンブル依存症だけが、軽い状態像の人が多くように読めます。依存症の定義についての難しさは理解しますが、コラムで述べられている意図がよくわかりません。軽い状態像の人には、予防が、重い人にはしっかりと支援が必要であり、それを含めての依存症対策であるはずですが、入り口で、依存症対策の対象者の設定に疑問を呈しているように見え、混乱します。	③	「依存症」の定義については、支援者によっても見解が分かれ、依存症対策検討部会においても議論がなされました。計画上の定義で、議論のすへてを明確にすることができないため、コラムで多様な意見があったことを紹介しています。頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
294	依存症に関する本市の状況として、数字で示されています。ギャンブル依存症については、「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」の結果が示されていますが、この調査結果には疑問があります。有効回答率が示されていないので、信頼性が低いと言わざるを得ません。調査方法も、対面で行ったとのことですが、依存症当事者が回答を控えた可能性が高いと懸念します。実際、全国や県の結果よりこの横浜市の調査結果は依存症疑いの率が低く出ていますが、差が出る要素は見当たらずに、今後、状況を捕捉して行くために同じ調査を行ったのでは、現状を捉えることはできないと思います。	④	当該調査は、平成29年度に国が実施した調査と同様の方法で対象者を抽出し、訪問調査によって得た集計値を統計処理し、専門家の監修のもと、推計値等の算出を行ったものです。調査結果の表記についても国の調査に準じています。統計学上、適切に処理を行っており、全体の推計値は国の調査と比べても大きな乖離はないと考えています。
295	これから、カジノを作ろうとする横浜市のギャンブル依存症対策の一つとして、本計画が示されているものと捉えていますが、カジノについての記載は、20ページのコラムのみ、具体的なカジノに関するギャンブル依存症については触れられていません。これでは、対策とは言えないのではないのでしょうか？	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。 IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討していきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が原案に含まれているもの、又は原案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
296	3計画課題の整理 ここでは、「支援」という言葉に置き換えられていますが、「予防」について触れられているべき項目と思われる。予防医学の観点からは、一次予防は、要因に「接しない」「離れる」という環境設定が重要とされています。その観点から見ると、カジノ誘致は、大きく外れたものであり、容認できないはずです。 依存症対策を進めるとする一方で、その要因を生み出そうという横浜市の大きな矛盾が生まれています。これでは、マッチポンプと言われても仕方ありません。依存症対策の観点からは、しっかりと、賭博場の排除をうたうべきです。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
297	基本理念も基本方針も、その内容に異論はありません。当然多くの市民が願うところだと思います。しかし、ここには目標が掲げられていません。どんな未来をめざしているのか、そのための数値目標含め、きちんと示すべきではないでしょうか？	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。 なお、第5章2の(2) 進行管理に向けたモニタリング指標の設定に重点施策ごとにモニタリング指標を、「(3) 指標の検証のための取組の方向性」に指標の検証のための施策ごとの取組の方向性について記載しております。
298	「依存症を生まない、減らす。」という依存症に至る前の予防は一番効果があると思いますが、触れられていません。依存症は誰でもなりうることであり、この計画は、依存症になった人だけでなく、そうなる可能性のある私たち全ての市民を対象とすべきです。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、第4章の重点施策1を「予防に資する普及啓発」から「予防のための取組」と修正し、「オ 心身の健康を保つ取組」と「カ 様々な課題への支援」を追加します。なお、本計画は、支援の方向性を関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものですが、特に一次支援の予防・普及啓発の取組については、市民全般を対象とするものです(案第85ページ)。
299	普及啓発と連携が強調されているばかりで、具体的な施策が見えません。普及啓発と連携は大切ですが、普及啓発そのものには実効性はほとんど望めません。 重点施策1には、予防に資する普及啓発とあります。ならば、ギャンブル依存にとって、カジノを作らないことが一番の予防です。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
300	いずれの重点施策にもギャンブル依存症の取組は具体性を欠いています。 ギャンブル依存の特有の課題、それに対する具体的な啓発といった内容がありません。さらに、この計画策定による具体的な施策は示されていないようです。これまで行われてきたことの繰り返し(教育分野で取り上げるのみ)では、これまでの対策を系統化しただけで、依存症の新たな対策とは言えませんし、依存症対策強化にはなりません。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
301	行政の役割をもっと明確にすべきだと思います。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
302	様々な関係部署が記載されていますが、この部署の実際の連携はどうでしょうか？ 依存症を抱える人は、重層的な困難を抱えていることが多く、課題をひとつに絞ることはナンセンスです。どんな課題からも包括的に支援が受けられる仕組みを早急に構築してください。	②	ご意見の趣旨については、案第4章重点施策5の「(1) 総合的な依存症対策の取組」の「ク 連携会議による情報共有」や重点施策6の「(1) 総合的な依存症対策の取組」の「ア 連携会議によるサポート体制の構築」「イ 地域における依存症の支援」「ウ 回復や支援に関する情報共有」等に含まれていると考えております。頂いたご意見も踏まえながら、庁内関係部署及び関係機関・団体と連携し、計画を推進してまいります。
303	計画の素案が作られる以前の議論が見えてきません。 この計画の策定には、どのくらいの期間をどんな方々と議論されてきたのでしょうか？ 当事者やその家族の参加のもと、議論されてきたのでしょうか？ コロナ禍で、依存症は深刻度を増しています。依存症の治療や対応は、大きく民間に依存しているのが現実です。現場の声をしっかりと聞きながら始めるべきです。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、資料編に計画の検討過程として、検討部会の開催状況等を追加します。なお、本計画は、有識者や医師に加え、支援者、当事者・家族等が委員として参画する依存症対策検討部会においてご意見をいただきながら策定を進めています。
304	目標やめざす姿が示された、遂行に責任を持って取り組む計画とするべきです。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
305	ギャンブル依存症に関しては、横浜市は、その依存症を間違いなく生み出す「カジノ」を作ろうとしています。最も効果のある依存症の予防に目を向けた対策になってはいませんか？予防には、作らないこと、近づかないこと、これが一番肝要です。そのことを、依存症対策の観点から、しっかりと訴えていただきたい。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
306	市民の多くが反対するIRを推進する姿勢そのものが理解できない。コロナ対策も不十分なままPCR検査も全国最低レベルの実施率でこんな発言に人と時間を割いていることが税金の無駄。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が原案に含まれているもの、又は原案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
307	カジノ依存症という新たなウイルスをばら撒きたい為に他のウイルスよりは罹る確率が低いです、と言いたい訳ですか？この地域の未来のためには不要な病原をわざわざ誘致する必要はありません。なんなら全国に先駆けてパチンコ禁止条例でも作ってはいかがですか？	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
308	カジノを作らないことが一番の対策です。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
309	前世紀的な発想でカジノ推進をする姿は裏に見苦しい限り。保育園へのコロナ感染警戒指示、区役所での生活保護申請への不当対応など犯罪の温床である横浜市の荒唐無稽な計画を信用できるはずがありません。本計画でそのの白紙撤回を要求する。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。ご意見として受け止めさせていただきます。
310	p4 当事者家族が見た時に、民間支援団体、専門医療機関、専門的な支援者の連絡先がなく、具体的にどうしたらよいかわからない。ワンストップの窓口の連絡先を載せて欲しい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。依存症に悩む方が相談・支援につながることできるよう、普及啓発の取組を推進します。
311	新型コロナウイルス感染症の拡大を受けての計画になっていない。既に現時点で、生活困窮や孤立と結びついてDVや虐待の増加、自殺も増えているが、依存症対策とリンクしていない。対人依存の視点もくみ込んだ計画に修正して欲しい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
312	当事者家族が見た時に、民間支援団体、専門医療機関、専門的な支援者の連絡先、連絡方法がなく、具体的にどうしたらよいかわからない。困っている人が相談できる、ワンストップの窓口の連絡先を載せて欲しい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。依存症に悩む方が相談・支援につながることできるよう、普及啓発の取組を推進します。
313	目標、実績、評価ができるしくみになっていない。計画がどれくらい実行できたか評価できるものへ修正してください。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。なお、今後も年度ごとに、施策の進捗状況を把握・確認し、依存症対策検討部会での議論を通じて計画の進捗状況などの点検や評価を行い、それを踏まえて事業の見直しや改善を実施していきます。また、指標の検証にあたっては、第5章2の(3) 指標の検証のための取組の方向性に記載した施策ごとの取組の方向性について、実績等の振り返りを行います。
314	市は普及啓発をするだけ、民間支援者につなぐだけの現状です。行政は主体的に地域で依存症当事者や家族と向き合う姿勢が必要と、現場から求められています。	③	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでいます。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。
315	予防医学(プライマリヘルスケア)の一次予防、二次予防、三次予防の視点を一次支援、二次支援、三次支援という言葉にすり替え、一次支援を普及啓発だけしている。依存症は患うと回復まで長い時間がかかり、素案でも若年者への被害にも触れている。	③	本計画では、依存症対策検討部会での議論を経て、回復のために努力を続ける本人・家族等へ、より肯定的な表現となるよう「支援」という用語を使用しています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。依存症対策の予防の取組についても推進していきます。
316	文教地区の山下ふ頭はカジノ・IRをつくることは予防や支援の視点からもふさわしくない。どれだけ規制をしても、カジノ施設をつくれれば、依存症患者が増えることは国も、推進派も認めている。一次支援にはカジノ施設をつくらないことが最大の予防であるという視点が抜け落ちている。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
317	p89依存症に関する正しい理解のためには、当事者の声が生かされることが重要であるが、素案の中には当事者、家族の声が反映されているとは言えない。そのため、計画や課題が現場とはかけはなれたものになっている。素案を作る過程で継続的に当事者が参加できていなかったためである。実態に沿った計画にするためには、当事者が継続的に関わる体制づくりが必要。	③	本計画は、有識者や医師に加え、支援者、当事者・家族等が委員として参画する依存症対策検討部会においてご意見をいただきながら策定を進めています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。
318	本素案は、今依存症で苦しんでいる当事者、家族、関係者の現状に即したものになっていない。それは、市が、当事者の声を直接聞かず、民間支援者に委ねて来た背景がある。本素案は当事者が中心になっておらず、課題認識や対策も十分とは言えない。当事者が継続的に関わる仕組みに変え、現実に対応した計画となるよう、修正して欲しい。	③	本計画は、有識者や医師に加え、支援者、当事者・家族等が委員として参画する依存症対策検討部会においてご意見をいただきながら策定を進めています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。
319	普及啓発も大事であるが、キャンブルができる場所をつくらないことが、依存症患者を増やさない何よりの予防になる。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきますの ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
320	やたら大部なだけで、内容がない。カジノのことはほとんど触れられていない。当事者に寄り添う姿勢が見られない。	③	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。頂いたご意見につきましては、参考させていただき、今後も取組を推進していきます。IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討していきます。
321	「計画」は、ギャンブルに特化した依存症対策とすべきです。私はギャンブルを含むIRの誘致に反対します。しかし、ギャンブルを含むIRのない自治体であっても、ギャンブル依存症に対するアルコールや薬物などは切り離した「計画」の策定を求めます。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
322	当事者家族が見た時に、民間支援団体、専門医療機関、専門的な支援者の連絡先がなく、具体的にどうしたらよいかわからない。ワンストップの窓口の連絡先を載せて欲しい。困っている人を見たときにどうしたらよいかという視点で計画を練って欲しい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
323	新型コロナウイルス感染症の拡大を受けての計画になっていない。既に現時点で、生活困窮や孤立と結びついてDVや虐待の増加、自殺も増えているが、依存症対策とリンクしていない。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
324	対人依存の視点もくみ込んだ計画に修正して欲しい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
325	目標、実績、評価ができるしくみになっていない。計画がどれくらい実行できたか評価できるものへ修正してください。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。なお、今後も年度ごとに、施策の進捗状況を把握・確認し、依存症対策検討部会での議論を通して計画の進捗状況などの点検や評価を行い、それを踏まえて事業の見直しや改善を実施していきます。また、指標の検証にあたっては、第5章2の(3) 指標の検証のための取組の方向性に記載した施策などの取組の方向性について、実績等の振り返りを行います。
326	市は普及啓発をするだけ、民間支援者につなぐだけの現状です。行政は主体的に地域で依存症当事者や家族と向き合う姿勢が必要と、現場から求められています。	③	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでいます。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただき、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。
327	予防医学(プライマリヘルスケア)の一次予防、二次予防、三次予防の視点を一次支援、二次支援、三次支援という言葉にすり替え、一次支援を普及啓発だけに行っている。依存症は患うと回復まで長い時間がかかり、素案でも若年者への弊害にも触れている。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、第4章の重点施策1を「予防に資する普及啓発」から「予防のための取組」と修正し、「心身の健康を保つ取組」と「様々な課題への支援」を追加します。なお、本計画では、依存症対策検討部会での議論を経て、回復のために努力を続ける本人・家族等へ、より肯定的な表現となるよう「支援」という用語を使用しています。
328	文教地区の山下ふ頭のカジノ・IRをつくることは予防や支援の視点からもふさわしくない。どれだけ規制をしても、カジノ施設をつくれれば、依存症患者が増えることは国も、推進派も認めている。一次支援にはカジノ施設をつくらないことが最大の予防であるという視点が抜け落ちている。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
329	p89依存症に関する正しい理解のためには、当事者の声がかされることが重要であるが、素案の中には当事者、家族の声が反映されていない。そのため、計画や課題が現場とはかけ離れたものになっている。素案を作る過程で継続的に当事者が参加できていなかったため、実態に沿った計画にするためには、当事者が継続的に関わる体制づくりが必要。	③	本計画は、有識者や医師に加え、支援者、当事者・家族等が委員として参画する依存症対策検討部会においてご意見をいただきながら策定を進めています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただき、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。
330	カジノを作らなければ計画する必要がない。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
331	カジノができれば依存症の患者が増えるのは当然である。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が原案に含まれているもの、又は原案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
332	カジノ/計画に費やしている時間と金があったら、他の仕事に専念してほしい。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
333	カジノありきの計画がおかしい、反対。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
334	推進するな。カジノ反対。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
335	カジノ/抜きでの観光客増加の計画の再建が必要である。 賭博施設は横浜に不要。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
336	計画案を読み、総じて網羅的かつ系統的な文書になっていると感じました。しかし、依存症問題解決において特別な力を発揮する依存症回復者と家族にもっと重要な役割を担っていただくべきであると強く感じました。 このように感じている理由は、私が依存症回復者であることと合わせて、常日頃、アメリカの依存症問題取組について調べており、かの地の取組がこの10余年の間にめざましい進展を遂げたことを知っているからです。アメリカの成功の鍵を握ってきたのは、回復している本人と家族、その同盟者であり、彼らが集う地区センターの普及と発展です。そしてもう一つは、回復している本人と家族らをサポートするリバーコーチとして教育し、各地の地区センターに配置しただけでなく、医療、行政などの関連機関の相談窓口でも重用されるほどの力量のあるコーチを輩出してきたからです。	③	頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。今後も関係機関・団体等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。
337	私は、日本での依存症対策はアメリカに比べて20年くらい遅れていると感じており、アメリカで成功しているものは日本でも大胆に取り入れ、活用するべきであると考えています。なぜなら、依存症は人の命がかかわる重病であり、有効な対策を一刻も早く実施するべきだからです。この観点から以下を本計画に盛り込むよう意見を具申します。 オリカバリーコーチ制度について全般的な調査、研究を行い、本市への導入を検討する。民間機関への委託も考慮する。	③	頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。今後も関係機関・団体等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。
338	コロナ禍の市民は感染や困窮に苦しんでいます。想像以上のいろいろな影響があって、見えていない部分が大変多いです。お金があっても体が丈夫でも、心の隙は深く、出会いや希望の手がかりをつかめない人が多いです。こんな時代にギャンブル依存症を生むワジノを誘致しないでください。サービスや制度ではなく、人に寄り添ってください。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
339	ゲーム障害、というものが疾病として定義されていないにも関わらず、これを薬物・アルコール・ギャンブル依存と同列に考えていることについて非常に違和感を覚える。 ゲーム障害については患者のコラムに触れる程度の扱いであることから調査不足が否めず、しっかりとした調査や研究を待たずに行政が予算をつけて取り組むべきではない。	③	ゲーム障害については、国において対策に向けた取組が進められています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。国等の動向を注視しながら、依存症対策の施策を推進します。
340	SNSは最早社会生活の一部として溶け込んでおり、これに熟中しているという調査を提示して直ちに「依存症である」と結論付けるのは早計である。ネット・ゲームに関する調査も薬物やギャンブルに比べて数が少なく、業界団体やeスポーツ事業者などに協力を仰ぎ更に視野を広げるべきだ。	③	ゲーム・ネットについては、国において対策に向けた取組が進められています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。国等の動向を注視しながら依存症対策の施策を推進します。
341	政府の「子供・若者育成支援推進大綱案」においてゲーム障害が取り上げられたが、そもそも研究が浅い上疾病として定義されていないものを、あたかもそのような疾病があるかの如く扱っている。と批判が殺到して取り下げられた事実がある以上、横浜市も科学的な調査・研究が十分になされるまではゲーム障害への取り組み自体を取り下げるべきか疑問である。 ゲーム障害に関しては特定の医療機関が先んじて取り組んでいる、としているが、この障害についての主張や根拠について甚だ疑わしい部分が多い。 非科学的な主張に税金を投入することは非常に不適切であり、行政を揺るがすことにもつながる。	③	ゲーム障害については、国において対策に向けた取組が進められています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。国等の動向を注視しながら、依存症対策の施策を推進します。
342	ギャンブル依存症に取り組むとしながら市としてIR事業に取り組むことはそもそも本末転倒であり、計画策定以前の問題である。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
343	その他の依存症として、犯罪につながりやすい性依存症や盗癖等も対象となっていることが周知できたらいいのではないかと思います。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
344	支援をフェーズに分けて課題を上げているのが取り組みやすくて良いと思いました。	②	ご賛同くださり、ありがとうございます。今後も、総合的な依存症対策の取組を推進していきます。

【対応の分類】 ①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が原案に含まれているもの、又は原案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
345	関係者が一体となった支援が実現できることを望みます。	③	頂いたご意見につきましては参考させていただき、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。
346	具体的な施策が書かれておりわかりやすい。	②	ご賛同くださり、ありがとうございます。今後も、総合的な依存症対策の取組を推進していきます。
347	改革の推進のため、定期的な各機関の連携が取れることを望みます。	②	ご意見の趣旨については、素案の第4章重点施策4の「(1) 総合的な依存症対策の取組」の「ア 連携会議による支援情報の収集と共有等」等に含まれていると考えております。今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。
348	横浜市依存症対策素案が、1700万円外部委託されていることを知りました。とんでもないことです。この試案は市が作ったものではないのですか。削除して改めて市の担当でつくるべきものです。	④	本計画は、有識者や医師に加え、支援者、当事者・家族等が委員として参画する依存症対策検討部会においてご意見をいただきながら、本市が策定を進めています。策定に係る業務の一部分について、支援業務として外部委託しております。
349	アルコール、薬物、ギャンブル依存症の方は、本人が病だと自覚しないと治療に結びつかないし、治療にも時間がかかります。特にギャンブル依存症は、財産を使い果たし、家庭が崩壊しても、病だと自覚しない場合が殆どです。そんなギャンブル依存症の被害者(本人、家族、親戚)を出さないためには、カジノを含むIRを作らないことが一番の特効薬。カジノを作るのを途中で中止して欲しいです。依存症を作らないのは、元から絶たなきゃダメ！カジノを作るのは愚策です！	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組みしており、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めてさせていただきます。
350	ゲーム依存症については、学校に通えない子ども、引きこもりの人にとっては唯一のコミュニケーションの場であると思うので、むやみにゲーム時間を制御することはかえって悪循環になりかねない。家庭内で話し合っルールを作るのが一番良いかと思えます。ゲーム依存症一番の問題は、時間ではなく課金。課金ガチャはギャンブル依存症に繋がる場合があるかと思えます。それも家庭内でルールを作る、または課金の制限をもうける(スマホの場合は出来る)等の工夫が必要。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、第4章の重点施策1「(1) 総合的な依存症対策の取組」の「ア 若年層への啓発・依存症予防の知識の提供」に「ゲームにのめりこむことで、心身の不調、遅刻・欠席、欠勤などの社会生活上の問題、過度の課金による経済的な問題等が発生する場合もある一方で、背景に心身の不調や学校・家庭生活における困りごとがあり、結果としてゲームにのめりこんでいる場合もある」とこと及び対策として小中学校等と連携してゲームとの適切な付き合い方等に関する普及啓発を実施するとともに、「家庭で保護者ができる関わり方等について普及啓発を実施する」旨等を追加し、ゲーム時間等を一律に制限するといった趣旨とならないように修正します。
351	依存症の原因が『生きづらさ』であるのなら、依存症対策として『病気・障害』として『それから福祉の網にかけろ』は最悪手ではないでしょうか。依存状態になる前の『生きづらさ』を感じて居る時点で福祉の手(生活保護の支給や刑法・労働・契約関連法違反企業や学校の摘発)を差し伸べれば依存症になる事は防げるはずですからね。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、第4章の重点施策1を「予防に資する普及啓発」から「予防のための取組」と修正し、「オ 心身の健康を保つ取組」と「カ 様々な課題への支援」を追加します。
352	『治ったらまた飲める』というのも結構大事です。トータルで治療を受けようとする人が増えます。『最初の治療』を受ける人が増えます。今の様な『生運禁酒じゃあやってられるか！』と思って話すら聞かない人は出ます。というか現状で沢山いるでしょう？相手は『依存状態でもいい』と思ってる人なんです。そんな人に理想論や正論、ましてや『暴力』なんかで動かそうとしても無理ですよ。『懲役刑』を課せられるような事してないんですから、却って反発して『連絡取れない所』に行ってしまうんです。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
353	依存症治療に最も適したモデルは『筋トレ』の方法ではないでしょうか。筋トレの基礎として、トレーニングと休養を繰り返して効率的に筋肉を増やす『超回復』というものがあります。これは筋トレによって傷んだ筋肉とその辛さから来る精神的な疲労を癒すのが目的ですが、この概念はそのまま依存症治療に使えるのではないのでしょうか。酒で例えれば『治療(断酒)』→休養(病院内で監督の元の飲み会)→治療(断酒)→休養(病院内で監督の元の飲み会)→…となり。実際、こちらで調べた限りですが生運断酒という『報酬無き苦行』よりも、普段は飲まず特定の日は飲むという『報酬のみの努力』や、それこそ回らずスリッパしちゃって怒られて反省した人の方が、依存症脱却の成功率が高いように見えます。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
354	<p>「令和元年5月に、WHO(世界保健機関)はゲーム障害を精神疾患の一つとして位置付けとありますが、これは2020年03月10日参議院内閣委員会での『疾病ではない』という答弁とは異なるように思いますがこれはどういう事なんでしょうか。</p> <p>山田太郎参議院議員 このICD11で採用されたいわゆるゲーム依存症というのは、まだ和訳定義、原因説明、それから対処方法などは国内ではもう議論されていると、しかも、この法的拘束力というのは特にあるわけではなく、その規則の二条でもって、死亡及び疾病統計を作成する際にその基準を合わせる必要があるのというふうに関しておられますので、過度に、WHOでそういう議論がされたからといって、日本は日本の在り方をさっさと私は議論するべきだということも思っています。</p> <p>よく勘違いされるのは、このICDの議論なんですけれども、あたかも何かゲーム依存症というのがそもそも疾病であると、病氣であるというふうな定義をされたというところの誤解があると思いますが、まずこれは厚労省、お伺いしたいと思いますが、ICD11にゲーム依存、いわゆるゲーム依存症というのは分類されているけれども、結局日本としては、死亡及び疾病統計にすることが義務付けられたのみで、それ以外は特段に何も決まっていないという理解でいいのかが、結論だけ簡潔に、そうならそうと書いていただいているのですが、お願いします。</p> <p>政府参考人(厚労省 山田雅彦) 先生の御指摘のWHOのICD11につきましては、先生御指摘どおり、統計法に基づく統計基準としてICDに準拠した疾病、障害及び死因の統計分類を告示して、公的統計において使用しており、現在、日本医学会等の協力を受けてICD11の和訳作業を進めているところでございます。</p>	①	ご意見の趣旨も踏まえ、厚労省にも確認し、第1章5の「コラム その他の依存症について」の「令和元年5月に、WHO(世界保健機関)はゲーム障害を精神疾患の一つとして位置付け」という記載を「WHO(世界保健機関)が令和元年5月に採択した疾病及び関連保健問題の国際統計分類(第11回改訂)(ICD-11)」では、「ゲーム障害」が分類項目として明記され」と修正します。
355	<p>国の調査で『筋肉痛になってもゲームをやる』のを依存症と扱っていますが、これは『筋肉痛の時は何もするな。ただ寝ている』という事でしょうか。</p> <p>例えば一日中身体労働で働いてきて体が痛い時、こういう時もゲームをするな、ネットをするな、とするなら、一体その間どうやって過ごすというのでしょうか？</p> <p>ゲームやネットそのものを厳格視しているようですね。でなきゃこんな無茶苦茶なアンケート取りませんよ。</p> <p>これはあまりにも『学問としての医学的に危険な状態』ではないでしょうか。</p>	④	ご意見として受け止めさせていただきます。
356	<p>SNSが無いと困る人を『異常者』と扱いたいようですが、残念ながら現在ではむしろSNS(特に匿名掲示板)があるからこそ社会がうまく回っているのです。</p> <p>横浜は日本における文化、文明の集積地の一角で学習施設から歓楽街に商業地等にそこに行く公共交通機関まで、それぞれ『横浜』になくて他所にある物なんてあるのか？』というレベルで社会的資本が揃ってまからなかなか理解し辛いと思いますが、日本には横浜とは逆の『文化・情報過疎地』がある事を忘れて下さい。日本には『書店が無い市』が存在するんですよ？</p> <p>そういう所ではインターネットは文字通り『知と遊と生の命綱』なのです。</p>	④	ご意見として受け止めさせていただきます。
357	<p>薬物対策の講演についてですが、いっその事『薬物依存状態から抜けたい人』ではなく『依存症がまだ出ている人』にやってもらってはどうでしょうか。</p> <p>依存状態を直に見て話を聞く方がその『本当の危険性』の理解をさせられるのではないのでしょうか。</p>	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
358	<p>ギャンブル依存対策ですが、これは企業や学校が『きちんと努力と結果を、その個人の特性に応じて正当に評価して承認する』だけで結構防止できます。</p> <p>まあ確かにギャンブルは努力をしてもそれがそのまま返ってくる事は無いですが、しかし当たれば『約束の配当』を払ってくれます。</p> <p>これだけでも『承認された喜び』を得る事は出来ます。</p> <p>学校や会社はどうでしょう。きちんと評価をもらってれば『承認された喜び』を得られますが、もし不当な扱いを受けていたら？</p> <p>そしてその状態にある『自分』を誰も助けてくれないとしたら？</p> <p>今の依存症問題を引き起こしたのは『真に誇りに値する事を決める社会』といえるのではないのでしょうか。</p>	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
359	<p>IRカジノについてもっと触れてほしい。カジノが家庭を引き裂き、本人を破滅させる可能性が高いことを強調してほしい。最大の被害者が最もアクセスしやすい横浜市民となることを懸念する。</p>	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討していきます。
360	<p>計画案はアルコール・薬物依存症とギャンブル依存症への対策をひとくくりにして論じており、カジノで問題となるギャンブル依存症への言及が少ない。競輪・競馬・競艇・パチンコ・スロットに加えてこれまでは無かった強力なギャンブル依存症の原因となるカジノが加われば依存症のさらす被害が増大することは明らかである。カジノは入場制限をいくらかけても、昼夜なしの営業、一回当たりの掛け金の大きさ、勝負の回転の速さでこれまであった他のギャンブルとは比べ物にならないほど大きく、刺激が強い、それゆえに敗れ込み依存症になる危険度も高い。これまでは海外に行かなければ遊べなかったカジノが地元でできるとなれば、特にカジノに近い場所に住民が立ち寄り、敗れ込みは容易に想像できる事象である。依存症による家族も含めた被害者が出た後で治療や社会復帰の対策をとることよりも、被害者を出さないための方策を考えるべきである。カジノは横浜に作ってはならない。</p>	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討していきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が原案に含まれているもの、又は原案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
361	横浜市依存症対策地域支援計画は、アルコールや薬物、ギャンブル等総合的な依存症対策を推進するもので、ギャンブル依存症対策に特化したものではないとのことですが、カジノ・IR施設の誘致を推進している横浜市としては、カジノギャンブル依存症対策はしっかり示してほしいです。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
362	横浜市「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」では、「過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる人の割合の推計値は成人の0.5%、生涯でギャンブル等依存症が疑われる人の割合の推計値は成人の2.2%とされていますが、国や神奈川県が実施した同様の調査に比べ、過去1年以内、生涯いずれもギャンブル等依存症が疑われる人の割合が低く、調査の精度は高くないのではないのでしょうか。	④	当該調査は、平成29年度に国が実施した調査と同様の方法で対象者を抽出し、訪問調査によって得た集計値を統計処理の上、専門家の監修のもと、推計値等の算出を行ったものです。調査結果の表記についても国の調査に準じています。統計学上、適切に処理を行っており、全体の推計値は国の調査と比べても大きな乖離はないと考えています。
363	素案では一次支援とされていますが、予防医学では一次支援の観点で、環境設定は非常に重要で、例えばギャンブル等依存症に対しては、カジノをつくらないことが大きな意味を持ちます。何よりも依存症を予防する環境設定が重要であり、ギャンブル施設をこれ以上作らないというような実効性のある対策を求めます。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組み中であり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
364	素案では、依存症への理解の普及・啓発・連携が繰り返し述べられていますが、PDCAサイクルの手法を活用し、計画全体の進行管理を行うと以前に、横浜市の責任で実施する実効性ある依存症対策について、市の目標や達成すべきことを明確に示してください。	③	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組み中であり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただき、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。
365	コロナ禍の影響もあり、競輪・競馬、ポードレースなどは一層インターネット投票にシフトしているようです。そうした情勢を捉えた対策が不十分です。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、コロナ禍における公営競技のインターネット投票等の状況について、コラムを追加します。
366	そもそもギャンブル依存症のほとんどとなる施設を税金で作るのはいかがなものか。相談件数など寄せられているが、周囲が悩んでいる依存症患者本人が依存症を認めないケースも多く、暗数をもっとあるのではないかと。気の進まない大人を引きずって病院に行かせたり、電話をかけることは難しい。 依存症になった後の対策より、予防の方が大事だ。ギャンブル依存の発生要因となるカジノを公費で作らないことが、依存症患者を増やして公費負担を増やすことよりも先決ではないかと。カジノ誘致でギャンブル依存症患者が増え、地域の治安が悪化するケースが海外でも多い。わざわざその二の舞をする必要はない。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組み中であり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
367	IRカジノを導入しようとしているのに、その影響の考察が無さすぎます。 また、対策計画があまりに民間団体などの取り組みに依存しています。 横浜市として主体的に現場に関わる姿勢を示すこと、目指す結果について具体的な数値目標を明らかにすることを求めます。	③	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組み中であり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただき、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組みしていきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討していきます。
368	前章までの中で、依存症についての基本知識、正しい理解、偏見、差別をなくするための普及啓発が重要であることが述べられていますが、第4章以降で、取組として挙げられている内容は前述の考え方に沿っていないと思います。 ●例えば、重点施策1(2)アルコール依存症に特化した取組において記載されている内容は、多量飲酒と、アルコール依存症を結びつけて行うことで、アルコール依存症の正しい理解を妨げていると考えられます。多量に飲まなければアルコール依存症にはならない、という誤った認識につながりやすいです。急性アルコール中毒や生活習慣病等を避けるための多量飲酒の問題と、量的な要因にとどまらない依存症の問題を、区別して、別枠で、伝えることが必要だと思います。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
369	前章までの中で、依存症についての基本知識、正しい理解、偏見、差別をなくするための普及啓発が重要であることが述べられていますが、第4章以降で、取組として挙げられている内容は前述の考え方に沿っていないと思います。 ●未成年飲酒防止等の取組は、法規範への違反や非行化防止のイメージにつながりやすく、本来の若年飲酒のモラルを低下させ、依存症発症のリスクが伝わりにくいと思います。未成年飲酒防止等の枠組みについても考え直すと共に、前述のように、依存症については別枠の事項としての取組みを期待します。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が原案に含まれているもの、又は原案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
370	前章までの中で、依存症についての基本知識、正しい理解、偏見、差別をなくすための普及啓発が重要であることが述べられていますが、第4章以降で、取組として挙げられている内容は前述の考え方に沿っていないと思います。 ●要旨結果6.0.0の中で、主に直接、回復した当事者にいられる体制をしている人に偏見が少なく理解がある傾向が書かれていますが、そうした面を反映して、普及啓発に、回復した当事者の体験談や、自助グループ、施設等の回復のための取組みに直接いれる機会を提供していくことが求められていると思います。しかし、この点について特に強化された内容が見当たりませんでした。	②	素案の第4章重点施策2の「(1) 総合的な依存症対策の取組」の「イ 依存症の正しい知識の普及啓発」に民間支援団体等において、当事者による語りを含むセミナー・講演会などを実施し、こころの健康相談センターや区役所においてその支援を行う旨を記載しており、ご意見の趣旨が含まれていると考えております。頂いたご意見も踏まえながら、計画を推進してまいります。
371	前章までの中で、依存症についての基本知識、正しい理解、偏見、差別をなくすための普及啓発が重要であることが述べられていますが、第4章以降で、取組として挙げられている内容は前述の考え方に沿っていないと思います。 ●研修について、身近な支援者から医療、福祉の専門家も含め、回復した当事者の体験談や、自助グループや施設等の回復への取組みに直接いれる経験を、積極的に研修プログラムに取り入れてもらいたいと思います。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
372	前章までの中で、依存症についての基本知識、正しい理解、偏見、差別をなくすための普及啓発が重要であることが述べられていますが、第4章以降で、取組として挙げられている内容は前述の考え方に沿っていないと思います。 ●具体的な普及啓発や研修の取組は、全体として、従来と、基本的に変わっていない印象です。是非、調査や会議等での検討を踏まえた内容を反映した取組、計画策定を期待します。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
373	全体として連携が強調されていますが、具体的に、それぞれ、どうやって連携していくかが見えません。特に身近な支援者の中に含まれる行政機関と専門的な支援者との連携は、行政機関である横浜市と、確実に進めているよう、できるだけ、具体的に計画に取り入れていただけることを希望します。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
374	コラムにゲーム障害について取り上げられているが、現時点では依存症として定義されておらず、調査・研究中のものです。病気であるかの印象を与えるような記載は避けるべきと考えます。また、「対策に向けた取組」のように、病気であるかどうかかわからないものに対策ありきのような記載をするのも時期尚早と考えます。	③	ゲーム障害については、国において対策に向けた取組が進められています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。国等の動向を注視しながら、依存症対策の施策を推進します。
375	24ページで「平日のゲーム使用時間が長い人ほど、身体に不調が現れてもゲームを続ける傾向が見られます」とあるが、疑似相関ではないか？身体に不調があるから依存も可能なネットやゲーム以外の娯楽の選択が少ないだけなのではないか？また25ページで娯楽としてSNSを長時間利用することが即悪いかのような印象を与える記載も避けるべきと考えます。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、SNS等が若年層にそれだけ身近なものとなっている旨等を追加し、利用時間等を一律に制限するといった趣旨とならないように修正します。 なお、ゲーム障害については、国において対策に向けた取組が進められています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。今後も国等の動向を注視しながら依存症対策の施策を推進します。
376	図表5-4の中に「ゲーム障害の正しい理解」とあるが、そもそもゲーム障害が病気であるかも定義されていないのに「正しい理解」もなにもないのではないのでしょうか。	③	ゲーム障害については、国において対策に向けた取組が進められています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。国等の動向を注視しながら、依存症対策の施策を推進します。
377	ゲーム障害やネット依存について。今年三月の時点では、内閣委で厚労省が「ゲーム・ネット・スマホ依存については原因も治療法も予防法も科学的知見なし。ネット・スマホ依存は定義もない」と答弁があったと聞いています。科学的知見を持っておこなうべきで、根拠の無い対策はしてはならないと思います。	③	ゲーム障害については、国において対策に向けた取組が進められています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。国等の動向を注視しながら、依存症対策の施策を推進します。
378	私は依存症医療に従事するものです。依存症はたしかに回復可能な病気ではありますが、その回復には多くの時間、多くの労力、家族の犠牲もつきものです。可能であれば予防できるに越したことはないと思います。今回、この素案でもその予防を目指して「一次支援（本来の一次予防）なるものが提案されています。もともと一次予防とは「病気になる前の健康者に対して、病気の原因と思われるものの除去や忌避に努め、健康の増進を図って病気の発生を防ぐなどの予防措置をとること」とされています。依存症においても、可能であれば「依存症にならないこと」そのために、ハラスメント対策へのアクセスを可能に限り狭くすることは大切な戦略と考えます。しかし、現状をみると「薬物」「アルコール」「ギャンブル」など依存対象によりその対策、力の入れ方がアンバランスであるとおもわれます。「薬物」（違法薬物）に関しては非常に厳しい排除（もっているだけでも逮捕される）が行われる一方で、合法薬物である「アルコール」に関しては、身体へのダメージは違法薬物以上に大きいにも関わらず、たはどのようにその悪い情報の提供もないままCMを垂れ流し、社会的に奨励する風潮がうかがえます。また「ギャンブル」に至っては、2017年調査で3.6%もの有病率（世界トップレベル）があり、原因としての世界の約6割ものEGM（電氣的ギャンブル機械、つまりパチンコやスロット）が日本に集中しているという現状に対してはほとんど手がつけられておりません。そのうえ今後はさらに依存症の高い「カンゾウ」が行政主導で導入されようとしているありさまです。「アリバイ」的な対策ではなく、本気で依存症について予防、回復を考えるのであれば、「啓発」だけでなくもちろん必要です。そもそものハラスメント依存対象へのアクセスを可能に限り減らすような方策を考えるのが当然ではないでしょうか？この素案にはそうした視点が欠如しているとおもわれません。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。事業者等への規制等については、ご意見として受け止めてさせていただきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
379	4Pの「用語の定義」の依存症の項目で、8Pの「コラム その他の依存症について」でゲーム障害及びゲーム依存症、ネット利用を取り上げていますが、それらは明確な科学的裏付けが存在していないことは参議院での厚労省答弁でも明らかになっています。故に根拠となる原因や治療法等も明らかではないことを意味します。そのような状態でゲームやネットに関する依存症を曖昧な定義で依存症対策に含めることは計画全体の信頼性を損ねかねないため、これらの内容は計画から削除するべきです。	③	ゲーム障害については、国において対策に向けた取組が進められています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます、国等の動向を注視しながら、依存症対策の施策を推進します。
380	19Pの「図表 2-15:ギャンブル等依存症が疑われる人の割合(推計値)」で注釈で「注:ここでの「ギャンブル等」とは、パチンコ・パチスロや、ゲームセンターのスロットマシン、ポーカーマシン等のメダルや景品が当たるゲーム機、海外のカジノ、宝くじ、ナンバース、サッカーくじ、証券の信用取引または先物取引市場への投資なども含まれている」とありますが中に「ゲームセンターのスロットマシン、ポーカーマシン等のメダルや景品が当たるゲーム機」とあり本来ギャンブルと関係ないはずのゲームセンターのゲーム機まで含むのは間違いです。よってこの文章は削除すべきです。	④	「ゲームセンターのスロットマシン、ポーカーマシン等のメダルや景品が当たるゲーム機」につきましては、国の調査と同様の取扱いとしております。
381	23P以降の「その他の依存症に関連する状況」にてゲームやネットの利用時間についてのことをデータに用いられていますが、ゲームやネットの利用時間は依存症とは直接的な因果関係はありませんし、WHOの認定したゲーム障害も利用時間をゲーム障害の原因及び根拠として定義はしていません。また、データ自体もきちんとした統計を取っていないデータであり、根拠としては不十分なもの。よって23P以降のデータは依存症対策に用いるべきではありません。	③	ゲーム障害については、国において対策に向けた取組が進められています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます、今後も国等の動向を注視しながら依存症対策の施策を推進します。
382	「SNSのない自分の生活は考えられない」と答えている人が多いのも、SNSがコミュニケーションの場として確立されているからであり、ネットが今後の社会にとって重要なインフラであることを示唆しています。よってアルコール、薬物、ギャンブルへの対策にそれらを含めるべきではありません。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
383	60Pで依存症に対する誤解・偏見の解消に向けた普及啓発」という項目がありますが、依存症を専門とする医療機関が主にゲームやネットに関する偏見と不正確な情報で誤解させた勝手な定義で依存症への啓発を行われていることが十分に問題になっているのでそれを留意すべきです。これは医療機関の信頼も損ねることになりかねないことであり、この事態を重く受け止めるべきです。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
384	84Pで言及されているように依存症の本人は、もともと何らかの生きづらさや孤独を抱えていて依存症に至った場合もあり、人間関係の壊れによる原因が大きいと言われております。これらのことを踏まえて考えると依存症から無理に引き離すよりも原因の解決にリソースを割るのが効果的ではないかと考えています。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
385	85Pでの基本方針の「依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進することと書かれておりますが「自分らしく健康的に」に本人以外の定義で本人の意思に干渉したり、他者の考えを押し付けるようなことは避けて取り組むべきであると考えています。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
386	とところどころゲームやネットの利用に関して不正確な情報やデータを用いて定義されてあるかのように依存症として取り上げられている箇所が多く散見されています。ゲーム、ネットに関する依存症は科学的根拠がハッキリしておらず、そのような状態で定義と治療法を施工するのは逆効果であり、個人の権利を侵害しかねない為、非常に危険であると感じています。これを行政が行おうとしているのは尚更危険です。「ゲーム」及び「ゲーム障害」や「ネット利用」に関する部分は全面的に削除すべきであり、計画案の見直しを行っていただくよう、強くお願い致します。	③	ゲーム障害については、国において対策に向けた取組が進められています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます、国等の動向を注視しながら、依存症対策の施策を推進します。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が原案に含まれているもの、又は原案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
387	「コラム その他の依存症について」の「ゲーム障害」の説明に追記してほしいです。ある記事に「厚生労働省の精神・障害保健課依存症対策推進室にゲーム依存症について電話で取材した。担当者よれば、ゲーム依存症(ゲーム障害)は「ICDでも診断のマニュアルなどは策定されていない」として、ゲーム依存症の定義に関わりうるような症状は把握していないという。また、「確定的な知見と治療法の集積はない状態」とのことだったと記載されていました。 「コラム その他の依存症について」で、「ICDでも診断のマニュアルなどは策定されていない」「ゲーム依存症の定義に関わりうるような症状は把握していない」ということがはっきりとわかるように追記してください。	③	ゲーム障害については、国において対策に向けた取組が進められています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。国等の動向を注視しながら、依存症対策の施策を推進します。
388	「コラム 統合型リゾート(IR)について」の文章量を増やしてください。横浜市はカジノ型IRを誘致しようとしているのに、「コラム 統合型リゾート(IR)について」の記載が1ページより少ないことに驚きました。「横浜の実情を踏まえ、最適な対応策を検討・実施し、市、事業者、関係機関等が一体となって「安全・安心対策の横浜モデル」を構築します。」と言われても、文章量が少なく、「横浜モデル」について具体的なことがわかりません。私はカジノIRに反対です。このような少ない文章量で「構築します」と言われても構築できるのか不安で、反対のまま変わりません。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討していきます。
389	「基本方針」の「依存症の本人や家族等への支援に着眼した「一次支援・二次支援・三次支援」という方針以外にも、横浜市が主体的に取り組む方針を作成してください。例えば、「依存症の研究」「依存症の調査」といった横浜市が主体的に取り組むことを基本方針に追加してください。「依存症の本人や家族等への支援に着眼した支援以外にも、横浜市が主体的に実施できることがあるはずです。横浜市は積極的にカジノを誘致するに、依存症に対する基本方針では積極的な方針がないように見えました。支援以外の別の基本方針を追加してください。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討していきます。
390	「(4) キャンブル等依存症に特化した取組」では、「パチンコ・パチスロ」を重視して取り組むと記載してください。計画に「国の調査、本市の調査いずれにおいても、キャンブル等依存症が疑われる人が最もよくお金を使ったパチンコ等」として、「パチンコ・パチスロ」との回答が最も多くなっています」という記載がありました。よくお金を使う人がいる「パチンコ・パチスロ」について、横浜市として強く取り組むとわかる記載にしてください。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
391	「PDCAサイクルの考え方に基づく進捗管理」ですが、PDCAサイクルの状況を市民、市議員にわかりやすく公開してください。数年後に「こうなった」という報告をするのではなく、途中経過を随時明らかにしてください。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
392	計画で使用される「家族等」には、事実婚のカップルや性的少数者のカップルといった、親子でもなく、法律婚をしていない関係が含まれるのでしょうか。含まれないなら、含めてほしいです。含まれているなら、事実婚のカップルや性的少数者のカップルに関して、計画の関係者に研修等を実施してください。事実婚のカップルや性的少数者のカップルが、依存症で悩んだときに相談しやすい環境作りをお願いします。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、第1章の「2 用語の定義」に、「家族等」に事実婚の関係や同性パートナー等も含むことを明記します。なお、その他のご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
393	この計画には、外国人も対象に含まれるのでしょうか。横浜市は外国人が多く住んでいますので、依存症について多言語での啓発や、外国人でも依存症について相談しやすい環境作りをお願いします。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。なお、本計画は支援者や市民を対象としており、外国籍の方も含まれます。
394	「統合型リゾート(IR)の「安全・安心対策の横浜モデル」の構築に向けてのスケジュールを計画のどこかに記載してください。2章のある「コラム 統合型リゾート(IR)について」では不十分です。日本初のカジノを誘致しようとしているので、問題の予防や対応をしっかりするために、今から積極的に構築に向けて進めてください。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討していきます。
395	「統合型リゾート(IR)でカジノを誘致することをやめることを前提に、計画を作成してください。キャンブルをする施設を何箇所も使って誘致するより、依存症に対応する市の職員の給与を上げたり、依存症の予防や回復の支援に予算を使ってください。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めてさせていただきます。
396	依存症の対応について、カジノIR誘致に関わる事業者の関わりをゼロを目指すことを計画に記載してください。キャンブルを進めることを考えない事業者に、依存症に対応してほしいからです。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めてさせていただきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が原案に含まれているもの、又は原案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
397	(99頁)第4章 取り組みべき施策 3 二次支援にかかる重点施策 重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につながるための取組の＜連携会議＞について、横浜市のこの健康相談センターが責任主体となるようにして、全体会議を把握するとして、構成が数十人になると、話し合いの場としては機能がたかくなるので、区役所の福祉保健センター(精神保健福祉相談)が責任主体となった「後援連携会議」を設け、顔の通じた話し合いのできる「数人のもの」にした方が、より実効性のある、連携会議の運営になると思う。自助グループに十数年通っている身として、自助グループが話し合いの場にしても、一つの話し合いの場としても20人が限界であり、数十人集まった場合には、2～3つに分けて話し合いの場(分科会のように)を設定していたので、工夫をお願いしたい。また、構成員に、地域ケアプラザを加えて、より地域に密着した体制にしてほしい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
398	(38～39頁)第2章 本市における依存症に関する状況と課題 2 本市及び関係機関、民間支援団体における取組と状況 (2)医療機関の取組と状況 ア 専門医療機関の現状 イ 依存症治療を行う医療機関における取組 に関して、横浜市精神保健福祉協議会の依存症対策検討部会にて、斎藤清男精神科医(神奈川県精神科診療所協会会長)が令和2年度の第3回依存症対策検討部会にて、以下のように述べている。 「依存症に対応できる医療機関が少ないということをもっと強調してほしい。(神奈川県)の700万の人口で(専門医療機関が)6か所しかないという現実が市民にどう伝わっているのかわかりません。生涯有病率で言えば、10万と20万とが県内にいる方たちを6か所の重点医療機関で診られます。という書き方になっているが、決してそんなことはないだろうと思います。恐らく多くの依存症患者さんが受診しないから6か所であるということだとおもいます。将来はもっと増えるかもしれませんが、今の段階では、見られる医療機関が極めて限られているということは載せてほしいと思います。」 「依存症本人の支援においては、専門医療機関が大きな役割を果たしていますが、素案(案)に記載されている「しかしながら、依存症治療に対応できる精神科の病院やクリニックは必ずしも十分な数が確保されていない」ということを、説明資料(資料3の12)にも書き加えてほしいと思います。もちろん、二次障害の部分に関しては精一杯診るつもりですが、依存症がメインの方たちに関しては本当に診られる医療機関が少ない中で、周辺の医療機関は精一杯診ているという現実を市民の皆さんに理解していただくのとありがたいです。」 この2つの意見は事実を臨床の現場から発言した大変重要な指摘である。それぞれの頁に書き加えるよう、強く要望する。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
399	(計画全般について) 横浜市精神保健福祉協議会協議会の依存症対策検討部会にて、岡田三男氏(NPO法人横浜ひまわり家族会理事長)が令和2年度の第3回依存症対策検討部会にて、以下のように述べている。 「区役所では「高齢・障害支援課」が窓口ですが、依存症相談ができることがわかりにくいところに担当がいます。依存症窓口であるが、各行政区のこの健康相談センターと同じようなレベルで提示して、ここに行けばいいんだというのわかりやすくしてほしいと思います。それをずっとお願いしているのですが、なかなかそういう形にはなりません。私たちも、依存症問題を抱えている人をこの健康相談センターにつなぐますが、区役所の相談窓口にはなかなかつなげません。それは、区役所がどの程度やっているのか、専門的どの程度対応しているのか、私たちもよく知らないからです。区では、突然行っても、「医療ケースワーカーが何人いないから予約してください」と会ってくれないし、もっと身近に対応を取ってほしいとお願ひしたいです。」 この意見は、依存症当事者として、市民として、とても実感するものであり、この体制整備と記述を強く要望する。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
400	キャンブル等の「等」の部分があまりにも広範囲に対象を広げすぎているように思える。 もし、法律の範囲を超えて、これらの規制を求めるとすれば、本計画の依存症の判断基準に基づいて、様々な生活行動や様式を分析し、その基準を満たすかどうかを調査すべきである。 仕事や学習、映画鑑賞、自動車の運転、テレビ視聴やスポーツ、地域活動、政治活動、宗教活動、国際運動等の個人の活動や家庭内活動や社会活動をキャンブルなどの依存症と比べて、日常生活に異常な影響があると判断出来れば、これらも依存症の基準に基づいて、含めるべきであると思う。	④	本計画で使用している「キャンブル等」という用語は、キャンブル等依存症対策基本法で定義しているのと同様に「法律の定めるところにより行われる公営競技(競馬・競輪・オートレース・モーターボート競争)、ばちんこ屋にかかる遊技その他の射幸行為」としています(素案P1)。
401	ネット利用に関する状況について調査するのであれば、ネット利用により扱われる社会活動について広く分析、調査すべきだと考える。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
402	『証券の信用取引または先物取引市場への投資をキャンブルと同等の扱いとする』との文言に関して金融商品取引法との法的関係を関係各所と相談の上、説明をすべきだと思う。	④	『証券の信用取引、または先物取引市場への投資』も依存症に陥る可能性があり、SOGS等のスクリーニングテストにおいても、キャンブルとして位置づけられています。
403	その他の依存症に関する状況に関して、依存症の基準に照らし合わせて、広範囲に調査すべきである。 ネットについての利用が依存症と定義しているが、ネットは現代社会の縮図であると考えられる。 道具としてのネットによる家庭内での社会活動であると考えられる。 その為、全ての社会活動が依存症であると誤解を招く恐れがある。 もし、その考え方が誤解は無く、依存症の基準からネットを通しての社会活動全てが依存症であるならば、全ての社会活動が何らかの依存症であると判断する。 これらの社会活動を依存症の基準に基づいて、分析、調査を行い、依存症の高い活動に対して規制すべきであると思う。 社会活動や生活様式を依存症の基準に基づいて、問題がある社会活動や社会様式を改善できる様にして頂きたい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。 なお、本計画では「依存症」という用語について、「物質の使用や(中略)行為を繰り返すことにより脳の状態が変化し、日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、「やめたいと思わない」、「やめたくても、やめられない」、「コントロールできない」状態である」と定義しています。
404	キャンブル等と等の字を含めた為に限りなく際限の無い依存症の基準対象についての調査しなければならないと考える。 依存症と呼ばれる被害を軽減する為に本計画が基準とする判断基準において該当する問題のある社会活動があれば、その他の問題が無いと判断された社会活動と比較して、その理由を明記して、発表をして頂きたい。	④	本計画で使用している「キャンブル等」という用語は、キャンブル等依存症対策基本法で定義しているのと同様に「法律の定めるところにより行われる公営競技(競馬・競輪・オートレース・モーターボート競争)、ばちんこ屋にかかる遊技その他の射幸行為」としています(素案P1)。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が原案に含まれているもの、又は原案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
405	依存症問題に関して、依存症患者の心身に悪影響がある場合は何なのかを定義を決める際、あくまでも本人の考えを尊重しなければならぬと考える。 悪影響があるなら依存。能力向上なら効果。 例えば、ゲームで受験や就職、対人関係が有利になれば、(実は割と事例がある)むしろ、この問題に賛成する人々がゲームを強要しかなない。 学習に対して、例外を設けたが、子どもの心身そのものには悪影響ではないかと考える。 依存症患者や予備群の方々の立場や気持ちに立たなければ、意味のない対策となる。 単に自分からゲームを楽しむ事を苦と扱う事が患者の心身に悪影響であると考え。 しかも書かづか本人でも家族でもなく、外の社会が決める事が問題と考える。 歴史の中で良くない習慣や風習、伝統などの社会問題など。 医療関係者だけでなく、歴史や風習の学者の意見も聞くべきだと思う。 依存症を取り巻く社会環境や研究は日々劇的に変化しているため、厚労省や文科省や経産省、消費者庁など国の機関の最新の研究や取り組みを取り入れて、多くの立場の意見を日々更新して、よりよく依存症患者自身の為に活躍して頂きたい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
406	生きづらさが増している昨今、依存症は増え続けていると思います。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
407	当事者本人が治療につながるまで長い時間がかかり、家族を巻き込み絶望状況となるのを見聞してきました。 本人が治療につながるまでの待ちの間の家族支援を手厚くし、支えて欲しいです。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
408	昔、薬物依存の啓発ポスターにあった「ダメ!絶対」の様な標語ではなく、依存症の本質が理解できる啓発活動を望みます。	②	ご意見の趣旨は、素案の第4章重点施策2の「(1) 総合的な依存症対策の取組」の「ア 依存症について関心を持ち正しい理解を促進する普及啓発」等に含まれていると考えております。頂いたご意見も踏まえながら、普及啓発の取組を推進してまいります。
409	世界で最もギャンブル機会(競馬、競輪、競艇、パチンコ、スロットマシン)が多い国は日本と言われている。この上、横浜にカジノを誘致すればギャンブル依存症リテラチの増進を図ることになる。 カジノを誘致して一層のギャンブル依存症を増やすことを市が進めるとはとても理解できない。 今以上にギャンブル依存症を増やさないためにIR(カジノ)誘致を中止するよう要望する。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
410	「カジノ」を作らないことが依存症対策に最も効果的です。 横浜にカジノはほらない。日本にもほらないです。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
411	依存症になるまでの人生は十人十色、性格も様々です。私はアルコール依存症の夫の妻です。自助グループに所属しています。 10数年前は病院から自助グループへつながる方が多かったのですが、最近はインターネットで調べて…という方が増え、1度定を運んでくれてもそれきりという方も多いです。 その人によって自分に合う自助グループや支援団体が見つければ、もう少し多く回復につながるのでは?と思います。	②	ご意見の趣旨は、素案の第4章重点施策4の「(1) 総合的な依存症対策の取組」の「イ 行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などの幅広い支援者のネットワーク、顔の見える関係の構築」等に含まれていると考えております。頂いたご意見も踏まえながら、適切な回復支援へのつなごうため、幅広い支援者の連携を推進してまいります。
412	相談員として活動していますが、個人として他の施設に見学に行きたいと思いますが、そういう機会(交流)(見学会)のようなものを作っていたらと思います。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
413	自助グループを多くの方に知っていただきたいと思います。	①	ご意見の趣旨も踏まえ、第4章重点施策3の「(1) 総合的な依存症対策の取組」の「オ インターネットを活用した情報提供」に民間支援団体等の相談先に関する情報の掲載を実施する旨を追記します。
414	依存症に関する法律ができて以降も、実施されている対策は、世代を超えて家庭や職場、更には地域や国の経済活動に与えているアルコール等による差し追った被害が求めるレベルに達していない、という認識です。そうした中で、国を挙げての取組の必要性、同計画に期待されるもの、同計画の使命は極めて重大であるという前提で、皆様の必死の努力を理解しながらも、ご意見申し上げます。 こうした計画の宿命としてやむを得ない面もありますが、まだまだ具体性に欠けるという印象です。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
415	若年者に対する啓発は、児童からの啓発が大事です。中学生ではもう遅すぎると思います。是非、小学校のカリキュラムに取り入れ、アルコール等による害を考える機会を作ってください。確かにアルコールは違法ではないから言い方が難しい、保護者達から反発が予想されるなど、課題はあります。だからこそ、具体的に何が出来るのかを考えて方針を出さなければ、結局手づかきません。	②	素案の第2章2の「(4) 本市における取組と状況」の「エ 依存症関連施策を実施する部署での取組」に、「学習指導要領に基づき保健学習において、小学6年から薬物、飲酒、喫煙の影響等について学習」することが記載されており、ご意見の趣旨については含まれていると考えております。頂いたご意見も踏まえながら、計画を推進してまいります。
416	医療機関から回復施設等につなげる手立てを具体的にする必要があります。単に研修で済ませるのではなく、システムづくりをする必要があります。アルコール依存症には社会的な問題が付随します。家庭内、職場内、…における問題をあぶりだし、回復のお手伝いをする道を示すことなしには、解決していきません。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
417	小さなクリニックからデイケアや回復施設への紹介が、保険適用上加算されるなどの制度が、現在あるのかは勉強不足で分かりませんが、必要だと思えます。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
418	働きながら回復施設に通える環境の整備が必要です。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
419	飲み過ぎの職員などに、早めに勤務時間内に啓発的な取り組みを行う制度を作る必要があります。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
420	労働衛生環境、産業医制度等を整えて、家族を失う前の依存症対策を保障をして欲しいと思います。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
421	回復施設には、働きながら早期の依存症対策に取り組む会社員等を受け入れるためのプログラムづくりや補助金等の支援策をお願いしたいと思います。就労者を補助の対象からはずすのは適切ではないと思います。もちろん、企業にはしっかり理解してもらうだけでなく、制度を作る必要もあります。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
422	テレビやマスコミを通じて、アルコール等の害をしっかりと広報してください。そのためには、国や企業の理解と協力が重要です。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
423	依存症の発生するメカニズムを解明し、発生しやすい環境とするにはどうしたらよいか、まじめに考えなければならないと思います。是非、個人、家庭の平和や幸福、共同体の繁栄のためにも、一緒に取り組んで欲しいと思いますのでよろしくお願いいたします。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
424	該当項：第4章 2一次支援にかかる重点施策 重点施策1(4)キャンブル等依存症に特化した取組 ア高等学校の保健体育におけるキャンブル等依存症の教育 1:意見の内容 素案のAに記載の内容に対し、下記の追加・変更を求めます。 変更前の記載:こうした国の動きを踏まえ、高等学校で行われる保健体育の授業において、キャンブル等依存症についても取り上げていきます。 希望する変更の後の記載:こうした国の動きを踏まえ、国の方針に従うと共に、全ての高等学校職員に、依存症(キャンブル依存症を含む)についての心理学的な自助学習の機会を提供します。 2:意見の背景 -変更前の記載には、農市職員の努力の跡が見えない。 -ただ、「国の方針に従います」といっているだけ。 -教職員に心理学的知見を普及させる事によって、何らかの機会に教職員の口から、生徒の心をつかむ発言が出る事が期待される。 国語の先生であったり、社会の先生であったりする事がより望ましい。 伝える教育とは、そういったものでは無いでしょうか？	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
425	「のめりこむ」と言う性癖は、決して悪いものではありません。 偉人と呼ばれる人々は、何かに「のめりこみ」必死になって、がんばって上手くいった人で、うまくいかなかった人も、たくさんいる。 「のめりこむ」事が得意な生徒は、将来の日本を背負って達人になる可能性のある人でしょう。 ゲームにのめりこんでしまった結果、不登校になってしまう等の恐ろしい事が、現実起こっている。パチンコにのめりこんで、悲しい事に自殺に追い込まれる人もいる。 精神保健福祉課の職員の皆様には、このような悲劇を少なくすべく、必死でがんばって頂きたい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
426	該当項：第4章 2一次支援にかかる重点施策 重点施策1(4)キャンブル等依存症に特化した取組 イ場外券売り場などでの普及啓発 1:意見の内容 素案のイに記載の内容に対し、下記の追加・変更を求めます。 変更前の記載:キャンブル等依存症に特化した普及啓発を行うため、競馬や競輪、競艇、オートレースなどの公営競技の場外券売り場において、リーフレットの配布・配布など、キャンブル等依存症に関する普及啓発を実施します。 希望する変更の後の記載:広く依存症に関する普及啓発を行うため、パチンコ、パチスロット等、窓口において、リーフレットの配布・配布など、依存症に関する普及啓発を実施します。 2:意見の背景 -最大のプレイヤー数を保持する、パチンコ、パチスロ、宝くじを除外してはならない。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
427	キャンブルにつき込み金額だけが、問題ではありません。 特定のものにのみこむ事によって、他の重要なものへの対応ができなくなる事が人生を送る上での問題なのです。経済だけの視点で見ないでください。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
428	該当項:第4章 2一次支援にかかる重点施策 重点施策2(1)総合的な依存症対策の取組 イ依存症の正しい知識の普及啓発-2 1:意見の内容 素案のイに記載の内容に対し、下記の追加・変更を求めます。 変更前の記載:民間支援団体等において、当事者による語りを含むセミナー・講演会などを実施し、こころの健康相談センターや区役所においてその支援を行います。 希望する変更の後の記載:当事者による語りを含むセミナー・講演会などを実施する民間支援団体等に対し、実施する場所の提供、開催の案内等の支援を行います。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
429	該当項:第4章 2一次支援にかかる重点施策 重点施策2(1)総合的な依存症対策の取組 イ依存症の正しい知識の普及啓発-1 1:意見の内容 素案のイに記載の内容に対し、下記の追加・変更を求めます。 変更前の記載:依存症は誰もが直面しうる問題であり、適切な支援を受けることで回復できるという正しい知識の普及啓発に向けて、セミナー・講演会の開催、リーフレット等の配布を行います。 希望する変更の後の記載:依存症は誰もが直面しうる問題であり、患者自身に湧き出る心の変化を捉える支援を受けることで回復できるという正しい知識の普及啓発に向けて、セミナー・講演会の開催、リーフレット等の配布を行います。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
430	素案に記載の内容に対し、下記の追加を求めます。 希望する追加記載:「特に医学部を持つ横浜市立大学においては、医療面を中心に研究面・人材面でも大きな役割を果たしてもらうように協議を進めます。」	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
431	素案に記載の内容に対し、下記の追加を求めます。 希望する追加記載:「エビデンスに基づく政策形成の手法を活用することにより、横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)を、より強固なものに作り変えて行きます。」 是非、本案についても、パブコメを実施してください。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
432	「ゲーム障害」や「ネット利用」を本計画から削除するべきである。	③	ゲーム障害については、国において対策に向けた取組が進められています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます、国等の動向を注視しながら、依存症対策の施策を推進します。
433	P19の図表2-15において、「注:ここでの「キャンブル等」とは、パチンコ・パチスロや、ゲームセンターのスロットマシン、ポーカーマシン等のメダルや景品が当たるゲーム機、海外のカラオケ、至くし、アンバーズ、サッカーくじ、証券の信用取引または先物取引(市場への投資なども含まれている)とあるが、ゲーム機、経済行為である証券の信用取引または先物取引(市場への投資)などをキャンブルに含めた調査は出典として不適切であり、出典として提示する場合には内訳を明記すべきである。	④	「証券の信用取引、または先物取引(市場への投資)も依存症に陥る可能性があり、SOGS等のスクリーニングテストにおいても、キャンブルとして位置づけられています。
434	P60「依存症に対する誤解・偏見の解消に向けた普及啓発」などの箇所において、ゲーム障害についての年齢に応じた啓蒙活動を行うことは重要であるが、ゲーム依存症との因果が必ずしも明らかにならないゲーム時間の多寡を強調することや、一次障害に起因して引きこもりの状態にある子からゲームを奪うことのないよう配慮が必要である。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
435	素案においては、第3章計画の目指すもの、第4章取り組むべき施策、第5章計画の推進体制のそれぞれにおいて、アルコール、薬物、キャンブルに対して明確な根拠、定義、対策がまとめられており、従来の横浜市の取り組みをさらに推進するものであると考えられる。	②	ご賛同くださり、ありがとうございます。今後も依存症対策の取組を推進していきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
436	P8、P23-26には「ゲーム障害」や「ネット利用」について述べられているが、「ゲーム障害」に関しては明確な科学的裏付けが存在していないことは参議院での厚労省答弁でも明らかになっている。また『インターネット利用』に対する依存症については一部の言説でしかなく、明確な定義がなされたものではない。 ＜参考＞ 第204回国会 参議院 内閣委員会 第4号 令和3年3月16日 ○政府参考人(赤澤公彦君;厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長) ・ゲーム依存、ネット依存、スマホ依存についての発症のメカニズムは現時点で確立した科学的知見は承知しておりません。 ・ゲーム依存、ネット依存、スマホ依存について、現時点で治療、予防に関する確立した科学的根拠、科学的知見は承知しておりません。今後、これらの発症のメカニズム等の解明につなげるよう、更なる研究により科学的知見の集積を図る必要があると考えております。	③	ゲーム障害については、国において対策に向けた取組が進められています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます、国等の動向を注視しながら、依存症対策の施策を推進します。
437	ゲームには囲碁・将棋など、社会的に確立された価値の高い文化が含まれること、インターネットは今後の社会にとって最も重要なインフラであることから、アルコール、薬物、ギャンブルへの対策にそれらを含めることはバランスを欠いている。	③	ゲーム障害については、国において対策に向けた取組が進められています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます、国等の動向を注視しながら、依存症対策の施策を推進します。
438	根拠、定義、対策が明らかであるアルコール、薬物、ギャンブル依存症に対する計画に、定義や根拠の曖昧な「ゲーム障害」や「ネット利用」を含めることは、計画全体の信頼性を損ねかねないため、これらの内容は計画から削除するべきである。	③	ゲーム障害については、国において対策に向けた取組が進められています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます、国等の動向を注視しながら、依存症対策の施策を推進します。
439	IRやカジノ依存症記述が少なすぎです。随時ですな。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。 IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討してまいります。
440	依存症対策もカジノを隠すからざんたいに記述が不明瞭になっています。カジノのために他の依存症対策までおろそかになるのはおかしいと思います。IRはやめてください。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。 なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
441	依存症対策にいかにもお金をかけたくない感じがします。自助グループや回復施設にお金をかけないで治りません。カジノに回すお金はもったいないです。コロナ対策と依存症対策にその分回して下さい。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。 なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
442	IRにふれていないのはおかしいと思います。カジノ依存症を入れて計画を作り直すべきだと思います。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。 IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討してまいります。
443	とてもお金をかけているとのことですが、あまり中身があるように見えて実はい印象です。現状をただ外から眺めて解説しただけで、市がこれからどうするかというのが見えてきません。IRを呼ぶのに市はギャンブル依存症には何もしていないんですか？	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。
444	依存症対策をしないのならIRは呼ぶべきではないです。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後も関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。 なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
445	長過ぎてわかりにくい。カジノIRにぜんぜんふれてない。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。 IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討してまいります。
446	PDCAサイクルという割には目標設定がない。いつまでに医療機関を幾つ建てるとか、依存症を何%減らすとか、期限と目標を数字で示すべきでしょう。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
447	外部委託に1500万円も払っているというが、横浜の将来を決める計画に外注をかけて横浜市では何をやるのか。税金をカジノや外注に無駄使いはやめて欲しい。	④	ご意見として受け止めさせていただきます。

【対応の分類】 ①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が原案に含まれているもの、又は原案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
448	脳の状態が変化しているのに医療や支援につながっても回復できるのか疑問である。	④	依存症は慢性疾患ともいわれますが、正しい知識を得て、適切な支援を受け、依存対象に頼らない生活を送ることで、回復することが可能であり、その生活を続けることが大切です。本計画では、「回復」を「依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進んでいること、自分らしく健康的な暮らしを続けること」と定義しています。
449	依存症の自覚が乏しい人、認識できない人が多いので、相談件数・割合に反映されていないのでは？実態はもっと多いのでは？	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
450	予防と支援は全く異なる概念であり、これはすり替えではないか？	③	本計画では、依存症対策検討部会での議論を経て、回復のために努力を続ける本人・家族等へ、より肯定的な表現となるよう「支援」という用語を使用しています。頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきます。依存症対策の取組を推進していきます。
451	取り組む施策に具体性がない。	③	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
452	横浜カジノIRは依存症を増やすため進めてはならない。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
453	ギャンブルに依存症はつきもの。従って依存症の原因となるギャンブルは止めるべき。市財政に寄与するなど考えられない。即刻断念すべきです。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
454	民間支援団体等が依存症の本人や家族支援のため、相談等頑張っているが、余りにも日々問題が多く家族会だけではやり切れず、ぜひ手伝っていただきたい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
455	家族会の役員世話役達は日々、生活するため働きながらやっている人達が多く、依存症の本人がかえりながら大変です。コロナ時代に入り、今まで以上に問題が大きい人達が相談に来て燃え尽きになりそうです。支援スキル向上はもとより、かきねを越えたいっそうの強いネットワーク形成支援必要。家族会運営に力をかけてほしい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
456	民間支援団体等が依存症の本人等支援するためミーティング、相談等の団体の活動をぜひ手伝っていただきたい。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
457	家族会の役員世話役達は、このコロナで大変な時代むずかしい相談がひっきりなしにまい込みクタクタで以前にもまして燃え尽きになりかねない。支援スキル向上はもとより、かきねを越えたいっそうの強いネットワーク形成支援必要。家族会運営に力をかけてほしい。	②	ご意見の趣旨については、素案の第4章の「重点施策4」の「(1)総合的な依存症対策の取組」の「ア 連携会議による支援情報の収集と共有等」「イ 行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などの幅広い支援者のネットワーク、顔の見える関係の構築」等に含められていると考えております。頂いたご意見も踏まえながら、計画を推進してまいります。
458	依存症対策に役所の方々の頭脳をつかったり、税金をつかったりするより始めからこのすばらしい横浜にギャンブルカジノの場を役所がつくらせないこと。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
459	「カジノ法案」は廃案にすべき！ギャンブル依存症や治安に対する懸念から、反対の声も未だに多いのが現状です。現在新型コロナウイルス禍において、県民の血税をギャンブルに使うとは、とんでもないことです。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
460	各、依存症について良いことだと思う。各人の心の持ち方であると思うが、支援計画は、良いことだと思います。	②	ご賛同くださり、ありがとうございます。今後も依存症対策の取組を推進していきます。
461	横浜山下埠頭にIRカジノを誘致することに反対します。今でもギャンブル野放図なのに更に賭博であるカジノを横浜のどまんなか設置して、35年～40年もやるなどはとても許せません。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が原案に含まれているもの、又は原案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

通番	意見	対応分類	本市の考え方
462	依存症対策の一番のもと(原因となるもの)を断つ事。今計画中のIRの中のカジノを止めるのが一番の対策になると思います。ギャンブル依存症の方が増えるとかわかってる事をどうしてすめるのでしょうか。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
463	IRのための依存症対策なのにIRにふれてない。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRの実現に向けては、国や神奈川県関係法令・計画等に基づくとともに、本計画等を踏まえ、総合的に依存症対策に取り組んでいきます。具体的な依存症対策につきましては、事業者からの提案等も踏まえ、IR整備法に基づく区域整備計画において検討していきます。
464	現状分析があって今後の変化が初めて言えるのに、こういう意見がありましたというだけで、市としての分析総括になってないから方針も弱い。	③	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
465	-375万人都市なのに、専門病院と専門回復施設が少な過ぎるのに、市が増やすとも言わない。 -横浜市大はなぜやらない。	③	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。
466	依存症対策なら、カジノは作らないのが普通でしょう。其れを誤魔化しているから対策全体が歪んでしまっています。カジノもやめパチンコ屋もやめ、公営ギャンブルもやめる事です。コンビニの酒販売もやめて産葉や酒の販売機もやめる事です。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。事業者への規制等については、ご意見として受け止めさせていただきます。
467	「普及啓発」という言葉ばかり目立ちます。家族としたりどうしたら良いかがよく伝わりません。家族が誰でどこにどのように相談したらよくなるのか、分かり易く示して頂きたいと存じます。家族が安心して相談でき助けて頂ける場所を行政の中にお作り頂きたいと存じます。家族会GAと行政が力を入れて支えて頂きたいです。行政の方には家族の立場に立ってサポートして頂ければと存じます。とても立派な計画ですが、冷たく突き放されているような感じも受けます。親身になって頂きたいと存じます。	③	頂いたご意見につきましては、依存症対策の施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。依存症に悩む方が相談・支援につながることをできるよう取組を推進します。
468	IR計画(カジノ)がすめられていますが、ギャンブル依存の対策は特にとられていません。普及・啓発だけのように入ります。それでは不十分じゃないですか？依存症におちいってしまっからの回復はむずかしいので、予防することがとても重要です。依存症を製造するようなカジノ施設の建設は問題が多いと思います。もう一度考えなおしてもらえませんか。	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。本市では、国が示す依存症対策総合支援事業に基づき、依存症の本人や家族等の支援に取り組んでおり、今後関係機関等と連携しながら総合的な依存症対策を推進します。なお、IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。
469	今現在でも合法とされるギャンブルは、6種類+パチンコ&スロットがあります。これらのギャンブルでさえほとんど楽しむというレベルをこえて、生活、精神(もちろん、疾病や家族)に多大な損失を与えます。依存症対策は、現在でももちろん大切ですが、今、この時期に、コロナや子どもの貧困など、IRよりもっと重要なところに予算を使うべきだと思います。依存症の対策をとるから、ギャンブルをさらに導入してよいというものではありません。もっと時代や市民の生活に密着した市税の使い方をしたい。(海外ではカジノには自国民やその他の住民は入れません)	④	本計画は、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すために策定するものです。IRに関するご指摘につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。

【対応の分類】①御意見を踏まえ原案に反映するもの ②御意見の趣旨が案に含まれているもの、又は案に賛同いただいたもの ③今後の検討の参考とさせていただきます ④その他

原案(案)への反映・修正箇所

通し番号	頁	修正前	修正後	反映した意見
7	2		<p><u>コラム 依存症対策における国と県・指定都市の担う役割</u></p> <p>国においては、アルコール健康障害対策推進基本計画やギャンブル等依存症対策推進基本計画などに基づき様々な依存症対応施策が展開されており、ギャンブル等依存症を例に取れば、ギャンブル等事業者と連携した各種の予防・回復支援施策や学校教育の場における普及啓発、消費者向けの啓発、依存症を支援する人材の確保・育成などの施策が、各省庁において進められています。</p> <p>また、都道府県及び指定都市は、「依存症対策総合支援事業」の一環として、地域の関係機関と連携をしながら、依存症の専門医療機関・治療拠点機関や依存症の相談拠点の設置(精神保健福祉センター等)、地域支援計画の立案を行うほか、連携会議の運営や依存症の本人や家族への支援、依存症支援者を対象とする研修、普及啓発・情報提供などの施策を展開する役割を担っています。</p> <p>このうち、専門医療機関や治療拠点機関の選定については、本市を含む県内3政令市と県が協調し、県が代表して行っています。それ以外の事業については県と本市が連携を図りながら、それぞれの実状に即した取組を実施しています。</p>	通番 265
10	3	<p>コラム 民間支援団体等の活動と依存症回復支援の経緯(4段落目)</p> <p>現在では、アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症、それぞれの自助グループや回復支援施設が市内にあります。本人の回復過程は様々であり、それを多種多様な社会資源がそれぞれの強みを生かして支え続けています。</p>	<p>コラム 民間支援団体等の活動と依存症回復支援の経緯(4段落目)</p> <p>現在では、アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症、それぞれの回復支援施設(45ページ参照)や自助グループ(48ページ参照)が多数、市内にあります。本人の回復過程は様々であり、それを多種多様な社会資源がそれぞれの強みを生かして支え続けています。</p>	通番 202

通し 番号	頁	修正前	修正後	反映した意見
12	4		図表 1-1:本計画における用語の定義 家族等 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>依存症の本人の配偶者等(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、同性パートナーを含む)などの家族(同居別居を問わず)のほか、本人との関係から依存症による影響を受ける交際相手や友人、職場の同僚など、本人の回復のために働きかけを行う人を含む</u> 	通番 392
13	4	図表 1-1:本計画における用語の定義 身近な支援者	図表 1-1:本計画における用語の定義 身近な支援者 (35 ページ参照)	通番 256
14	4	図表 1-1:本計画における用語の定義 民間支援団体等	図表 1-1:本計画における用語の定義 民間支援団体等 (45 ページ参照)	通番 256
15	4	図表 1-1:本計画における用語の定義 専門医療機関	図表 1-1:本計画における用語の定義 専門的な医療機関 (40・41 ページ参照)	通番 256
16	4	図表 1-1:本計画における用語の定義 専門的な支援者 上記、民間支援団体等の支援者、専門医療機関、依存症の治療・支援を行う医療機関、こころの健康相談センター、区役所の精神保健福祉相談などの依存症相談・支援を行う窓口及び機関	図表 1-1:本計画における用語の定義 専門的な支援者 上記、民間支援団体等の支援者、専門医療機関 (40 ページ参照) 、依存症の 治療を行う 医療機関 (41 ページ参照) 、こころの健康相談センター (50 ページ参照) 、区役所の精神保健福祉相談 (52 ページ参照) などの依存症相談・支援を行う窓口及び機関	通番 256

通し 番号	頁	修正前	修正後	反映した意見
20	9		<p><u>コラム 本計画の計画期間について</u></p> <p><u>国の依存症対策関係計画の計画期間をみると、アルコール健康障害対策基本計画は5年間、ギャンブル等依存症対策基本計画は3年間とされています。</u></p> <p><u>これらを踏まえつつ、本計画は、関係者と支援の方向性を中長期的に共有していくものを目指していることから、依存症対策検討部会での議論を経て、計画期間を5年間と設定しました。今後も5年ごとに計画の内容について検討を行い、検討結果を踏まえて計画を改定していきます。</u></p> <p><u>また、計画期間中の年度ごとに、計画の進捗状況などの点検や評価を行い、その結果を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて事業の見直しや改善、新規事業の追加などを実施していきます。</u></p>	通番4

通し 番号	頁	修正前	修正後	反映した意見
21	10	<p>コラム その他の依存症について (3段落目)</p> <p>「特定の行動に対する依存症」の中で、近年注目が集まっているものが、ゲームに対する依存症、いわゆる「ゲーム障害」です。ゲームに熱中して生活リズムが乱れてしまう、学校や職場でもゲームをしてしまう、といった日常生活上の問題のほか、オンラインゲーム等で過度の課金を行ってしまうといった経済的な問題等も合わせて発生する場合もあることがゲーム障害の特徴として指摘されています。こうしたことから、令和元年5月に、WHO(世界保健機関)はゲーム障害を精神疾患の一つとして位置付け、我が国においても厚生労働省を中心として令和2年2月に「ゲーム依存症対策関係者連絡会議」が開催されるなど、対策に向けた取組が進められています。</p>	<p>コラム その他の依存症について (3段落目)</p> <p>「特定の行動に対する依存症」の中で、近年注目が集まっているものが、ゲームに対する依存症、いわゆる「ゲーム障害」です。ゲームに熱中して生活リズムが乱れてしまう、学校や職場でもゲームをしてしまう、といった日常生活上の問題のほか、オンラインゲーム等で過度の課金を行ってしまうといった経済的な問題等も合わせて発生する場合もあることがゲーム障害の特徴として指摘されています。こうしたことから、<u>WHO(世界保健機関)が令和元年5月に採択した疾病及び関連保健問題の国際統計分類(第11回改訂)(ICD-11)では、「ゲーム障害」³が分類項目として明記され、我が国においても厚生労働省を中心として令和2年2月 から「ゲーム依存症対策関係者連絡会議」が開催されるなど、対策に向けた取組が進められています。</u></p>	通番 354

通し 番号	頁	修正前	修正後	反映した意見
39	23		<p><u>コラム 新型コロナウイルス感染症と公営競技のインターネット投票</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)の感染拡大によって、競馬の売上金が増加していることが報じられています。</u></p> <p><u>例えば、神奈川県川崎競馬組合では、令和 2 年度の売上金は 915 億円となり、平成 12 年の設立以来、最高額となりました。この理由について神奈川県川崎競馬組合は、新型コロナの感染拡大防止に伴い無観客競馬の開催が多くなり、自宅等からのインターネット投票の売上が増加したためであると分析しています¹⁶。</u></p> <p><u>また、日本中央競馬会(JRA)では、令和 2 年 7 月に公表した「新型コロナウイルス感染症に係る安全な競馬開催のための基本的な考え方」において、来場者の安全確保のために実施する取組として「インターネット投票を推奨する」旨が記載されました。その結果、電話・インターネット投票会員が大幅に増加し、令和 2 年度の事業収益は無観客開催が多く見られた一方で、平成 30 年度、令和元年度を上回る数値となっています。</u></p> <p><u>競馬等の公営競技のインターネット投票については、今後も動向を注視していく必要があると考えられます。</u></p> <p><u>16 (神奈川県川崎競馬組合ウェブサイト、2021 年 3 月 9 日発表、https://www.kawasaki-keiba.jp/news/article-info/post-47938/)</u></p>	通番 69、188、365

通し番号	頁	修正前	修正後	反映した意見
54	41	<p>イ 依存症治療を行う医療機関における取組</p> <p>本市が実施した「平成28年度調査」からは、専門医療機関以外にも依存症の治療・支援を行う医療機関が複数存在することがわかっています。診察内容等を見てみると、アルコールを中心として外来で対応をする医療機関が多い状況です。</p> <p>外来対応を行う医療機関で提供されている依存症対応プログラムについては、「集団療法」¹³、「個別療法」¹⁴、「家族向け集団教育」¹⁵、「コ・メディカルスタッフ」¹⁶相談などが行われています。このうち、いずれの依存症においても「個別療法」が最も多く提供されており、その内容としては、「SMARPP」¹⁷、「条件反射制御法」¹⁸、「内観療法」¹⁹などが挙げられます。</p> <p>関係機関への紹介・連携の状況を見ると、「専門病院・専門クリニック」、「自助グループ」、「回復支援施設」、「弁護士」などが紹介・連携先として比較的多くなっています。</p> <p>なお、紹介・連携先については、依存症の種類によりやや違いが見られ、アルコールの場合は、専門病院・専門クリニックが最も多く、薬物とギャンブル等での紹介先は、自助グループが最も多くなっています。</p>	<p>イ 依存症の治療を行う医療機関における取組</p> <p><u>神奈川県が令和2年に医療機関等を対象として実施した「依存症に係る社会資源実態調査」(以下「県社会資源実態調査」という。)</u>では、<u>前述の専門医療機関を含めて66件の医療機関から依存症の外来対応を行っている旨の回答が得られました。</u>診察内容等を見てみると、アルコールに対応している医療機関が61件と比較的多く、薬物が32件、ギャンブルが28件となっています。</p> <p>外来対応を行う医療機関で提供されている依存症対応プログラムについては、「集団療法」¹⁸、「個別療法」¹⁹、「家族向け集団教育」²⁰、「コ・メディカルスタッフ」²¹相談などが行われています。このうち、いずれの依存症においても「個別療法」が最も多く提供されており、その内容としては、「<u>認知行動療法(SMARPP²²)</u>」、「条件反射制御法」²³、「内観療法」²⁴などが挙げられます。</p> <p>関係機関への紹介・連携の状況を見ると、「専門病院・専門クリニック」、「自助グループ、<u>家族会</u>」、「<u>保健所・福祉事務所(区福祉保健センター)</u>」、「<u>精神保健福祉センター(こころの健康相談センター)</u>」、「回復支援施設」などが紹介先として比較的多くなっています。<u>また、紹介元としては、「かかりつけ医」、「専門病院・専門クリニック」、「保健所・福祉事務所(区福祉保健センター)</u>」、「<u>自助グループ、家族会</u>」、「<u>精神保健福祉センター(こころの健康相談センター)</u>」が比較的多くなっています。</p>	通番 217、218
64	52	ウ 区役所のその他の部署による取組	ウ <u>身近な支援者としての行政</u> (区役所のその他の部署による取組)	通番 256

通し 番号	頁	修正前	修正後	反映した意見
65	53	<p>工 依存症関連施策を実施する部署での取組</p> <p>依存症関連施策を実施する部署では、主に以下のような取組を実施しています。</p>	<p>工 依存症 <u>に関連した施策を</u> 実施する部署での取組</p> <p><u>依存症に関連した</u> 施策を実施する部署では、主に以下のような取組を実施しています。</p>	通番 256
70	59	<p>【ゲーム障害を含む、依存対象と出会う時期に応じた正しい知識の普及啓発】</p> <p>依存症の予防に向けては、こうした依存対象ごとのリスクが高まる時期の違いなどを踏まえ、情報提供の媒体あるいは提供する情報の内容を変化させていくなど、効果的な啓発活動が求められます。</p>	<p>【ゲーム障害を含む、依存対象と出会う時期に応じた正しい知識の普及啓発】</p> <p>(3 段落目)</p> <p><u>なお、「横浜市青少年に関する調査」の結果によると、回答者のうち約 4 割が平日 1 日に平均 4 時間以上 SNS を利用していると回答しており、青少年にとって SNS の利用が身近で、欠かすことのできないものとなっていると推察されます。一方で、回答者の約 3 割が、インターネットやスマートフォン等の利用で何らかのトラブルを経験したことがあると回答しており、安全で適切な使い方等について、普及啓発する必要があります。</u></p> <p>依存症の予防に向けては、こうした依存対象ごとのリスクが高まる時期の違いなどを踏まえ、情報提供の媒体あるいは提供する情報の内容を変化させていくなど、効果的な啓発活動が求められます。</p>	通番 375

通し 番号	頁	修正前	修正後	反映した意見
76	66	<p>【依存症に対する誤解・偏見の解消に向けた普及啓発】</p> <p>【一般市民に対する専門的な医療機関や民間支援団体等の活動内容の周知】</p> <p>(1 段落目)</p> <p>e アンケートでは、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症については、95%以上の認知度はあるものの、その特徴について十分に理解されていない点も見受けられました。依存症に対する理解が進んでいないことで、社会全体から依存症への偏見や差別意識に基づく否定的な考え方・接し方、いわゆる「スティグマ」が生じ、依存症からの回復の大きな障害となります。周囲からのスティグマにさらされ続けることは、自己肯定感や自尊感情を損ねる恐れがあり、依存症からの回復を阻害するリスクがあると考えられます。また、依存症の本人が依存症に対する誤解や偏見を持っている(セルフスティグマ)と、必要な相談・支援につながることや回復への障害にもなる可能性も推察されるため、依存症に対する正しい知識の普及啓発を進めて、誤解や偏見の解消を図ることが必要です。</p> <p>(中略)</p> <p>(5 段落目)</p> <p>これらの調査結果を踏まえれば、スティグマを防ぎ、依存症の本人等が必要な支援につながることを促進するため、依存症の支援者や当事者による講演などを通じた、市民全体を対象とした依存症そのものの理解や民間支援団体等の活動内容の理解に向けた啓発活動が必要だと考えられます。</p>	<p>【依存症に対する誤解・偏見の解消に向けた普及啓発】</p> <p>【一般市民に対する専門的な医療機関や民間支援団体等の活動内容の周知】</p> <p>(1 段落目)</p> <p>e アンケートでは、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症については、95%以上の認知度はあるものの、その特徴について十分に理解されていない点も見受けられました。依存症に対する理解が進んでいないことで、社会全体から依存症への負のイメージに伴う偏見や差別意識に基づく否定的な考え方・接し方が存在し、依存症からの回復の大きな障害となります。周囲からのこうした否定的な考え方・接し方にさらされ続けることは、自己肯定感や自尊感情を損ねる恐れがあり、依存症からの回復を阻害するリスクがあると考えられます。また、依存症の本人が依存症に対する誤解や偏見を持っていると、必要な相談・支援につながることや回復への障害にもなる可能性も推察されるため、依存症に対する正しい知識の普及啓発を進めて、誤解や偏見の解消を図ることが必要です。</p> <p>(中略)</p> <p>(5 段落目)</p> <p>これらの調査結果を踏まえれば、誤解や偏見を防ぎ、依存症の本人等が必要な支援につながることを促進するため、依存症の支援者や当事者による講演などを通じた、市民全体を対象とした依存症そのものの理解や民間支援団体等の活動内容の理解に向けた啓発活動が必要だと考えられます。</p>	通番 222

通し 番号	頁	修正前	修正後	反映した意見
77	68	<p>コラム 依存症に関する普及啓発について</p> <p>これまで依存症の普及啓発においては、様々な媒体や表現が用いられてきました。中でも、特に多くの人々の目に触れたものとして、薬物問題に関して過去に一般社団法人日本民間放送連盟が放映していた「覚せい剤やめますか？それとも人間やめますか？」という標語を用いたテレビコマーシャルがありました。こうした強い表現を用いた普及啓発活動は、依存症の本人の人格を否定するものであり、社会全体における依存症者に対する「スティグマ」や依存症の本人による「セルフスティグマ」を強化し、結果的に依存症の本人が回復につながることを難しくしてしまう可能性があります。</p> <p>また、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターによる「ダメ。ゼッタイ。」といった標語を用いた各種の普及啓発活動については、一般市民を対象にわかりやすく薬物の危険性を伝え、予防の促進を図る上では非常に大きな効果があるものと考えられます。一方で、回復支援の観点からは情報の不足により誤解を招く恐れがあります。</p>	<p>コラム 依存症に関する普及啓発 <u>とスティグマ</u> について</p> <p>これまで依存症の普及啓発においては、様々な媒体や表現が用いられてきました。中でも、特に多くの人々の目に触れたものとして、薬物問題に関して過去に一般社団法人日本民間放送連盟が放映していた「覚せい剤やめますか？それとも人間やめますか？」という標語を用いたテレビコマーシャルがありました。こうした強い表現を用いた普及啓発活動は、依存症の本人の人格を否定するものであり、社会全体における <u>依存症に対する負のイメージや偏見・差別（＝スティグマ）を助長し、さらには、依存症の本人が「依存症は恥ずかしいことだ」といった、自分自身に対する「セルフスティグマ」を持つことにもつながり、結果的に依存症の本人が回復につながることを難しくしてしまう可能性があります。</u></p> <p>また、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターによる「ダメ。ゼッタイ。」といった標語を用いた各種の普及啓発活動については、一般市民を対象にわかりやすく薬物の危険性を伝え、<u>予防の促進を図る上では効果がある</u> ものと考えられます。一方で、回復支援の観点からは情報の不足により誤解を招く恐れがあります。</p>	通番 222

通し番号	頁	修正前	修正後	反映した意見
87	86	⑫回復段階において新たに顕在化する課題への対応 【課題の具体的内容】 ● 依存症のスティグマによる民間支援団体等の運営課題への対応	⑫回復段階において新たに顕在化する課題への対応 【課題の具体的内容】 ● 依存症への <u>偏見等</u> による民間支援団体等の運営課題への対応	通番 222
91	89	【依存症のスティグマによる民間支援団体等の運営課題への対応】 一次支援で述べたように、地域社会や職場において、依存症に対する正しい知識が十分に普及していないことから、スティグマが存在しており、施設運営における難しさもあります。	【依存症 <u>への偏見等</u> による民間支援団体等の運営課題への対応】 一次支援で述べたように、地域社会や職場において、依存症に対する正しい知識が十分に普及していないことから、 <u>負のイメージに伴う偏見・差別</u> が存在しており、施設運営における難しさもあります。	通番 222
96	94	図表 3-3:基本方針の実現に向けた取組体制 <p>この図表は、関係者が一体となった依存症対策の取組体制を示しています。中心には「関係者が一体となった依存症対策の取組」とあり、その周囲には「専門的な支援者」と「身近な支援者」の2つの層が示されています。専門的な支援者には「こころの健康相談センター」「区役所 精神保健福祉相談」「専門的な医療機関」「民間支援団体等」が含まれます。身近な支援者には「依存症に関する啓蒙を行う本市関係部署」「身近な支援者(行政以外)」「身近な支援者(行政)」が含まれます。</p>	図表 3-3:基本方針の実現に向けた取組体制 <p>この図表は、関係者が一体となった依存症対策の取組体制を示しています。中心には「関係者が一体となった依存症対策の取組」とあり、その周囲には「専門的な支援者」と「身近な支援者」の2つの層が示されています。専門的な支援者には「こころの健康相談センター・精神保健福祉相談」「区役所 精神保健福祉相談」「専門的な医療機関」「民間支援団体等」が含まれます。身近な支援者には「依存症に関する啓蒙を行う本市関係部署」「身近な支援者(行政以外)」「身近な支援者(行政)」が含まれます。また、各層には具体的な役割や連携の方向性が示されています。</p>	通番 230、232

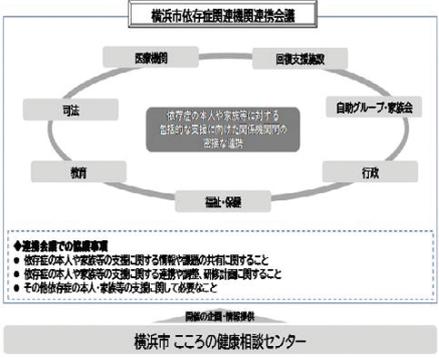
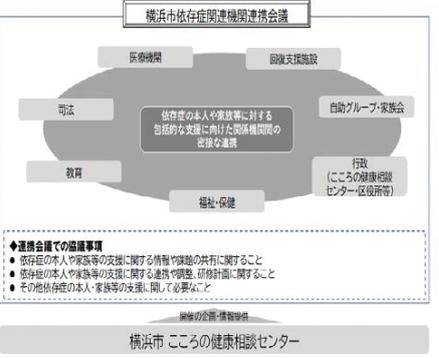
通し 番号	頁	修正前	修正後	反映した意見
97	95	<p>第4章 取り組むべき施策</p> <p>1 本計画における取り組むべき施策の整理</p> <p>図表 4-1:一次支援の領域における課題と重点施策の対応</p> <p>◆重点施策1 予防に資する普及啓発</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◆重点施策1 予防に資する普及啓発</p> <p>◆重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発</p> </div>	<p>第4章 取り組むべき施策</p> <p>1 本計画における取り組むべき施策の整理</p> <p>図表 4-1:一次支援の領域における課題と重点施策の対応</p> <p>◆重点施策1 予防 <u>のための取組</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◆重点施策1 <u>予防のための取組</u></p> <p>◆重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発</p> </div>	通番 11、12、 29、136、 298、327、 351
98	97	<p>2 一次支援にかかる重点施策</p> <p>重点施策1 予防に資する普及啓発</p> <p>依存症の予防に向けて、様々な年齢の人を対象として、様々な場 所で普及啓発・予防教育を展開していきます。</p>	<p>2 一次支援にかかる重点施策</p> <p>重点施策1 予防 <u>のための取組</u></p> <p>依存症の予防に向けて、様々な年齢の人を対象として、様々な場 所で普及啓発・予防教育を展開していきます。<u>また、依存症の予 防に向け、心身の健康を保つ取組をすすめます。</u></p>	通番 11、12、 29、136、 298、327、 351
99	97	<p>2 一次支援にかかる重点施策</p> <p>(1) 総合的な依存症対策の取組</p> <p>ア 若年層への啓発・依存症予防の知識の提供</p> <p>○ ゲーム障害に関して、ゲームを開始する年齢に合わせた正しい 理解と適切な付き合い方について、小中学校等と連携して普及啓 発を実施します。</p>	<p>2 一次支援にかかる重点施策</p> <p>(1) 総合的な依存症対策の取組</p> <p>ア 若年層への啓発・依存症予防の知識の提供</p> <p>○ <u>ゲームにのめりこむことで、心身の不調、遅刻・欠席・欠勤な どの社会生活上の問題、過度の課金による経済的な問題等が発 生する場合もある一方で、背景に心身の不調や学校・家庭生活に おける困りごとがあり、結果としてゲームにのめりこんでいる場 合もあります。そのため、ゲーム障害に関する正しい理解とゲー ムとの適切な付き合い方について、小中学校等と連携して普及 啓発を実施するとともに、家庭で保護者ができる関わり方等に ついて普及啓発を実施します。</u></p>	通番 115、350

通し 番号	頁	修正前	修正後	反映した意見
101	98	<p>2 一次支援にかかる重点施策 (1) 総合的な依存症対策の取組</p>	<p>2 一次支援にかかる重点施策 (1) 総合的な依存症対策の取組 <u>オ 心身の健康を保つ取組</u> ○ 依存症に至る背景には、ストレスや心の不調などがある場合も多くあります。こころの健康を保つため、ストレスチェックや対処法、こころの病気に関する基本的知識等についてホームページやリーフレット等により啓発を進めていきます。また、こころの電話相談や区役所の精神保健福祉相談等において、こころの健康に関する相談を実施します。 ○ 区役所の福祉保健課において、生活習慣改善相談として、健康診断の数値・結果データの見方や、生活習慣病・禁煙に関する相談を実施します。 ○ 心身の健康を保つためには、仕事と仕事以外の生活をどちらも大切にできること(ワーク・ライフ・バランス)も必要です。誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内中小企業等を「よこはまグッドバランス賞」として認定するほか、市民に対して様々な機会を活用した普及啓発の実施など、横浜市全体のワーク・ライフ・バランス推進を目指した取組を進めていきます。</p>	<p>通番 11、12、 29、136、 298、327、 351</p>

通し 番号	頁	修正前	修正後	反映した意見
102	99	2 一次支援にかかる重点施策 (1) 総合的な依存症対策の取組	2 一次支援にかかる重点施策 (1) 総合的な依存症対策の取組 カ 様々な課題への支援 <u>○ 依存症に至る背景に、他の障害や健康問題による生活課題、生活困窮、DV・虐待等の問題を抱える人も少なくないことから、区役所の関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等)において、相談を受け、必要な支援を提供します。担当課だけでは対応が難しい場合には、関係各課や関係機関と横断的な情報共有や連携した対応を行っていきます。</u> <u>○ 教育相談として、小中学生の不登校・友人関係・学習・進路・セクシャルハラスメントなど、学校生活上の困りごとについての相談を行っています。また、学校カウンセラー等が教職員と連携し、児童生徒・保護者の相談に応じています。</u>	通番 11、12、 29、136、 298、327、 351
107	103	3 二次支援にかかる重点施策 (1) 総合的な依存症対策の取組 ウ 家族等向けの啓発	3 二次支援にかかる重点施策 (1) 総合的な依存症対策の取組 ウ 家族等向けの啓発 <u>○ 家族等が依存症についての基礎知識や対応方法について知ることができるよう、ホームページやリーフレット、セミナー等により啓発を行います。</u>	通番 119

通し 番号	頁	修正前	修正後	反映した意見
108	103	<p>3 二次支援にかかる重点施策</p> <p>(1) 総合的な依存症対策の取組</p> <p>オ インターネットを活用した情報提供</p> <p>○ こころの健康相談センターがホームページ上で提供する依存症に関する情報発信の充実を図るため、Web 上でできるチェックリストの提供や、チェック結果を踏まえて本人等のニーズに合った相談・支援・医療機関の検索ができる Web サイトの作成などを進めていきます。</p>	<p>3 二次支援にかかる重点施策</p> <p>(1) 総合的な依存症対策の取組</p> <p>オ インターネットを活用した情報提供</p> <p>○ こころの健康相談センターがホームページ上で提供する依存症に関する情報発信の充実を図るため、Web 上でできるチェックリストの提供や、チェック結果を踏まえて本人等のニーズに合った相談・支援・医療機関の検索ができる Web サイトの作成などを進めていきます。<u>また、民間支援団体等の相談先に関する情報の掲載も実施します。</u></p>	通番 413
111	106	<p>(1) 総合的な依存症対策の取組</p> <p>ア 連携会議による支援情報の収集と共有等</p> <p>○ 依存症の本人等に対する包括的な支援を実施するため、行政や医療、福祉等を含めた関係機関が密接な連携を図るとともに、地域における依存症に関する情報や課題の共有を目的とした連携会議を定期的に開催します。</p>	<p>(1) 総合的な依存症対策の取組</p> <p>ア 連携会議による支援情報の収集と共有等</p> <p>○ 依存症の本人等に対する包括的な支援を実施するため、行政や医療、福祉等を含めた関係機関が密接な連携を図るとともに、地域における依存症に関する情報や課題の共有を目的とした連携会議を <u>本市の相談拠点であるこころの健康相談センターが</u>定期的に開催します。</p>	通番 253

通し 番号	頁	修正前	修正後	反映した意見
113	107	<p>コラム 横浜市依存症関連機関連携会議 (2 段落目)</p> <p>こうした多様な支援者の横のつながりをつくり、支援者間の相互理解を深め、依存症の本人等に対する包括的な支援の実施に向けて関係機関が密接な連携を図ることができる環境を構築していくため、国の実施要綱に基づき、令和 2 年度より「横浜市依存症関連機関連携会議」(連携会議)を設置・開催しています。</p> <p>連携会議の参加者は、依存症を取り巻く問題の多様性・複雑性に応じて行政、医療、福祉・保健、教育、司法など多岐にわたり、定期的な会議の開催を通じ、依存症の本人や家族等の支援に関する情報や課題の共有、支援に関する連携や調整、研修計画の検討などを行います。</p>	<p>コラム 横浜市依存症関連機関連携会議 (2 段落目)</p> <p>こうした多様な支援者の横のつながりをつくり、支援者間の相互理解を深め、依存症の本人等に対する包括的な支援の実施に向けて関係機関が密接な連携を図ることができる環境を構築していくため、国の実施要綱に基づき、<u>相談拠点である本市こちらの健康相談センターが令和 2 年度に「横浜市依存症関連機関連携会議」(連携会議)を設置しました。</u></p> <p><u>連携会議は、依存症の本人や家族等の支援に関する情報や課題の共有、支援に関する連携や調整、研修計画など、より実務的なテーマについて検討する場として、行政、医療、福祉・保健、教育、司法などの機関・団体が参加しています。</u></p> <p><u>令和 2 年度には、アルコール健康障害関連・薬物依存症関連・ギャンブル等依存症関連の関係者による会議を開催し、連携会議の趣旨・目的の共有を図るとともに、依存症の専門機関や身近な支援者が連携を図るためのツールとして「依存症支援のためのガイドライン(仮)」の策定に関する意見交換を行いました。</u></p> <p><u>今後も依存症関係機関等のネットワークを緊密にしていくことを目指し、継続して本会議を開催していきます。</u></p>	通番 80、253

通し 番号	頁	修正前	修正後	反映した意見
114	107	<p>コラム 横浜市依存症関連機関連携会議</p> <p>◆横浜市依存症関連機関連携会議のイメージ図 行政</p> 	<p>コラム 横浜市依存症関連機関連携会議</p> <p>◆横浜市依存症関連機関連携会議のイメージ図 行政 <u>(こころの健康相談センター・区役所等)</u></p> 	通番 253
123	112	<p>4 三次支援にかかる重点施策</p> <p>(1) 総合的な依存症対策の取組</p> <p>ク 連携会議による情報共有</p> <p>○ 身近な支援者や専門的な支援者が参加する連携会議を定期的に開催します。</p>	<p>4 三次支援にかかる重点施策</p> <p>(1) 総合的な依存症対策の取組</p> <p>ク 連携会議による情報共有</p> <p>○ 身近な支援者や専門的な支援者が参加する連携会議を <u>本市の相談拠点であるこころの健康相談センターが</u> 定期的に開催します。</p>	通番 253

通し 番号	頁	修正前	修正後	反映した意見
124	114	<p>4 三次支援にかかる重点施策</p> <p>(1) 総合的な依存症対策の取組</p> <p>ア 連携会議によるサポート体制の構築</p> <p>○ 連携会議を通して、地域生活において関わることの多い身近な支援者が、専門的な支援者と支援情報の共有等の促進を図り、地域生活の中で回復し続けられる支援体制の構築を目指します。</p>	<p>4 三次支援にかかる重点施策</p> <p>(1) 総合的な依存症対策の取組</p> <p>ア 連携会議によるサポート体制の構築</p> <p>○ <u>相談拠点である本市こころの健康相談センターが開催する</u>連携会議を通して、地域生活において関わることの多い身近な支援者が、専門的な支援者と支援情報の共有等の促進を図り、地域生活の中で回復し続けられる支援体制の構築を目指します。</p>	通番 253
126	115	<p>4 三次支援にかかる重点施策</p> <p>(1) 総合的な依存症対策の取組</p> <p>オ 就労の支援</p> <p>○ 依存症の本人の就労の促進に向けて、行政と民間支援団体等が連携し、依存症からの回復者を雇用する企業や関係機関に対し、依存症からの回復と就労の両立のために必要な知識等(スティグマの防止、回復プロセスにおいて長期的な視点が求められることなどへの理解)の普及啓発を行います。</p>	<p>4 三次支援にかかる重点施策</p> <p>(1) 総合的な依存症対策の取組</p> <p>オ 就労の支援</p> <p>○ 依存症の本人の就労の促進に向けて、行政と民間支援団体等が連携し、依存症からの回復者を雇用する企業や関係機関に対し、依存症からの回復と就労の両立のために必要な知識等(<u>偏見・差別等</u>)の防止、回復プロセスにおいて長期的な視点が求められることなどへの理解)の普及啓発を行います。</p>	通番 222

通し 番号	頁	修正前	修正後	反映した意見
146	135 ～ 149		<u>資料編</u> <u>1 計画の検討過程</u> <u>2 検討部会の構成員名簿</u> <u>3 各種実態把握調査の実施概要</u> (1) <u>ヨコハマ e アンケート</u> (2) <u>依存症社会資源調査</u> (3) <u>令和 2 年度 依存症回復支援施設利用者の実態調査</u> (回復支援施設利用者調査) (4) <u>市内回復支援施設ヒアリング</u> (5) <u>県社会資源実態調査</u> <u>4 連携会議の参加団体名簿</u> (1) <u>参加機関一覧</u> (2) <u>有識者一覧</u> (3) <u>令和 2 年度開催実績</u> <u>5 パブリックコメントの実施状況</u> (1) <u>実施概要</u> (2) <u>意見募集結果</u> (3) <u>ご意見への対応状況</u> <u>6 用語解説</u>	通番 80、243、 303

横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)
原案(案)

<計画期間:令和 3 年度～令和7年度>

令和 3 年●月

横浜市

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
(1) 国及び神奈川県における取組	1
(2) 本市における取組	2
2 用語の定義	4
3 計画策定の位置付け	6
(1) 計画の位置付け	6
(2) 計画策定の流れ	8
4 計画の期間	9
5 計画で取り扱う依存対象	10
第2章 本市における依存症に関連する状況と課題	11
1 本市の依存症に関する状況	11
(1) 各依存症に関連する状況	11
(2) 市民の認知度や地域の特徴など	30
2 本市及び関係機関、民間支援団体等における取組と状況	35
(1) 身近な支援者の取組と状況	35
(2) 医療機関の取組と状況	40
(3) 民間支援団体等の取組と状況	45
(4) 本市における取組と状況	50
3 計画課題の整理	55
(1) 課題導出の流れ	55
(2) 本市の依存症対策における課題の設定	57
(3) 課題の具体的内容	58
第3章 計画の目指すもの	90
1 基本理念	90
2 基本方針	91
(1) 基本方針の考え方	91
(2) 基本方針の実現に向けた取組体制	94
第4章 取り組むべき施策	95
1 本計画における取り組むべき施策の整理	95
2 一次支援にかかる重点施策	97
重点施策1 予防のための取組	97
(1) 総合的な依存症対策の取組	97
(2) アルコール依存症に特化した取組	99

(3) 薬物依存症に特化した取組	100
(4) ギャンブル等依存症に特化した取組	100
重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発	101
(1) 総合的な依存症対策の取組	101
3 二次支援にかかる重点施策	102
重点施策3 相談につながるための普及啓発	102
(1) 総合的な依存症対策の取組	102
(2) アルコール依存症に特化した取組	103
(3) 薬物依存症に特化した取組	104
(4) ギャンブル等依存症に特化した取組	104
重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組	106
(1) 総合的な依存症対策の取組	106
(2) アルコール依存症に特化した取組	109
(3) 薬物依存症に特化した取組	110
(4) ギャンブル等依存症に特化した取組	110
4 三次支援にかかる重点施策	111
重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組	111
(1) 総合的な依存症対策の取組	111
重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組	114
(1) 総合的な依存症対策の取組	114
第5章 計画の推進体制	116
1 関係主体に期待される役割	116
(1) 身近な支援者	116
(2) 専門的な医療機関	117
(3) 民間支援団体等(回復支援施設、自助グループ・家族会)	117
(4) 行政(依存症関連施策の実施者として)	118
2 計画の進行管理	120
(1) PDCA サイクルの考え方に基づく進行管理	120
(2) 進行管理に向けたモニタリング指標の設定	121
(3) 指標の検証のための取組の方向性	122
(4) 継続的な現状把握	134
資料編	135
1 計画の検討過程	135
2 検討部会の構成員名簿	136
3 各種実態把握調査の実施概要	137
(1) ヨコハマ e アンケート	137

(2) 依存症社会資源調査	138
(3) 令和2年度 依存症回復支援施設利用者の実態調査(回復支援施設利用者調査)	139
(4) 市内回復支援施設ヒアリング	140
(5) 県社会資源実態調査	141
4 連携会議の参加団体名簿	142
(1)参加機関一覧	142
(2)有識者一覧	143
(3)令和2年度開催実績	143
5 パブリックコメントの実施状況	144
(1) 実施概要	144
(2) 意見募集結果	144
(3) ご意見への対応状況	144
6 用語解説	145

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 国及び神奈川県における取組

アルコールや薬物、ギャンブル等¹の依存症は、本人の健康状態や社会生活等が悪化するだけでなく、家族等の周囲の人へも影響を及ぼします。

また、依存症は、適切な治療やサポートにより十分に回復が可能であるという側面を有していながらも、本人や家族等の依存症に対する情報不足などのために相談につながるができなかつたり、周囲の偏見などのために回復が妨げられたりする事例も散見されます。

さらに、依存症の背景には複合的な課題が存在している事例も多く、医療・福祉・司法など、様々な領域の専門家が連携して支援を行うことが求められます。しかしながら、必ずしも個々の領域の支援者が依存症の問題に精通しているとは言い難い面もあり、相談の初期段階から回復段階にかけて包括的で切れ目のない支援が行いづらい状況にあります。

こうした問題に対応し、依存症の本人、または依存症が疑われる人及びその家族等を適切に支援していく体制を整備するため、国において平成 26 年 6 月の「アルコール健康障害対策基本法」の施行を皮切りに、平成 28 年 5 月に「アルコール健康障害対策推進基本計画」が策定され、平成 28 年 6 月には「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」が施行されました。さらに、平成 28 年 12 月には「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の附帯決議において、「ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること。(中略)カジノにとどまらず、他のギャンブル・遊戯等に起因する依存症を含め、(中略)関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること」が決議されました。平成 30 年 10 月には「ギャンブル等依存症対策基本法」、平成 31 年 4 月に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が閣議決定され、アルコール・薬物・ギャンブル等の各依存症に関する支援体制の制度が整えられてきました。

また、平成 29 年 4 月には、都道府県と政令指定都市が行うアルコール健康障害対策・薬物依存症対策・ギャンブル等依存症対策等の総合的な依存症対策に関する指針を定めた国の「依存症対策総合支援事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)が適用となり、神奈川県でもアルコール健康障害対策推進基本計画に沿った形で平成 30 年度から令和 4 年度までを計画期間とする「神奈川県アルコール健康障害対策

1 ギャンブル等依存症対策基本法では、ギャンブル等を「法律の定めるところにより行われる公営競技(競馬・競輪・オートレース・モーターボート競走)、ぱちんこ屋にかかる遊技その他の射幸行為」と定義している。

推進計画」が策定され、令和 3 年 3 月には、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に沿った形で「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」が策定されました。

コラム 依存症対策における国と県・指定都市の担う役割

国においては、アルコール健康障害対策推進基本計画やギャンブル等依存症対策推進基本計画などに基づき様々な依存症対応施策が展開されており、ギャンブル等依存症を例に取れば、ギャンブル等事業者と連携した各種の予防・回復支援施策や学校教育の場における普及啓発、消費者向けの啓発、依存症を支援する人材の確保・育成などの施策が、各省庁において進められています。

また、都道府県及び指定都市は、「依存症対策総合支援事業」の一環として、地域の関係機関と連携をしながら、依存症の専門医療機関・治療拠点機関や依存症の相談拠点の設置(精神保健福祉センター等)、地域支援計画の立案を行うほか、連携会議の運営や依存症の本人や家族への支援、依存症支援者を対象とする研修、普及啓発・情報提供などの施策を展開する役割を担っています。

このうち、専門医療機関や治療拠点機関の選定については、本市を含む県内3政令市と県が協調し、県が代表して行っています。それ以外の事業については県と本市が連携を図りながら、それぞれの実状に即した取組を実施しています。

(2) 本市における取組

本市においては、従来から各区役所での精神保健福祉相談の中で依存症に関する相談対応などを行ってきました(52 ページ参照)。こころの健康相談センター(精神保健福祉センター)では、平成 15 年に薬物依存症家族教室を開始するなど、依存症対策に特化した施策に取り組み、平成 29 年からアルコール依存症・ギャンブル等依存症にも対象を拡大し、「依存症家族教室」として現在に至っています(50 ページ参照)。

また、平成 29 年 5 月からはこころの健康相談センターで依存症相談窓口を開始するなど、依存症の本人や家族等に対する相談対応や依存症に関する普及啓発、回復支援、依存症に関する支援者の育成等の事業を展開しています。

さらに、実施要綱を踏まえ、平成 30 年から本市の附属機関である横浜市精神保健福祉審議会の中に依存症対策検討部会(以下「検討部会」という。)を設置し、依存症対策に必要な施策等に関する検討を進めてきました。

加えて、令和 2 年 3 月には、こころの健康相談センターを実施要綱に定められた「依存症相談拠点」と位置付け(51 ページ参照)、依存症支援の充実を図っています。

一方で、これまで市内ではアルコール・薬物・ギャンブル等の各依存症当事者の支援に、長きにわたって、多数の民間支援団体等が活動してきました。また、施策を通

じて関係者とコミュニケーションを図る中で、本市における依存症対策の課題等も把握してきました。本市においても、国や県と同様に、依存症に対する理解不足や偏見を解消する取組や複合的な問題に対して重層的な支援を行うことが求められています。さらに、依存症対策の推進を図るためには、本人や家族等に着目した取組が重要であることが見えてきました。

そこで、本市の依存症対策の取組と、民間支援団体等が積み上げてきた活動を結びつけ、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指す「横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)」(以下「本計画」という。)を策定しました。

コラム 民間支援団体等の活動と依存症回復支援の経緯

本市における依存症の支援の歴史を見ると、昭和 38 年 4 月に開設された「せりがや園」(現:神奈川県立精神医療センター)が、全国に先駆けて麻薬中毒患者専門医療施設として収容治療を開始しました。また、同年 7 月には、県内で「国立療養所久里浜病院」(現:独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター)が、日本で初めてアルコール依存症専門病棟を設立し、本市における専門的な依存症治療体制の基礎が築かれていきました。その後、平成 3 年には、依存症専門のクリニックとして「大石クリニック」が開設し、平成 5 年に民間病院として「誠心会神奈川病院」がアルコール依存症の病棟を開設しました。

神奈川県内でのこうした動きに加えて、依存症の自助グループの活動や回復支援施設の開設が見られるようになりました。

市内では、昭和 44 年に横浜断酒新生会が結成され、昭和 54 年にはアルコールクス・アノニマス(AA)のミーティングが開始されました。昭和 59 年には横浜マックが開設、平成 2 年には横浜ダルク・ケア・センターが全国 3 番目のダルクとして開設、平成 4 年には寿アルクが開設されました。その後、平成 12 年には全国初のギャンブル依存症の回復支援施設として「ワンデーポート」が開設され、平成 16 年にはギャンブル等依存症者の家族を支援する全国初の施設「ギャンブル依存ファミリーセンターホープヒル」が開設、平成 19 年には、全国初の女性のギャンブル等依存症者を対象とした「デイケアぬじゅみ」が開設されました。

現在では、アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症、それぞれの回復支援施設(45 ページ参照)や自助グループ(48 ページ参照)が多数市内にあります。本人の回復過程は様々であり、それを多種多様な社会資源がそれぞれの強みを生かして支え続けています。

このように本市では、先進的・意欲的な医療機関や民間支援団体等が当事者支援の取組を積極的に進め、長年にわたって依存症対策に関する取組が進んできた経緯があります。

2 用語の定義

本計画では、検討部会での意見等を踏まえ、以下のように用語の定義を行いました。

図表 1-1:本計画における用語の定義

用語	定義
依存症	<ul style="list-style-type: none"> ● アルコールや薬物などの物質の使用や、ギャンブル等やゲームなどの行為を繰り返すことによって脳の状態が変化し、日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、「やめたいと思わない」、「やめたくても、やめられない」、「コントロールできない」状態である ● 疾病及び関連保健問題の国際統計分類(第11回改訂)(ICD-11²⁾では、物質使用及び嗜癖行動による障害に位置付けられている ● 本人の意志の弱さや家族等の周囲の人の努力不足によるものではなく、様々な生きづらさや孤独を抱えるなど、原因や背景は多様であり、適切な医療や支援につながることで回復できる
回復	<ul style="list-style-type: none"> ● 依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進んでいけること、自分らしく健康的な暮らしを続けること
家族等	<ul style="list-style-type: none"> ● 依存症の本人の配偶者等(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、同性パートナーを含む)などの家族(同居別居を問わず)のほか、本人との関係から依存症による影響を受ける交際相手や友人、職場の同僚など、本人の回復のために働きかけを行う人を含む
身近な支援者 (35 ページ参照)	<ul style="list-style-type: none"> ● 依存症支援を専門としていないものの、初期の相談対応や早期発見、地域の中での回復支援などの面で重要な役割を担う行政・福祉・医療・司法・学校といった幅広い領域の相談・支援者
民間支援団体等 (45 ページ参照)	<ul style="list-style-type: none"> ● 依存症の支援を専門とする回復支援施設、家族会を含む自助グループ等
専門的な医療機関 (40・41 ページ参照)	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施要綱に基づき、神奈川県とともに選定する依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関、その他の依存症の治療を行う医療機関
専門的な支援者	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記、民間支援団体等の支援者、専門医療機関(40 ページ参照)、依存症の治療を行う医療機関(41ページ参照)、こころの健康相談センター(50 ページ参照)、区役所の精神保健福祉相談(52 ページ参照)などの依存症相談・支援を行う窓口及び機関

2 世界保健機関(World Health Organization, WHO)が作成する国際的に統一した基準で定められた死因及び疾病、関連保健問題に関する分類のこと。2018年6月には約30年ぶりに改訂を施した第11回改訂版(ICD-11)が公表されており、現在、国内への適用に向けた検討が行われている。

コラム 「依存症」の定義について

依存症の定義に関しては、支援者間でも様々な議論がなされており、確定的な定義を示すことは簡単ではありません。検討部会においても、依存症の定義をめぐる様々な議論がなされ、以下のような意見が聞かれました。

まず、特にギャンブル等依存症について、状態像は幅広く、自力で回復できる人や自然回復する人もいるため、「脳の病気であり、相談・治療しないと回復できない」といったイメージを与える定義は避けるべきとの意見が聞かれました。また、「依存症は病気である」、「脳の病気」というと恐怖心等を抱いてしまう場合があるとの意見も聞かれました。

一方で、依存症が「病気」であるということを理解すると、本人も家族も回復に向かって前向きになり、勉強をしていこうというきっかけになるという意見、依存症が病気であるから医療の対象になり、障害であるから福祉的支援の対象になるということを押さえておく必要がある、という意見が聞かれました。

定義の幅についても、自然回復できるような人から対象とすべきという意見から本当に困っている重症の人に対象を絞るべきという意見までありました。

さらに、自然回復できる／できないという話については、依存症からの回復者として、アルコール依存症から回復したとしても、完全に「治った」といえる状況は想定されにくく、「治ったから、また飲める」という誤解を与えてしまうのでは、という危惧も示されました。依存症からの回復に関しては、支援につながれば直ちに回復につながる場合ばかりではなく、数年以上の長期にわたって、本人に粘り強く寄り添っていく必要があるとの意見も聞かれました。

このように、依存症は、疾患としての病態が非常に多様で幅広い状態像を包含するものであり、回復についても様々な経過や形があるとの議論がなされました。

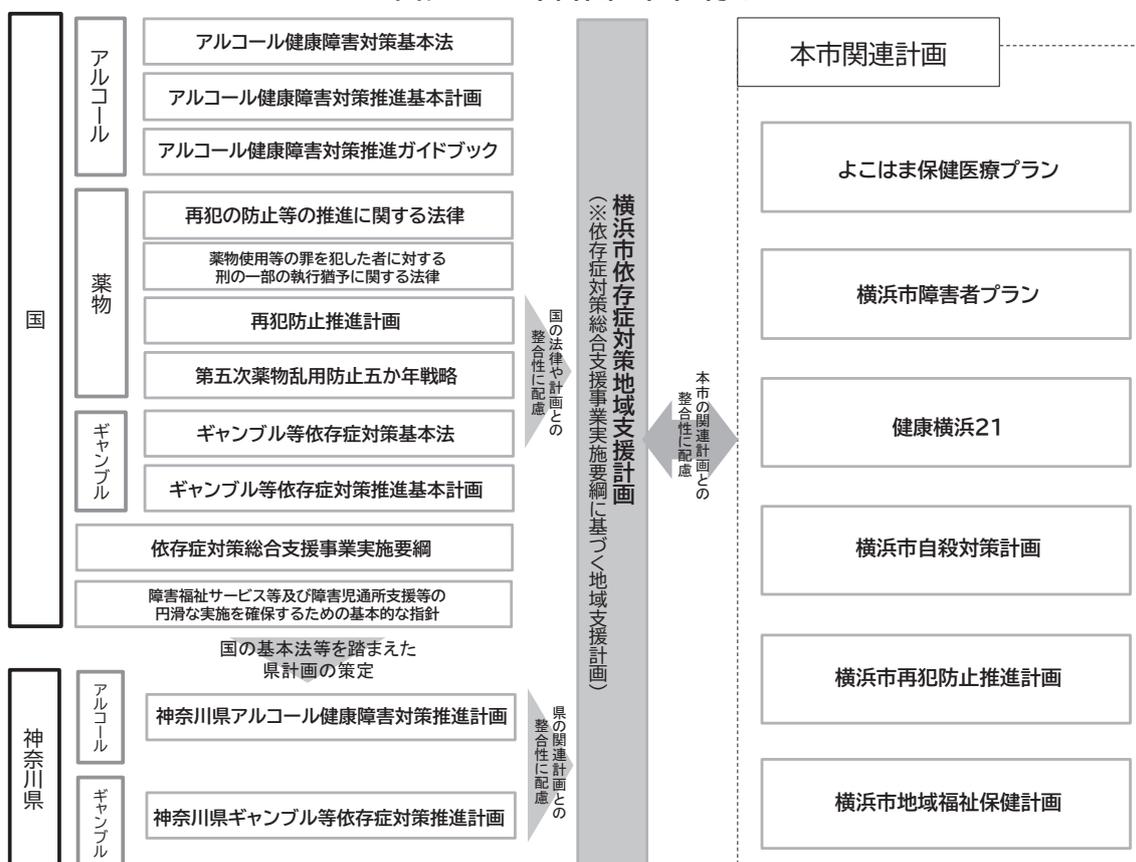
3 計画策定の位置付け

(1) 計画の位置付け

本計画は国の実施要綱において定められた、地域支援計画として策定するものです。地域支援計画は、依存症の状況、地域の社会資源や支援の実施状況に関する情報収集とそれらの評価に努め、計画内に反映させることが求められており、これらの情報については、本計画の第2章に記載しています。

また、計画に記載した施策等については、国や神奈川県に関連計画及び本市における医療・福祉領域の関連計画との整合を図りながら策定しました。

図表 1-2:本計画の位置付け



コラム 本計画とSDGsとの関係性について

2015年(平成27年)に国連サミットで採択されたSDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は2030年(令和12年)をゴールとして、持続可能な社会を作るための17の目標を掲げています。

SDGsでは「誰一人として取り残さない」という理念のもと、多岐にわたる分野の目標が設定されていますが、目標3「すべての人に健康と福祉を」には、「薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する」という項目が設定されており、SDGsの中に依存症問題への対応が位置付けられていることがわかります。

横浜市は2018年(平成30年)に「SDGs未来都市」に選定されており、SDGsの達成に貢献するため、様々な施策を進めています。本計画においても、SDGsを意識して、取組を推進していきます。



(2) 計画策定の流れ

本計画については、以下の取組を通じ、依存症問題に関する有識者、民間支援団体等や身近な支援者等の関係者、市民などの意見を広く取り入れながら策定を進めました。

◆「横浜市精神保健福祉審議会 依存症対策検討部会」での議論

依存症問題に精通する学識経験者や医療関係者、司法関係者、民間支援団体等の関係者などから構成される依存症対策検討部会を平成 30 年度から開催し、そこで議論を通じて計画の全体像や計画に盛り込むべき課題及び対応策の検討などを進めました。

◆「横浜市依存症関連機関連携会議」(以下「連携会議」という。)での議論

回復支援施設や自助グループ等の民間支援団体等、行政、医療・福祉、司法等の関係機関等の幅広い関係者で構成する連携会議の場において、計画の検討状況を積極的に情報提供し、現場の意見をうかがいながら検討を進めました。

◆関係機関等に対する各種調査の実施

本市では、計画の策定に向けて回復支援施設を利用する依存症の本人をはじめ、民間支援団体等や身近な支援者などを対象とした様々な定量的・定性的な調査やヒアリングを行いました。

これらの調査結果を踏まえ、本人の状態や支援ニーズ、民間支援団体等のニーズ、本市の社会資源の現状などを把握するとともに、依存症対策における課題の抽出・検討を行いました。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、計画策定後の令和3年度～令和7年度の5年間とします。

図表 1-3:本計画の計画期間



コラム 本計画の計画期間について

国の依存症対策関係計画の計画期間をみると、アルコール健康障害対策基本計画は5年間、ギャンブル等依存症対策基本計画は3年間とされています。

これらを踏まえつつ、本計画は、関係者と支援の方向性を中長期的に共有していくものを目指していることから、依存症対策検討部会での議論を経て、計画期間を5年間と設定しました。今後も5年ごとに計画の内容について検討を行い、検討結果を踏まえて計画を改定していきます。

また、計画期間中の年度ごとに、計画の進捗状況などの点検や評価を行い、その結果を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて事業の見直しや改善、新規事業の追加などを実施していきます。

5 計画で取り扱う依存対象

本計画は、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症の 3 つを主たる施策の対象としつつ、ゲーム障害といった新しい依存症など、その他の依存症も含む依存症全般を視野に入れた内容として策定しています。

コラム その他の依存症について

依存症は、アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症の 3 種類にとどまらず、その種類は多様です。全ての種類の依存症を網羅することは難しいですが、これまでに確認されている依存症は、大きく「特定の物質に対する依存症」、「特定の行動に対する依存症」の 2 つに分類できるとされています。

まず「特定の物質に対する依存症」には、アルコールや薬物(合法の薬剤含む)のほか、たばこ(ニコチン)などの嗜好品への依存などが見られます。また、「特定の行動に対する依存症」には、ギャンブル等のほか、買い物、インターネット利用、性行為、窃盗などへの依存が見られます。いずれも、依存することによって日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、自らコントロールできない状態に陥っている点が共通しています。

「特定の行動に対する依存症」の中で、近年注目が集まっているものが、ゲームに対する依存症、いわゆる「ゲーム障害」です。ゲームに熱中して生活リズムが乱れてしまう、学校や職場でもゲームをしてしまう、といった日常生活上の問題のほか、オンラインゲーム等で過度の課金を行ってしまふといった経済的な問題等も合わせて発生する場合もあることがゲーム障害の特徴として指摘されています。こうしたことから、WHO(世界保健機関)が令和元年5月に採択した疾病及び関連保健問題の国際統計分類(第11回改訂)(ICD-11)では、「ゲーム障害」³が分類項目として明記され、我が国においても厚生労働省を中心として令和2年2月から「ゲーム依存症対策関係者連絡会議」が開催されるなど、対策に向けた取組が進められています。

3 ここでいう「ゲーム障害」は、「gaming disorder」の仮訳である。

第2章 本市における依存症に関連する状況と課題

1 本市の依存症に関する状況

(1) 各依存症に関連する状況

ア アルコール依存症に関連する状況

(ア) アルコール依存症者の割合

平成 30 年度に実施された厚生労働科学研究の研究結果に基づく推計によると、アルコール依存症の生涯経験者の割合は男性の 0.8%、女性の 0.2%となっています⁴。

この結果に基づいて、本市におけるアルコール依存症の生涯経験者数を推計すると、男性は約 12,000 人、女性は約 3,000 人となります。

図表 2-1: アルコール依存症者の割合(推計値)

	アルコール依存症の生涯経験者の割合(推計) ⁵	本市におけるアルコール依存症の生涯経験者推計数
男性	0.8% (0.5%~1.2%)	約 12,000 人
女性	0.2% (0.0%~0.4%)	約 3,000 人

出典:「2018 年わが国の成人の飲酒行動に関する全国調査」(厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業) 分担研究平成 30 年度報告書)(研究分担者:金城文、尾崎米厚、桑原祐樹、樋口進)

注:推計にあたっては、「住民基本台帳・性別・年齢階級別人口」(2017 年 9 月 30 日)より、20 歳以上の人口を用いた

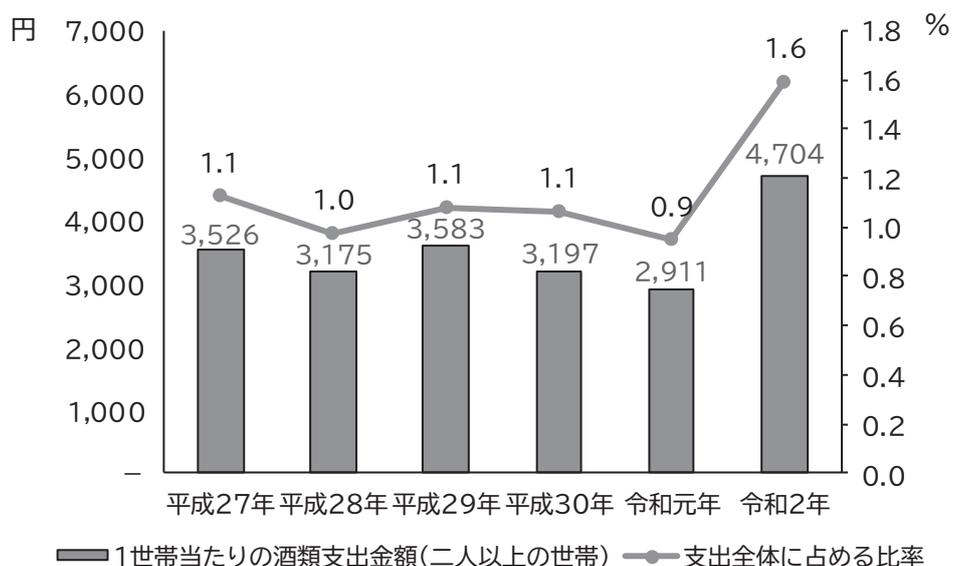
4 「2018 年わが国の成人の飲酒行動に関する全国調査」(厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業) 分担研究平成 30 年度報告書)(研究分担者:金城文、尾崎米厚、桑原祐樹、樋口進)

5 ()内の値は、男女ともに標本調査の結果に基づく区間推定(95%信頼区間)の値である。これは同じ母集団から同数の標本を抽出して 100 回の調査を実施した場合、アルコール依存症の生涯経験者の割合が、95 回程度は()内の数値の範囲内に収まることを指す。

(イ) 飲酒を取り巻く状況

本市の1世帯あたりの、1か月の家庭内での酒類消費金額(年平均額)の推移を見ると、平成27年以降、3,000～3,500円程度で推移していましたが、令和2年は4,704円と急増し、消費支出全体に占める酒類支出の割合も1.6%まで高まりました⁶。

図表 2-2:世帯あたりの、1か月の家庭内での酒類消費金額の推移
(二人以上の世帯、横浜市)



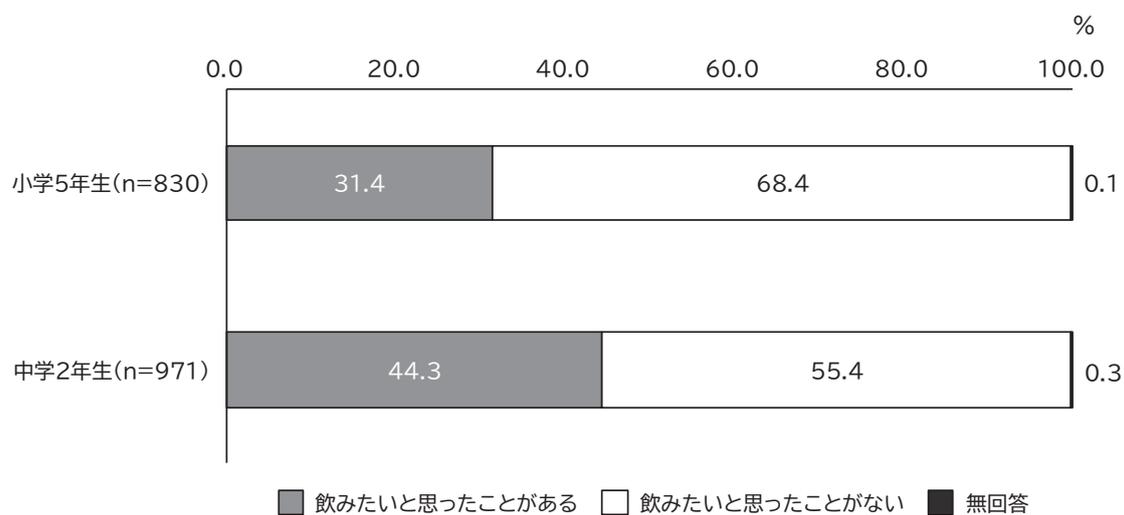
出典:総務省「家計調査」

注:家庭内で消費された酒類に限られており、飲食店等での酒類消費は含まれていない

6 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、外食時の酒類消費が減少し、相対的に家庭内での酒類消費が増加したことが背景にあると推察される。

また、本市が平成 27 年に市内の小学 5 年生・中学 2 年生に対して実施した調査によると、小学 5 年生の 31.4%、中学 2 年生の 44.3%が、「酒を飲みたいと思ったことがある」と回答しています。

図表 2-3:「酒を飲みたいと思ったことがある」と回答した児童・生徒の割合



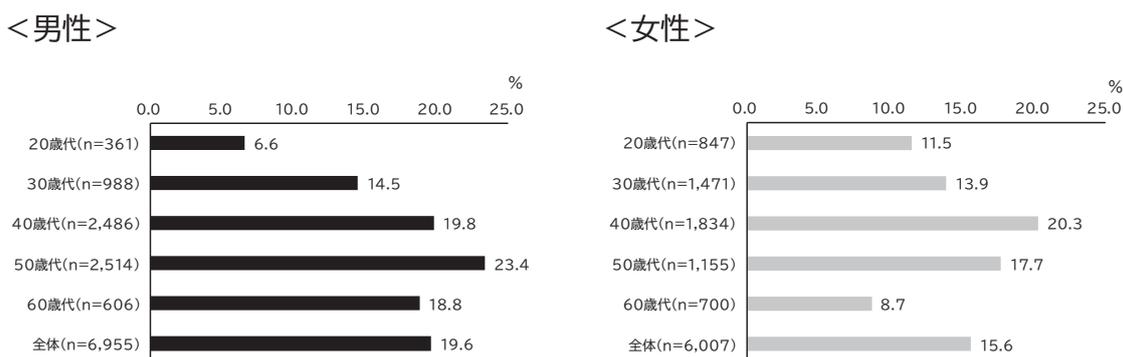
出典:横浜市「薬物、たばこ、酒に対する意識等調査報告書」(平成 27 年)

(ウ) 生活習慣病のリスクを高める量の飲酒に関する状況

厚生労働省「健康日本 21《第 2 次》」によれば、男性の場合 1 日あたり 40g⁷以上、女性の場合 1 日あたり 20g⁸以上の純アルコール量を摂取すると、生活習慣病のリスクが高まるとされています。本市が実施した「平成28年度 健康に関する市民意識調査」の結果を見ると、回答者のうち男性は 19.6%、女性は 15.6%が「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者」に該当していました。また、「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者」の割合を年齢別に見ると、男性は 50 歳代が、女性は 40 歳代が最も高くなっています。

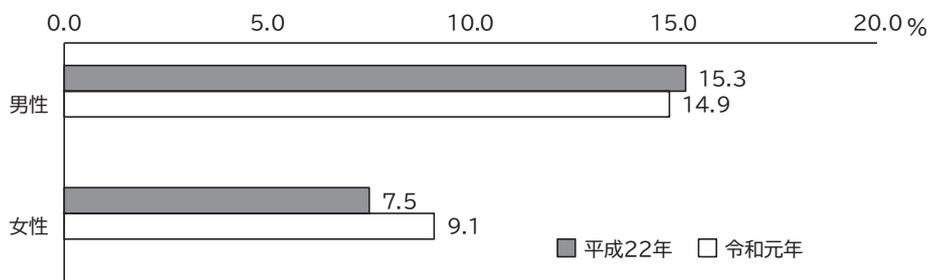
なお、国の「国民健康・栄養調査」によれば、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合は、男性 14.9%、女性 9.1%となっており、本市の水準は全国よりやや高くなっています。また、平成 22 年から令和元年にかけて、生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている女性の割合が、1.6%ポイント上昇しています⁹。

図表 2-4:生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合(横浜市)



出典:横浜市「平成 28 年度 健康に関する市民意識調査」

図表 2-5:生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合(全国)



出典:厚生労働省「国民健康・栄養調査」(平成 22 年・令和元年)

7 ビールロング缶 2 本(1 リットル)に含まれるアルコール量に相当する。

8 ビールロング缶 1 本(500 ミリリットル)に含まれるアルコール量に相当する。

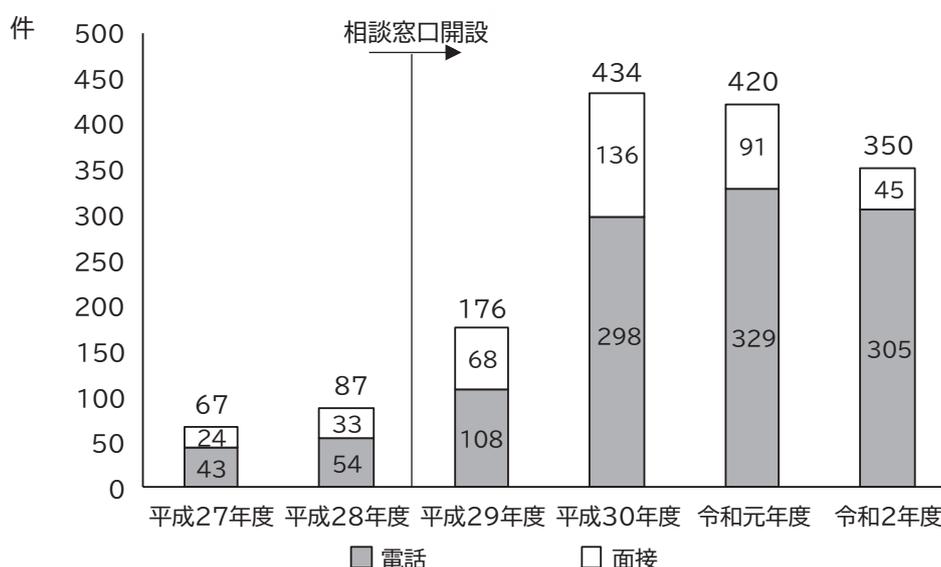
9 厚生労働省「国民健康・栄養調査報告」(平成 22 年・令和元年)

(I) アルコールに関する相談状況

本市におけるアルコールに関する相談状況を見ると、こころの健康相談センターでは、平成 29 年 5 月より依存症相談窓口(依存症専門相談)を開設し、平成 30 年度以降は年間のべ350～400 件程度のアルコールに関する相談を受け付けています。

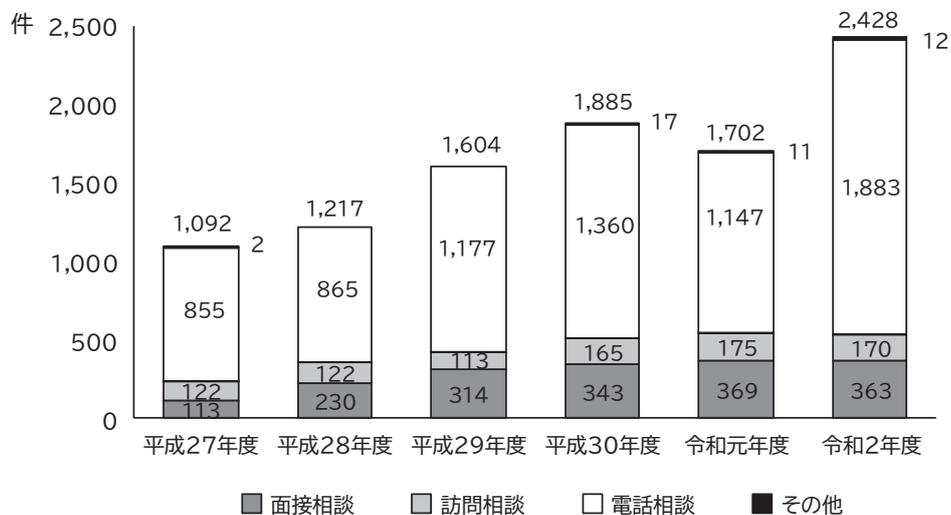
また、区役所では、令和 2 年度は年間のべ 2,000 件以上のアルコールに関する相談を受け付けています。

図表 2-6:こころの健康相談センターにおけるアルコールに関する相談のべ件数(横浜市)



出典:本市資料

図表 2-7:区役所におけるアルコールに関する相談のべ件数(横浜市)



出典:本市資料

イ 薬物依存症に関連する状況

(ア) 薬物使用者の割合

令和元年度に実施された国立精神・神経医療研究センターの「薬物使用に関する全国住民調査」の結果によると、生涯で1度でも薬物(有機溶剤、大麻、覚醒剤、MDMA、コカイン、ヘロイン、危険ドラッグ、LSDのうちいずれかの薬物)の使用を経験した人の割合は、2.5%となっています。

この結果に基づいて、本市における薬物使用の生涯経験者数を推計すると、約59,000人となります。

図表 2-8:薬物使用者の割合(推計)

生涯で薬物を使用した人の割合 ¹⁰	本市における薬物使用の生涯経験者推計数
2.5% (2.0%~3.1%)	約 59,000 人

出典:国立精神・神経医療研究センター「薬物使用に関する全国住民調査(2019年)<第13回飲酒・喫煙・くすりの使用についての全国調査>」(令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)分担研究報告書)(分担研究者:嶋根卓也、研究協力者:猪浦智史・邱冬梅・和田清)

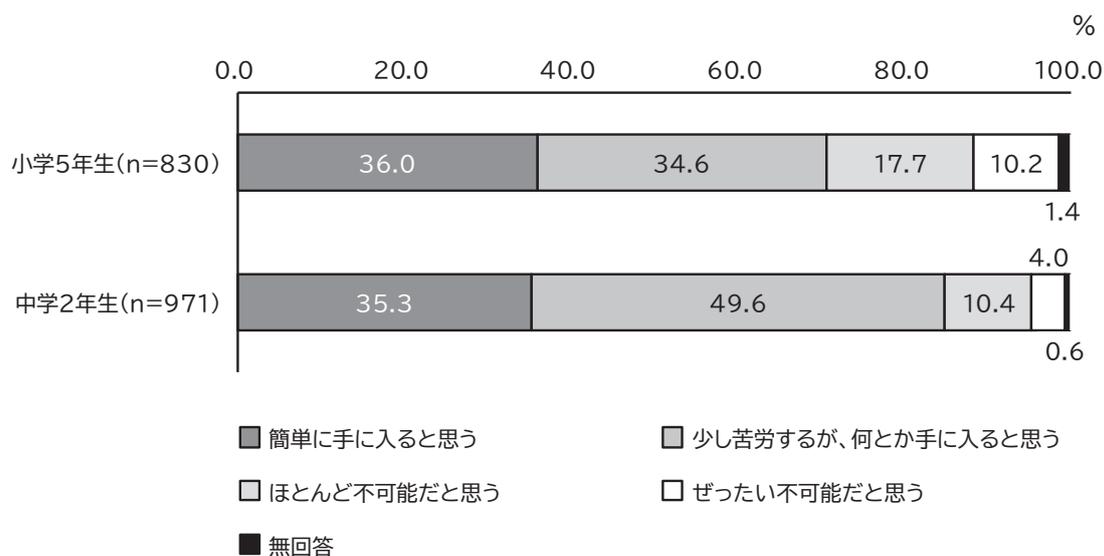
注:推計にあたっては、「住民基本台帳・年齢階級別人口」(2019年9月30日)より、本市15歳以上65歳未満の人口を用いた

10 ()内の値は、標本調査の結果に基づく区間推定(95%信頼区間)の値である。これは同じ母集団から同数の標本を抽出して100回の調査を実施した場合、薬物の生涯経験者の割合が、95回程度は()内の数値の範囲内に収まることを指す。

(イ) 薬物を取り巻く状況

本市が平成 27 年に市内の小学 5 年生・中学 2 年生に対して実施した調査によると、小学 5 年生の 70.6%、中学 2 年生の 84.9%が、脱法ハーブや危険ドラッグが「簡単に手に入ると思う」または「少し苦勞するが、何とか手に入ると思う」と回答しています。

図表 2-9:「脱法ハーブや危険ドラッグを手に入れようとした場合、すぐに手に入ると思う」と回答した児童・生徒の割合



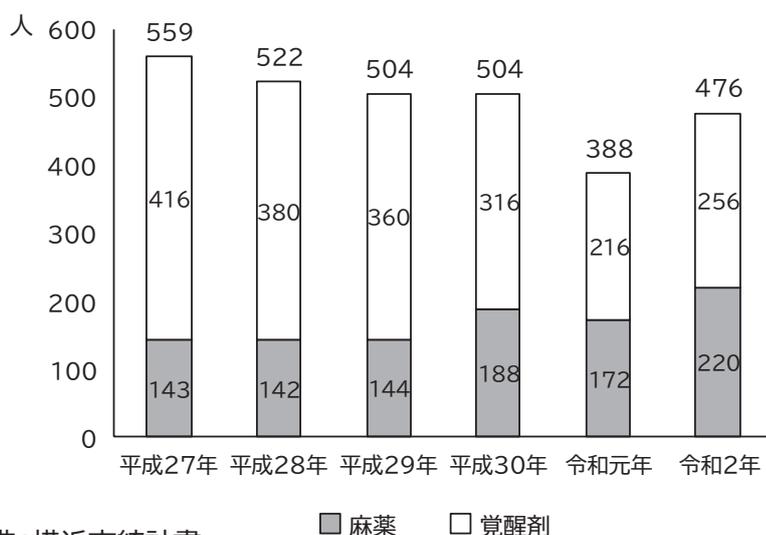
出典:横浜市「薬物、たばこ、酒に対する意識等調査報告書」(平成 27 年)

(ウ) 薬物乱用の状況

本市における麻薬・覚醒剤使用による検挙者数を見ると、毎年 400～500 人程度で推移しています。

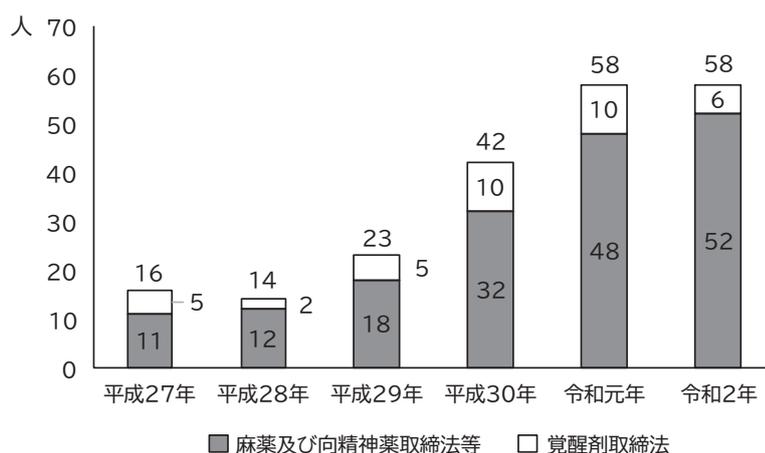
また、薬物事件で少年保護事件¹¹の対象となった少年の数は、平成 29 年以降増加傾向にあり、令和 2 年は 58 人が薬物事件で少年保護事件の対象となっています。

図表 2-10:麻薬・覚醒剤使用による検挙者数(横浜市)



出典:横浜市統計書

図表 2-11:薬物事件で少年保護事件の対象となった少年の数(横浜市)



出典:横浜市統計書

11 家庭裁判所が取り扱う、非行少年の事件のこと。なお、非行少年とは、犯罪少年(犯罪行為をした 14 歳以上 20 歳未満の者)、触法少年(刑罰法令に触れる行為をした 14 歳未満の者)、ぐ犯少年(刑罰法令に該当しないぐ犯事由があって、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある 20 歳未満の者)のことを指す。

国立精神・神経医療研究センターが実施した調査¹²によると、薬物乱用の対象となっている薬物の種類・内容は、覚醒剤が 66.1%と最も多く、以下、揮発性溶剤、大麻が続いています。また、睡眠薬・抗不安薬などの処方薬や市販薬についても、一定の割合で乱用の対象となっています。

図表 2-12:各種薬物の生涯使用経験(複数選択)(n=2,609)

生涯使用経験のある薬物	度数	割合
覚醒剤	1,725	66.1%
揮発性溶剤	928	35.6%
大麻	791	30.3%
コカイン	238	9.1%
ヘロイン	70	2.7%
MDMA	250	9.6%
MDMA 以外の幻覚剤	207	7.9%
危険ドラッグ	386	14.8%
睡眠薬・抗不安薬	777	29.8%
鎮痛薬(処方非オピオイド系)	74	2.8%
鎮痛薬 (処方オピオイド系:弱オピオイド含む)	37	1.4%
市販薬	303	11.6%
ADHD 治療薬	58	2.2%
その他	76	2.9%

出典:「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」(平成 30 年度厚生労働科学研究費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業:H29-医薬一般-001)分担研究報告書)(研究分担者:松本俊彦、研究協力者:宇佐美貴士・船田大輔・村上真紀・谷渕由布子)

注:表中の値は、2018 年 9 月 1 日から 10 月 31 日までの 2 か月間に調査対象施設において、入院あるいは外来で診察を受けた「アルコール以外の精神作用物質使用による薬物関連精神障害患者」による生涯使用経験である

注:処方薬・医薬品については、治療目的以外の不適切な使用が対象

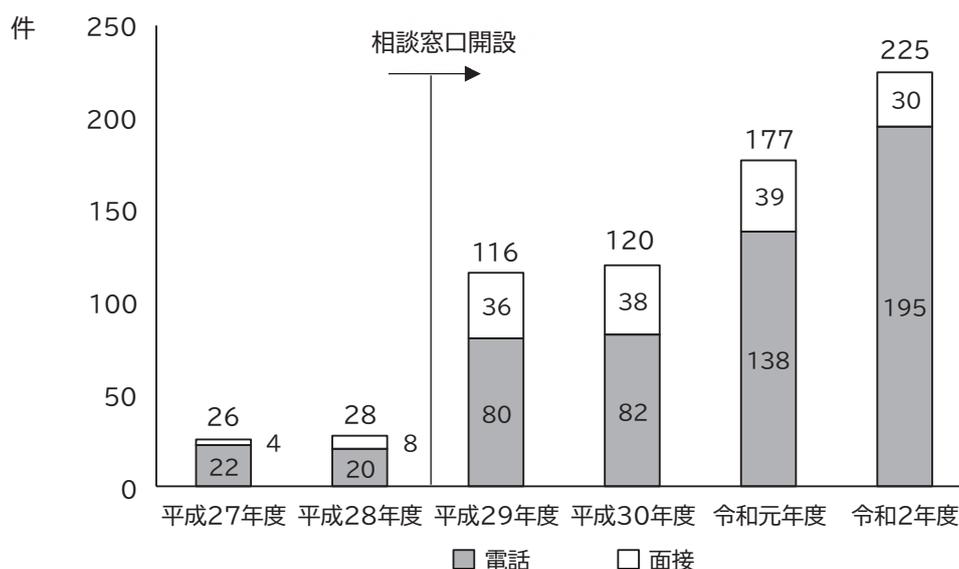
12 「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」(平成 30 年度厚生労働科学研究費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業:H29-医薬一般-001)分担研究報告書)(研究分担者:松本俊彦)

(I) 薬物に関する相談状況

本市における薬物に関する相談状況を見ると、こころの健康相談センターでは、平成29年5月より依存症相談窓口(依存症専門相談)を開設し、平成29年度以降、年間のべ100件以上の薬物に関する相談を受け付けています。

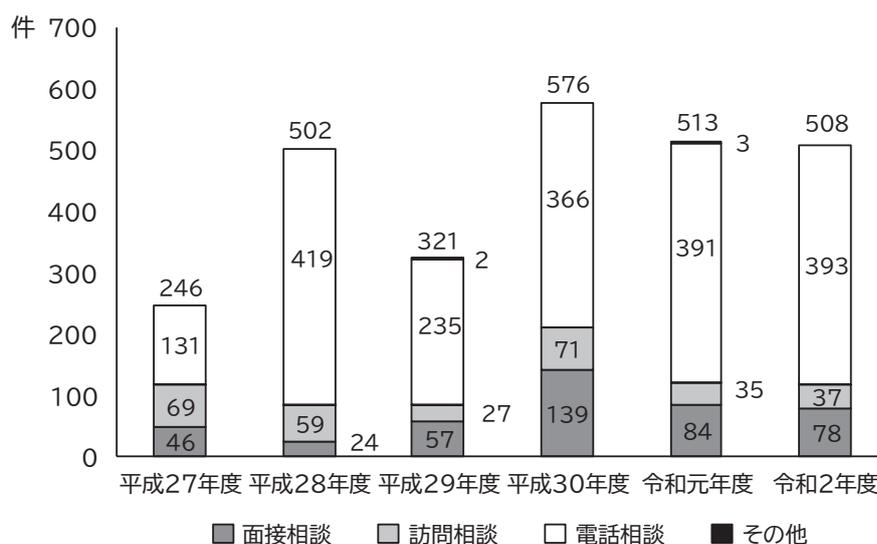
また、区役所では年間のべ250～600件程度の薬物に関する相談を受け付けています。

図表 2-13:こころの健康相談センターにおける薬物に関する相談のべ件数(横浜市)



出典:本市資料

図表 2-14:区役所における薬物に関する相談のべ件数(横浜市)



出典:本市資料

ウ ギャンブル等依存症に関連する状況

(ア) ギャンブル等依存症者の割合

本市が令和元年12月～令和2年3月にかけて実施した「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」(以下「横浜市娯楽と生活習慣に関する調査」という。)の結果によると、過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる人の割合の推計値は成人の0.5%、生涯でギャンブル等依存症が疑われる人の割合の推計値は成人の2.2%¹³となっていました。

この結果に基づいて、本市におけるギャンブル等依存症者数を推計すると、過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる人は約16,000人、生涯でギャンブル等依存症が疑われる人は約70,000人となります。

なお、国の調査¹⁴、本市の調査いずれにおいても、ギャンブル等依存症が疑われる人が最もよくお金を使ったギャンブル等として、「パチンコ・パチスロ」との回答が最も多くなっています。

図表 2-15:ギャンブル等依存症が疑われる人の割合(推計値)

	本市におけるギャンブル等依存症が疑われる人の割合 ¹⁵	本市におけるギャンブル等依存症が疑われる人の推計人数
過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる人	0.5% (0.3%～1.1%)	約16,000人
生涯でギャンブル等依存症が疑われる人	2.2% (1.5%～3.4%)	約70,000人

出典:横浜市「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」(令和元年度)

注:ここでの「ギャンブル等」とは、パチンコ・パチスロや、ゲームセンターのスロットマシン、ポーカーマシン等のメダルや景品が当たるゲーム機、海外のカジノ、宝くじ、ナンバーズ、サッカーくじ、証券の信用取引または先物取引市場への投資なども含まれている

注:本調査は、「住民基本台帳・年齢階級別人口」(2019年9月30日現在)に記載のある18歳以上75歳未満の人を対象とし、ギャンブル等依存症が疑われる人の推計人数の算出にあたっては、18歳以上の人口を用いた

13 この2.2%の中には、調査時点で過去1年以上ギャンブル等を行っていない者が一定数含まれており、例えば10年以上前のギャンブル等の経験について評価されている場合があることに留意する必要がある。

14 「平成29年度 国内のギャンブル等依存に関する疫学調査(全国調査結果の中間とりまとめ)」(ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のありかたについての研究障害者対策総合研究開発事業(国立研究開発法人日本医療研究開発機構))

15 ()内の値は、標本調査の結果に基づく区間推定(95%信頼区間)の値である。これは同じ母集団から同数の標本を抽出して100回の調査を実施した場合、ギャンブル等依存症が疑われる人の割合が、95回程度は()内の数値の範囲内に収まることを指す。

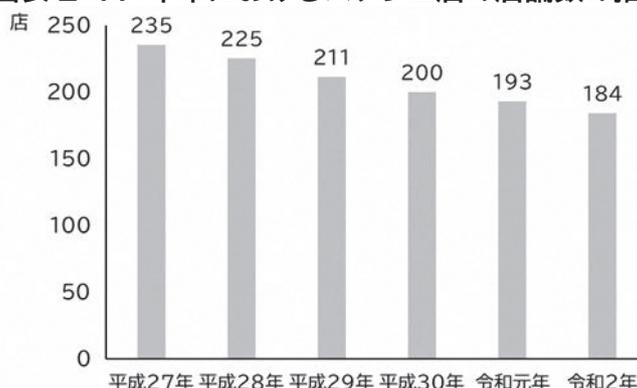
(イ) ギャンブル等を取り巻く状況

本市における既存の公営競技・遊技場等の施設・店舗数は以下の通りです。
本市におけるパチンコ店の店舗数は、平成 27 年以降、減少傾向にあります。

図表 2-16:本市における公営競技場等の状況(令和元年 12 月末現在)

種類	店舗数・施設数	出典
中央競馬	0 場(※場外 3 場)	日本中央競馬会ウェブサイト
地方競馬	0 場(※場外 1 場)	地方競馬全国協会ウェブサイト
競輪	0 場(※場外 1 場)	公益財団法人 JKA ウェブサイト
競艇	0 場(※場外 1 場)	日本モーターボート競走会ウェブサイト
オートレース	0 場(※場外 1 場)	公益財団法人 JKA ウェブサイト

図表 2-17:本市におけるパチンコ店の店舗数の推移



出典:神奈川県警資料

コラム 統合型リゾート(IR)について

「特定複合観光施設区域整備法」(平成 30 年 7 月制定、以下「IR 整備法」という。)に基づき、観光の振興・地域経済の振興・財政の改善に貢献することを目的に、国内で 3 か所を上限に統合型リゾート(以下「IR」という。)を設置することとしています。

IRとは、国際会議場施設、展示等施設、日本の文化や伝統、食などの魅力的なコンテンツを発信・提供する魅力増進施設、送客施設、宿泊施設等の観光振興に寄与する施設とカジノ施設から構成される一群の施設であって、民間事業者により一体として設置・運営されるものです。

本市では、このIRの実現に向けた検討・準備を進めています。IRを構成する施設の一つであるカジノに起因する依存症対策としては、入場回数制限、自己・家族による入場制限、広告・勧誘規制など、IR 整備法に基づく対策に加え、事業者に対してはギャンブル等依存症に関する相談体制の整備、市、県、国、関係機関等と連携・協力した取組の推進などを求めています。また、先進事例に学ぶとともに、横浜の実情を踏まえ、最適な対応策を検討・実施し、市、事業者、関係機関等が一体となって「安全・安心対策の横浜モデル」を構築します。

コラム 新型コロナウイルス感染症と公営競技のインターネット投票

新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)の感染拡大によって、競馬の売上金が増加していることが報じられています。

例えば、神奈川県川崎競馬組合では、令和2年度の売上金は915億円となり、平成12年の設立以来、最高額となりました。この理由について神奈川県川崎競馬組合は、新型コロナの感染拡大防止に伴い無観客競馬の開催が多くなり、自宅等からのインターネット投票の売上が増加したためであると分析しています¹⁶。

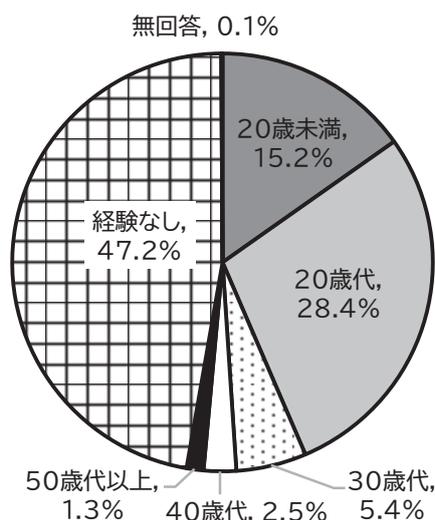
また、日本中央競馬会(JRA)では、令和2年7月に公表した「新型コロナウイルス感染症に係る安全な競馬開催のための基本的な考え方」において、来場者の安全確保のために実施する取組として「インターネット投票を推奨する」旨が記載されました。その結果、電話・インターネット投票会員が大幅に増加し、令和2年度の事業収益は無観客開催が多く見られた一方で、平成30年度、令和元年度を上回る数値となっています。

競馬等の公営競技のインターネット投票については、今後も動向を注視していく必要があると考えられます。

(ウ) ギャンブル等の実施に関する状況

「横浜市娯楽と生活習慣に関する調査」の結果によると、初めてギャンブル等をした年齢は、20歳未満が15.2%、20歳代が28.4%となっており、回答者の4割以上が20歳代までにギャンブル等を始めています。

図表 2-18:初めてギャンブル等をした年齢(n=1,263)



出典:横浜市「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」(令和元年度)

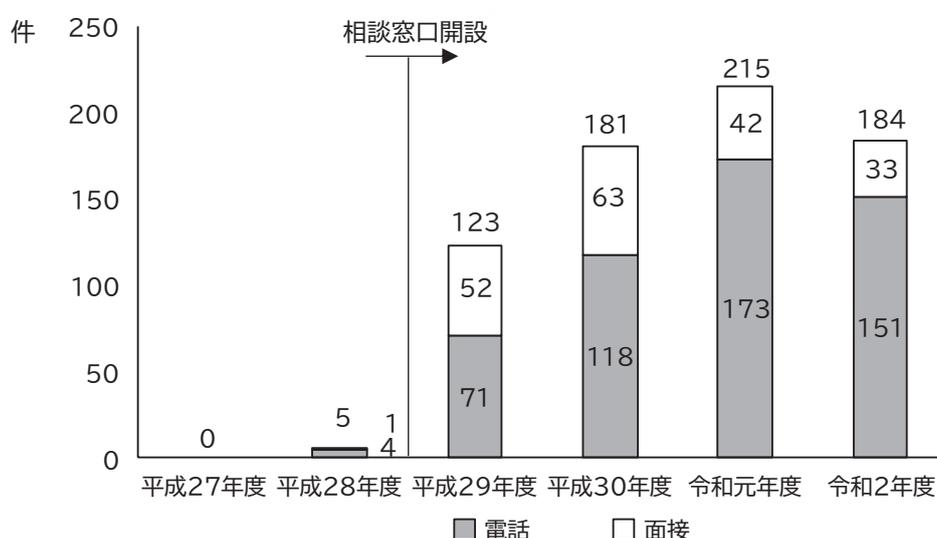
16 (神奈川県川崎競馬組合ウェブサイト、2021年3月9日発表、<https://www.kawasaki-keiba.jp/news/article-info/post-47938/>)

(I) ギャンブル等に関する相談状況

本市におけるギャンブル等に関する相談状況を見ると、こころの健康相談センターでは、平成29年5月より依存症相談窓口(依存症専門相談)を開設し、平成29年度以降は年間のべ100~200件程度のギャンブル等に関する相談を受け付けています。

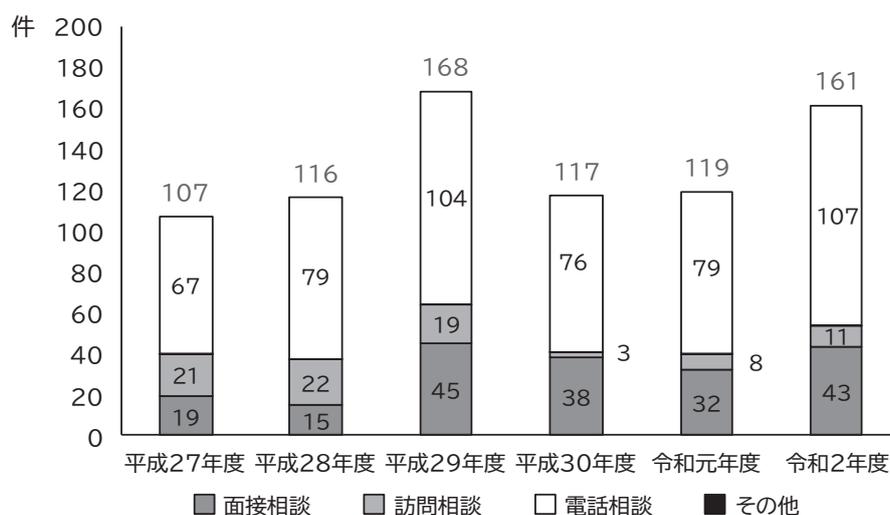
また、区役所では年間のべ110~170件程度のギャンブル等に関する相談を受け付けています。

図表 2-19:こころの健康相談センターにおけるギャンブル等に関する相談のべ件数
(横浜市)



出典:本市資料

図表 2-20:区役所におけるギャンブル等に関する相談のべ件数(横浜市)



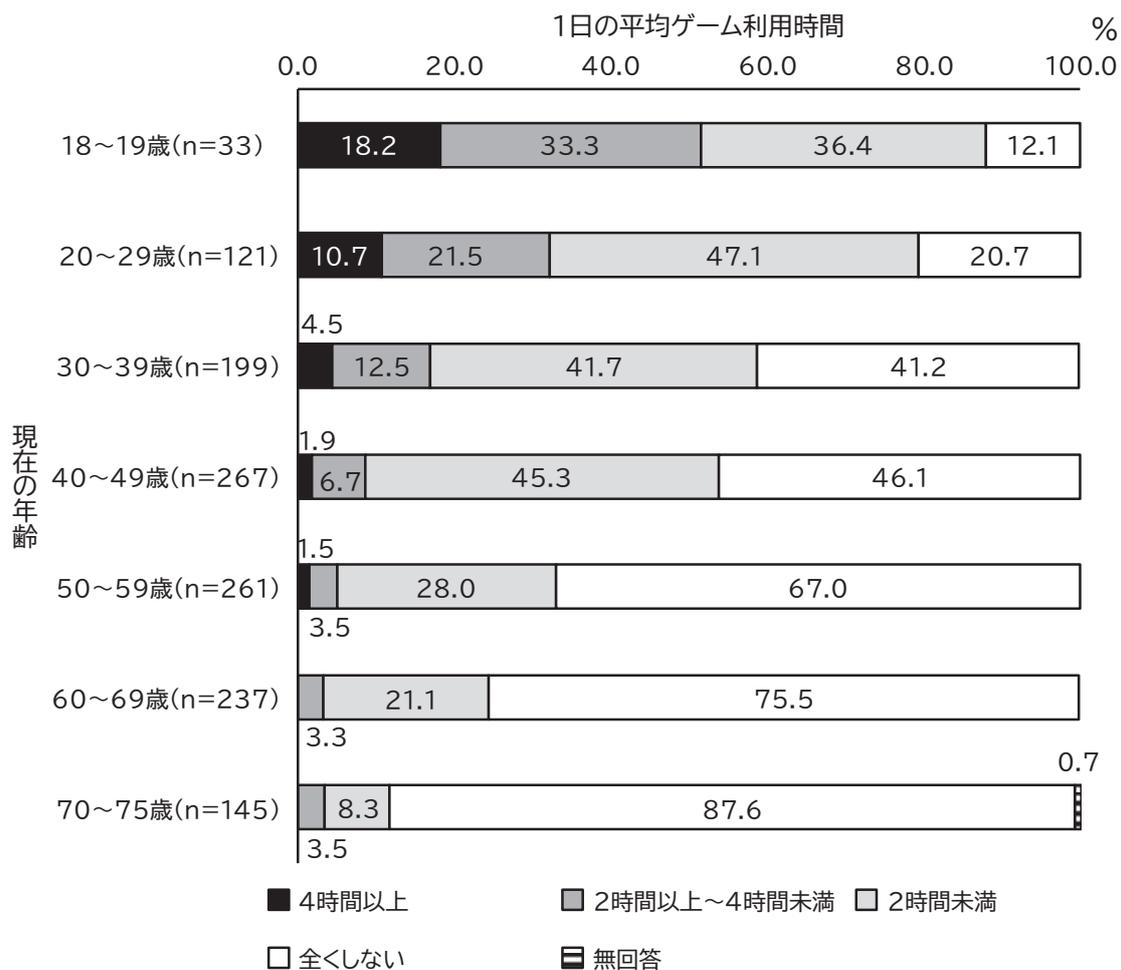
出典:本市資料

エ その他の依存症に関連する状況

(ア) ゲーム利用に関する状況

「横浜市娯楽と生活習慣に関する調査」の結果によると、年齢が若いほど1日の平均ゲーム利用時間が長くなる傾向が見られます。

図表 2-21:現在の年齢と、1日の平均ゲーム利用時間の関係

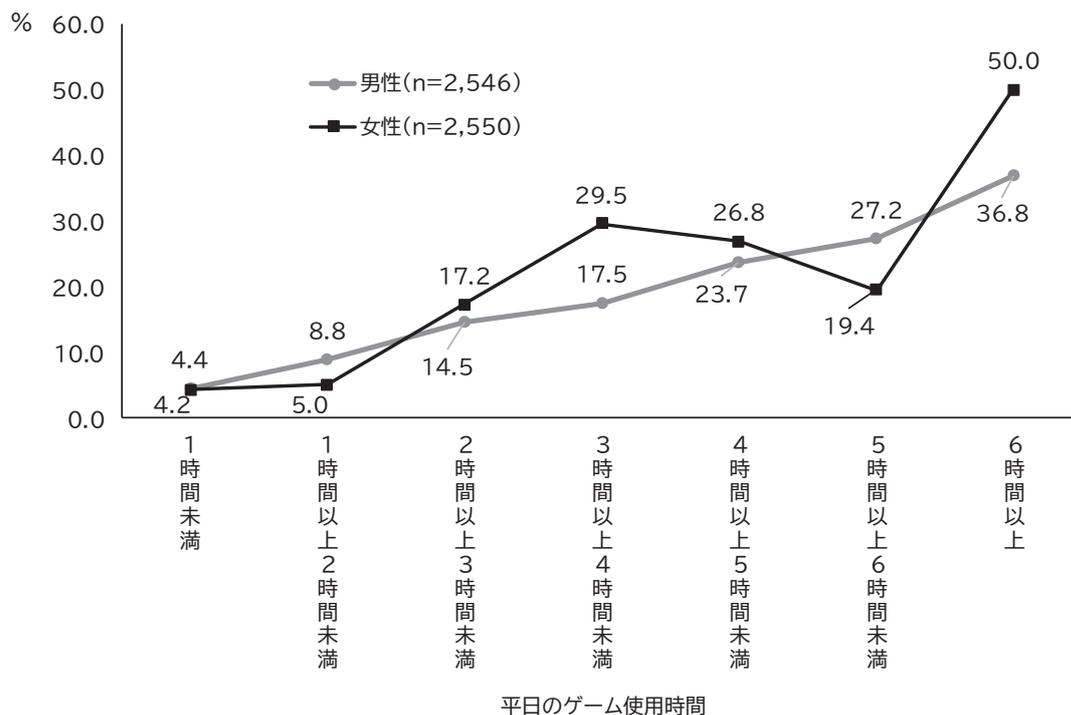


出典:横浜市「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」(令和元年度)

注:ゲームには、パソコン、ゲーム機、スマートフォン、携帯電話など使用する全てを含む

さらに、国立病院機構久里浜医療センターが令和元年に実施した調査によれば、平日のゲーム使用時間が長い人ほど、身体に不調が現れてもゲームを続ける傾向が見られます。

図表 2-22: ゲームが腰痛、目の痛み、頭痛、関節や筋肉痛などといった体の問題を引き起こしていても、ゲームを続ける人の割合



出典: 国立病院機構久里浜医療センター「ネット・ゲーム使用と生活習慣についてのアンケート」(令和元年)

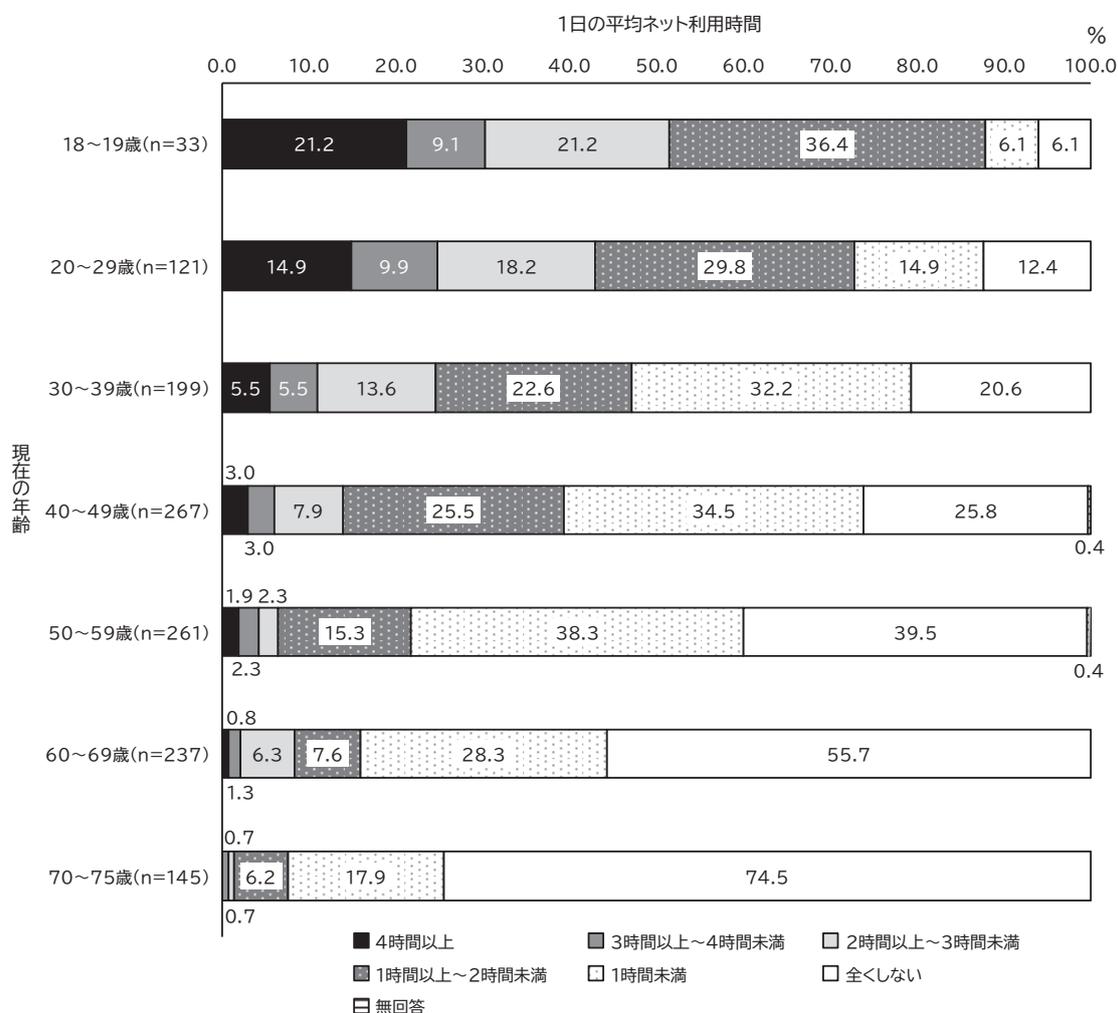
(イ) ネット利用に関する状況

「横浜市娯楽と生活習慣に関する調査」の結果によると、18～19 歳の人の 21.2%、20～29 歳の人の 14.9%が、1 日に 4 時間以上、娯楽としてネットを利用していると回答しています。

また、「横浜市青少年に関する調査」の結果によると、回答者のうち 40.6%が平日 1 日に平均 4 時間以上 SNS を利用していると回答しています。

さらに、本市が平成 30 年度に実施した調査によると、18 歳～20 歳代の人の 49.0%が「SNS のない自分の生活は考えられない」との設問に対して「そう思う」と回答しています。

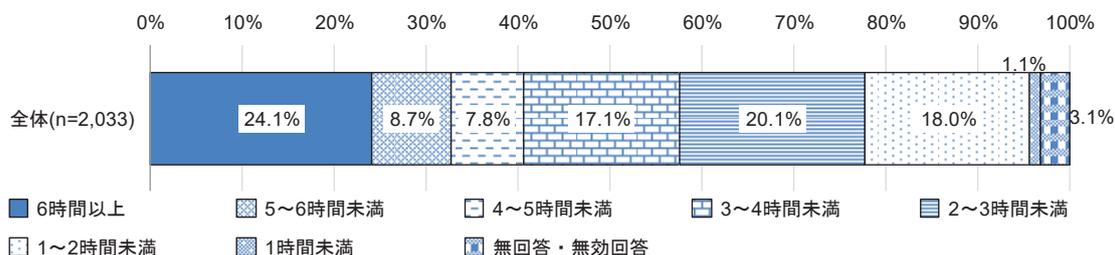
図表 2-23:現在の年齢と、1 日の平均ネット利用時間の関係



出典:横浜市「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」(令和元年度)

注:ここでいう「ネット利用」は、娯楽として、SNS や動画サイト、ウェブサイト等の閲覧を行うことを指す。

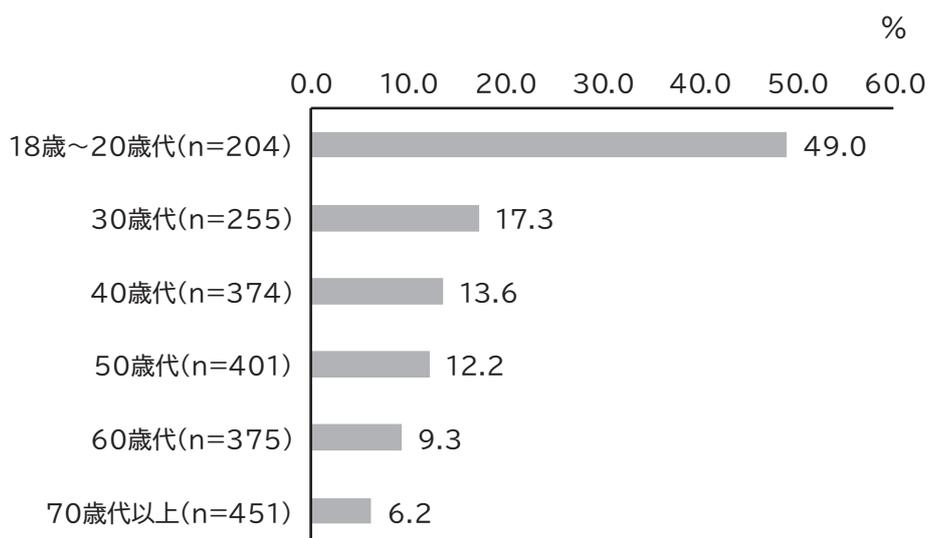
図表 2-24:横浜市内に通う高校生・大学生の平日 1 日の平均 SNS 利用時間



出典:横浜市「横浜市青少年に関する調査」(令和 2 年度)

注:横浜市内の高校・大学計 10 校に調査を依頼し、各校任意の方法で調査票配布・周知等を行った調査(調査対象者は調査協力校に通学する概ね 16~22 歳までの個人)の結果であり、横浜市内の高校生・大学生全体の傾向を示すわけではない。

図表 2-25:「SNS のない自分の生活は考えられない」に「そう思う」と回答した割合



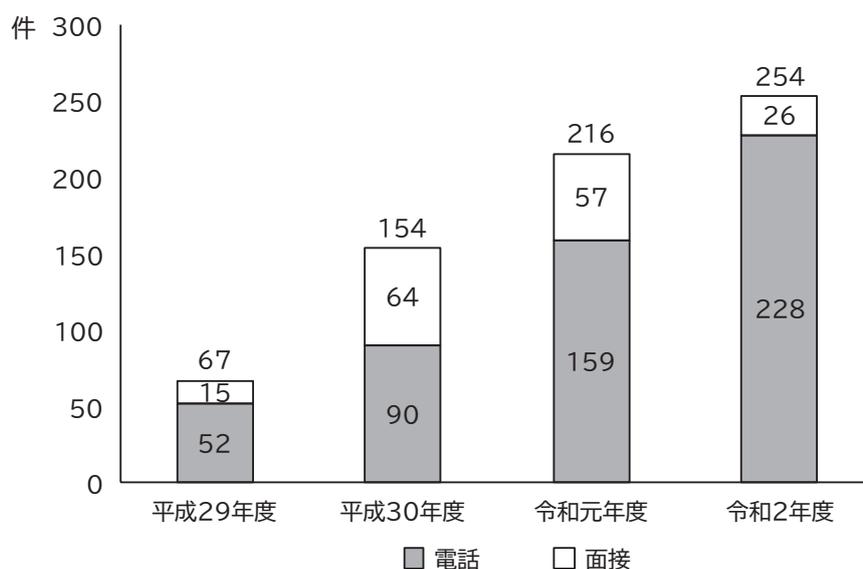
出典:横浜市「日常生活の中での活動に関する調査」(平成 30 年度)

(ウ) その他の依存症に関する相談状況

本市におけるゲーム障害を含むその他の依存症に関する相談状況を見ると、こころの健康相談センターでは、令和2年度において年間のべ250件程度のその他の依存症に関する相談を受け付けています。

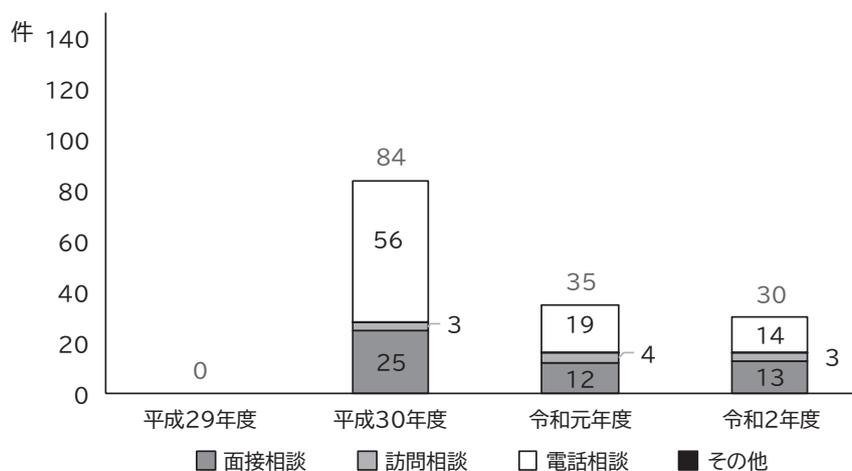
また、区役所では令和2年度においてのべ30件の相談を受け付けています。

図表 2-26:こころの健康相談センターにおけるその他の依存症に関する相談のべ件数
(横浜市)



出典:本市資料

図表 2-27:区役所におけるその他の依存症に関する相談のべ件数(横浜市)



出典:本市資料

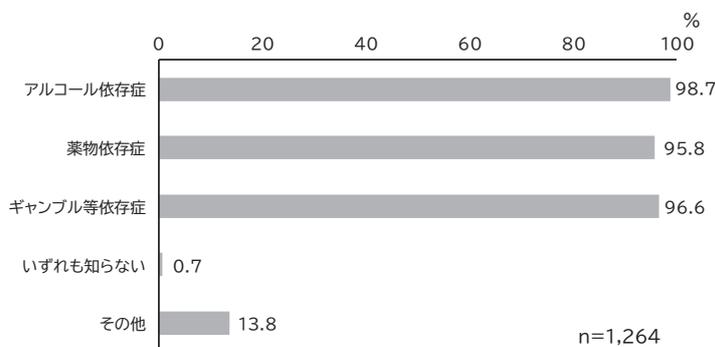
(2) 市民の認知度や地域の特徴など

ア 依存症に関する認知度

本市が令和2年に実施した「ヨコハマ e アンケート」¹⁷(以下、「e アンケート」という。)の結果によれば、回答者の 95%以上が、アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症について知っており、依存症に対する認知度は高いことがうかがえます。

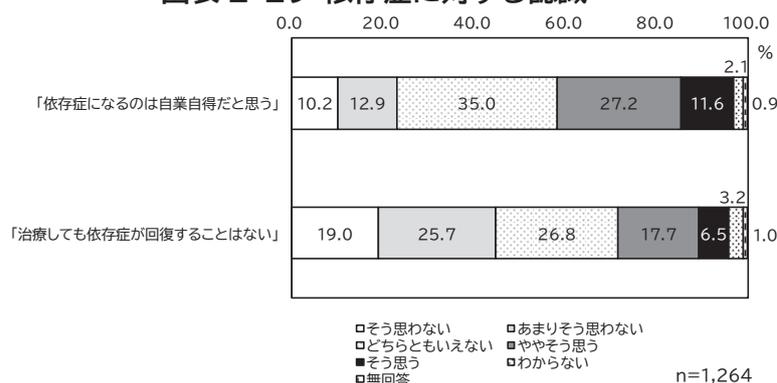
他方で、「依存症になるのは自業自得だと思う」の質問については 38.8%が、「治療しても依存症が回復することはない」の質問については 24.2%が「そう思う」または「ややそう思う」と回答しており、依存症に関する正しい知識が浸透していないことがうかがえます。

図表 2-28:知っている依存症



出典:ヨコハマ e アンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和2年度)

図表 2-29:依存症に対する認識



出典:ヨコハマ e アンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和2年度)

17 「ヨコハマ e アンケート」調査数:3,175 人、回答:1,264 人(回答率:39.8%)、期間:令和 2 年 7 月 31 日~8 月 14 日、方法:市内在住の 15 歳以上の登録メンバーによるインターネット調査

イ 地域別の人口の特徴

本市における地域別^(注)の特徴についてまとめると、以下のようになります。

- 東部においては、人口の増加が顕著に見られます。一方、世帯の特徴を見ると、独居世帯の割合が高く、被保護世帯数や外国人人口についても他の地域に比べると相対的に多いことがうかがえます。
- 北部においては、人口が増加しているほか、人口に占める 15 歳未満の割合が他の地域に比べて高く、15 歳未満の人口が比較的多いという特徴が挙げられます。一方で、一部の区において、自治会・町内会への加入率が相対的に低いという課題も見られます。
- 南部については、人口が減少している中、人口に占める高齢者(65 歳以上、以下同様)の割合、及び高齢者の独居世帯の割合が高い地域であるといえます。一方で、自治会・町内会への加入率が他地域に比べて高いことがわかります。
- 西部については、南部と同様に高齢者の割合、及び高齢者の独居世帯の割合が他地域に比べて高いことがうかがえます。

(注)エリア別の区分は以下の通りです。

- ・東部: 鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区
- ・北部: 港北区、緑区、青葉区、都筑区
- ・南部: 港南区、磯子区、金沢区、栄区
- ・西部: 保土ヶ谷区、旭区、戸塚区、泉区、瀬谷区

図表 2-30:地域別の人口等に関するデータ

区域	人口	人口増減率	全人口に占める 15歳未満の割合	全人口に占める 高齢者の割合	
時点	令和3年 3月末現在	平成28年3月末現在 →令和3年3月末現在	令和3年 3月末現在	令和3年 3月末現在	
単位	(人)	(%)	(%)	(%)	
横浜市全体	3,758,300	0.8	11.9	24.7	
東部	鶴見区	295,310	2.5	12.5	21.4
	神奈川区	241,561	2.9	11.4	22.0
	西区	103,588	5.8	11.1	19.7
	中区	153,106	1.5	10.2	23.5
	南区	199,256	0.3	9.7	27.0
北部	港北区	351,152	3.3	12.5	19.9
	緑区	182,263	1.4	12.8	24.1
	青葉区	309,987	0.6	12.7	22.0
	都筑区	213,914	0.8	15.0	17.8
南部	港南区	214,804	▲ 0.7	11.1	28.8
	磯子区	167,405	▲ 0.2	11.6	27.6
	金沢区	196,966	▲ 2.3	11.0	30.2
	栄区	120,514	▲ 1.8	11.3	31.0
西部	保土ヶ谷区	204,845	0.1	10.9	26.5
	旭区	245,734	▲ 1.3	11.5	29.5
	戸塚区	282,445	2.2	12.9	25.6
	泉区	152,742	▲ 1.5	11.7	28.7
	瀬谷区	122,708	▲ 2.4	11.6	28.0

出典:横浜市「市・区年齢別の人口(住民基本台帳による)」

図表 2-31:地域別の人口等に関するデータ:つづき

区域	世帯数	全世帯に占める 独居世帯の割合	全世帯に占める 高齢者独居世帯の 割合	
時点	令和3年 3月末現在	令和3年 3月末現在	令和3年 3月末現在	
単位	(世帯)	(%)	(%)	
横浜市全体	1,830,842	43.3	15.4	
東部	鶴見区	149,961	48.8	14.6
	神奈川区	128,838	52.2	14.0
	西区	58,642	56.8	13.2
	中区	87,857	57.9	18.6
	南区	109,912	54.0	18.6
北部	港北区	175,111	45.9	11.8
	緑区	83,606	37.9	14.3
	青葉区	137,815	34.7	12.6
	都筑区	89,322	31.4	11.2
南部	港南区	102,099	39.0	17.1
	磯子区	82,507	43.4	17.8
	金沢区	93,484	39.2	17.1
	栄区	56,377	37.2	17.3
西部	保土ヶ谷区	103,018	45.9	16.8
	旭区	116,658	39.8	18.1
	戸塚区	128,587	36.5	15.3
	泉区	70,148	36.3	17.1
	瀬谷区	56,900	38.3	17.5

出典:横浜市「世帯人員別の世帯数」

図表 2-32:地域別の人口等に関するデータ:つづき

区域	被保護世帯数	自治会・町内会加入状況(加入率)	外国人人口	
時点	令和2年3月末現在	令和2年4月1日現在	令和3年3月末現在	
単位	(世帯)	(%)	(人)	
横浜市全体	54,111	71.2	101,614	
東部	鶴見区	5,228	72.5	13,670
	神奈川区	3,016	67.6	7,399
	西区	1,477	63.3	4,715
	中区	8,345	61.8	16,328
	南区	6,065	74.9	10,585
北部	港北区	2,835	65.5	6,857
	緑区	2,113	72.2	4,349
	青葉区	1,872	71.4	4,448
	都筑区	1,189	59.9	3,544
南部	港南区	2,345	74.4	2,884
	磯子区	2,295	72.5	4,957
	金沢区	1,678	79.9	3,065
	栄区	1,261	80.7	1,181
西部	保土ヶ谷区	2,968	73.7	5,509
	旭区	3,544	76.8	3,283
	戸塚区	2,810	70.7	4,423
	泉区	2,393	75.3	2,447
	瀬谷区	2,677	76.0	1,970

出典:横浜市「横浜市統計書」、横浜市「自治会町内会調査結果」、横浜市「外国人の人口」

2 本市及び関係機関、民間支援団体等における取組と状況

(1) 身近な支援者の取組と状況

ア 身近な支援者の分類

本市においては、依存症の本人や依存症が疑われる人、またはその家族等にとって身近な支援者となる様々な機関・団体が活動をしています。

こうした身近な支援者が依存症問題に対する理解と対応力を高め、専門的な支援者との連携を強化していくことが、効果的な依存症の予防・早期発見・早期支援に向けて極めて重要だと考えられます。

図表 2-33:本市における身近な支援者(例)

分類	具体的な機関・団体	依存症に対する関わり
身近な支援者としての行政	保健所・区役所(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課など)、児童相談所、消費生活総合センターなど	<ul style="list-style-type: none"> ● 貧困や虐待、DV、多重債務、健康問題等に関する行政の相談窓口として、初期の相談や専門的な相談等幅広く対応しています。 ● 相談内容の背景に依存症の問題があった場合には、専門的な支援者へのつなぎを行っています。
福祉	精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、発達障害者支援センター など 指定特定相談支援事業者、障害福祉サービス事業所など 居宅介護支援などの介護事業所 生活困窮者支援を行う事業者 保育所など	<ul style="list-style-type: none"> ● 要介護者や障害者、生活困窮者、子どもなどが地域生活を送る上で必要なケアやサポート、福祉サービス、相談支援等を提供しています。 ● サービスを提供する中で、支援対象者等が依存症の問題を抱えている場合には、専門的な支援者に関する情報提供などを行っています。
医療(一般医療機関)	依存症の治療を標榜していない医療機関(内科、婦人科、精神科など)	<ul style="list-style-type: none"> ● 患者に依存症の問題が疑われる場合に、専門的な支援者に関する情報の提供やつなぎを行います。 ● また、疾病などを抱えながら依存症の回復に臨む患者に対し、専門的な医療機関や他の支援者と連携しながら各診療科の専門性を踏まえた医療を提供しています。

図表 2-34:本市における身近な支援者(例):つづき

分類	具体的な機関・団体	依存症に対する関わり
司法	法テラスや法律事務所、司法書士事務所、保護観察所、更生保護施設など	<ul style="list-style-type: none"> ● 法律相談等に対応する中で、依存症に起因する多重債務等の問題を抱える人へ、相談窓口の情報提供などを行っています。 ● また、保護観察所や更生保護施設は、薬物使用等で検挙された人が再び犯罪を繰り返すことのないよう、支援を行っています。
教育	小中学校や高等学校、専門学校、大学など	<ul style="list-style-type: none"> ● 各学校・教育機関の教育活動の中で、依存症の予防と正しい理解の促進に向けた教育・指導などを行っています。 ● 様々な課題を抱える子どもに対し、保護者や他の支援者と連携しながらサポートを提供しています。

イ 身近な支援者による依存症への相談対応の状況

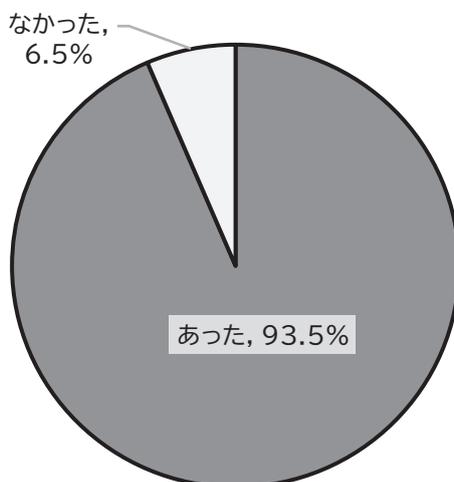
(ア) 地域ケアプラザ等におけるアルコール関連問題の相談対応の状況

身近な支援者による依存症関連の相談状況について、例えば、身近な支援者（地域ケアプラザ、精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター等）を対象として実施したアンケート（以下、「身近な支援者アンケート」という。）では、回答した 124 施設中 116 施設（93.5%）がアルコール関連問題の相談があったと回答しており、アルコール関連問題はこれらの身近な支援者に寄せられる相談の内容として珍しくない状況にあります。

また、同アンケートによれば、アルコール関連問題の相談において、相談者への他の社会資源に関する情報提供や外部機関との連携、内部でのカンファレンスを通じた対応策の検討などの取組が行われています。

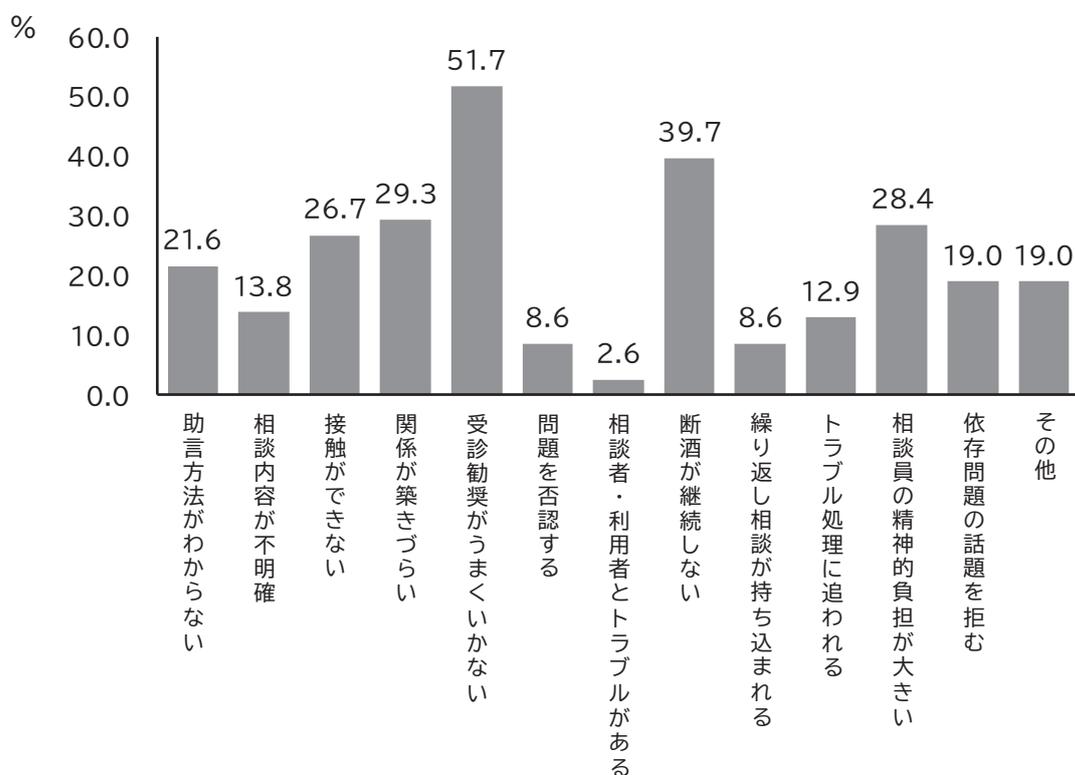
他方、アルコール関連問題は、他の問題が併存するなど、相対的に支援における困難度が高いと感じる支援者が多い状況です。また、家族等からの相談が多いといった傾向が見られ、専門的な支援者への受診・相談勧奨を拒否する当事者も少なくない状況にあります。その結果、身近な支援者から専門機関へのつなぎを困難に感じる支援者が多い状況です。

図表 2-35: 身近な支援者におけるアルコールの問題に関する相談の有無(n=124)



出典: 身近な支援者(地域ケアプラザ、精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター等)を対象とするアンケートより

図表 2-36:相談対応にあたって困ること(複数回答・n=116)



出典:身近な支援者(地域ケアプラザ、精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター等)を対象とするアンケートより

(1) 区役所の子ども家庭支援課における薬物・ギャンブル等問題の相談対応の状況

市内 18 区の子ども家庭支援課虐待対応チームを対象として実施したアンケート(以下、「子ども家庭支援課アンケート」という。)によれば、回答した 13 区のうち約 8 割の区が子ども、あるいは家族等がギャンブル等の問題を抱えている事例に対応した経験があり、また、約 9 割の区が薬物の問題を抱えている事例に対応した経験があるとの結果が見られました(結果の詳細は本章第 3 節 74 ページ 図表2-63 参照)。

また、薬物やギャンブル等の問題がある場合において、対応時に困ったこととして、本人の治療が継続しないこととの回答が多く挙げられています。

図表 2-37:薬物やギャンブル等の問題があった際に対応に困ったこと
(複数回答・n=12)

回答項目	回答数	回答割合
子どもとコンタクトがとりづらい	4	33.3%
子どもの生活状況が把握しづらい	7	58.3%
養育者とコンタクトがとりづらい	8	66.7%
相談できる支援者がいない	3	25.0%
治療が継続しない	11	91.7%
相談先がわからない	1	8.3%
その他	3	25.0%

出典:市内 18 区の子ども家庭支援課虐待対応チームを対象とするアンケートより

注:回答を得られた 13 区のうち、保護者が薬物やギャンブル等の問題を抱えている事例に対応した経験がある 12 区の回答結果を集計

(2) 医療機関の取組と状況

ア 専門医療機関の現状

依存症の本人への支援においては、専門医療機関が大きな役割を果たしています。

専門医療機関とは、依存症にかかる所定の研修を修了した医師等が配置され、依存症に特化した専門プログラムを行うなど、依存症に関する専門的な医療を提供できる医療機関のことです。本市では、神奈川県とともに実施要綱に基づいて以下の6か所の医療機関を選定しています(うち市内3か所)。

これらの専門医療機関の中には、アルコール・薬物・ギャンブル等以外にも幅広い依存症の治療に対応している医療機関もあり、依存症に合併する精神疾患への対応や障害福祉サービス等と連携した支援なども行われています。

図表 2-38:県内に立地する専門医療機関

医療機関名	所在地	診療対象の依存症		
		アルコール健康障害	薬物	ギャンブル等
地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター	横浜市港南区	◎	◎	◎
医療法人誠心会 神奈川病院	横浜市旭区	○	-	-
医療法人社団祐和会 大石クリニック	横浜市中区	○	○	○
学校法人北里研究所 北里大学病院	相模原市南区	◎	◎	◎
独立行政法人 国立病院機構 久里浜医療センター	横須賀市	○	-	○
医療法人財団青山会 みくるべ病院	秦野市	○	○	-

出典:神奈川県ホームページを一部改変

注:治療拠点機関は、「診療対象の依存症」の項目を「◎」で表示

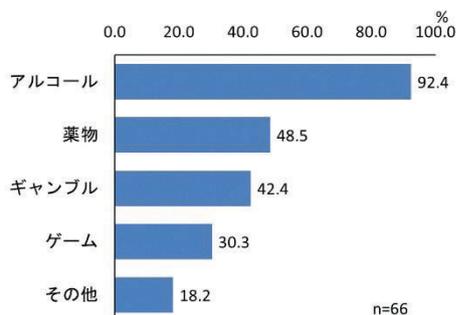
イ 依存症の治療を行う医療機関における取組

神奈川県が令和2年に医療機関等を対象として実施した「依存症に係る社会資源実態調査」(以下「県社会資源実態調査」という。)では、前述の専門医療機関を含めて66件の医療機関から依存症の外来対応を行っている旨の回答が得られました。診察内容等を見てみると、アルコールに対応している医療機関が61件と比較的多く、薬物が32件、ギャンブルが28件となっています。

外来対応を行う医療機関で提供されている依存症対応プログラムについては、「集団療法」¹⁸、「個別療法」¹⁹、「家族向け集団教育」²⁰、「コ・メディカルスタッフ²¹相談」などが行われています。このうち、いずれの依存症においても「個別療法」が最も多く提供されており、その内容としては、「認知行動療法(SMARPP²²)」、「条件反射制御法」²³、「内観療法」²⁴などが挙げられます。

関係機関への紹介・連携の状況を見ると、「専門病院・専門クリニック」、「自助グループ、家族会」、「保健所・福祉事務所(区福祉保健センター)」、「精神保健福祉センター(こころの健康相談センター)」、「回復支援施設」などが紹介先として比較的多くなっています。また、紹介元としては、「かかりつけ医」、「専門病院・専門クリニック」、「保健所・福祉事務所(区福祉保健センター)」、「自助グループ、家族会」、「精神保健福祉センター(こころの健康相談センター)」が比較的多くなっています。

図表 2-39: 依存症の治療を行う医療機関の診察内容等



出典:神奈川県「依存症に係る社会資源実態調査」(令和2年度)

18 治療者と複数の患者と一緒に治療を行う方法。

19 治療者と患者が1対1で治療を行う方法。

20 病院・診療所が企画実施する、依存症者理解のための家族が参加する勉強会(家族教室)や、分かち合い。

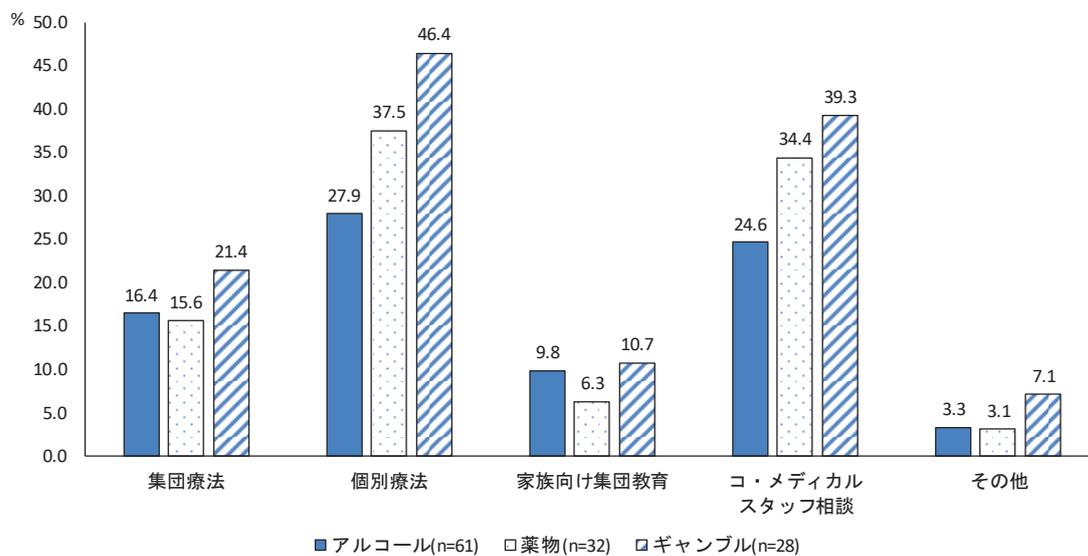
21 医師以外の医療関係職種のこと。看護師や精神保健福祉士、理学療法士等のリハビリテーション専門職など。

22 SMARPP(スマープ Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program:せりがや覚醒剤依存再発防止プログラム)とは、旧せりがや病院で開発され、全国に普及した薬物再使用防止プログラムのこと。

23 不適切な行動の根源となる欲求、好まない感情や感覚、パターン化された業務における不注意等を制御あるいは予防する治療方法。

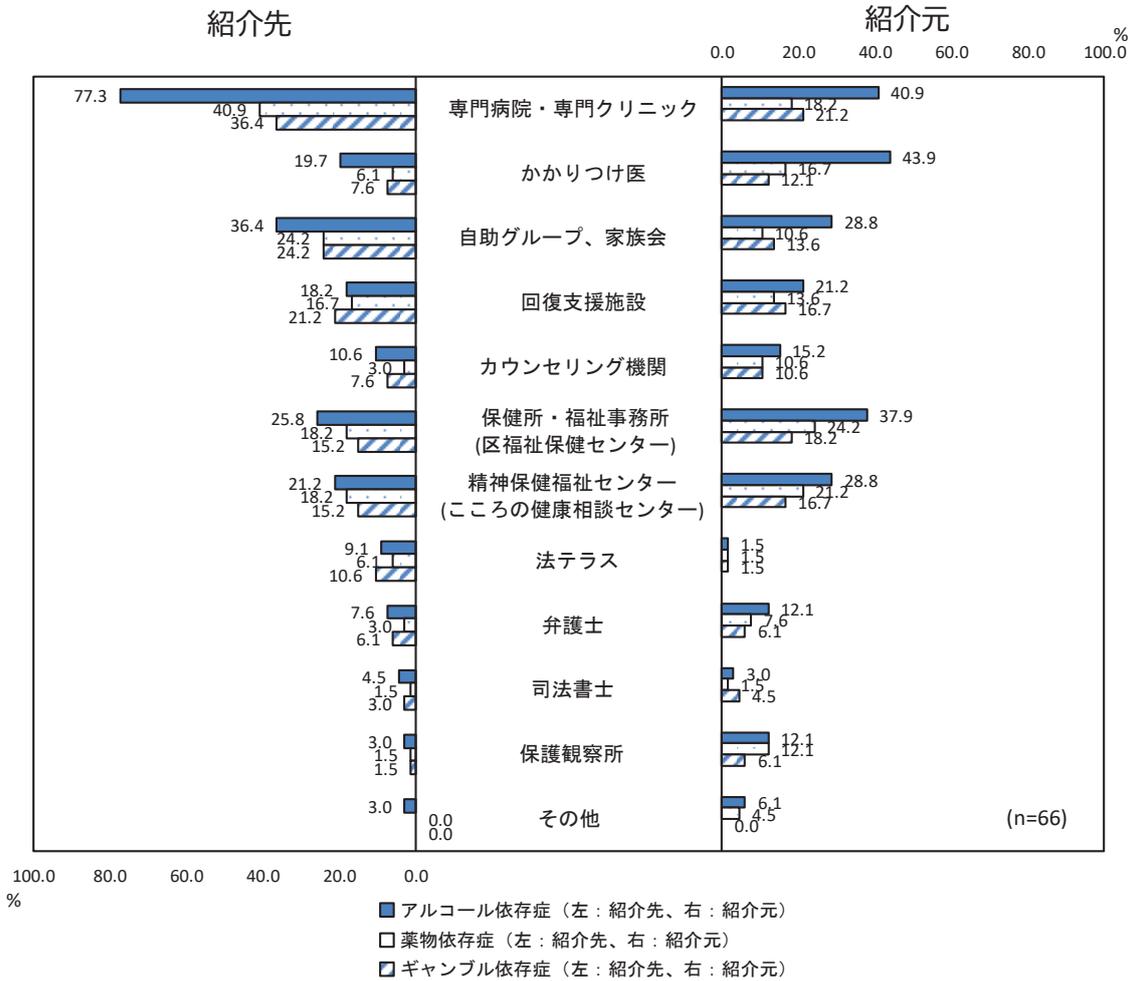
24 世話になったこと、世話をしたことを思い出し、自らの態度や行動を観察、分析していく治療方法。

図表 2-40: 依存症の治療を行う医療機関で提供されているプログラムの内容



出典: 神奈川県「依存症に係る社会資源実態調査」(令和 2 年度)

図表 2-41: 依存症の治療を行う医療機関の紹介・連携(依存症の種類別)



出典: 神奈川県「依存症に係る社会資源実態調査」(令和2年度)

ウ 身近な支援者としての医療機関(一般医療機関)

ア及びイに記載した専門医療機関や依存症の治療を行う医療機関以外にも、市内には多くの精神科や身体科の医療機関が立地しており、本市が公開している「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」(令和3年4月1日現在)によれば、市内には病院が133か所、一般診療所が3,115か所あります。

このうち、依存症や物質への依存等により生じた健康障害の治療と関連性が強いと考えられる医療機関を見てみると、精神科を標榜している医療機関が358件(うち一般診療所298件)、内科を標榜している医療機関が2,101件(うち一般診療所1,979件)となっています。

これらの医療機関は専門医療機関や依存症の治療を行う医療機関と比較して数が多く、日々の通院などを通じて依存症の自覚がない人などとも接する機会が少なくないものと推察されます。そのため、依存症の早期発見と専門医療機関をはじめとする専門的な支援者へのつなぎに向けた重要な役割を担っているものと考えられます。

また、アルコールや薬物の多量摂取等による救急搬送患者への対応を担う救急外来のある医療機関についても、回復の過程において専門的な支援者へとつなぐ役割が期待されます。

その一方、専門医療機関や依存症の治療を行う医療機関以外の医療関係者においては、依存症に関する情報不足などから、必ずしも依存症の専門的な支援者等との連携が十分になされていないとの意見も聞かれます。例えば、本市が市内の救命救急センターに対して行ったヒアリングでは、搬送から退院までの短期間で本人への動機づけを行うことの難しさ、本人等が抱える生活困窮の問題、関係者の不在などの要因から、専門治療や支援へつなぐことが困難な様子が見え、こうした問題への対応策としてスタッフへの研修の必要性が挙げられていました。

(3) 民間支援団体等の取組と状況

ア 民間支援団体等の現状

(ア) 回復支援施設の概況と活動内容について

回復支援施設とは、回復施設、リハビリ施設とも呼ばれ、施設ごとに様々なプログラムや支援メニューを実施し、依存症等からの回復を支援する施設のことを指します。

これらの施設のスタッフについては、依存症からの回復者が携わっていることも多く、回復者が施設長を務める施設も多くあります。

また、運営体制は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所としての報酬を受けて運営する施設、本市が独自に助成している地域活動支援センターとして運営する施設、法人として独自の財源により運営している施設など多岐にわたり、依存症の本人が入所して共同生活を営む施設、通所によるプログラムを提供する施設など様々な支援が提供されています。

各回復支援施設の支援対象については、アルコール・薬物・ギャンブル等のいずれかの依存症に特化して支援を行う施設、複数の依存症や依存症全般に対応する施設があります。

本市が実施した依存症社会資源調査によれば、他の自治体と比較して市内には社会資源が相対的に多く集積しています。加えて、全国的に珍しい女性専用の回復支援施設も本市において活動しています。駅周辺など市内の比較的アクセスのよい場所で活動している団体も多く、施設数・活動の多様性・支援対象の広がり・アクセスのしやすさなどの総合的な観点から見て、本市の回復支援施設は当事者にとって利用しやすく、多様な選択肢を提供している状況にあると考えられます。

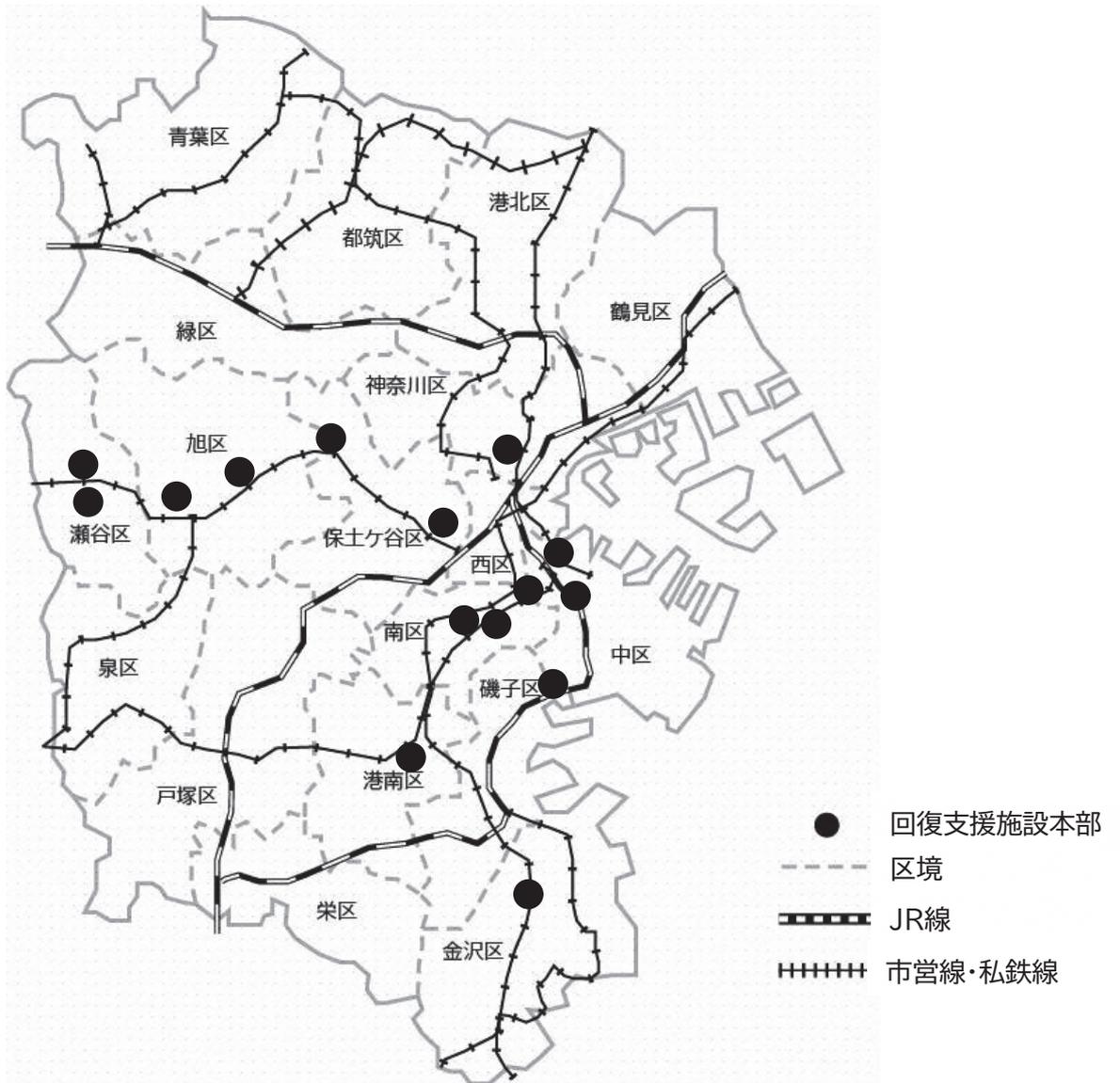
なお、各施設の分布を見ると、特に市内のうち東部や相模鉄道本線沿線に多く立地しています。

図表 2-42:市内回復支援施設一覧

団体名	施設名	対応する 依存症(※)				団体所在地
		アルコール	薬物	ギャンブル等	その他	
NPO 法人RDP	RDP横浜	◎	◎	◎	◎	横浜市神奈川区松本町4-28-16 弘津ビル 2F
NPO 法人あんだんて	女性サポートセンター Indah(インダー)	◎	◎		○	横浜市瀬谷区瀬谷4-11-16 足立ビル1階
NPO 法人ギャンブル依存ファミリーセンターホープヒル	ホープヒル	○	○	◎	○	横浜市旭区東希望が丘133-1第3コーポラスC棟508号室
(認定)NPO 法人市民の会 寿アルク	第1 アルク・デイケア・センター松影、アルク・ハマポート作業所、アルク翁、第2 アルク生活訓練センター、第2 アルク地域活動支援センター、アルク・ヒューマンサポートセンター	◎	○	○		横浜市中区松影町3-11-2三和物産松影町ビル2F
NPO 法人ステラポラリス	ステラポラリス	◎	○	◎	○	横浜市保土ヶ谷区宮田町1-4-6 カメヤビル2F
NPO 法人ダルクウィリングハウス	ダルクウィリングハウス		◎		○	住所は非公開
NPO 法人日本ダルク神奈川	日本ダルク神奈川	○	◎	○	○	横浜市中区北方町1-21
NPO 法人ヌジュミ	デイケア めじゅみ	○		◎	○	横浜市保土ヶ谷区西谷4丁目1番6号 西谷産業ビル1階
NPO 法人BB	地域活動支援センターBB	◎	○	◎	○	横浜市南区東蒔田町15-3YTCビル1階
一般社団法人ブルースター横浜	ブルースター横浜			◎	○	横浜市金沢区能見台通3-1アサヒビル201号室
株式会社 HOPE	HOPE	○	◎	○	○	横浜市港南区日野中央1-6-22
NPO 法人横浜依存症回復擁護ネットワーク(Y-ARAN)	YRC横浜	◎	◎	◎	◎	横浜市磯子区下町12-14
NPO 法人横浜ダルク・ケア・センター	横浜ダルク・ケア・センター	○	◎	○	○	横浜市南区宿町2-44-5
(認定)NPO 法人横浜マック	横浜マック デイケアセンター	◎	◎	○		横浜市旭区本宿町91-6
株式会社わくわくワーク大石	わくわくワーク大石	◎	◎	◎	○	横浜市中区弥生町4-40-1
(認定)NPO 法人ワンデーポート	ワンデーポート			◎	○	横浜市瀬谷区相沢4-10-1

※主たる支援対象とする依存症は◎、それ以外に対応している依存症については○を記載

図表 2-43:市内回復支援施設の分布状況



※所在地が公表されている団体のみ掲載

(イ) 自助グループの概況と活動内容について

自助グループとは、なんらかの障害、問題、悩みなどを抱えた人たち同士が出会い、ミーティングや情報交換を通じ、相互に援助しあうことで、その問題からの回復を目指すことを目的とした集まりを指します。また、自助グループの中には、互いに実名を伏せて匿名で関わりあうものもあり、匿名(無名の)グループ(Anonymous アノニマス)という言い方がなされることもあります。

これらの自助グループは、アルコール・薬物・ギャンブル等それぞれの依存症ごとに存在しており、依存症の本人を対象とする団体のほか、その家族を対象とする団体もあります。

平成 28 年度調査によれば、市内では 9 団体の自助グループが活動しています。また、今般の新型コロナの感染拡大の状況を踏まえ、一部ではテレビ・Web 会議システムを活用したオンラインによるミーティングを開催している団体もあります。

こうした市内の団体の中には、AA(エーエー)やアラノンといった海外で設立されたグループや、全国規模の団体の横浜支部などもあり、それぞれの団体の活動理念を踏まえた、独自のミーティング手法を用いた自助活動が進められています。

図表 2-44:市内自助グループ一覧

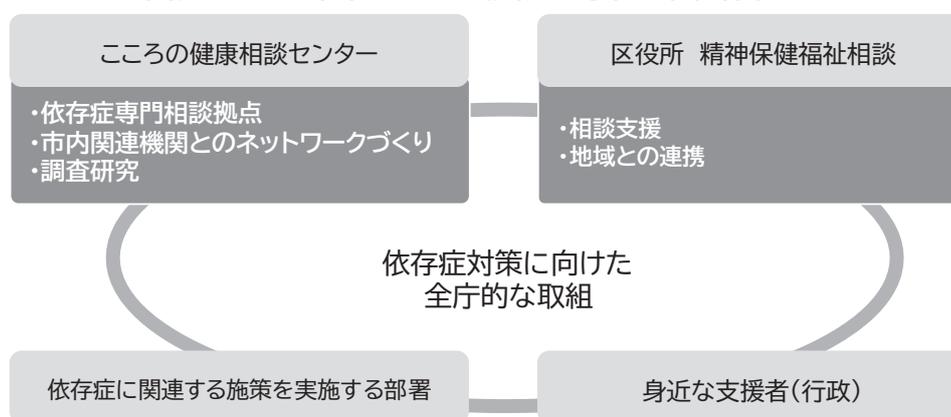
団体名		対象(※)		団体情報(本部所在地等)
		本人	家族	
アルコール依存症	AA(エーエー) (アルコールリクス・アノニマス)	◎		AA 日本ゼネラルサービス:東京都豊島区池袋 4-17-10 土屋ビル 3F AA 関東甲信越セントラルオフィス:東京都豊島区南大塚 3-34-16 オータニビル3F
	アラノン (NPO 法人アラノン・ジャパン)		◎	アラノン・ジャパン:横浜市神奈川区白幡上町 19-13
	横浜断酒新生会 (一般社団法人神奈川断酒連合会)	◎	◎	公益社団法人全日本断酒連盟:東京都千代田区 一般社団法人 神奈川県断酒連合会:横浜市港南区
薬物依存症	NA(エヌエー) (ナルコティクス アノニマス)	◎		NA日本リージョン・セントラル・オフィス:東京都北区赤羽 1-51-3-301
	ナラノン (NPO 法人ナラノンジャパンナショナルサービス)		◎	ナラノンファミリーグループジャパン ナショナルサービスオフィス:東京都豊島区西池袋2-1-2 島幸目白ビソ2-C
	NPO 法人横浜ひまわり家族会		◎	横浜市港北区鳥山町 1752 障害者スポーツ文化センター 横浜フポール3階
ギャンブル等依存症	GA(ジーエー) (ギャンブラーズ・アノニマス)	◎		GA日本インフォメーションセンター:神奈川県大和市大和東 3-14-6-101
	ギャマノン (一般社団法人ギャマノン日本サービスオフィス)		◎	ギャマノン日本サービスオフィス:東京都豊島区東池袋 2-62-8 BIG オフィスプラザ池袋 501号
	NPO 法人全国ギャンブル依存症家族の会		◎	東京都新宿区矢来町 131 番地

※主な支援等の対象者に◎を記載

(4) 本市における取組と状況

本市においては、実施要綱に基づく依存症相談拠点であるこころの健康相談センターと各区役所の精神保健福祉相談を中心に、依存症の本人や家族等の個々の状況に合わせ、関係機関と連携して支援をしています。また、依存症の本人等に対する支援においては、個別支援での連携だけではなく、教育・青少年、生活困窮、保健・医療、消費経済など、様々な関係部署と連携し、普及啓発や相談体制の充実を図りながら依存症対策に向けた全庁的な取組を展開しています。

図表 2-45:本市における依存症対策の取組体制



ア こころの健康相談センターによる取組

本市こころの健康相談センター(精神保健福祉センター)は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究、並びに複雑困難な相談指導事業を行うとともに、各区福祉保健センターをはじめ、他の精神保健福祉関係機関に対し、技術援助を行う機関であり、本市における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動の拠点となる機関です。

こころの健康相談センターでは、地域の関係機関と連携しながら、依存症に悩む本人や家族等が必要な支援につながる包括的な支援に向けて、依存症相談窓口として個別相談を実施するとともに、回復プログラムや家族教室、依存症に関する普及啓発や研修等の事業を展開しています。

令和2年3月には、実施要綱に基づく依存症相談拠点に指定されました。

図表 2-46: ころの健康相談センターの依存症対策事業の実施内容

事業の種類	事業内容
依存症相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門の相談員が依存症の本人や家族、身近な人からの相談に対応。
回復プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ● 依存症からの回復を目指す人を対象に、回復プログラムを提供。依存症のメカニズムや再発のサイン・対処法について依存症の本人と考えるとともに、回復へのきっかけづくりの支援や地域の民間支援団体等の相談先を紹介。
家族教室	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族が依存症について学び、家族の対応方法・回復について考える機会を提供。 ● 市内の医療機関、回復支援施設などの民間支援団体等の情報を提供。
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 依存症に関する正しい知識を広め、偏見・差別を解消するために啓発活動を実施。 ● 啓発週間に合わせ、広報よこはまでの周知、市民向けセミナーの開催、リーフレットの作成・配布などを実施。
支援者研修	<ul style="list-style-type: none"> ● 依存症の本人や家族の相談・支援にあたる地域の支援者を対象に研修を実施。
連携会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政、医療、福祉・保健、司法などの関係機関と連携会議を開催し、依存症対策に関する情報や課題の共有を実施。
民間団体支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内で依存症に関する問題に取り組む民間支援団体等に、相談活動や講演会などの事業にかかる費用の一部を補助。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会資源に関する実態調査や国の行う研究事業等への協力。

コラム 依存症相談拠点について

実施要綱においては、全国の都道府県及び指定都市にアルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する相談の拠点を設置し、専門の相談窓口の開設及び関係機関との連携などを進めることが求められています。

本市においては、これまで依存症対策において中心的な役割を担ってきたころの健康相談センターを、令和 2 年 3 月に依存症相談拠点とし、地域の関係機関との連携のさらなる強化を図り、また、図表 2-46 に記載した事業を通じ、依存症に関する包括的な支援の提供を進めています。

イ 区役所 精神保健福祉相談による取組

各区役所の高齢・障害支援課の精神保健福祉相談では、精神面の不調や疾患は全年齢層で起こり得ることから、学齢期、思春期から高齢者まで幅広い対象者へ支援を行っています。また、支援対象は、依存症の本人や家族等といった個別支援だけでなく、当事者や家族などへの集団援助、地域のネットワークの構築といった地域支援等があります。個別支援については、即応が求められる危機介入、地域生活を支えるサービス利用に関する支援、就労を目指す人への支援等の様々な業務を行っています。

また、依存症対策の取組例としては、家族支援のための取組(アディクション家族教室など)、酒害相談員を対象とした研修への参加、一般の市民を対象とした講演会・講座などそれぞれの区の状況に応じた取組を実施しています。

さらに、依存症に起因すると考えられる福祉課題への取組を進めている区内の関係課とも、連携して複合的な問題に対応しています。

図表 2-47: 区役所 精神保健福祉相談による取組(実績は令和 2 年 3 月時点)

取組の種類	取組例
アディクション 家族教室	● 家族同士の近況報告と、講師活用による学習会と区からの情報提供を行う。計 13 区で実施(複数区での合同開催含む)
酒害相談員研修会 への参加	● 各地区で開催されている酒害相談員研修会に区職員が参加(13 区で実施)
講演会・講座の開催	● 飲酒と心身の健康に関する講座の開催
回復支援施設との 連携	● 区内にある回復支援施設が開催する研修会・講座や運営委員会に参加

ウ 身近な支援者としての行政(区役所のその他の部署による取組)

区役所では関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等)において、日々の業務の中で依存症に起因すると考えられる福祉課題への対応を行っています。

例えば、複数区の生活支援課へのヒアリングやこども家庭支援課アンケートによれば、生活保護受給者や子どもへの虐待が疑われる事例において、支援対象者や保護者が依存症の問題を抱えていると疑われる場合が少なくないという結果が出ています。

そうした依存症に起因すると考えられる福祉課題を含む複合的な問題について、区内の複数部署が連携して対応しています。

エ 依存症に関連した施策を実施する部署での取組

依存症に関連した施策を実施する部署では、主に以下のような取組を実施しています。

図表 2-48: 依存症に関連した施策を実施する部署における依存症関連の取組

部署	対象	実施内容
健康福祉局 生活支援課	アルコール、 薬物、ギャンブル等	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護受給者や生活困窮者に対する相談支援、リーフレットの配布等
健康福祉局 医療安全課	薬物	<ul style="list-style-type: none"> ● 薬物乱用防止キャンペーン in 横濱 市民(特に若者)に対する薬物乱用防止啓発を目的として、薬物に関する正しい知識と危険性を発信する啓発イベント等を実施 ● 薬物乱用防止指導者研修会 青少年に対する薬物乱用防止啓発の推進を目的として、薬物乱用防止啓発を担当する教職員等向けの研修会を実施
健康福祉局 保健事業課	アルコール	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活習慣改善相談 ● 重症化予防事業(個別支援、集団支援) ● 区民まつりや健康づくり関連イベントなどでの普及啓発
健康福祉局 保険年金課	薬物	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険加入の被保険者で重複頻回受診者に対して、文書通知等にて適正受診の指導
こども青少年局 青少年育成課	薬物、ゲーム	<ul style="list-style-type: none"> ● (公財)よこはまユースにより、子ども・若者を取り巻く課題(薬物、インターネット等)解決に向けた取組を促すため、地域で開催される講座に講師を派遣する「子ども・若者どこでも講座」を実施
こども青少年局 青少年相談センター	アルコール、 薬物	<ul style="list-style-type: none"> ● 若者相談支援スキルアップ研修(メンタルヘルスコース)を実施 子ども・若者支援に携わる人材及び団体を育成し、支援者のスキルアップを図ることを目的とした研修を実施
教育委員会事務局 健康教育・食育課	アルコール、 薬物	<ul style="list-style-type: none"> ● 薬物乱用防止教室 ● 薬物乱用防止キャンペーン in 横濱(健康福祉局医療安全課主催) ● 薬物乱用防止指導者研修会(健康福祉局医療安全課と共催) ● 学習指導要領に基づき保健学習において、小学6年、中学2年、高校1年もしくは2年で薬物、飲酒、喫煙の影響等について学習

図表 2-49: 依存症に関連した施策を実施する部署における依存症関連の取組(つづき)

部署	対象	実施内容
政策局 男女共同参画推進課	アルコール、 薬物、ギャンブル等	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画センターによる心とからだ と生き方の総合相談の実施 ● 男女共同参画センターによる自助グループ支援
経済局消費経済課	ギャンブル等	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページに消費者庁作成のギャンブル等依存症に関する情報を掲載 ● ギャンブル等依存症対策に関する情報誌の配架
総務局 職員健康課	アルコール	<ul style="list-style-type: none"> ● 市職員のアルコール依存症に関する相談対応 ● 責任職向けテキストによる周知

3 計画課題の整理

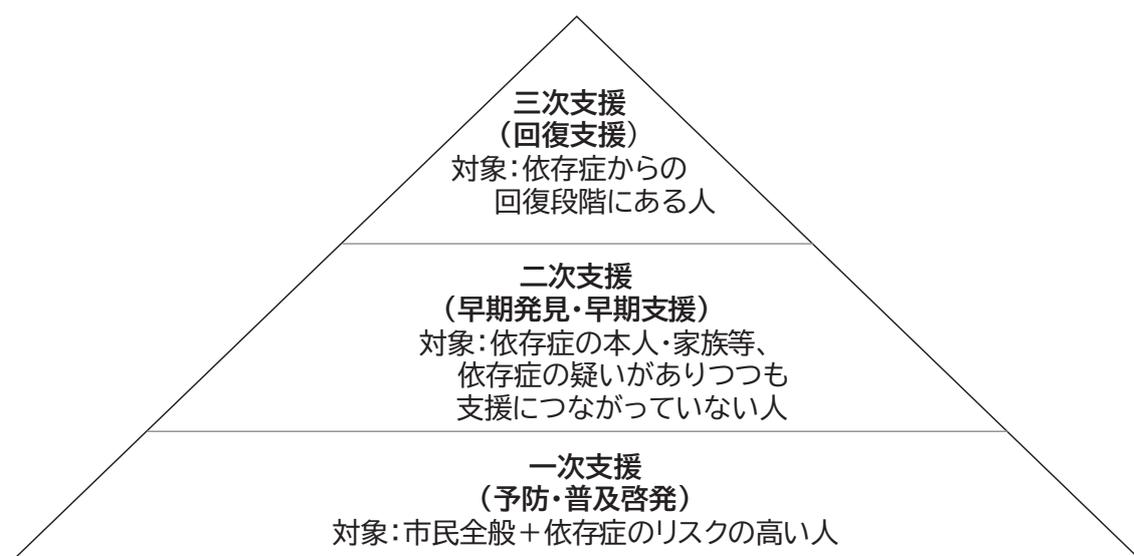
(1) 課題導出の流れ

本計画では、関係者が取り組むべき施策の方向性を検討するため、以下のア～ウを実施し、一次支援から三次支援における課題を抽出・整理しました。

なお、ここでいう一次支援・二次支援・三次支援の定義は以下の通りです。

- 一次支援: 依存症の予防に向けた普及啓発や偏見解消に向けた理解促進の取組をいう。
- 二次支援: 依存症の早期発見・早期支援に向けた取組、依存症の支援につながない人、他の支援を受けている人で依存問題を抱えている人への支援に向けた取組などをいう。
- 三次支援: 依存症の本人やその家族等の回復を支えていくための取組をいう。また、民間支援団体等や医療機関の活動支援なども含む。

<イメージ>



※一般的に予防医学等で、一次「予防」、二次「予防」、三次「予防」という用語が用いられます。今回用いている一次「支援」、二次「支援」、三次「支援」もほぼ同じ意味で使用していますが、回復のために努力を続けている本人や家族等へ、より肯定的な表現となるよう、「支援」という用語を使用しています。

ア 依存症に関連する課題や社会資源状況の把握に向けた各種実態調査の実施

本市における専門的な支援者や身近な支援者の取組の現状や課題を把握することを目的として、以下の調査を実施しました。

(ア) 関係者へのヒアリング等

- 市内回復支援施設ヒアリング
- 市内 18 区のこども家庭支援課虐待対応チームを対象とするアンケート(こども家庭支援課アンケート)
- 身近な支援者(地域ケアプラザ、精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター等)を対象とするアンケート(身近な支援者アンケート)
- 横浜市立大学附属市民総合医療センター、区役所の生活保護受給者を担当するケースワーカーを対象とするヒアリング

(イ) 各種実態調査等

- 本市及びその周辺地域を対象として、依存症対策に関する社会資源の所在・活動内容等について調査した「平成 28 年度 横浜市における依存症対策の現状調査」(平成 28 年度調査)
- 全国の民間支援団体等を対象として、活動内容や課題について調査した「依存症社会資源調査」(令和元年度)
- 市内の回復支援施設の利用経験者及びスタッフ等、計 43 名に対しインタビュー調査を実施した「令和 2 年度 依存症回復支援施設利用者の実態調査」(回復支援施設利用者調査)(横浜市立大学へ委託)
- 市内在住の 15 歳以上の登録メンバーを対象に、依存症に対するイメージや知識について尋ねた「ヨコハマ e アンケート」(令和 2 年度)
- 神奈川県が県内の医療機関等を対象として依存症への対応状況等について調査した「令和 2 年度 県社会資源実態調査」
- 市内の高校・大学計 10 校に協力を依頼し、調査協力校に通学する生徒・学生のゲームやインターネットの利用状況などを含め、多様化する青少年を取り巻く課題等について調査した「令和 2 年度 横浜市青少年に関する調査」

また、上記に加え、都市整備局が令和元年度に実施した「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」の結果についても再分析を行い、課題導出のために活用しました。

イ 有識者や民間支援団体等の関係者による検討部会・連携会議の開催

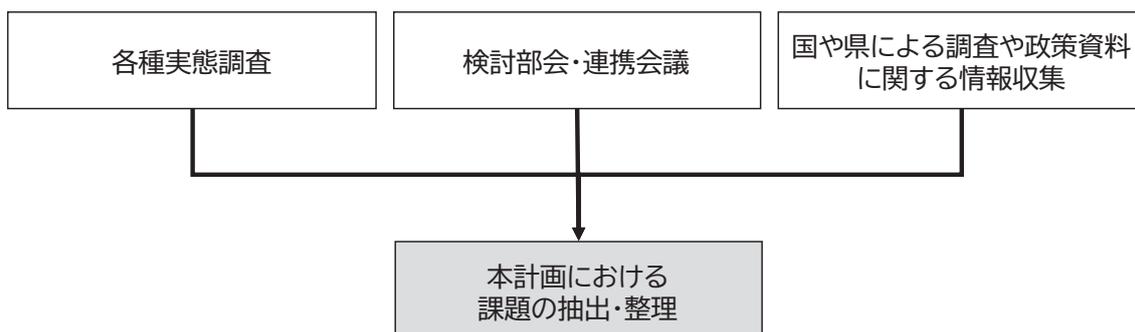
依存症領域における学識経験者や、依存症の本人への支援等を行っている団体・家族会の関係者などから構成される検討部会及び連携会議(回復支援施設や自助

グループ等の民間支援団体等、行政、医療・福祉、司法等の関係機関等の幅広い関係者で構成される会議)における意見・指摘事項などから課題の収集を行いました。

ウ 国や県による調査や政策資料に関する情報収集の実施

国や神奈川県における依存症に関する調査研究や政策資料、他自治体の関連計画などを対象として、本計画で解決に取り組むべき課題に関する情報収集を実施しました。

図表 2-50: 課題抽出・整理プロセス



(2) 本市の依存症対策における課題の設定

(1)に記載したプロセスを通じ、一次支援から三次支援における計画課題を整理し、12の「課題」を設定しました。12の課題については、以下の通りです。

図表 2-51: 本市の依存症対策における課題

フェーズ	課題
一次支援	① ライフステージに合わせた切れ目ない依存症に関する情報提供・啓発
	② 特に依存症のリスクが高まる時期に重点化した普及啓発
	③ 依存症に関する基本知識の普及啓発
二次支援	④ 依存症の本人や家族等が早期に適切な支援につながるための普及啓発
	⑤ 依存症の複合的な背景を踏まえた重層的な早期支援体制の構築
	⑥ 身近な支援者等から専門的な支援者へ円滑につなぐ取組
	⑦ 専門的な支援者や家族等への支援
三次支援	⑧ 支援団体ごとの特色を生かし、多様なニーズに対応するための情報共有
	⑨ 支援者によるアセスメント力向上
	⑩ 専門的な支援者等が継続的に活動するための支援
	⑪ 様々な支援ニーズに取り組む民間支援団体等の運営面等の課題への対応
	⑫ 回復段階において新たに顕在化する課題への対応

(3) 課題の具体的内容

ア 一次支援における課題

① ライフステージに合わせた切れ目ない依存症に関する情報提供・啓発

【課題の具体的内容】

- 早い時期（学齢期）からの普及啓発
- 幅広い年齢層（成人、高齢者含む）への普及啓発
- 幅広い支援者と連携した啓発の取組
- ゲーム障害を含む、依存対象と出会う時期に応じた正しい知識の普及啓発

【早い時期(学齢期)からの普及啓発】

【幅広い年齢層(成人、高齢者含む)への普及啓発】

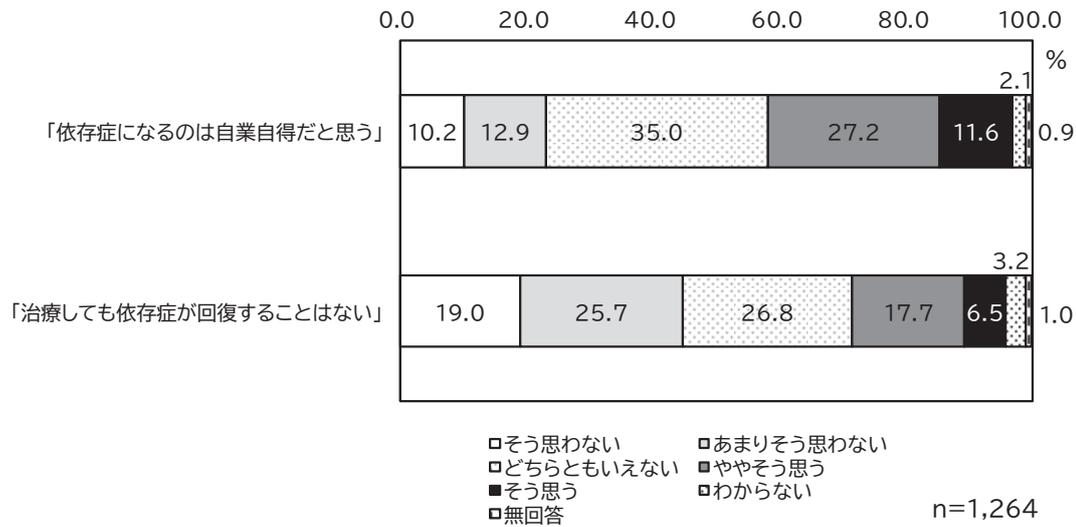
飲酒による身体的な悪影響が大きい未成年者への飲酒防止教育を始め、学齢期からアルコール・薬物・ギャンブル等の総合的な依存症に関する普及啓発を行い、心身に及ぼす影響を正しく認識する必要があります。

また、e アンケートでは、「依存症になるのは自業自得だと思う」という質問に対し、「そう思う」、「ややそう思う」と回答した人が 38.8%であり、依存症についての誤解や偏見が一定程度あると考えられ、社会全体に正しい理解を浸透させることで、必要な人が適切な支援につながりやすくなるためにも、学齢期から普及啓発していくことが必要です。

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症は、決して特定の世代だけが直面する特殊な問題ではありません。子どもから高齢者まで、誰もが直面する可能性のある問題です。

予防を進めていくためには、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期といったライフステージにある様々な世代に対し、適切な情報提供や普及啓発を切れ目なく行うことが必要と考えられます。

図表 2-52: 依存症に対する認識(再掲)



出典:ヨコハマ e アンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和2年度)

【幅広い支援者と連携した啓発の取組】

ライフステージの移行に応じた切れ目ない依存症啓発を進めていく上では、小中学校、高等学校、大学などの教育機関、地域の大人や団体、職場、介護や障害福祉の相談支援機関、かかりつけ医をはじめとする一般医療機関といった、様々な団体・機関と連携した取組が求められます。

【ゲーム障害を含む、依存対象と出会う時期に応じた正しい知識の普及啓発】

アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症については、それぞれ依存対象と出会う時期に違いが見られます。例えば、アルコールやギャンブル等については就職や大学入学などを迎える18歳～20歳前後に出会い、未成年飲酒等につながる可能性が高く、大学や職場と連携した普及啓発を行うことが考えられます。

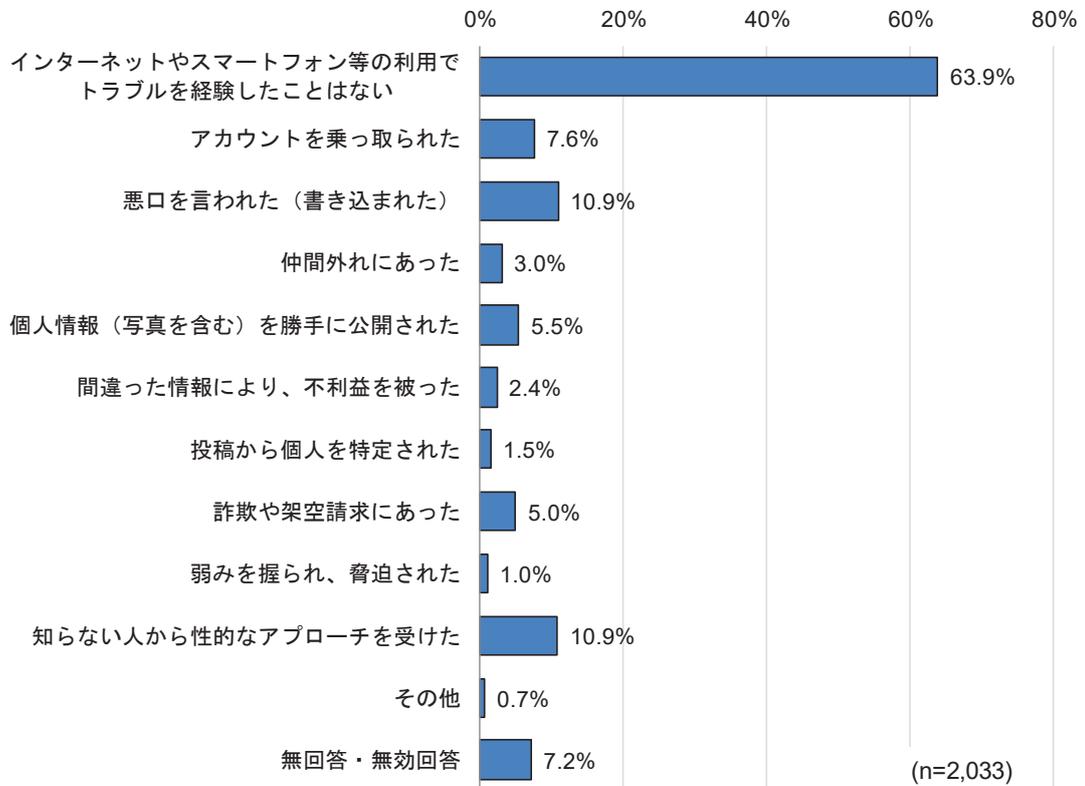
また、近年関心の高まっているゲーム障害では、就学前や学齢期などの早い段階で依存対象に出会うため、小中学生などを対象とした啓発が求められます。

なお、「横浜市青少年に関する調査」の結果によると、回答者のうち約4割が平日1日に平均4時間以上SNSを利用していると回答しており、青少年にとってSNSの利用が身近で、欠かすことのできないものとなっていると推察されます。一方で、回答者の約3割が、インターネットやスマートフォン等の利用で何らかのトラブルを経験したことがあると回答しており、安全で適切な使い方等について、普及啓発する必要があります。

依存症の予防に向けては、こうした依存対象ごとのリスクが高まる時期の違いなどを踏まえ、情報提供の媒体あるいは提供する情報の内容を変化させていく

など、効果的な啓発活動が求められます。

図表 2-53:横浜市内に通う高校生・大学生がインターネットやスマートフォン等の利用で経験したトラブル



出典:横浜市「横浜市青少年に関する調査」(令和 2 年度)

注:横浜市内の高校・大学計 10 校に調査を依頼し、各校任意の方法で調査票配布・周知等を行った調査(調査対象者は調査協力校に通学する概ね 16~22 歳までの個人)の結果であり、横浜市内の高校生・大学生全体の傾向を示すわけではない。

②特に依存症のリスクが高まる時期に重点化した普及啓発

【課題の具体的内容】

- ライフイベントの発生に合わせた正しい知識の普及啓発

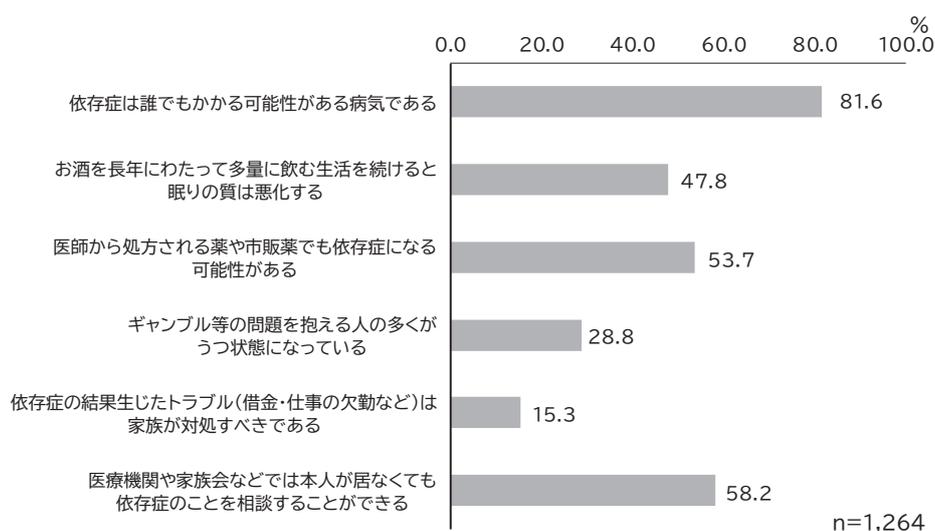
【ライフイベントの発生に合わせた正しい知識の普及啓発】

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症となる原因には様々なものがあり、その中には、家族の逝去や離婚、精神疾患の発症等のライフイベントの発生もあると推察されます。

また、e アンケートによれば、「依存症は誰でもかかる病気である」という項目について、81.6%が「そうだと思う」と回答している一方、「あなたは今後、ご自身に「アルコール」の問題(依存症)が起こるかもしれないと心配になることはありますか」という設問項目について「非常に心配だ」と「やや心配だ」とする回答者は 9.1%となっており、同様の設問項目について、薬物は 2.9%、ギャンブル等は 3.4%となっています。

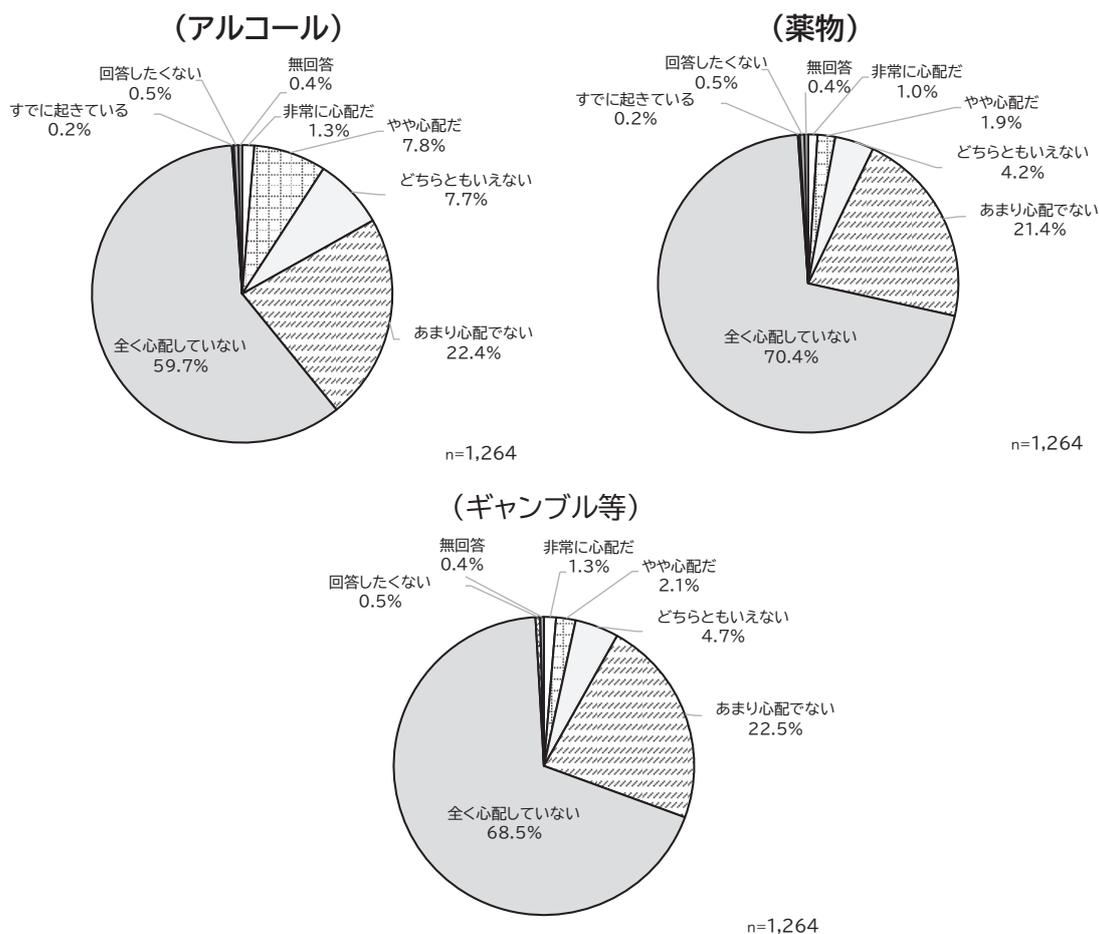
依存症の予防においては、上記の調査結果で示されているようなライフイベントに起因するなど、誰もが依存症になる可能性がある点を踏まえ、当該ライフイベントの手続きや相談に関わる機関・団体と連携しつつ、依存症を自分自身の問題として捉えるための正しい知識の普及啓発を進めていくことが求められます。

図表 2-54: 依存症に対して回答者自身がそうだと思う項目について



出典:ヨコハマ e アンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和2年度)

図表 2-55: 自身の依存症の問題に対する心配の有無



出典:ヨコハマ e アンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和2年度)

コラム 新型コロナウイルス感染症の依存症への影響

世界的に猛威を振るっている新型コロナは、我が国においても多くの人々の生活に大きな影響を及ぼしました。新型コロナがもたらした影響の中には、外出自粛に伴う景気の悪化、企業等の業績不振に伴う失業の増大、他者と触れ合う機会の減少など様々なものが挙げられます。

現在、新型コロナと依存症との関連性に関するエビデンス等は示されていませんが、計画素案の作成プロセスにおいては、これまで活発に社会生活を営んでいた人たちが、依存症になる事例が増えてくるのではないかとの意見が医療関係者から聞かれました。

具体的には、様々なリスク要因を持つ人が、失職などにより生活が激変し、様々な苦境にさらされる中で、飲酒量が増えるなどして、数年かけて依存問題が出てくるのではないかとの指摘です。

上記の意見を踏まえれば、新型コロナの感染拡大による依存症への影響は、時間をかけて顕在化してくることが予想されます。

③依存症に関する基本知識の普及啓発

【課題の具体的内容】

- 依存症の発症リスクが高い生活習慣等についての啓発
- 依存症に対する誤解・偏見の解消に向けた普及啓発
- 一般市民に対する専門的な医療機関や民間支援団体等の活動内容の周知

【依存症の発症リスクが高い生活習慣等についての啓発】

依存症からの回復段階にある人を対象として実施したヒアリング調査(以下、「回復支援施設利用者調査」という。)によれば、幼少期の家庭環境は個別性が高いものの、家族や身近な人の依存症の問題、両親の不仲、暴力といった、いわゆる機能不全家族を想定できる家庭環境が少なくないことがうかがわれました。調査結果によれば、そういった家庭環境に置かれた場合であっても、子どものころに「家庭環境について相談した」、「SOSを出した」といった話は聞かれず、子どもが自ら相談できる環境の整備が求められます。

また、一般に男性と比較して女性は、習慣的な飲酒からアルコール依存症に至るまでの期間が短く、男性の場合約 20～30 年かかるのに対し、女性の場合はその半分程度の期間であるとされています²⁵。本市では、生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしている女性の割合が全国と比較しても高い状況にあります。

依存症の予防を効果的に行っていくためには、こうした発症リスクが相対的に

25 厚生労働省「生活習慣病予防のための健康情報サイト」

高い人に届くよう、重点的な情報提供や普及啓発などを行うことが必要と考えられます。

図表 2-56:回復支援施設利用者により語られた幼少期の家庭環境(例)

- ✓ 家族にアルコールやギャンブル等の問題のある人がいた
- ✓ 虐待や育児放棄を受けた経験
- ✓ 両親の喧嘩が絶えない家庭
- ✓ 教育やしつけに厳しい家庭

出典:横浜市「回復支援施設利用者調査」(令和 2 年度)

【依存症に対する誤解・偏見の解消に向けた普及啓発】

【一般市民に対する専門的な医療機関や民間支援団体等の活動内容の周知】

e アンケートでは、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症については、95%以上の認知度はあるものの、その特徴について十分に理解されていない点も見受けられました。依存症に対する理解が進んでいないことで、社会全体から依存症への負のイメージに伴う偏見や差別意識に基づく否定的な考え方・接し方が存在し、依存症からの回復の大きな障害となります。周囲からのこうした否定的な考え方・接し方にさらされ続けることは、自己肯定感や自尊感情を損ねる恐れがあり、依存症からの回復を阻害するリスクがあると考えられます。また、依存症の本人が依存症に対する誤解や偏見を持っていると、必要な相談・支援につながることや回復への障害にもなる可能性も推察されるため、依存症に対する正しい知識の普及啓発を進めて、誤解や偏見の解消を図ることが必要です。

また、e アンケートによれば、「もし身近に依存症の人や依存症ではないかと思う人がいたり、あなた自身に『アルコール』『薬物』『ギャンブル等』の問題が起きた場合、誰か(どこか)に相談しようと思いますか」という質問に「相談しようと思う」と回答した人のうち、「どの機関に相談しようと思いますか」という質問への回答として、「依存症の支援を行っている民間の施設」は 14.3%、「自助グループ」は 10.5%と低くなっています。また、民間支援団体等に対するヒアリングでは、主催する市民向け講座において参加者の確保に苦慮しているとの意見が見られました。

この調査結果から、市民における依存症に対する理解や民間支援団体等の活動内容に対する理解が十分に進んでいないものと考えられます。

他方、同じく e アンケートでは、依存症について「自助グループの集まり」や「当事者の体験談」、「家族会」、「専門家」から情報を得たり参加したことがあると回答した人は、「テレビ番組」、「本・新聞・インターネット」、「広報物」から情報を得ていると回答した人に比べ、「依存症になるのは自業自得だと思わない」「あまり思わない」とする回答の割合が高くなっています(図表 2-58 の破線部参照)。

これらの調査結果を踏まえれば、誤解や偏見を防ぎ、依存症の本人等が必要な支援につながることを促進するため、依存症の支援者や当事者による講演など

を通じた、市民全体を対象とした依存症そのものの理解や民間支援団体等の活動内容の理解に向けた啓発活動が必要だと考えられます。

さらに、e アンケートの結果からは、依存症について悩んだ時の相談先として「医療機関(かかりつけの医師・内科)」と回答した人が 52.5%となったほか、「地域ケアプラザ」は 7.0%、「精神障害者生活支援センター」は 6.2%となっており、身近な支援者への依存症に関する普及啓発も必要であると考えられます。また、精神保健福祉相談を有する「区役所」を相談先として選択した回答は 14.8%にとどまっており、相談先としての区役所の役割を積極的に啓発していくことも必要であると考えられます。

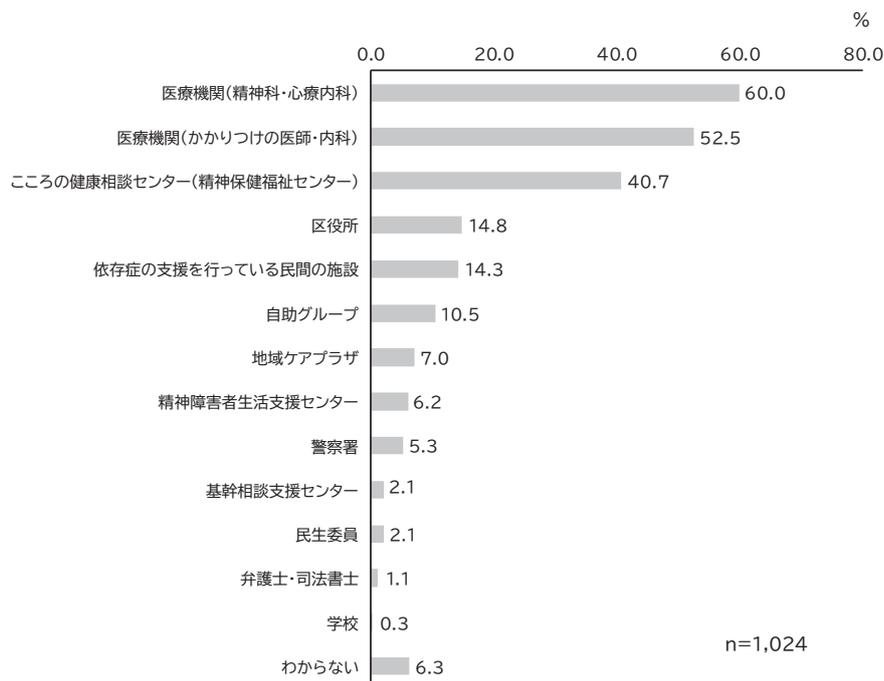
図表 2-57: 依存症に関する情報源と

自身の「依存症になるのは自業自得だと思う」という考え方との関係(クロス集計結果)

		Q14 「依存症になるのは自業自得だと思う」という考えについて、あなたはどのように思いますか。(単一選択)						
		依存症になるのは自業自得だと思わない	依存症になるのは自業自得だあまり思わない	どちらともいえない	依存症になるのは自業自得だやや思う	依存症になるのは自業自得だと思う	わからない	無回答
(情報数を選択可) Q2 アルコール参加したことがあるもの等の依存症についてください。あなたが	自助グループ(依存症の当事者による自主運営グループ)の集まり(n=90)	23.3%	13.3%	33.3%	22.2%	6.7%	1.1%	0.0%
	当事者の体験談を聞く講演会(n=74)	20.3%	17.6%	28.4%	25.7%	8.1%	0.0%	0.0%
	家族会(n=58)	27.6%	12.1%	32.8%	22.4%	5.2%	0.0%	0.0%
	専門家の講義や講演会(n=121)	23.1%	14.0%	31.4%	19.8%	9.1%	2.5%	0.0%
	依存症について特集したテレビ番組(n=720)	10.8%	13.1%	36.4%	26.4%	11.0%	1.7%	0.7%
	本・新聞・インターネットなどの記事(n=845)	9.3%	13.5%	35.3%	27.2%	12.5%	1.4%	0.7%
	広報よこはまやリーフレット等の横浜市が発行する広報物(n=211)	11.8%	10.9%	35.1%	27.5%	11.4%	2.4%	0.9%
	その他(n=59)	16.9%	8.5%	23.7%	35.6%	13.6%	1.7%	0.0%
	無回答(n=117)	6.8%	13.7%	36.8%	25.6%	11.1%	3.4%	2.6%

出典:ヨコハマ e アンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和2年度)

図表 2-58: 依存症に悩んだとき、相談しようと思う機関



出典:ヨコハマ e アンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和2年度)

コラム 依存症に関する普及啓発とスティグマについて

これまで依存症の普及啓発においては、様々な媒体や表現が用いられてきました。中でも、特に多くの人々の目に触れたものとして、薬物問題に関して過去に一般社団法人日本民間放送連盟が放映していた「覚せい剤やめますか？それとも人間やめますか？」という標語を用いたテレビコマーシャルがありました。こうした強い表現を用いた普及啓発活動は、依存症の本人の人格を否定するものであり、社会全体における依存症に対する負のイメージや偏見・差別(＝スティグマ)を助長し、さらには、依存症の本人が「依存症は恥ずかしいことだ」といった、自分自身に対する「セルフスティグマ」を持つことにもつながり、結果的に依存症の本人が回復につながることを難しくしてしまう可能性があります。

また、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターによる「ダメ。ゼッタイ。」といった標語を用いた各種の普及啓発活動については、一般市民を対象にわかりやすく薬物の危険性を伝え、予防の促進を図る上では効果があるものと考えられます。一方で、回復支援の観点からは情報の不足により誤解を招く恐れがあります。

こうした点を踏まえ、依存症の回復支援に向けた普及啓発では、依存症に関する正しい理解を促進し、また、回復につなげていくようなメッセージを発信していくことが重要になると考えられます。

イ 二次支援における課題

④ 依存症の本人や家族等が早期に適切な支援につながるための普及啓発

【課題の具体的内容】

- 相談に至るための相談支援機関や支援策等の情報提供・周知
- 家族等が相談をする場の必要性
- 職場での普及啓発
- 回復イメージが具体的に認識できる情報提供、回復プロセスの周知・啓発
- 情報の受け手が必要な情報を得やすい情報提供の検討

【相談に至るための相談支援機関や支援策等の情報提供・周知】

回復支援施設利用者調査では、回復支援施設の存在自体を知らなかったといった意見や、専門的な医療機関等について、より広く伝わってほしいといった意見が散見されます。

また、e アンケートによれば、身近な人に依存症の問題が起きたときに、「相談しようと思わない」、「相談できない」と回答した人のうち、「相談先を知らないから」と回答した人が 27.0%となりました。

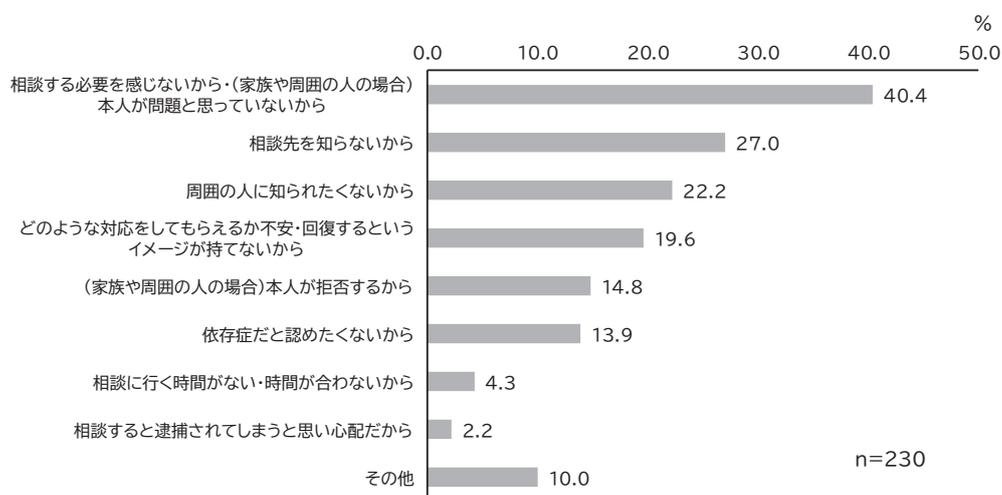
身近な支援者や専門的な医療機関、専門的な支援者等への相談が、回復に向けた第一歩であると考えられ、依存症の本人や家族等に対し、相談窓口や支援に関する情報提供・周知を進めていくことが必要と考えられます。

図表 2-59: 依存症や回復支援施設に関する周知の必要性(例)

- ✓ 自助グループについては知っていたが、回復支援施設の存在は知らなかった
- ✓ 女性の依存症回復施設があることを知る機会が少ないと思う
- ✓ 自助グループを含め回復できる場所があると知っていてほしい
- ✓ 専門医療機関があることを知らない人は結構いると思うので、広くみんなに伝わるようになればよいと思う

出典:横浜市「回復支援施設利用者調査」(令和 2 年度)

図表 2-60:自身や身近な人に依存症が疑われる場合、あるいは依存症の問題が起こった場合に誰かに「相談しようと思わない」、「相談できない」とする理由



出典:ヨコハマ e アンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和2年度)

【家族等が相談をする場の必要性】

依存症は、本人にその自覚がないものの家族等がその可能性に気付く事例も見られます。また、借金により家族等が大きな影響を受けることや、時にはDVや虐待の被害者になる事例も少なくありません。

さらに、保護者等が依存症であることで、子どもが、いわゆる「ヤングケアラー」として、家事や家族等の世話をを行うことにより、年齢や成長に見合わない責任や負担を負い、成長や教育に影響を及ぼすこともあります。

このように依存症は、本人だけでなく家族等にも深刻な影響を及ぼす問題であり、回復支援施設利用者調査でも、本人より先に家族が相談機関等につながる人が多いことも示唆されています。しかしながら、検討部会での議論では、本人に依存症の自覚がない状況で、家族等が医療機関などに相談した場合、相談先によっては「本人の自覚や治療に対するモチベーションがないと対処が難しい」との理由で対応を断られることもあるとの指摘が聞かれました。

依存症による家族等への影響を踏まえ、本人のみならず、家族等への依存症に関する知識の啓発とともに、家族等が相談やSOSを発信できる場の周知や整備、家族等のサポートを行うための支援についても検討を進めていくことが求められます。

図表 2-61: 検討部会における家族等が相談をする際の課題(抜粋)

- ✓ 病院に電話をしても「ご本人に治療する気がないなら対応できない」といった反応をされてしまい、家族が遠慮してしまう傾向がある。本人が依存症であることを否認している事例が多いため、病院につながる初めの部分について周知・啓発する取組もあるとよい。

【職場での普及啓発】

企業等で働いている人々の中にも、依存症の本人や依存症になるリスクが高い人が、一定数存在しているものと考えられます。

企業等で働いている人々は職場で過ごす時間が長く、周囲の上司や同僚等が、日々の業務での発言や行動から、依存症の問題に気付く事例もあると推察されます。

そこで、本人や家族等に加え、職場における依存症問題に関する普及啓発についても検討を進めていく必要があります。

【回復イメージが具体的に認識できる情報提供、回復プロセスの周知・啓発】

専門的な医療機関や回復支援施設、自助グループ等の活動内容に関する理解が進んでいないこともあり、依存症の本人や家族等にとって、こうした団体・機関に支援を求めた後、どのように回復していくのか、そのプロセスについてのイメージが湧きづらいものと考えられます。

その結果、支援に向けた第一歩を踏み出すことに躊躇してしまったり、せっかく支援団体等につながったにもかかわらず、自身が想定していた回復のイメージとの違いから、医療機関や民間支援団体等の利用を中断してしまったりといった問題が生じることが懸念されます。

こうした問題に対し、実際の回復事例や民間支援団体等を利用する当事者の経験談などの情報提供等を進め、依存症からの回復プロセスを具体的に認識できるような啓発活動を行うことが求められます。依存症は回復可能であること、また、どのような回復プロセスをたどるのか、といったことを当事者や家族等が理解できれば、相談や医療機関・民間支援団体等の継続利用に向けた心理的なハードルが下がるものと期待されます。

【情報の受け手が必要な情報を得やすい情報提供の検討】

国、県、本市など、それぞれの主体において、依存症に関する様々な情報提供が行われています。また、情報提供の媒体・手法も、ホームページへの掲載、公共施設等での啓発資料の配布、公共交通機関における啓発広告の放映、行政職員や医療関係者、民間支援団体等のスタッフによる講演会・セミナーなど多岐にわたります。

こうした既存の情報提供については、本人や家族等が必要な支援につながるために一定の役割を果たしているものと考えられます。しかし、多くは一方的な情報提供であり、情報の受け手が能動的に取捨選択しないと、必要な情報を入手できないとの指摘が検討部会でなされました。

多くの人に届きやすく、また、情報の受け手が必要な情報を得やすいインターネットを活用した情報提供についても検討していくことが求められます。

図表 2-62: 検討部会における現在の情報提供方法に関する指摘(抜粋)

- ✓ 一方的に情報を提供する Web サイトはあるが、SNS等を活用して気軽に市民が相談できる、双方向的なオンライン相談窓口がまだ普及していないのではないか。

⑤依存症の複合的な背景を踏まえた重層的な早期支援体制の構築

【課題の具体的内容】

- 行政、専門的な医療機関、身近な支援者、民間支援団体等による、長期にわたる継続的な支援体制の構築
- 生活困窮や虐待等の依存症関連問題への対応
- 未成年あるいは高齢、身体や認知機能の障害等のため民間支援団体等での支援が困難な事例への対応
- 依存症自体の支援より他の生活に関する支援を必要とする人への対応

【行政、専門的な医療機関、身近な支援者、民間支援団体等による、長期にわたる継続的な支援体制の構築】

【生活困窮や虐待等の依存症関連問題への対応】

こども家庭支援課アンケートによれば、回答した 13 区のうち約 8 割の区が、保護者がギャンブル等の問題を抱えている事例に対応した経験があり、また、約 9 割の区が薬物の問題を抱えている事例に対応した経験がありました。

また、「厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト」によれば、アルコール依存症はうつ病と合併する頻度が高く、併せて、アルコールと自殺との間にも関連性があるとの研究結果が示されています。

このように依存症の本人は、依存症に至る背景に様々な問題を抱えている事例や、依存症に起因して社会生活や家庭生活に様々な問題が生じている事例が散見されます。連携会議においても、依存症の本人は多重債務、DV、自殺などの差し迫った危機に直面している場合も多く、そうした危機回避をしっかりと行わなければ、その後の回復プロセスがうまく進まないという問題点が指摘されています。

そのため、生活困窮や虐待など他の生活課題による相談事例でも、背景に依存症の問題を抱えている可能性があることに気付く必要性や、反対に依存症の回復支援に対応する際も、背景にある課題についても包括的にサポートしていく必要があります。

こうした支援ニーズに対応していくため、行政や専門的な医療機関、民間支援団体等のみならず、身近な支援者など、多様な機関・団体が連携し、長期的・包括的なサポートを行う体制を構築していくことが求められます。

図表 2-63:市内 18 区のこども家庭支援課が対応した事例のうち、
子どもあるいは家族等にギャンブル等あるいは薬物の問題が見られた事例
(直近 2 年間)(複数回答・n=13)

回答項目	回答数	回答割合
ギャンブルの事例があった	11	84.6%
薬物の事例があった	12	92.3%
(いずれの事例も) なかった	1	7.7%

出典:市内 18 区のこども家庭支援課虐待対応チームを対象とするアンケートより

図表 2-64:連携会議における回復初期段階の「危機回避」の重要性

- ✓ 早期発見・早期回復というが、依存症の本人は自殺やDV、多重債務問題など差し迫った危機に直面している。こうした危機・危険を回避しなければ、二次支援・三次支援における回復支援がうまく進まない。

【未成年あるいは高齢、身体や認知機能の障害等のため民間支援団体等での支援が困難な事例への対応】

依存症の本人が抱えている問題や置かれている状況には様々なものがありますが、本人が未成年のために教育機関や児童福祉施設と連携した支援が必要な事例や、高齢、身体や認知機能の障害等のために介護を必要とする事例も見られます。

しかし、このような課題を抱える依存症の本人への支援は、児童福祉や介護などの専門知識が必要となり、連携体制が構築されていない場合には対応が困難になることもあります。

こうした点を踏まえ、未成年あるいは高齢、身体や認知機能の障害等により民間支援団体等の支援が困難となっている事例に対応するための取組が求められます。また、介護事業者において、比較的軽度の依存症の本人への支援が可能となる情報提供や研修の機会が求められます。

図表 2-65:回復支援施設ヒアリングにおける支援困難事例に関する意見(例)

- ✓ スリーミーティングが基本だが、困難な利用者がある。生活の基本的支援(金銭・服薬管理、受診・買い物同行)のほか、緊急対応、通院同行などの支援も必要になっている。
- ✓ 更生施設入所者は障害福祉サービスが使えないため、利用先が限定されてしまう。
- ✓ 高齢化や介護的支援のニーズを伴う利用者も増えてきた中で、社会資源利用の制限や看取りのニーズといった課題も抱えている。

出典:市内回復支援施設ヒアリングより

【依存症自体の支援より他の生活に関する支援を必要とする人への対応】

依存症の本人の中には、専門的な医療機関や民間支援団体等における依存症の回復支援に加え、日常生活上の支援が必要な人や金銭管理等に焦点を当てた部分的な支援を行うことで問題が解決に向かう人など、他の生活に関する支援が必要な事例もあると推察されます。

このような事例における、適切な支援機関・団体の見極めや支援機関・団体へのつながり、回復プロセスにおける連携のあり方などについて、検討を進めていく必要があると考えられます。

図表 2-66:他の生活に関する支援を必要とする人への対応内容(例)

- ✓ 生活の基本的支援(金銭・服薬管理、買い物同行)のほか、緊急対応、通院同行などの支援も必要になっている。
- ✓ 生活の安定や人生が充実できれば、ギャンブルの問題は解決すると考え、利用者一人ひとりに助言し、必要な関わりをしている。
- ✓ 知的障害者や精神障害者に対して、自立した日常生活や社会生活が送れるような支援を行っている。

出典:市内回復施設ヒアリングより

⑥身近な支援者等から専門的な支援者へ円滑につなぐ取組

【課題の具体的内容】

- 身近な支援者における依存症の疑いのある人の発見とつなぎへの対応
- 身近な支援者への支援情報・知識の提供

【身近な支援者における依存症の疑いのある人の発見とつなぎへの対応】

【身近な支援者への支援情報・知識の提供】

市が地域ケアプラザや精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センターを対象に実施したアンケートによれば、アルコールの問題は、身近な支援者に寄せられる相談の内容として珍しくない状況にあります。他方、身近な支援者から専門的な支援者へのつなぎがうまくいかず、必要な支援に結びつかない事例もあります。

また、検討部会でも、委員から、身近な支援者において依存症が疑われる人から相談を受けた場合の標準的な対応方法やフローの明確化の必要性について指摘がなされました。

こうした現状や指摘を踏まえ、身近な支援者が依存症の疑いのある人から相談を受けた場合に、適切な支援者につなぐことができるよう、相談窓口への情報・知識の提供やガイドラインの整備について検討を進めていくことが求められます。

さらに、本市が実施した各種のヒアリングや検討部会での議論によれば、身近な支援者、一般医療機関や救急医療機関、司法関係者などにおいて、依存症にかかる専門的な支援者の活動内容、依存症の本人を対象とした支援策などが、十分に認知されていない現状があります。

加えて、依存症に関する基本的な知識や情報などについても浸透しておらず、研修等を求める声も聞かれます。

身近な支援者と専門的な支援者との連携促進に向けて、支援情報や知識向上のための身近な支援者を対象とする研修や情報交換などの取組を進めていく必要があります。

図表 2-67: 検討部会における身近な支援者からのつながりに関する指摘(抜粋)

- ✓ 司法書士としてギャンブル等により借金を抱えた人の債務整理の相談にも対応するが、例えばギャンブル等に関する相談者の中にも、依存症の人もいれば、そうでない人もいて、その判断をするのは難しい。依存症かどうか、ある程度把握することができれば、他の専門的な相談窓口につなげることができるため、研修で依存症について知ることが大事だと思う。
- ✓ 相談者が「依存症ではないか」と思った時、行政への紹介や啓発リーフレットを手渡すというだけでよいのかという問題がある。リーフレットを手渡すのに加えて、紹介後にどのような経過をたどるのかを知っておくことができれば、ある程度の動機づけをしやすいのではないと思う。そのためには、我々も依存症について学ぶことが重要である。
- ✓ 弁護士として薬物の使用で逮捕された人と接する機会があるが、そうした人は刑事事件の公判を控えているため、治療へのモチベーションが非常に高い。そういう人を支援施設につなげたいと考えた時に、実際には特定の回復施設や特定のクリニックにつなげるとか、そのくらいの知識しか持ち合わせていない現状がある。支援を必要とする人に出会ったにもかかわらず、十分に支援につなげられないというジレンマを抱えている。
- ✓ 身近な支援者に対する研修も重要だが、対応ガイドラインを作成していくということが対策としては早いのではないか。

⑦専門的な支援者や家族等への支援

【課題の具体的内容】

- 民間支援団体等や医療機関等が継続的な支援を行う上での課題への対応
- 家族等に対する支援

【民間支援団体等や医療機関等が継続的な支援を行う上での課題への対応】

民間支援団体等や専門的な医療機関等による支援の提供にあたって、回復支援につながっても、本人の判断により回復に向けた治療やプログラムを中断してしまう事例が見られます。

回復支援施設利用者調査では、こうした問題の背景には、本人の意向と支援団体・機関における支援方針・内容のミスマッチなどが、理由として挙げられています。また、回復支援につながったとき、本人の準備状態と合わなかった場合も散見されます。一方、専門的な医療機関等で診断を受けたり、依存症の説明を受けたりすることで、その後の民間支援団体等の利用につながった事例も聞かれます。

そのため、本人への動機づけや本人の意向と支援内容のマッチングのあり方、中断後等の中長期的視点でのフォローのあり方などについて検討・情報共有を行う場を設けるなど、専門的な支援者が、継続的な支援を行うために必要な施策を講じることが求められます。

図表 2-68:回復の阻害となったもの(例)

- ✓ 自助グループや中間施設の継続利用に至らなかった理由
 - ・ ミーティングでよくなると思えなかった
 - ・ 車で片道 2～3 時間かかるようなところだった
- ✓ 回復を阻む要因・理由
 - ・ 仲間に迷惑をかけているのではないかと、面倒くさいと思われてないかななどの感覚があり、辛かった
 - ・ 回復施設の集団の中に身を置くことが苦痛だった
- ✓ スリップの理由とその結果
 - ・ 回復施設のミーティングが学校みたいで、自分には性に合わないと思っていた
 - ・ 12 ステップ²⁶のやり方がいい加減で、完全に身につけていなかったから再発した。

出典:横浜市「回復支援施設利用者調査」(令和 2 年度)

26 アルコホーリクス・アノニマス(AA)において生み出された、依存症などからの回復に向けた12の指針・ステップのこと。

【家族等に対する支援】

二次支援から三次支援にかけて、家族等が本人の最も身近な立場で回復プロセスを見守ることもあります。

家族等が安定した状態で回復プロセスを見守ることが、本人の回復において重要です。しかし、順調に回復が進む事例だけではないため、家族等は常に本人の中途退院・退所や再乱用、自殺等への不安や悩みを抱えながら見守っている事例も少なくありません。

検討部会においては、家族等と本人との関係の取り方に関する情報提供や家族等の不安・負担を軽減するための支援が不足しているとの指摘がありました。回復プロセスに重要な役割を担う家族等への支援の充実に向けた取組を進めていくことが必要と考えられます。

図表 2-69:検討部会における家族等への支援に関する指摘(抜粋)

- ✓ 薬物依存症者と家族は一体である。家族等が健康になると本人の回復に結びつく事例が経験上多い。計画の中では、もう少し、家族の支援を考えてもらえるとよい。
- ✓ 三次支援の段階においても、本人の回復が始まったとしても、行ったり来たりしている状態のため、家族等の支援を継続して行うネットワークや、施設と医療機関の横のつながりの強化が必要である。

ウ 三次支援における課題

- ⑧支援団体ごとの特色を生かし、多様なニーズに対応するための情報共有
- ⑨支援者によるアセスメント力向上

【課題の具体的内容】

- 対象者像や支援内容等の施設ごとの特色を生かした、ニーズに合う支援提供
- 支援者によるアセスメント（その人に合った支援を見極めること）
- 女性への回復支援の課題解決

【対象者像や支援内容等の施設ごとの特色を生かした、ニーズに合う支援提供】

【支援者によるアセスメント(その人に合った支援を見極めること)】

依存症の問題を抱える背景には、性別や成育歴、家族関係、障害の有無など、様々な状況があり、こうした個々の状況や依存対象を踏まえて支援を提供することが重要になります。

また、依存症社会資源調査や回復支援施設ヒアリングでは、市内で活動している民間支援団体等はその支援方針や支援内容などが多彩であり、他の自治体と比較して本人にとって多くの回復の選択肢が存在していることが示されています。

回復支援施設利用者調査では、自身のニーズ等に合わない医療機関や回復支援施設を利用すると、回復プロセスの途上で中途退院・退所してしまう可能性を高めることが示唆されています。回復プロセスを円滑に進めていくためには、アセスメントを通じて当事者のニーズや状況を評価し、本人に合った支援の内容を見極め、同時に支援団体の特色を踏まえて両者のマッチングを行うことが重要になります。

そのため、依存症の本人が自身のニーズに合った専門的な支援者につながる機会の充実を進めていくことが求められます。また、つながった支援者が合わなかった際には、改めて本人に合った適切な支援者につながるために、支援者間の連携体制が求められます。

【女性への回復支援の課題解決】

回復支援施設ヒアリングによれば、男性と比較して女性は摂食障害との重複や統合失調症などの他の精神疾患を抱える利用者も多く、加えて、DV・性被害など、女性が被害者となることの多い課題と依存症の問題が重なっており、支援が難しい事例が少なくありません。

これまでの研究²⁷によれば、女性の依存症は、多問題性(身体的・心理社会的な問題を多く抱え、複合的な支援ニーズに応える必要性)や問題領域の広範さ(生活福祉や女性相談、児童福祉、医療、更生保護、教育などの広範な関係機関との連携が必要)など、様々な特性が見られる点が指摘されています。

さらに、家事や出産・子育て等が回復支援施設や自助グループの利用しづらさや中断の要因にもなるといった問題から、症状が悪化してから支援につながるものが比較的多いものと推察されます。

「本人に合った支援を提供する」という観点からすれば、こうした女性の依存症の特性を踏まえた回復支援が求められますが、女性の特性に配慮したサポートの必要性は広く認識されていません。

また、DV・性被害等を男性の前で語りにくいことから支援スタッフを女性に限定する必要がある場合がありますが、女性専用の回復支援施設においては、女性人材の確保に苦勞しており、支援内容を抑制せざるを得ない場合もあります。

このような女性の依存症の回復支援が直面する課題の解決に向けた、方策を検討していくことが必要です。

27 特定非営利活動法人ダルク女性ハウス『依存症者に対する地域支援、家族支援のあり方についての調査とサービス類型の提示』(厚生労働省 平成 22 年度障害者総合福祉推進事業)

⑩専門的な支援者等が継続的に活動するための支援

⑪様々な支援ニーズに取り組む民間支援団体等の運営面等の課題への対応

【課題の具体的内容】

- 民間支援団体等における、制度と支援ニーズの不一致解消に向けた検討
- 他の生活に関する支援への負担の対応検討
- 施設の安全管理・危機管理
- 新型コロナの感染拡大防止に向けた「新しい生活様式」を踏まえた活動の検討
- 専門的な支援者間、身近な支援者間で情報共有などを行う場の必要性、横のつながりがある環境
- 継続した勤務に向けた、民間支援団体等スタッフの人材育成、ケア

【民間支援団体等における、制度と支援ニーズの不一致解消に向けた検討】

【他の生活に関する支援への負担の対応検討】

依存症の支援は、生活全般の支援や通院等への同行など、様々なサポートが必要になります。特定の曜日や時間帯だけでなく、24 時間 365 日の支援が必要となる場合もあります。

また、依存症の中には、依存症の回復支援そのものよりも、生活課題に対する支援が必要な場合や金銭管理等の支援を行うことで問題が解消に向かう場合もあり、回復に向けて幅広い支援が求められる現状があります。

現在、多くの民間支援団体等では、障害者総合支援法などの制度に基づくサービスによる支援を行っていますが、こうしたサービスは提供量に上限が設けられていたり、利用可能な対象者が限定されていたりすることが一般的です。そのため、回復支援施設ヒアリングでは、理念に即した支援を全ての当事者に十分に提供することが難しいとの意見が見られます。

加えて、利用者の高齢化などのために介護や看取りのニーズなども増加しているとの意見も見られ、支援のベースとなっている制度と支援ニーズの不一致が生じつつあります。

こうした問題に対応していくため、制度と支援ニーズのギャップを埋めるような活動支援のあり方、団体の負担軽減に向けた方策について検討を進めていくことが求められます。

【施設の安全管理・危機管理】

回復支援施設ヒアリングによれば、DV やストーカー被害を受けている人が利用する場合などもあり、施設の安全管理や危機管理に対する不安が聞かれました。

さらに、近年、風水害や地震等により、福祉施設が被災する事例も多く、特に入

所施設において災害発生時の避難などをいかに行うかといった問題も顕在化してきています。

各施設が安全管理や危機管理の対策を講じる上で必要な支援が求められます。

【新型コロナの感染拡大防止に向けた「新しい生活様式」を踏まえた活動の検討】

新型コロナにおいては、感染拡大の防止に向けて、いわゆる「3密」²⁸の状態を回避することが重視されています。そのため、これまで対面により開催されてきた面談や自助グループによるミーティングなどが延期・中止となったり、人数・会場が制限されたりする場合も出てきています。

自助グループ等が行うミーティングは、本人の回復や家族等の分かち合いと精神的な負担の軽減において重要な役割を果たしており、こうした場が開催されないことによる影響が懸念されています。

一部では、テレビ・Web会議システムを活用したオンラインミーティングが開催されており、これまで時間の都合等で参加できなかった依存症の本人や家族等が自助グループに参加できるようになったといったプラスの側面も出てきています。対面のミーティングの持つ意義や重要性は引き続き重視しつつ、それと同時に「新しい生活様式」の下での民間支援団体等の活動のあり方、相談対応のあり方を模索していくことが求められます。

図表 2-70: 検討部会における新型コロナ感染拡大による支援活動への影響に関する指摘

- ✓ 新型コロナの影響は、しばらく続いていくのではないか。そういった社会環境で、何が我々(支援者)にできるかというのを考えていく必要がある。色々な施設がつながるといふことに関して、「とりあえず不十分ながらもやってみる、まず取組から始めてみる」ということも必要ではないか。
- ✓ 新型コロナの感染拡大に伴う緊急事態宣言下では、断酒会の夜間の例会ができなくなった。
- ✓ 市内では、自助グループのミーティングが様々な場所で毎日のように開かれており、例会に出席することで断酒を継続させる例が多い。しかしながら、今は開催することができない。オンラインでも話はできるが、仲間が集まる会場には、特別に醸し出される雰囲気みたいなものがあり、「1人ではない。1人ではやめられないけれども、皆の力でやめ続けよう」という姿勢が生まれる。

28 新型コロナの集団発生の高リスクとされる、「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」といった3つの条件を言い表すため、厚生労働省等が掲げている標語のこと。

図表 2-71:連携会議におけるオンラインミーティング等の利点に関する意見

- ✓ オンラインを活用することで、通勤時間等に縛られずミーティングをすることができた。
- ✓ いても立ってもいられない、つながらないではいけないという人たちが、赤ちゃんを抱えながら、あるいは本当は行きたいのに出られないという人たちも含めて、5分でも10分でもオンラインでつながることができたという前進した面もあった。

【専門的な支援者間、身近な支援者間で情報共有などを行う場の必要性、横のつながりがある環境】

回復支援施設ヒアリングでは、グループワークによる他の施設のスタッフの話や、実践的な研修を希望する意見や、事例検討などを施設横断的に行う場を求める意見などが聞かれました。

また、区役所の生活支援課の生活保護担当や障害福祉サービス事業所などの身近な支援者との関係づくりを求める意見も聞かれます。

身近な支援者においても、各種実態調査から依存症の本人への対応に苦慮している様子が見受けられ、また、民間支援団体等の活動内容への理解についてもさらに深めていく余地があるものと考えられます。

こうした支援者のニーズを踏まえ、本市では連携会議を開催し、地域の依存症対策に関する情報や課題の共有を進めています。今後、専門的な支援者間、身近な支援者間、専門的な支援者と身近な支援者間での情報共有などを行う場を創出し、支援者全体のさらなるネットワーク化を進めていくことが求められます。

図表 2-72:回復支援施設における支援者間の横のつながりに関する意見(例)

- ✓ グループワークなどで他の施設のスタッフの話や、実践的な研修があるとよい。
- ✓ 精神医学に関する一般知識の習得や事例報告等の場があれば参加したい。
- ✓ 新任スタッフが、他の回復支援施設のスタッフの取組について話を聞くような研修は有用だと思う。
- ✓ 区役所の生活支援課と個別支援で連携を図りたい。お互いに情報共有をすることで、よりよい支援ができるのではないかと。
- ✓ 援助者のためのセミナー(経験して勉強する必要性、グループセラピーの進め方)などが大切と感じる。
- ✓ 弁護士や司法書士の中にはギャンブル等の問題に理解のない人も多いため、啓発を希望する。

出典:市内回復支援施設ヒアリングより

【継続した勤務に向けた、民間支援団体等スタッフの人材育成、ケア】

民間支援団体等のスタッフは、回復に向けた本人の気持ちに共感できることや支援内容の専門性・特殊性から、依存症からの回復者などがそのまま施設で支援者として働く事例が多く見られ、他の福祉施設のように一般に募集しての採用が難しい状況にあります。そのため、支援人材の定期的な確保や計画的な育成が難しく、人材が不足しやすい状況にあります。

また、回復支援施設ヒアリングによれば、女性の回復支援を専門とする施設において、スタッフが女性に限られるため、出産や育児休暇などにより継続的に関わるのが難しく、より人材確保面での課題が顕在化しているものと考えられます。

さらに、依存症の本人は様々な課題を抱えていることがあり、生活面のサポートや様々な関係機関との調整など、業務量が増大する中で、スタッフは「燃え尽き症候群」(バーンアウト)のリスクに晒されている可能性が高いと推察されます。

こうした問題を踏まえ、継続的な人材確保のために、スタッフを対象とした研修や支援者のネットワークによる情報交換の促進、バーンアウトの防止に向けた取組などを進めていくことは、団体の活動の継続に向けて極めて重要と考えられます。

図表 2-73:回復支援施設ヒアリングにおける職員の確保等に関する意見(例)

- ✓ 特定の疾患のある利用者が顕在化し、ミーティングの参加が難しい。職員はバーンアウトになりやすい。
- ✓ 女性のみという時点で、スタッフ候補の人数がそもそも少ない。スタッフの不足により、実施したい支援ができないこともある。
- ✓ 回復者自体がそもそも少ないが、女性の回復者は出産や育休などがあり、施設の運営等に継続的に関わるのが難しい。

出典:市内回復支援施設ヒアリングより

⑫回復段階において新たに顕在化する課題への対応

【課題の具体的内容】

- 就労への移行についての課題解決に向けた検討
- 医療機関との連携
- 地域で生活していくための支援
- 矯正施設等から地域移行をした後の孤立を防ぐための継続した支援
- 依存症以外に重複した問題や障害のある人に対する支援課題への対応
- 依存症への偏見等による民間支援団体等の運営課題への対応
- 回復期における家族等の負担の大きさと家族等への継続的な支援

【就労への移行についての課題解決に向けた検討】

本人に障害がある場合、障害福祉サービスの枠組みにおいては、就労移行支援や就労継続支援など、就労への移行をサポートする様々なサービスが提供されています。しかし、依存症に対応したサービスを提供する事業所は必ずしも十分に確保されていません。また、依存症に対する偏見が、就労への障壁となっていることもあります。

さらに、本人の依存症やその他の精神疾患等の状況を理解し、適切な合理的配慮を提供することのできる職場環境の実現も求められます。

依存症からの回復過程にある人が、自分らしく働くことができる職場を見つけ、働き続けることができるようにするため、関係主体と検討を進めていくことが重要と考えられます。

【医療機関との連携】

依存症の本人の回復を継続的に支援していく上では、医療機関と民間支援団体等が緊密に連携し、本人に適した支援を行っていく必要があります。

しかしながら、依存症治療に対応できる精神科の病院や診療所は必ずしも十分な数が確保されておらず、福祉分野の支援者との連携も十分でない場合があります。また、検討部会の議論では、複数の依存症や重複障害のある事例において、医療機関同士の連携が十分に取れていない場合があるとの指摘もなされています。

こうした状況を踏まえると、医療・福祉の両面から専門職が依存症の本人の状態像を共有し、適切な回復支援を行うための医療機関間及び医療機関と民間支援団体等との連携体制が必要だと考えられます。

図表 2-74: 検討部会における医療機関との連携に関する指摘

- ✓ 「発達障害ではこの医療機関、薬物依存ならこちら」など、重複障害に対するたらい回しの現状をどうしたらよいかという問題がある。
- ✓ 医療機関同士の連携ネットワークがあり、「この患者さんは我々が診るけれども、何かあったらアドバイスをください」といった関係性ができれば、様々な疾患を持っている人にも対応ができていくのではないかな。

図表 2-75: 依存症支援における医療・福祉等連携の必要性に関する指摘

- ✓ 入所者、通所者には多様な課題があるため、精神科医、弁護士、司法書士、精神保健福祉士など、チームによる支援を行っている。
- ✓ 緊急対応時は連携先の精神科医療機関に相談、対応してもらっている。
- ✓ 利用者には、摂食障害との重複や統合失調症等の精神疾患をもつ利用者や幼少期の問題を抱えている人も多い。
- ✓ 重複障害の利用者の場合、精神科主治医に職員としてどのように対応したらよいか尋ねる。
- ✓ 利用者には必ず医療機関の依存症外来に通ってもらい、感情に関するプログラムを受けてもらっている。
- ✓ クリニックに通っている利用者のことは、医師とカンファレンスの時間を持って、支援を進めている。

出典: 市内回復施設ヒアリングおよび横浜市「回復支援施設利用者調査」(令和 2 年度)

【地域で生活していくための支援】

【矯正施設等から地域移行をした後の孤立を防ぐための継続した支援】

依存症からの回復過程において、民間支援団体等の入所施設から地域での生活に移行していく際には、住まい等の生活基盤を確保した上で、当事者が自立した生活を送るための支援を提供する必要があります。

しかしながら、検討部会での議論では、依存症に対する偏見等から、住まいを確保する上で大きなハードルがあるとの実態が指摘されています。また、それまで支援者や他の当事者と共同生活を送っていた人が地域に移行すると、周囲からのサポートが大きく減少し、施設の仲間との関係が薄れ、孤立してしまう可能性も懸念されます。

また、「横浜市再犯防止推進計画」によると、平成 30 年において、神奈川県に所在する刑務所から出所した人の約 3 割が、出所時に帰住先がない状況となっており、矯正施設から出所した人が孤立した状況に置かれやすいことがうかがえ

ます。

検討部会においては、特に再犯率の高い薬物依存症の人に対して、矯正施設出所後の継続的なサポートが必要であるとの意見が聞かれました。

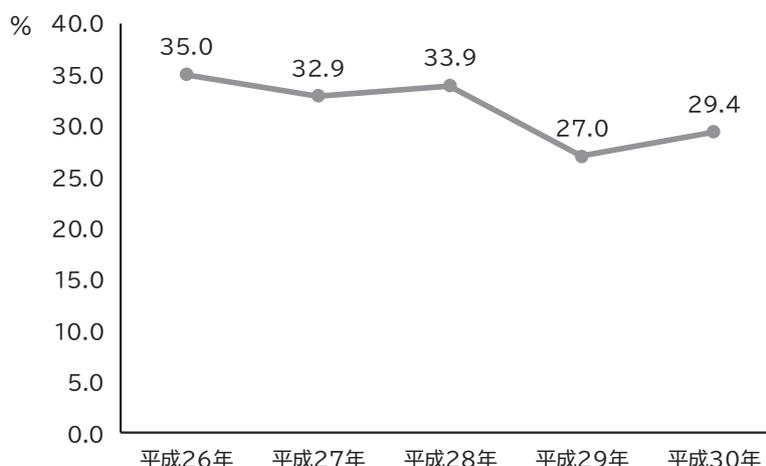
地域での生活に移行することで、支援から切り離され、回復が阻害されることのないように、継続的に本人へのサポートを行い、孤立や再犯を防ぐ体制を構築していくことが求められます。

図表 2-76: 検討部会における地域生活を送る上での課題等に関する指摘

- ✓ 依存症で民間支援団体等につながった後、クリーン²⁹の状態が続いて回復しても、重複障害があると民間支援団体等でもサポートのしようがない場合がある。そういう場合においては、退寮して社会に出ても、生きづらさを抱えているために一般の精神科に行って薬を処方してもらおうとするが、薬物依存歴のことを言うと「うちでは診られない」と断られてしまう。
- ✓ 「住まい」の問題もある。グループホームは、一般の精神障害のみであれば受け入れてくれるが、薬物依存となると途端に受け入れてくれなくなる。「たらい回し」が始まって、本当に限られた所でしか生きていけないという現状がある。せっかく薬物依存からの回復を日々重ねていっても、つないで支援していかないと、本人はつまずいてしまう。社会の中で見守っていかないと、彼らは生きていけないと思う。

29 アルコールや薬物、ギャンブル等の依存対象となる物質や行為から離れている状態のこと。

図表 2-77: 刑務所出所時に帰住先がない人の割合(神奈川県)



出典:横浜市「横浜市再犯防止推進計画」

【依存症以外に重複した問題や障害のある人に対する支援課題への対応】

検討部会の議論では、依存症の本人は、特定の依存対象のみならず、複数の対象への依存や、他の精神疾患、障害等を抱える場合もあり、一つの施設だけでは十分な支援を行うことができない場合があることが指摘されました。

単独の医療機関や回復支援施設では対応が難しいクロスアディクションや重複障害の人の回復支援に向けて、専門的な医療機関や民間支援団体等、身近な支援者が連携し、支援を進めていくための関係団体・機関間の協働の体制を構築していくことが必要と考えられます。

【依存症への偏見等による民間支援団体等の運営課題への対応】

一次支援で述べたように、地域社会や職場において、依存症に対する正しい知識が十分に普及していないことから、負のイメージに伴う偏見・差別が存在しており、施設運営における難しさもあります。

依存症の本人が地域で生活するためには、依存症に対する正しい知識の周知を進めて、偏見の解消を図るとともに、民間支援団体等が地域の中で活動しやすい環境を整えていくことが求められます。

【回復期における家族等の負担の大きさと家族等への継続的な支援】

検討部会では、回復期においても再発の可能性があるといった依存症の特性上、寄り添い続ける家族等の負担が極めて大きいとの指摘がなされました。

依存症の回復過程が直線的なものではなく、一進一退を繰り返すものであるという特性を十分に踏まえた上で、本人の長期的な回復過程とともにある家族等の負担を理解し、総合的にサポートする取組が求められます。

第3章 計画の目指すもの

1 基本理念

基本理念

依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、
より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること

依存症の本人は、もともと何らかの生きづらさや孤独を抱えていて依存症に至った場合も少なくないと言われています。また、日常生活や健康に様々な困難を抱えている場合や、依存症により本人だけでなく、その家族等の生活も大きな影響を受け、家族等が苦しんでいる場合も多くあります。加えて、依存症について周囲から正しく理解されないこと等により、そうした困難が増長されていることもあります。

そのため、困難を抱える本人や家族等に対して、自分らしく健康的な暮らしに向かって回復を続けていくための支援を提供することが必要であると考えられます。

以上を踏まえ、本計画では、「依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること」を基本理念とします。

2 基本方針

(1) 基本方針の考え方

先に掲げた基本理念を達成するため、本計画では、「依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進すること」を基本方針とします。

本計画は、依存症の本人や家族等への支援に着目し、依存症者支援における課題を整理するとともに、その解決に向けて行うべき施策を検討し、「一次支援・二次支援・三次支援」という3つのフェーズごとに各依存症の予防及び回復支援に軸足を置いた重点施策を取りまとめました。

一次支援から三次支援の各施策において、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携しつつ、効果的な支援を行うことが必要であると考えられます。

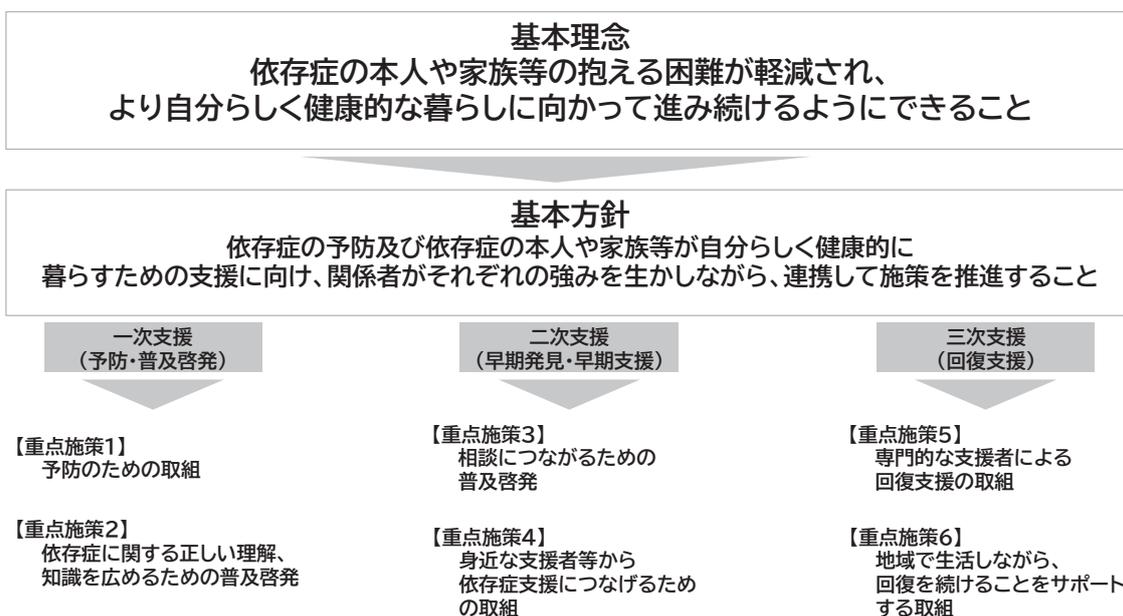
基本方針に則した、支援の段階ごとの施策対象と考え方は、下表の通りです。また、この基本方針に沿って次ページのように施策体系を設定します。

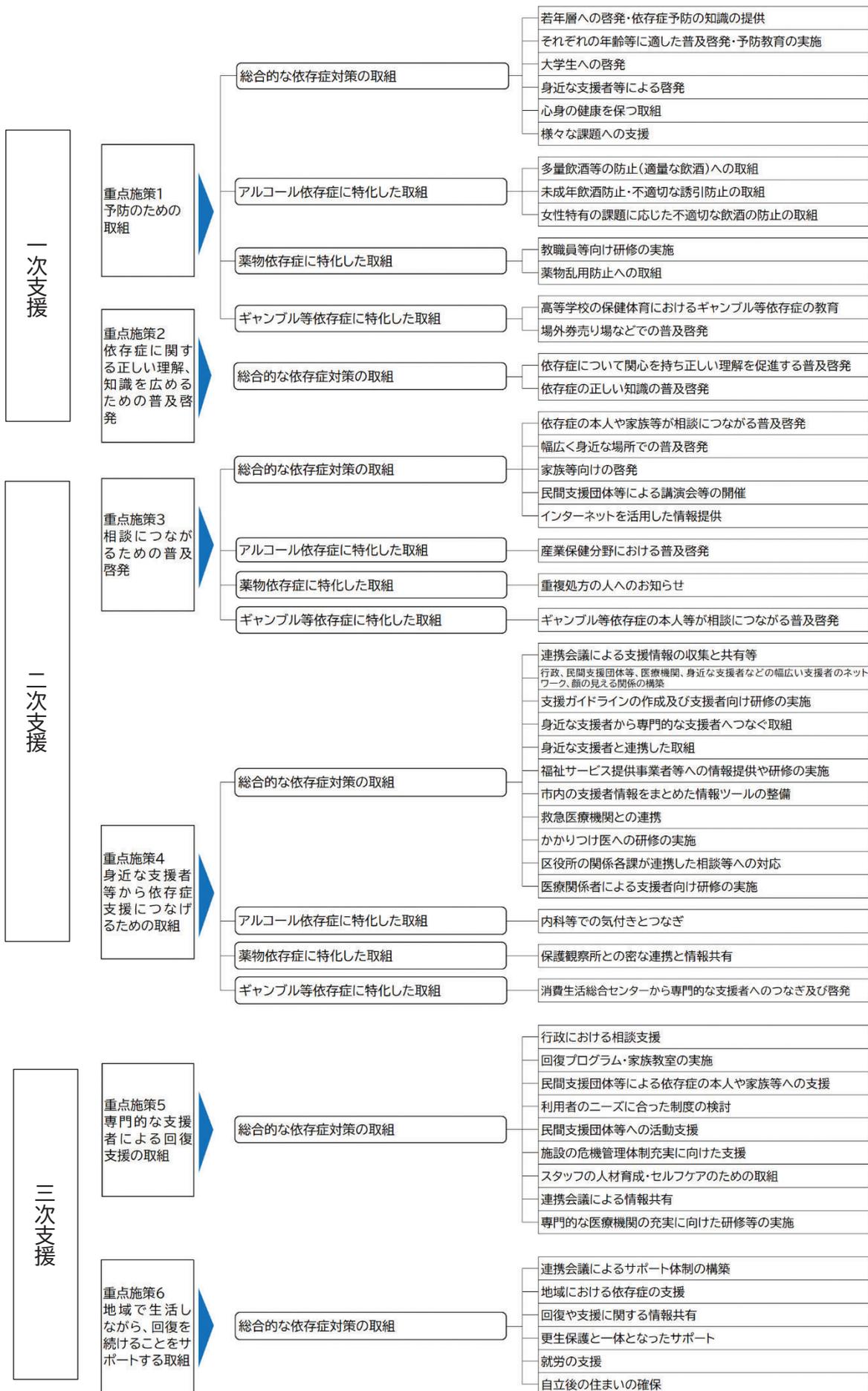
図表 3-1:本計画の基本方針と支援の段階ごとの考え方

基本方針	
<p>依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進すること</p>	

支援の段階	主な施策の対象	考え方
一次支援 (予防・普及啓発)	●市民全般を対象としつつ、依存症のリスクの高い人も特に対象とします	<ul style="list-style-type: none"> ●依存症の予防のための取組を実施します ●依存症に関する誤解や偏見は多く、支援につながる妨げとなっていることから、適切な治療や支援により回復可能であること等の正しい理解を普及するための啓発を実施します
二次支援 (早期発見、早期支援)	●依存症の本人・家族等や、依存症の疑いがありつつも支援につなげていない人を対象とします	<ul style="list-style-type: none"> ●本人や家族等が依存症であるという認識を持ちにくいことや相談先がわからないことが、相談・支援への障壁となるため、早期に適切な支援につながるができるよう、普及啓発の取組を実施します ●相談に至った人を、早期に適切な支援につなぐことができるよう、支援者間の情報共有・連携推進を実施します
三次支援 (回復支援)	●依存症からの回復段階にある人を対象とします	<ul style="list-style-type: none"> ●支援につながった人が回復し、自分らしく健康的な生活を送ることができるよう、依存症者の回復支援を行っている専門的な支援者による支援や、医療機関等との連携などの活動支援を推進します ●依存症からの回復を続け、地域で生活するための支援に向けた取組を行います

図表 3-2:本計画の施策体系

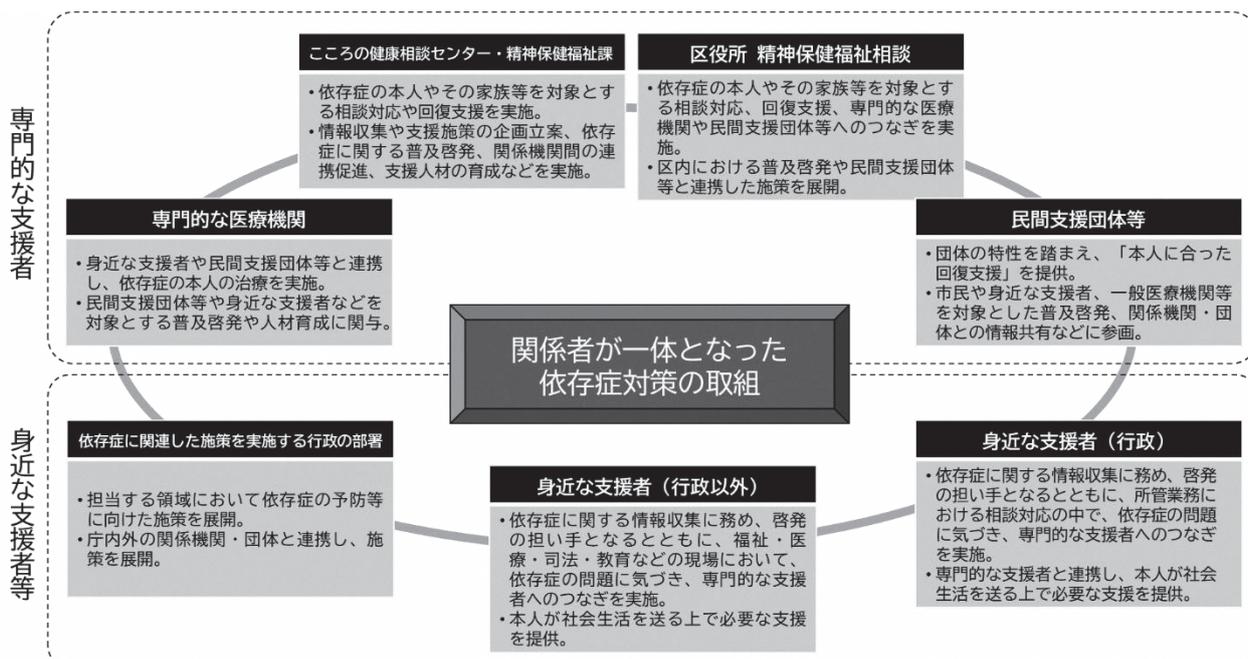




(2) 基本方針の実現に向けた取組体制

基本方針の実現に向けて、本市こころの健康相談センター、区役所の精神保健福祉相談、さらには専門的な医療機関、民間支援団体等、身近な支援者(行政)、身近な支援者(行政以外)、依存症に関連する施策を行う本市関係部署が連携し、関係者が一体となって依存症対策の取組を進めます。

図表 3-3:基本方針の実現に向けた取組体制



第4章 取り組むべき施策

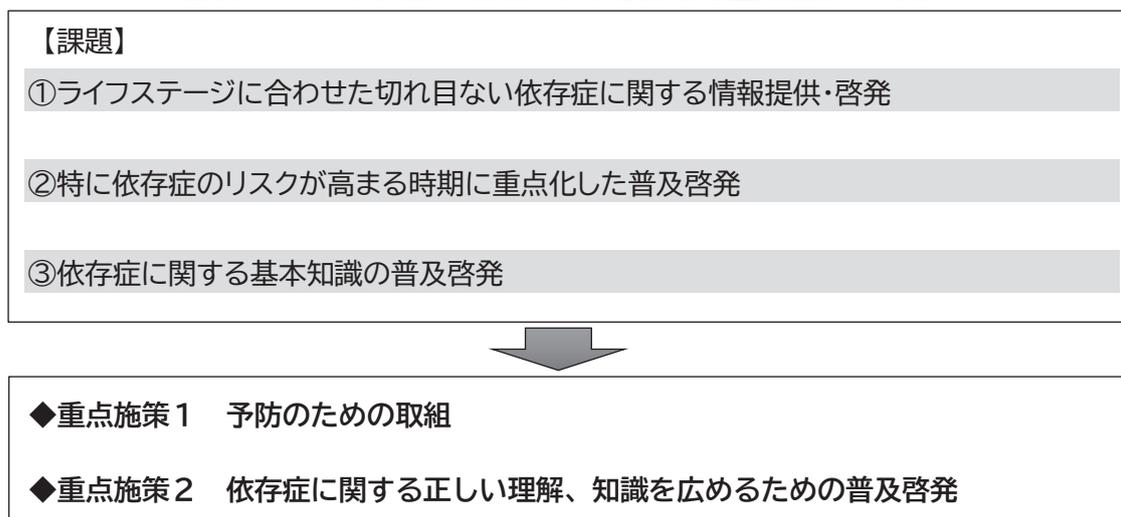
1 本計画における取り組むべき施策の整理

本計画においては、第2章に記載した課題に対応し、第3章で示した計画の基本理念の実現に向けて、一次支援・二次支援・三次支援の領域ごとに全体で6つの重点施策を設定しました。

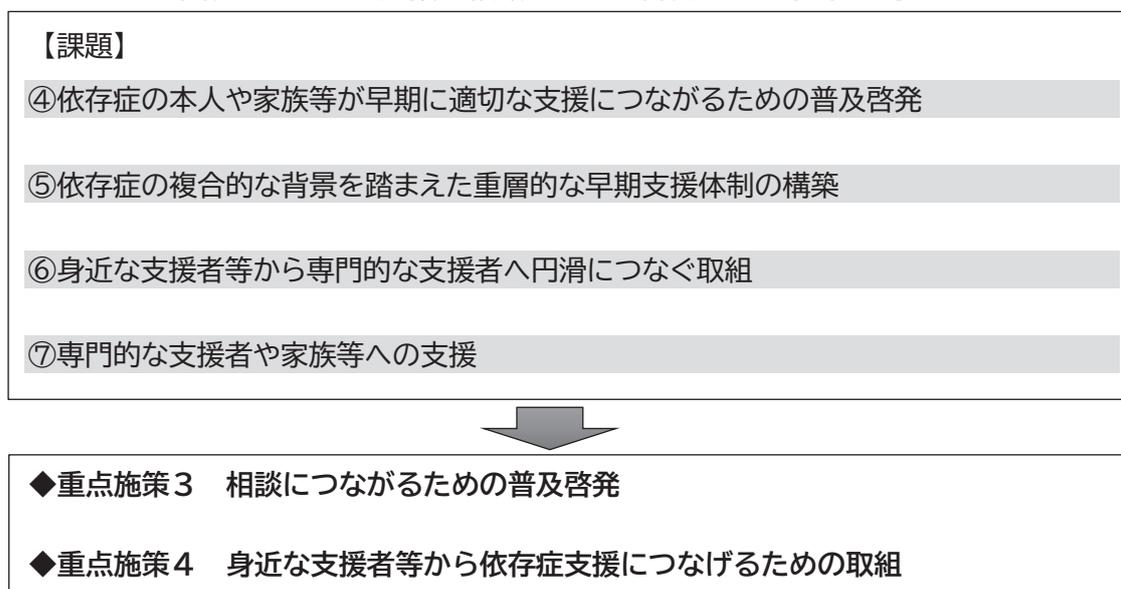
本章では、各重点施策に位置付けられる具体的な取組の方向性を整理するとともに、施策の詳細な内容や具体的な取組等について記載していきます。

なお、各重点施策と第2章において提示した計画課題との対応関係は、下記の通りです。

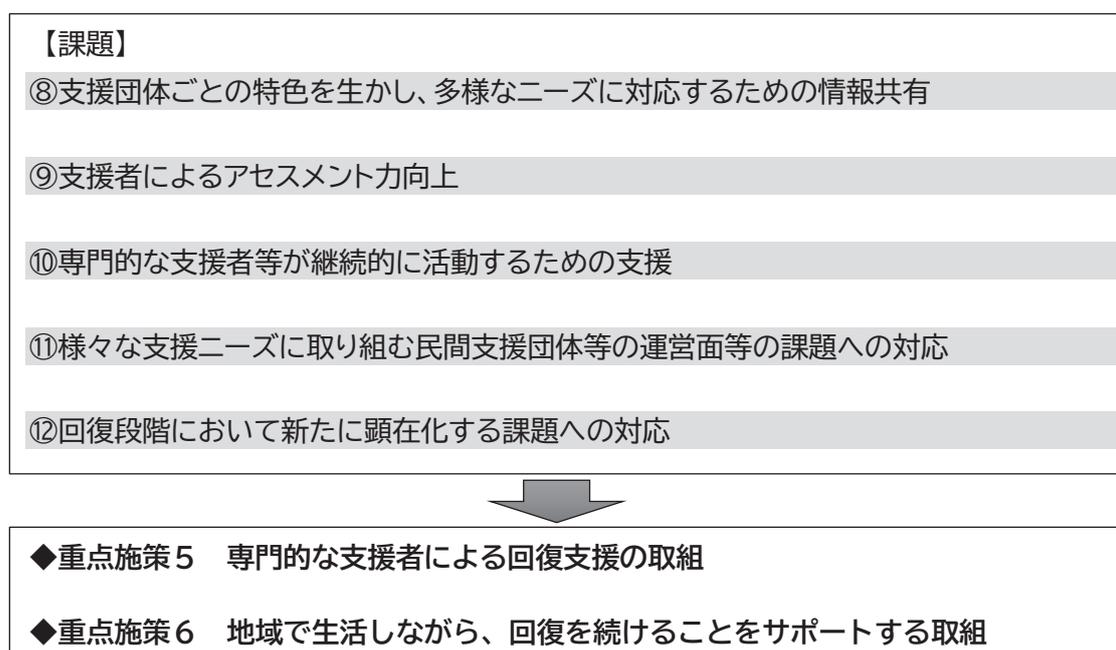
図表 4-1:一次支援の領域における課題と重点施策の対応



図表 4-2:二次支援の領域における課題と重点施策の対応



図表 4-3:三次支援の領域における課題と重点施策の対応



2 一次支援にかかる重点施策

一次支援については、「ライフステージに合わせた切れ目ない依存症に関する情報提供・啓発」、「特に依存症のリスクが高まる時期に重点化した普及啓発」、「依存症に関する基本知識の普及啓発」という課題に対応するため、2つの重点施策を設定しました。

施策の主な対象は市民全般を想定していますが、特に依存症になるリスクの高い状況にある人やその周辺の人に向けて効果的な啓発活動をすることも必要と考えられます。

また、正しい理解を普及し、依存症に対する誤解や偏見をなくすことを目的とした啓発も実施していきます。

重点施策1 予防のための取組

依存症の予防に向けて、様々な年齢の人を対象として、様々な場所で普及啓発・予防教育を展開していきます。また、依存症の予防に向け、心身の健康を保つ取組をすすめます。

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 若年層への啓発・依存症予防の知識の提供

- 依存症の予防及び依存症についての正しい理解を普及するため、児童・生徒を対象としたリーフレットの配布などの教育・啓発を実施するほか、ホームページ等で広く青少年・若者向けの効果的な広報や教育、啓発を実施します。
- 子どもの健全育成に大きな役割を担う教員・保護者・地域の大人や団体・区役所などの相談支援者等を対象とした、依存症予防に関する知識の提供を進めていきます。
- ゲームにのめりこむことで、心身の不調、遅刻・欠席・欠勤などの社会生活上の問題、過度の課金による経済的な問題等が発生する場合もある一方で、背景に心身の不調や学校・家庭生活における困りごとがあり、結果としてゲームにのめりこんでいる場合もあります。そのため、ゲーム障害に関する正しい理解とゲームとの適切な付き合い方について、小中学校等と連携して普及啓発を実施するとともに、家庭で保護者ができる関わり方等について普及啓発を実施します。

イ それぞれの年齢等に適した普及啓発・予防教育の実施

- 就職・結婚・出産等のライフイベントや定年退職等による生活の変化は、依存症の

きっかけとなることもあるため、リスクが高い時期を踏まえ、様々な身近な支援者と連携を図りながら、それぞれの年齢・世代・性別等に応じた内容・手法による普及啓発・予防教育を進めていきます。

ウ 大学生への啓発

- 横浜市立大学において、健康診断時に啓発チラシを配布するとともに、アルコール摂取についての問診や保健相談を実施します。
- 市内にキャンパスを有する大学等に対して、本市が作成する若年層向けの普及啓発資料の提供や相談窓口の周知を図るなど、個々の大学等における啓発活動を支援していきます。

エ 身近な支援者等による啓発

- ライフステージの中で何らかの問題に直面した際に、その問題を起因として依存症となることを防止するため、身近な支援者におけるリーフレットの配架・配布などを通じ、依存症に関する啓発や予防に向けた情報提供などを進めていきます。
- 精神疾患や精神障害、発達障害と依存症を併発する事例も見られます。依存症の予防に向け、区役所の精神保健福祉相談や精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター等における啓発や情報提供の取組を進めていきます。

オ 心身の健康を保つ取組

- 依存症に至る背景には、ストレスや心の不調などがある場合も多くあります。こころの健康を保つため、ストレスチェックや対処法、こころの病気に関する基本的知識等についてホームページやリーフレット等により啓発を進めていきます。また、区役所の精神保健福祉相談等やこころの電話相談において、こころの健康に関する相談を実施します。
- 区役所の福祉保健課において、生活習慣改善相談として、健康診断の数値・結果データの見方や、生活習慣病・禁煙に関する相談を実施しています。
- 心身の健康を保つためには、仕事と仕事以外の生活をどちらも大切にできること(ワーク・ライフ・バランス)も必要です。誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内中小企業等を「よこはまグッドバランス賞」として認定するほか、市民に対して様々な機会を活用した普及啓発の実施など、横浜市全体のワーク・ライフ・バランス推進を目指した取組を進めていきます。

カ 様々な課題への支援

- 依存症に至る背景に、他の障害や健康問題による生活課題、生活困窮、DV・虐待等の問題を抱える人も少なくないことから、区役所の関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等)において、相談を受け、必要な支援を提供します。担当課だけでは対応が難しい場合には、関係各課や関係機関と横断的な情報共有や連携した対応を行っていきます。
- 教育相談として、小中学生の不登校・友人関係・学習・進路・セクシャルハラスメントなど、学校生活上の困りごとについての相談を行っています。また、学校カウンセラー等が教職員と連携し、児童生徒・保護者の相談に応じています。

(2) アルコール依存症に特化した取組

ア 多量飲酒等の防止(適量な飲酒)への取組

- 多量飲酒等による健康状態の悪化や急性アルコール中毒の予防、多量飲酒等を継続することによるアルコール依存症の発症などを予防するため、生活習慣改善相談や健康づくり関連イベントなどの普及啓発の中で、多量飲酒等の防止に向けた啓発等の取組を実施しています。
- 「よこはま企業健康マガジン」(メール配信)による市内企業へのアルコール問題に関する記事の配信などを通じ、市内で働く人たちに多量飲酒等の防止の重要性を啓発しています。

イ 未成年飲酒防止・不適切な誘引防止の取組

- 学習指導要領に基づく保健学習において、未成年者の飲酒の防止に向けた教育等を進めていきます。
- 周囲の大人が未成年者に対して不適切な飲酒を誘引することのないよう、啓発活動を実施します。

ウ 女性特有の課題に応じた不適切な飲酒の防止の取組

- 依存症への進行の早さ、妊娠中の胎児への影響の危険性など、特有の課題が生じる女性のアルコール依存症の予防のため、リーフレット等の配布などを通して、依存症に関する情報提供や普及啓発を実施します。

(3) 薬物依存症に特化した取組

ア 教職員等向け研修の実施

- 青少年の薬物の乱用を防止するため、薬物乱用による心身への影響や依存症などについて教職員等を対象として研修を行い、小中・高等学校における啓発教育の質の向上を図ります。

イ 薬物乱用防止への取組

- あらゆる年代における薬物乱用の防止に向けて、不正大麻・けし撲滅運動³⁰や講習会、啓発の充実を図るとともに、薬物乱用防止庁内連絡会を通じた関係機関との連携・情報共有を引き続き推進していきます。

(4) ギャンブル等依存症に特化した取組

ア 高等学校の保健体育におけるギャンブル等依存症の教育

- 平成 30 年に公示された高等学校の学習指導要領において、保健体育の科目内で精神疾患について取り上げることとなりました。また、高等学校学習指導要領解説では、アルコール、薬物等の物質への依存症に加えて、ギャンブル等依存症についても取り上げることとされました。

こうした国の動きを踏まえ、高等学校で行われる保健体育の授業において、ギャンブル等依存症についても取り上げていきます。

イ 場外券売り場などでの普及啓発

- ギャンブル等依存症に特化した普及啓発を行うため、競馬や競輪、競艇、オートレースなどの公営競技の場外券売り場等において、リーフレットの配架・配布など、ギャンブル等依存症に関する普及啓発を実施します。

30 大麻及びけしにかかる事犯の発生の根絶を目指した運動であり、不正に栽培された大麻・けし及び自生の大麻・けしの除去を主に 5 月、6 月に行っている。

重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発

依存症に対する偏見の解消やその前提となる正しい理解の促進に向けて、市民全体を対象とした普及啓発の取組を進めていきます。

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 依存症について関心を持ち正しい理解を促進する普及啓発

- 多くの市民が依存症の問題に関心を持ち、依存症に関する正しい理解が進むよう、メディアやインターネットを活用した情報発信など、多くの人の目に触れる手段・方法による情報の提供・発信を行います。
- 依存症理解促進のための市民向け講座を開催していきます。

イ 依存症の正しい知識の普及啓発

- 依存症は誰もが直面しうる問題であり、適切な支援を受けることで回復できるという正しい知識の普及啓発に向けて、セミナー・講演会の開催、リーフレット等の配布を行います。
- 民間支援団体等において、当事者による語りを含むセミナー・講演会などを実施し、こころの健康相談センターや区役所においてその支援を行います。

3 二次支援にかかる重点施策

二次支援については、「依存症の本人や家族等が早期に適切な支援につながるための普及啓発」、「依存症の複合的な背景を踏まえた重層的な早期支援体制の構築」、「身近な支援者等から専門的な支援者へ円滑につなぐ取組」、「専門的な支援者や家族等への支援」といった課題に対応するため、2つの重点施策を設定しました。

施策の主な対象者は、依存症の本人や依存症が疑われる人及びその家族等のほか、身近な支援者や民間支援団体等や医療機関とします。

重点施策3 相談につながるための普及啓発

依存症の本人や家族等が適切な相談支援機関につながれるよう、相談先に関する情報の提供や依存症に関する正しい知識の啓発を進めていきます。また、啓発に向けた取組は、必要な情報が「多くの人の目に触れること」及び「ハイリスクの人の目に触れること」の両面を重視して実施していきます。

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 依存症の本人や家族等が相談につながる普及啓発

- 依存症の本人、その家族や友人・知人などが相談支援機関について情報を入手し、相談につながるができるよう、メディアやインターネットを活用した情報発信など、多くの人の目に触れる手段・方法により相談支援機関に関する情報の提供・発信を行います。
- 厚生労働省が定める依存対象ごとの啓発週間に合わせて、相談勧奨や市民向けセミナー等の普及啓発を行います。(アルコール関連問題啓発週間:11月10日～11月16日、ギャンブル等依存症問題啓発週間:5月14日～5月20日)

イ 幅広く身近な場所での普及啓発

- 重複障害、多重債務や生活困窮、DV・虐待等の問題を抱える依存症の本人や依存症が疑われる人に相談支援機関に関する情報が効果的に伝わるよう、訪れる可能性が高い区役所の関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等)の窓口などにおいて、チラシの配架・配布など、相談支援機関や専門的な支援者に関する情報の普及啓発を行います。
- 他の障害が重複する人に相談支援機関の情報を効率的・効果的に提供するため、

精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター、相談支援事業所等の身近な支援機関・団体における普及啓発の取組を推進します。

ウ 家族等向けの啓発

- 依存症の本人や依存症が疑われる人の抱える問題などについて、区役所の関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等)などに相談に来た家族等に対し、リーフレットの配布などを通じて相談支援機関や専門的な支援者に関する情報の提供などを行います。
- 専門的な医療機関への依存症に関する相談については、依存症の本人だけでなく、その家族等でも行うことが可能な場合もあります。家族等からの相談に基づき早期発見・早期支援につなげていくために、家族等や身近な支援機関の職員などに、受診できる医療機関の周知を進めていきます。
- 家族等が依存症についての基礎知識や対応方法について知ることができるよう、ホームページやリーフレット、セミナー等により啓発を行います。

エ 民間支援団体等による講演会等の開催

- 依存症の回復を支援している民間支援団体等において、依存症の本人や家族等に対する相談や回復支援に関する情報提供のため、講演会等を開催します。また、本市において、開催の周知支援などを行います。

オ インターネットを活用した情報提供

- こころの健康相談センターがホームページ上で提供する依存症に関する情報発信の充実を図るため、Web 上でできるチェックリストの提供や、チェック結果を踏まえて本人等のニーズに合った相談・支援・医療機関の検索ができる Web サイトの作成などを進めていきます。また、民間支援団体等の相談先に関する情報の掲載も実施します。

(2) アルコール依存症に特化した取組

ア 産業保健分野における普及啓発

- 産業保健総合支援センターなどと連携しながら、市内企業等の従業員に向けたアルコール依存症の問題に関する情報提供を行うとともに、アルコール依存症が疑われる人に対して受診・相談勧奨を行う取組の支援について、検討を進めていき

ます。

- 市職員に向けて、飲酒に関する啓発やアルコール依存症に関する相談対応等を実施します。

(3) 薬物依存症に特化した取組

ア 重複処方の人へのお知らせ

- 医療機関への重複受診及び重複・多剤処方が見られる人に対し、文書等の送付により処方薬を対象とした薬物依存の問題に関する注意喚起を行います。
- 重複処方の人の中には、実際に依存症の状態になっている人も含まれると考えられることから、注意喚起に加え、専門的な支援者などの情報も提供します。

(4) ギャンブル等依存症に特化した取組

ア ギャンブル等依存症の本人等が相談につながる普及啓発

- 場外券売り場や借金・多重債務問題の相談、法律相談などといった依存症の本人等の目に触れる機会や場を捉え、リーフレットの配架・配布など、相談支援機関に関する普及啓発、情報提供を進めていきます。

コラム ぱちんこ事業者や公営競技事業者による依存症対策

ぱちんこ事業者や公営競技事業者においては、ギャンブル等依存症の対策に向けた様々な取組を進めています。

例えば、全国のぱちんこ事業者からなる「パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会」では、ぱちんこ依存問題について無料電話相談を受け付けている「特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク」への支援・寄付を行っています。

また、全国の競馬・競輪・モーターボート競走等の施行事業者からなる全国公営競技施行者連絡協議会においても、「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」を設置し、ギャンブルへの依存に不安を抱える本人や家族等から、電話及びメールで相談を受け付ける体制を整えています。

このほか、ぱちんこ事業者や公営競技事業者においては、本人や家族等の申告に基づく入場制限、場内における ATM の撤去等、様々な角度からの取組を進めています。

上記の取組と合わせて、ギャンブル等依存症の本人や家族等が相談や適切な支援につながることを促進するため、ギャンブル等が行われる場所での行政等が作成した広報物の配架・配布等による普及啓発への協力や、支援に関して行政等の関係機関と情報共有していくことが考えられます。

国が策定したギャンブル等依存症対策基本計画では、取り組むべき具体的な施策として、各地域における包括的な連携協力体制の構築が示されており、本市においても今後同計画との整合性を図っていく必要があります。

重点施策４ 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組

身近な支援者等による依存問題を抱える人の発見と、専門的な支援者への円滑なつながりに向けた取組を推進していきます。また、依存症以外に様々な生活面等での問題を抱える当事者に対し、身近な支援者が効果的に地域生活支援を提供していくために必要な取組を展開していきます。

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 連携会議による支援情報の収集と共有等

- 依存症の本人等に対する包括的な支援を実施するため、行政や医療、福祉等を含めた関係機関が密接な連携を図るとともに、地域における依存症に関する情報や課題の共有を目的とした連携会議を本市の相談拠点であるところの健康相談センターが定期的を開催します。

イ 行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などの幅広い支援者のネットワーク、顔の見える関係の構築

- 依存症の本人等に対する包括的な支援体制の構築や適切な回復支援へのつながりの推進に向けて、連携会議なども含め、行政、民間支援団体等、一般・専門的な医療機関、身近な支援者などによる幅広い支援者ネットワークと顔の見える関係づくりを進めていきます。

コラム 横浜市依存症関連機関連携会議

本市では、依存症の本人や家族等に対し、幅広い分野の関係機関・民間支援団体等が支援を行っています。

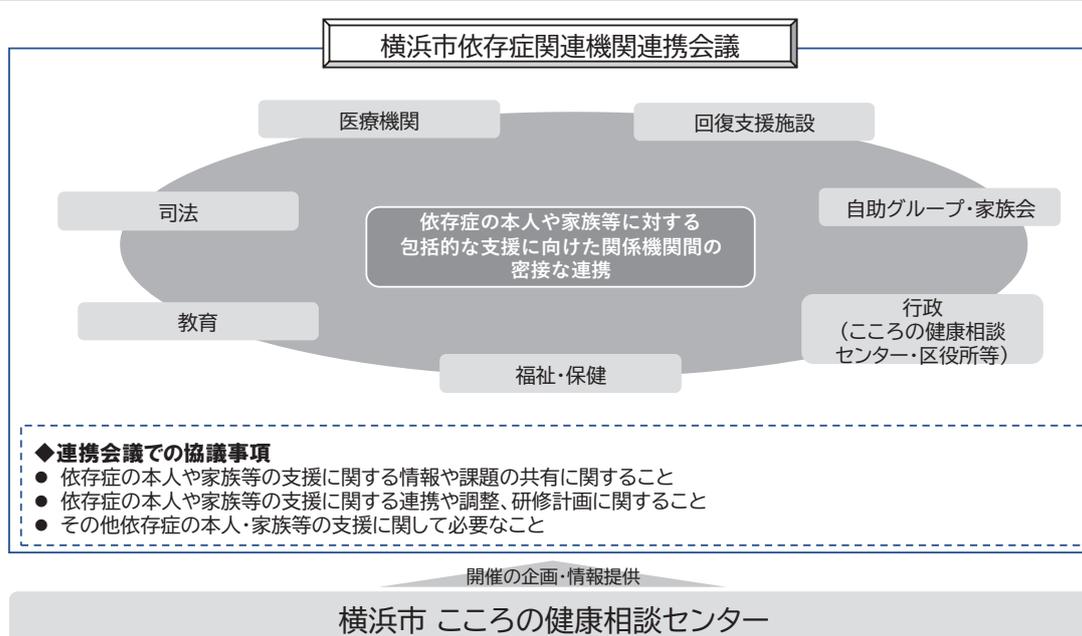
こうした多様な支援者の横のつながりをつくり、支援者間の相互理解を深め、依存症の本人等に対する包括的な支援の実施に向けて関係機関が密接な連携を図ることができる環境を構築していくため、国の実施要綱に基づき、相談拠点である本市こころの健康相談センターが令和2年度に「横浜市依存症関連機関連携会議」(連携会議)を設置しました。

連携会議は、依存症の本人や家族等の支援に関する情報や課題の共有、支援に関する連携や調整、研修計画など、より実務的なテーマについて検討する場として、行政、医療、福祉・保健、教育、司法などの機関・団体が参加しています。

令和2年度には、アルコール健康障害関連・薬物依存症関連・ギャンブル等依存症関連の関係者による会議を開催し、連携会議の趣旨・目的の共有を図るとともに、依存症の専門機関や身近な支援者が連携を図るためのツールとして「依存症支援のためのガイドライン(仮)」の策定に関する意見交換を行いました。

今後も依存症関係機関等のネットワークを緊密にしていくことを目指し、継続して本会議を開催していきます。

◆横浜市依存症関連機関連携会議のイメージ図



ウ 支援ガイドラインの作成及び支援者向け研修の実施

- 依存症の本人や依存症が疑われる人、その家族等と接点を持つことの多い区役所の関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等)や身近な支援者から、専門的な支援者へ適切なつなぎを行うための初期チェックリストや連携フローなどを記載した、支援ガイドラインの作成を進めます。
- 身近な支援者における依存症理解の促進と支援の向上に寄与するため、研修等を実施します。

エ 身近な支援者から専門的な支援者へつなぐ取組

- 依存症の本人や依存症が疑われる人、その家族等からの相談に対して、関係機関と連携を図りながら、身近な支援者から専門的な支援者への適切なつなぎを行います。

オ 身近な支援者と連携した取組

- 身近な支援者において、依存症の理解を促進する研修をこころの健康相談センターと連携して開催するなど、依存症関連の取組を進めていきます。

カ 福祉サービス提供事業者等への情報提供や研修の実施

- 在宅の要介護者や障害者にとって最も身近な支援者の1つである介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者において、支援対象者やその家族等が依存症の問題を抱えていた場合に専門的な支援者へつなぐことができるよう、依存症に関する情報提供や研修等を行います。
- 保護者等が依存症の問題を抱えている子どもも少なくないと考えられることから、保育・教育機関の職員などを対象とした情報提供や研修などを実施します。

キ 市内の支援者情報をまとめた情報ツールの整備

- 身近な支援者が、対象者のニーズに合った支援者を検索できるよう、市内の支援者の情報をまとめた情報ツールを整備します。

ク 救急医療機関との連携

- 救急医療機関において、アルコールや薬物の多量摂取や事故等による外傷で運び込まれた人に依存症の疑いがある場合、容態が安定した入院者やその家族等が専門的な支援者につながることができるよう、依存症に関する基本知識や専

専門的な支援者の連絡先等を掲載したリーフレットを院内に配架・配布し、啓発を行います。

ケ かかりつけ医への研修の実施

- 依存症の問題が起こった際にかかりつけ医に相談する人が一定数いると考えられることから、多くの市民が継続的な関係を構築しているかかりつけ医を対象とした研修において依存症についても取り上げます。

コ 区役所の関係各課が連携した相談等への対応

- 依存症の本人や依存症が疑われる人、またその家族等から依存症及び関連する問題の相談を受ける可能性がある区役所の精神保健福祉相談及び関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等)において、研修受講などを通じて、依存症への理解の向上と相談対応力の強化を進めていきます。
- 相談を受けた担当課だけでは対応が難しい場合には、関係各課や関係機関と横断的な情報共有や連携した対応を行っていきます。

サ 医療関係者による支援者向け研修の実施

- 身近な支援者等の依存症理解を深めることを目的として、専門の医師等による医学的な見地からの支援者向け研修を実施します。

(2) アルコール依存症に特化した取組

ア 内科等での気付きとつなぎ

- 医療機関の内科等において依存症が疑われる事例をスクリーニングし、専門的な支援者へとつなぐための仕組みづくりを検討します。
- 依存症の本人や依存症が疑われる人がアルコールに起因する疾患により内科等を受診した際に、医師やその他の医療従事者が依存症の可能性に気付き、専門的な医療機関や民間支援団体等へつなぐことができるよう、医療従事者等に向けて依存症にかかる情報提供や研修などを実施します。

(3) 薬物依存症に特化した取組

ア 保護観察所との密な連携と情報共有

- 薬物等に関連する犯罪等により保護観察処分となっている人を再犯防止に向けた適切な支援へつなぐため、保護観察所と連携して、当事者への市内の相談支援機関に関する情報提供や支援者向けの研修の実施等を進めます。
- 薬物依存のある保護観察対象者等の支援に係る実務者検討会や地域支援連絡協議会に参画し、県内自治体や保護観察所との情報交換や連携などを緊密に行う体制を構築します。
- 国立精神・神経医療研究センターが実施する、薬物事犯による保護観察対象者を対象とするコホート調査に協力します。この調査は、対象者に定期的に電話による聞き取り調査をすることで、回復や再使用等に影響する要因を明らかにすることを旨とするとともに、切れ目のない支援体制の構築に向け、行政や関係機関・団体が連携して治療や支援等を行う地域体制の構築を目指すものです。

(4) ギャンブル等依存症に特化した取組

ア 消費生活総合センターから専門的な支援者へのつなぎ及び啓発

- 消費生活総合センターへ寄せられる多重債務等に関する相談の中には、ギャンブル等依存症がその背景にある場合があります。

依存症の本人や依存症が疑われる人から相談があった場合に、消費者庁のマニュアルに基づいて同センターから専門的な支援者へつなぐとともに、消費者庁のホームページ等に掲出される情報を紹介するなどの啓発を行います。

4 三次支援にかかる重点施策

三次支援については、「支援団体ごとの特色を生かし、多様なニーズに対応するための情報共有」、「支援者によるアセスメント力向上」、「専門的な支援者等が継続的に活動するための支援」、「様々な支援ニーズに取り組む民間支援団体等の運営面等の課題への対応」、「回復段階において新たに顕在化する課題への対応」といった課題に対応するため、2つの重点施策を設定しました。

施策の主な対象者は、依存症からの回復段階にある本人及びその家族等と、本人の回復を支援する専門的な支援者とします。

重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組

依存症からの回復を支援する専門的な支援者が、それぞれの強みを生かして支援を実施します。また、民間支援団体等が安定的な支援を継続できるよう、各施設における危機管理や人材育成等を支援する取組を推進します。

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 行政における相談支援

- こころの健康相談センターにおいて、専門の相談員が依存症の本人や家族等からの相談を受けるとともに、回復プログラム等の案内や区役所との連携、専門的な支援者等へのつなぎを行います。
- 区役所の精神保健福祉相談において、身近な相談窓口として相談対応を行うとともに、福祉サービスの利用の決定や訪問・介入などの継続的な支援、地域の資源を活用した支援を実施します。また、依存症に起因すると考えられる福祉課題への取組については、区役所の関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等)が連携して複合的な問題に対する支援を実施します。

イ 回復プログラム・家族教室の実施

- 回復へのきっかけづくりや本人のニーズに合った専門的な支援者へのつなぎを行うため、こころの健康相談センターにおいて、依存症のメカニズムを学び、再発のサイン・対処法について本人と一緒に考える回復プログラムを実施します。
- 家族等が依存症について学び、対応方法や回復について考える家族教室をこころの健康相談センターや区役所で実施します。

ウ 民間支援団体等による依存症の本人や家族等への支援

- 多様性のある本市の民間支援団体等が、それぞれの特性を生かして、依存症の本人や家族等の回復に向けた取組を実施します。他の民間支援団体等や関係機関と情報共有を図りながら、本人や家族等のニーズに合った支援の提供を進めます。

エ 利用者のニーズに合った制度の検討

- 障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターとして運営している民間支援団体等では、障害者総合支援法等の制度の中では対応しきれない利用者のニーズ等が一定程度存在しており、依存症特有の課題について各制度との調整を図ります。

オ 民間支援団体等への活動支援

- 民間支援団体等が継続して依存症の本人や家族等を支援できるよう、ミーティング・普及啓発・相談等の団体の活動を補助します。
- 男女共同参画センターにおいて、自助グループの活動場所の提供等の支援やセミナー開催の支援を実施します。

カ 施設の危機管理体制充実に向けた支援

- 自然災害や事件、新型コロナ等の感染症の流行等から施設の利用者や職員を守るため、施設運営に関する情報提供や緊急時対応マニュアルの作成を推進します。
- 防災・防犯・感染症予防に必要な物品の導入補助など、施設の危機管理体制の充実に向けた支援を行います。

キ スタッフの人材育成・セルフケアのための取組

- 民間支援団体等のスタッフの継続的な人材育成を図り、スタッフの「燃え尽き症候群」(バーンアウト)や離職を防止することを目的として、支援スキルの向上やセルフケアのための研修の開催、施設を越えたスタッフ間のネットワーク形成を支援します。

ク 連携会議による情報共有

- 身近な支援者や専門的な支援者が参加する連携会議を本市の相談拠点であるこころの健康相談センターが定期的で開催します。行政、医療、福祉・保健、司法な

どの関係機関がお互いの理解を深め、依存症の問題で悩む人が必要な支援にアクセスしやすいネットワークの構築を目指します。

ケ 専門的な医療機関の充実に向けた研修等の実施

- 依存症の治療に対応できる医療機関の充実を図るため、精神科等の医療関係者に対する研修等を実施します。

重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組

依存症の本人が回復支援施設等から地域に生活の場を移した後に、孤立せず、様々な支援者とつながりながら、回復を続けていくことができるような取組を行います。

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 連携会議によるサポート体制の構築

- 相談拠点である本市こころの健康相談センターが開催する連携会議を通して、地域生活において関わることの多い身近な支援者が、専門的な支援者と支援情報の共有等の促進を図り、地域生活の中で回復し続けられる支援体制の構築を目指します。

イ 地域における依存症の支援

- 依存症と重複しやすい精神疾患(うつ病など)のある人は、依存症の回復だけではなく日常生活のサポートを必要とする場合があります。

地域生活の中で回復が続いていくよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」³¹構築に向けた協議の場等でも関係する各主体(行政、福祉サービス事業者、医療機関等)と専門的な支援者が情報や技術を共有し、依存症の本人が孤立せず安心した地域生活を送れるような支援体制を築いていきます。

ウ 回復や支援に関する情報共有

- 地域で生活を送る依存症の本人に対する支援のあり方を関係機関全体で共有し、支援の質の向上と回復プロセスの周知につなげていくため、様々な回復プロセスを共有し、行政や民間支援団体等、一般市民に対して広く周知を図ります。

エ 更生保護と一体となったサポート

- 薬物等に関連する犯罪を犯した人が、社会の中で孤立し、薬物使用を再び繰り返してしまうことを防ぐため、保護観察所等と連携し、当事者に対して民間支援団体等の情報提供や依存症以外の問題も含めた相談対応を進めていきます。

31 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育などの支援が包括的に確保されたシステムのことを指す。

- 国立精神・神経医療研究センターが実施する、薬物事犯による保護観察対象者を対象とするコホート調査に協力し、対象者への継続的な支援を実施します。

オ 就労の支援

- 依存症の本人の就労の促進に向けて、行政と民間支援団体等が連携し、依存症からの回復者を雇用する企業や関係機関に対し、依存症からの回復と就労の両立のために必要な知識等(偏見・差別等の防止、回復プロセスにおいて長期的な視点が求められることなどへの理解)の普及啓発を行います。
- 若者サポートステーションにおいて、就労に向けて様々な困難を抱える 15～49 歳の人及びその家族等を対象として、総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援します。
- 障害者就労支援センターでは、働くことを希望する障害児・者を対象として、就労に関する相談、職場実習等を通じた適性把握、求職活動支援や就労後の定着支援等を、企業や関係機関と連携しながら行います。

カ 自立後の住まいの確保

- 依存症からの回復過程にある人や、依存症に関連する犯罪により刑務所等から出所した人が、地域の中で自立した生活を続けられるよう、住まいの確保に向けて、依存症に関する正しい知識の周知を進めて、広く偏見の解消を図ります。
- 住宅に困窮する低額所得者で市内に在住または在勤の人に対しては、公募により、低廉な家賃で市営住宅を提供します。
- 低額所得者、障害者等が民間賃貸住宅への入居をしやすいとする仕組みとして「住宅セーフティネット制度³²」を活用していきます。
- 住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会と不動産事業者や福祉支援団体、区局の連携を強化する制度の検討を進めます。

32 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」(平成 29 年 10 月施行)に基づく制度であり、①住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等)の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援の3つの仕組みから構成されている。

第5章 計画の推進体制

1 関係主体に期待される役割

本計画を推進するためには、身近な支援者、民間支援団体等、医療機関、行政などの多くの関係主体がそれぞれの役割を果たしながら、連携し、一体となって取り組むことが必要です。

また、個々の団体・機関等ごとに一次支援・二次支援・三次支援の各フェーズにおいて取り組めることがあり、それぞれの専門性を発揮して支援を行うとともに、自団体・機関が専門とする支援領域以外でも可能な支援・活動のあり方を模索していくことが重要になります。

(1) 身近な支援者

ア 身近な支援者としての行政

身近な支援者としての行政については、依存症に関する情報収集・理解促進によって啓発の担い手となるとともに、所管する業務に関連して本人等が相談に訪れた際には、依存症問題に対して気付き、適切な専門的な支援者へのつなぎを行うことが求められます。

また、連携会議等により依存症の回復支援を行う専門的な支援者と連携を図りながら、各種福祉サービスの利用に向けた調整、生活困窮やDVからの保護など、本人が社会生活を送る上で必要な支援を提供する役割を担います。

イ 福祉

福祉団体・機関、福祉事業者などについては、依存に関する情報収集・理解促進により、啓発の担い手となるとともに、実施する福祉サービスに関連して対象者の依存症問題に対して気付き、適切な専門的な支援者へのつなぎを行うことが求められます。

また、連携会議等により依存症の回復支援を行う専門的な支援者と連携しながら、相談支援や福祉サービスの提供などを通じ、本人が社会生活を送る上で必要な支援を提供する役割を担うことが期待されます。

ウ 医療(一般医療機関)

一般医療機関については、依存症に関する情報収集・理解促進により、本人等が診療・相談に訪れた際には、依存症問題に対して気付き、適切な専門的な支援者へのつなぎを行うことが求められます。

また、依存症の回復支援を行う専門的な支援者と連携しながら、本人が抱えて

いる障害や疾患などの治療を行う役割を担うことが期待されます。

エ 司法

司法関係の団体・機関については、依存症に関する情報収集・理解促進により、啓発の担い手となるとともに、本人等が相談に訪れた際には、依存症問題に対して気付き、適切な専門的な支援者へのつなぎを行うことが求められます。

また、依存症の回復支援を行う専門的な支援者と連携しながら、法律相談や多重債務問題への対応、再犯防止支援など、司法の観点から本人が社会生活を送る上で必要な支援を提供する役割を担うことが期待されます。

オ 教育

教育機関においては、教職員等が依存症について学ぶとともに、学びを踏まえて児童・生徒・学生に対して依存症の予防教育を実施することが求められます。

また、児童・生徒・学生やその保護者等に依存症の問題が見られた場合には、教員が異変に気付き、適切な相談支援機関へ情報共有などを行う役割が期待されます。

(2) 専門的な医療機関

専門的な医療機関においては、身近な支援者や民間支援団体等と連携をしながら、依存症の本人に対する治療に取り組むほか、民間支援団体等や身近な支援者、一般医療機関、市民などを対象とした、依存症問題に関する普及啓発や支援者のスキル向上などにも積極的に関与していく役割が期待されます。

(3) 民間支援団体等(回復支援施設、自助グループ・家族会)

ア 回復支援施設

回復支援施設においては、依存症の本人や家族等に対し、専門性と各団体の特性を生かしながら、「その人に合った回復支援」を提供していくことが求められます。

また、市民や身近な支援者、一般医療機関等を対象として依存症に関する理解促進に向けた啓発活動を行うことや、連携会議等により他の民間支援団体等及び行政や身近な支援者との連携を通じた情報共有を行うことも重要な役割になります。

イ 自助グループ、家族会

自助グループ・家族会においては、同じ問題や悩みなどを抱えた人たち同士が出会い、相互に援助し、分かち合うことで、その問題からの回復を目指します。

また、市民等に向けた啓発活動を行うことや、連携会議等により他の民間支援団体等及び行政や身近な支援者との連携を通じた情報共有を行う役割も期待されます。

(4) 行政(依存症関連施策の実施者として)

ア こころの健康相談センター(依存症相談拠点)・健康福祉局精神保健福祉課

こころの健康相談センター(依存症相談拠点)や健康福祉局精神保健福祉課においては、専門的な医療機関や民間支援団体等と緊密な連携を図りながら、依存症に関する普及啓発、本人や家族等を対象とする相談対応や回復支援、民間支援団体等の職員や身近な支援者を対象とする人材育成、関係機関間の連携促進、支援団体の運営支援、事業者に対する協力の要請など、依存症問題の解決に向けた幅広い施策を立案し、実行する役割を担います。

イ 区役所 精神保健福祉相談

区役所の精神保健福祉相談において、本人やその家族等からの相談に対して、区役所の関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等)や身近な支援者と連携して、回復に向けた支援、適切な専門的な医療機関や民間支援団体等へのつなぎを行うことが求められます。

また、区内における依存症に関する普及啓発を実施するとともに、民間支援団体等と連携して施策を実施する役割を担います。

ウ 依存症に関連した施策を実施する部署

本市の依存症に関連した施策を実施する各部署においては、担当する領域において依存症の予防等に向けた関連施策を展開することが求められます。

また、依存症への対応は、福祉・保健、医療、司法、教育などの幅広い領域における連携が重要であることから、庁内外の関係機関・団体と連携を図り、施策を展開していく役割を担います。

2 計画の進行管理

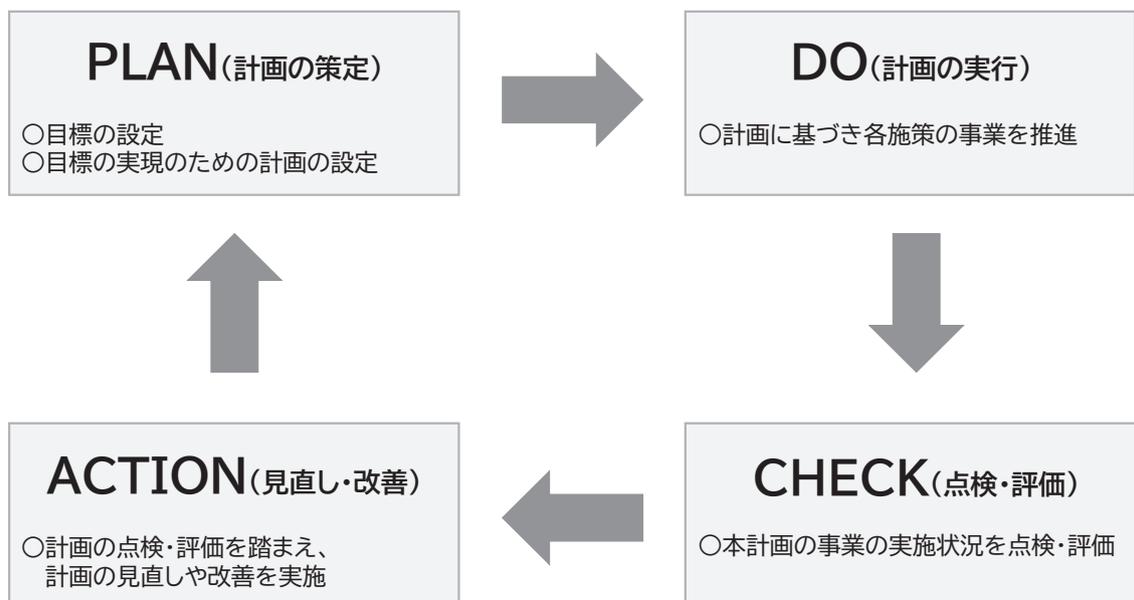
(1) PDCA サイクルの考え方に基づく進行管理

本計画では、計画に位置付けられている各施策の効果を検証し、定期的な見直しにつなげていくため、PDCA サイクルの手法を活用し、計画全体の進行管理を行います。

計画期間中の年度ごとに、重点施策に位置付けられている個々の施策の進捗状況を把握・確認するとともに、検討部会に報告し、そこでの議論を通じて事業の達成状況や計画の進捗状況などの点検や評価を行います。

また、点検や評価の結果を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて事業の見直しや改善、新規事業の追加などを実施していきます。

図表 5-2:PDCAサイクルに基づく進行管理



(2) 進行管理に向けたモニタリング指標の設定

本計画を評価するための目安として、重点施策ごとにモニタリング指標を設定し、施策の効果などの点検を実施します。

図表 5-3:各重点施策におけるモニタリング指標

重点施策		モニタリング指標
一次支援 (予防・普及啓発)	重点施策1 予防のための取組	●若年層へ向けた学校等での依存症の正しい理解や予防に資する取組や、区役所を始めとした様々な身近な支援者による依存症に関する普及啓発、情報提供が行われているほか、心身の健康を保つための相談支援や様々な生活課題への支援が行われている。
	重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発	●メディアやインターネットを活用した依存症の正しい理解や誤解・偏見を解消する情報発信や、民間支援団体等による講演会・セミナー等が定期的に開催されている。
二次支援 (早期発見・早期支援)	重点施策3 相談につながるための普及啓発	●メディアやインターネットを活用した相談につながる情報発信や、Web 上でのチェックリスト等による相談勧奨を行うことで、依存症の本人や依存症が疑われる人とその家族等が適切な相談支援機関へつながるための情報提供が行われている。
	重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組	●支援者間の情報や課題の共有を通じたネットワーク構築や、依存症を抱える人の発見と重層的な支援体制構築に向けた連携会議が定期的に開催されている。 ●身近な支援者から専門的な支援者等へのつなぎを行うためのガイドラインが構築されている。
三次支援 (回復支援)	重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組	●回復へのきっかけづくりや本人や家族等のニーズに合った専門的な支援者へのつなぎを行う回復プログラムや家族教室が開催されている。 ●民間支援団体等が、団体間や関係機関と情報共有を図りながら、本人や家族等のニーズに合った支援が提供されている。
	重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組	●地域生活の中で回復し続けられる支援体制の構築のため、身近な支援者と専門的な支援者による回復支援の様々な事例の収集と共有が図られている。

(3) 指標の検証のための取組の方向性

指標の検証にあたっては、以下の施策ごとの取組の方向性を設定し、実績等の振り返りを定期的に行います。

図表 5-4:重点施策 1 における取組の方向性

施策	取組の方向性	担当課
重点施策1		
(1) 総合的な依存症対策の取組		
ア 若年層への啓発・依存症予防の知識の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症の正しい理解を促進する広報物の作成 ・ ゲーム障害の正しい理解を促進する、啓発資料の作成 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ等を活用し、依存症を含む、青少年向けの広報・啓発の実施 ・ 教員や保護者、地域の大人や団体、区役所などの支援者が支援や指導に活用できる依存症に関する「子ども・若者どこでも講座」の実施 	こども青少年局青少年育成課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・若者支援に携わる支援者のスキルアップを図ることを目的とした研修の実施 	こども青少年局青少年相談センター
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゲーム障害も含めた依存症の正しい理解を促進する、小中学校での啓発資料の配布や理解に向けた授業等の実施 	教育委員会事務局健康教育・食育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが豊かに成長するために、家庭での保護者等の関わり等について、ホームページ等で普及啓発を実施 	教育委員会事務局学校支援・地域連携課
イ それぞれの年齢等に適した普及啓発・予防教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症に関する予防教育・普及啓発に向けて、様々な年齢の人を対象とする内容の啓発資料の作成・配布 ・ ホームページや SNS など、様々な媒体を活用した普及啓発の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
ウ 大学生への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症の予防教育・普及啓発に関する広報物の作成 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市立大学で、大学生の健康診断に合わせて、啓発資料の配布・掲示、保健指導の実施 ・ 市内にキャンパスを置く国公私立大学に対し、若年層向けの啓発資料の提供 	政策局大学調整課
エ 身近な支援者等による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症の予防教育・普及啓発に関する広報物の作成 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広い市民が訪れる身近な支援機関の窓口等での依存症に関する広報物の配架・配布 	健康福祉局障害施策推進課 (基幹相談支援センター・発達障害者支援センター)
		健康福祉局障害施設サービス課(精神障害者生活支援センター)
		健康福祉局地域支援課(地域ケアプラザ)
		区高齢・障害支援課
		区生活支援課
区こども家庭支援課		
区福祉保健課		

図表 5-5:重点施策1における取組の方向性(つづき)

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策1		担 当 課
(1) 総合的な依存症対策の取組		
オ 心身の健康を保つ取組	・ 区役所の精神保健福祉相談等でこころの健康に関する相談を実施	区高齢・障害支援課
	・ ストレスチェックや対処法、こころの病気に関する基本的知識等についてホームページやリーフレット等により啓発を実施 ・ こころの電話相談で、区役所の閉庁時間である平日夜間帯の一部及び休日にこころの健康に関する相談を実施	こころの健康相談センター
	・ 生活習慣改善相談として、健康診断の数値・結果データの見方や、生活習慣病・禁煙に関する相談を実施	区福祉保健課 健康福祉局保健事業課
	・ 「よこはまグッドバランス賞」の認定などを通じ、市全体のワーク・ライフ・バランス推進を目指した取組を実施	政策局男女共同参画推進課 こども青少年局企画調整課
	カ 様々な課題への支援	・ 区役所の関係各課において、依存症の本人が直面する様々な課題に対する相談対応や必要な支援を実施 ・ 担当課だけで対応が難しい場合、関係機関等との横断的な情報共有や連携した対応を実施。
・ 教育相談の中で学校生活上の困りごとについて相談対応を実施 ・ 学校カウンセラー等が教職員と連携し、児童生徒・保護者の相談に対応		区福祉保健課 教育委員会事務局人権教育・児童生徒課

図表 5-6:重点施策1における取組の方向性(つづき)

施策	取組の方向性	担当課
重点施策1		
(2) アルコール依存症に特化した取組		
ア 多量飲酒等の防止(適量な飲酒)への取組	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣改善相談や健康づくり関連イベントにおいて、健康問題とともに適量な飲酒に関する知識を高める啓発の実施 市内で働く人たちの多量飲酒防止に向けて、「よこはま企業健康マガジン」(メール配信)においてアルコール問題に関する記事の配信 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局保健事業課
イ 未成年飲酒防止・不適切な誘引防止の取組	<ul style="list-style-type: none"> 小中・高等学校の保健教育において飲酒の問題に関する授業の実施 	教育委員会事務局健康教育・食育課
ウ 女性特有の課題に応じた不適切な飲酒の防止の取組	<ul style="list-style-type: none"> 依存症の予防教育・普及啓発に関する広報物の作成・配布 女性の生活習慣病や依存症の予防に向けて情報提供の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 政策局男女共同参画推進課
(3) 薬物依存症に特化した取組		
ア 教職員等向け研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の薬物乱用防止や薬物依存症の予防に向けて、市内小中・高等学校の教職員等を対象とした薬物乱用による心身への影響や依存症に関する研修会の実施 	健康福祉局医療安全課 教育委員会事務局健康教育・食育課
イ 薬物乱用防止への取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対する薬物乱用防止を目的とした、薬物に関する正しい知識や危険性の普及啓発の実施 薬物乱用防止庁内連絡会を通じた関係機関との連携・情報共有の実施 	健康福祉局医療安全課
(4) ギャンブル等依存症に特化した取組		
ア 高等学校の保健体育におけるギャンブル等依存症の教育	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校で行われる保健体育の授業において、ギャンブル等依存症の予防や正しい付き合い方に関する授業の実施 	教育委員会事務局高校教育課
イ 場外券売り場などでの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 公営競技の場外券売り場等において、依存症の予防教育・普及啓発に関する広報物の配架・配布 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課

図表 5-7:重点施策2における取組の方向性

施策	取組の方向性	担当課
重点施策2		
(1) 総合的な依存症対策の取組		
ア 依存症について関心を持ち正しい理解を促進する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 電車の交通広告やインターネット・SNSなどを活用した、依存症の正しい理解を促進する普及啓発の実施 直接依存症についての話を聞くことができる、市民向け講座の開催 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
イ 依存症の正しい知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 依存症の正しい理解を促進する広報物の作成・配布、講演会等の開催 直接依存症についての話を聞くことができる民間支援団体等による講演会等について、周知協力などの開催支援の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 区高齢・障害支援課(精神保健福祉相談)

図表 5-8:重点施策 3 における取組の方向性

施策	取組の方向性	担当課
重点施策3		担当課
(1) 総合的な依存症対策の取組		
ア 依存症の本人や家族等が相談につながる普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電車の交通広告やインターネット・SNS などを活用した、相談につながる普及啓発の実施 ・ 厚生労働省が定める依存対象ごとの啓発週間に合わせた、相談勧奨や市民向けセミナーの開催 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
イ 幅広く身近な場所での普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症の本人や依存症が疑われる人が相談につながる広報物の作成・配布 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症の本人や依存症が疑われる人が訪れやすい区役所の関係各課の窓口などで、依存症の相談につながる相談支援機関の広報物の配架・配布 	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者生活支援センターや基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、発達障害者支援センターなど、依存症の本人や依存症が疑われる人が訪れる可能性のある身近な支援者の窓口などで、依存症の相談につながる相談支援機関の広報物の配架・配布 	健康福祉局障害施策推進課(基幹相談支援センター・発達障害者支援センター) 健康福祉局障害施設サービス課(精神障害者生活支援センター) 健康福祉局地域支援課(地域ケアプラザ)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症の本人や依存症が疑われる人の家族等に対し、相談につながる広報物の作成・配布 ・ 家族等からの相談にも対応する専門的な医療機関に関する情報について、家族等や身近な支援者へ周知の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
ウ 家族等向けの啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症の本人や依存症が疑われる人の家族等が訪れる可能性のある区役所の関係各課の窓口などで、依存症の相談につながる相談支援機関の広報物の配架・配布 ・ 家族等からの相談にも対応する専門的な医療機関に関する情報について、家族等への周知の実施 	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間支援団体等による、直接依存症についての話を聞くことができる講演会等の開催 	民間支援団体等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間支援団体等が開催する講演会等の周知支援の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 区高齢・障害支援課(精神保健福祉相談)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ こころの健康相談センターのホームページでの依存症に関する情報の拡充 ・ 依存症のセルフチェックや自身のニーズに合った相談・支援・医療機関の検索ができる Web サイトの作成 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課

図表 5-9:重点施策 3 における取組の方向性(つづき)

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策3		
(2) アルコール依存症に特化した取組		
ア 産業保健分野における普及啓発	・ 市内企業等の人事・労務担当者が、従業員をアルコール依存症の相談につなげるための情報提供の実施	神奈川産業保健総合支援センター
	・ 市内企業等の従業員のアルコール依存症の相談につながる広報物の作成・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局保健事業課
	・ 市職員に向けて、飲酒に関する啓発資料の作成・周知、アルコール依存症に関する相談対応等の実施	総務局職員健康課
(3) 薬物依存症に特化した取組		
ア 重複処方の人へのお知らせ	・ 医療機関への重複受診及び重複・多剤処方が見られる人に対し、薬物依存に関する注意喚起や適正受診に関する指導及び相談支援機関に関する情報提供の実施	健康福祉局保険年金課
(4) ギャンブル等依存症に特化した取組		
ア ギャンブル等依存症の本人等が相談につながる普及啓発	・ 場外券売り場や借金・多重債務問題の相談、法律相談など、依存症の本人等の目に触れる機会や場において相談につながるリーフレット等の配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
	・ 消費生活総合センターにおいて、ギャンブル等依存症の相談につながる広報物の配架・配布	経済局消費経済課

図表 5-10:重点施策 4 における取組の方向性

施策	取組の方向性	担当課
重点施策4		担当課
(1) 総合的な依存症対策の取組		
ア 連携会議による支援情報の収集と共有等	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の連携と地域における依存症に関する情報や課題の共有を目的とした連携会議の開催 関係機関との情報や課題の共有 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
		こども青少年局児童相談所 健康福祉局障害施策推進課 (基幹相談支援センター・発達障害者支援センター)
	<ul style="list-style-type: none"> 連携会議への参加及び関係機関との情報や課題の共有 	健康福祉局障害施設サービス課(精神障害者生活支援センター)
		健康福祉局地域支援課(地域ケアプラザ)
		区高齢・障害支援課
		区生活支援課
		区こども家庭支援課
イ 行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などの幅広い支援者のネットワーク、顔の見える関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> 連携会議の開催をはじめとした行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などによる幅広いネットワークと顔の見える関係の構築 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
		こども青少年局児童相談所 健康福祉局障害施策推進課 (基幹相談支援センター・発達障害者支援センター)
	<ul style="list-style-type: none"> 連携会議への参加をはじめとした行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などによる幅広いネットワークと顔の見える関係の構築 	健康福祉局障害施設サービス課(精神障害者生活支援センター)
		健康福祉局地域支援課(地域ケアプラザ)
		区高齢・障害支援課
		区生活支援課
		区こども家庭支援課
ウ 支援ガイドラインの作成及び支援者向け研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 身近な支援者から専門的な支援者へのつなぎを行うための初期チェックリストや連携フローなどを記載した、支援ガイドラインの作成 身近な支援者の依存症理解の促進と支援の向上を目指す、研修等の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
		こども青少年局児童相談所 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課
	<ul style="list-style-type: none"> 身近な支援者から専門的な支援者へのつなぎを行うための初期チェックリストや連携フローなどを記載した、支援ガイドライン作成にあたっての検討・情報共有 身近な支援者の依存症理解の促進と支援の向上を目指す、研修等の参加 	区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課 (基幹相談支援センター・発達障害者支援センター)
		健康福祉局障害施設サービス課(精神障害者生活支援センター)
		健康福祉局地域支援課(地域ケアプラザ)

図表 5-11:重点施策 4 における取組の方向性(つづき)

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策4		
(1) 総合的な依存症対策の取組		
工 身近な支援者から専門的な支援者へつなぐ取組	・関係機関と連携を図りながら身近な支援者から専門的な支援者への適切なつなぎの実施	
		こども青少年局児童相談所
		区高齢・障害支援課
		区生活支援課
		区こども家庭支援課
		区福祉保健課
		健康福祉局障害施策推進課(基幹相談支援センター・発達障害者支援センター)
		健康福祉局障害施設サービス課(精神障害者生活支援センター)
		健康福祉局地域支援課(地域ケアプラザ)

図表 5-12:重点施策 4 における取組の方向性(つづき)

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策4		担 当 課
(1) 総合的な依存症対策の取組		
オ 身近な支援者と連携した取組	・ 身近な支援者が依存症の理解を促進する研修等における技術支援・連携	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
	・ 依存症の理解を促進する研修等の開催・参加	こども青少年局児童相談所 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課(基幹相談支援センター・発達障害者支援センター) 健康福祉局障害施設サービス課(精神障害者生活支援センター) 健康福祉局地域支援課(地域ケアプラザ)
カ 福祉サービス提供事業者等への情報提供や研修の実施	・ 介護事業者や障害福祉サービス事業者を対象とした依存症に関する情報提供や研修等の実施 ・ 子どもの保護者等が依存症の問題を抱えている場合に、早期発見・早期支援につなげられるよう、保育・教育機関の職員などを対象とした情報提供や研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
	・ 介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者を対象とした依存症に関する研修等の参加	健康福祉局障害施策推進課 健康福祉局障害施設サービス課 健康福祉局障害自立支援課 健康福祉局介護事業指導課 健康福祉局高齢在宅支援課
	・ 教育機関の職員などを対象とした研修等の参加	教育委員会事務局健康教育・食育課 教育委員会事務局人権教育・児童生徒課
キ 市内の支援者情報をまとめた情報ツールの整備	・ 身近な支援者が対象者のニーズに合った支援者を検索できるよう、市内の支援者情報をまとめた情報ツールの整備	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
ク 救急医療機関との連携	・ 救急医療機関において、依存症の疑いのある入院者やその家族等への依存症に関する知識の提供や専門的な支援者につなげるための広報物の作成・配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 医療局医療政策課
ケ かかりつけ医への研修の実施	・ かかりつけ医から専門的な支援者へのつながりの促進に向けて、「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」において、依存症の理解促進を図る内容を追加	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課

図表 5-13:重点施策 4 における取組の方向性(つづき)

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策4		
(1) 総合的な依存症対策の取組		
コ 区役所の関係各課が連携した相談等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 区役所の精神保健福祉相談及び関係各課における依存症への理解の向上と相談対応力の強化に向けた依存症に関する研修等への参加 各課や関係機関との横断的な情報共有や連携した対応の実施 	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課
サ 医療関係者による支援者向け研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 身近な支援者に向けて、専門の医師等による研修の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
(2) アルコール依存症に特化した取組		
ア 内科等での気付きとつなぎ	<ul style="list-style-type: none"> 内科等において依存症が疑われる事例をスクリーニングし、専門的な支援者へとつなぐための仕組みづくりの検討 依存症の本人等がアルコールに起因する疾患により内科を受診した際に、適切に専門医療機関や民間支援団体等へつなぐことができるよう、医療関係者への情報提供や研修等の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 医療局医療政策課
(3) 薬物依存症に特化した取組		
ア 保護観察所との密な連携と情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 保護観察所と連携し、保護観察処分となっている人に対する支援機関に関する情報提供や研修等の実施 情報交換や密に連携を行う体制づくりに向けて、薬物依存のある保護観察対象者等の支援に係る実務者検討会や地域支援連絡協議会への参加 保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査へ協力し、保護観察の対象となった人への継続的な支援の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
(4) ギャンブル等依存症に特化した取組		
ア 消費生活総合センターから専門的な支援者へのつなぎ及び啓発	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活総合センターにおいて、依存症が疑われる人やその家族等に対して専門的な支援者へのつなぎの実施 	経済局消費経済課

図表 5-14:重点施策 5 における取組の方向性

施策	取組の方向性	担当課
重点施策5		担当課
(1) 総合的な依存症対策の取組		
ア 行政における相談支援	・ 専門相談を受けるとともに、プログラム等の案内や専門的な支援者等との連携など、回復に向けたつなぎの実施	健康福祉局こころの健康相談センター
	・ 区役所の精神保健福祉相談において、相談対応を行うとともに、地域の身近な窓口として継続的な支援の実施	区高齢・障害支援課(精神保健福祉相談)
イ 回復プログラム・家族教室の実施	・ 依存症のメカニズムや再発のサイン・対処法について一緒に考える回復プログラムの実施 ・ 家族等が依存症について学び、対応方法・回復について考える家族教室の実施	健康福祉局こころの健康相談センター
	・ 地域資源を活用した家族教室の実施	区高齢・障害支援課(精神保健福祉相談)
ウ 民間支援団体等による依存症の本人や家族等への支援	・ 民間支援団体等それぞれの特性を生かした、依存症の本人や家族等の回復に向けた取組の実施 ・ 他の民間支援団体等や関係機関と情報共有を図りながら、本人や家族等のニーズに合った支援の提供	民間支援団体等
エ 利用者のニーズに合った制度の検討	・ 障害者総合支援法等の制度内で対応しきれない依存症特有の支援ニーズに対して、利用者の回復につながる利用制度に向けた調整の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局障害施設サービス課
オ 民間支援団体等への活動支援	・ 民間支援団体等が継続して依存症の本人や家族等を支援できるよう、団体が行うミーティング・普及啓発・相談等の活動へ補助の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
	・ 男女共同参画センターの会議室等を自助グループの活動場所として提供 ・ 自助グループが開催するセミナーの支援の実施	政策局男女共同参画推進課
カ 施設の危機管理体制充実に向けた支援	・ 感染症予防に必要な物品を含めた活動補助の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
	・ 障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターを対象として、災害時等における施設運営に有益な情報の提供や福祉避難所としての備蓄品購入の補助の実施 ・ 緊急時対応マニュアルの作成に向けた情報提供や作成支援の実施 ・ 感染症予防に必要な物品の導入補助の実施	健康福祉局障害施設サービス課
キ スタッフの人材育成・セルフケアのための取組	・ 民間支援団体等の職員の人材育成や離職防止に向けて、支援スキル向上やセルフケアのための研修会の開催	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課

図表 5-15:重点施策 5 における取組の方向性(つづき)

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策5		担 当 課
(1) 総合的な依存症対策の取組		
ク 連携会議による情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 行政、医療、福祉・保健、司法などの関係機関がお互いの理解を深め、依存症の問題に本人等が必要な支援にアクセスしやすいネットワークの構築を目指した連携会議の開催・参加 	
ケ 専門的な医療機関の充実に向けた研修等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 依存症の治療に対応できる医療機関の充実を図るため、精神科等の医療関係者に対する研修等の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 こども青少年局児童相談所 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課(基幹相談支援センター・発達障害者支援センター) 健康福祉局障害施設サービス課(精神障害者生活支援センター) 健康福祉局地域支援課(地域ケアプラザ)

図表 5-16:重点施策 6 における取組の方向性

施策	取組の方向性	担当課
重点施策6		担当課
(1) 総合的な依存症対策の取組		
ア 連携会議によるサポート体制の構築	・身近な支援者が専門的な支援者と支援情報の共有等の促進を図り、地域生活の中で回復し続けられる支援体制の構築を目指すため、連携会議の開催	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 こども青少年局児童相談所 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区子ども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課(基幹相談支援センター・発達障害者支援センター) 健康福祉局障害施設サービス課(精神障害者生活支援センター) 健康福祉局地域支援課(地域ケアプラザ)
イ 地域における依存症の支援	・地域生活の中での回復の継続に向けて、関係する各主体と専門的な支援者が、情報や技術を共有するとともに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築に向けた協議の場等において、関係者間の連携を進め、支援体制を構築	健康福祉局精神保健福祉課
ウ 回復や支援に関する情報共有	・依存症の様々な支援のあり方や回復プロセスの共有及び関係機関への周知	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
エ 更生保護と一体となったサポート	・保護観察所等と連携して、民間支援団体等に関する情報提供や依存症以外の問題に関する相談対応の実施 ・回復後も切れ目ない支援を継続するため、薬物事犯による保護観察対象者を対象とするコホート調査への協力	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
オ 就労の支援	・行政と民間支援団体等が連携し、依存症からの回復者を雇用する企業や関係機関に対し、依存症からの回復と就労の両立のために必要な知識等の普及啓発	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
	・若者サポートステーションにおいて、就労に向けて様々な困難を抱える 15~49 歳の人及びその家族等を対象として、総合相談や就労セミナー、就労訓練等の実施	こども青少年局青少年育成課
	・障害者就労支援センターにおいて、働くことを希望する障害児・者を対象として、就労に関する相談、職場実習等を通じた適性把握、求職活動支援や就労後の定着支援等の実施	健康福祉局障害自立支援課

図表 5-17:重点施策 6 における取組の方向性(つづき)

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策6		担 当 課
(1) 総合的な依存症対策の取組		
カ 自立後の住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症からの回復を続ける人や、依存症に関連する犯罪により刑務所等から出所した人が地域の中で住み続けられるよう、依存症に関する正しい知識の普及啓発の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅に困窮する低額所得者で市内に在住または在勤の人に対して、公募により市営住宅の提供 	建築局市営住宅課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低額所得者、障害者等が民間賃貸住宅への入居をしやすいとする仕組みとして「住宅セーフティネット制度」の活用 ・ 住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会と不動産事業者や福祉支援団体、区局の連携を強化する制度の検討 	建築局住宅政策課

(4) 継続的な現状把握

依存症の本人を取り巻く環境や本人が置かれた状況は、目まぐるしく変化することが予想されます。また、それに伴い、国や県における政策なども見直しが行われるものと考えられます。

本市においては、国や県における最新の政策動向や研究動向を常に把握するとともに、依存症問題に関する調査研究を継続的に行い、必要に応じて計画内容の見直し等に活用していきます。

資料編

1 計画の検討過程

本計画の策定にあたって、以下の通り検討部会を開催しました。

図表●-●:検討部会の開催状況

日程	議題
令和2年6月3日(水)	<ul style="list-style-type: none">● 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の方向性について● 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)に盛り込む取組案について
令和2年8月19日(水)	<ul style="list-style-type: none">● 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の骨子案について● 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の素案たたき台について
令和2年11月20日(金)	<ul style="list-style-type: none">● 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の素案(案)について
令和3年1月18日(月)	【報告事項】※議題はなし <ul style="list-style-type: none">● 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の素案および概要版案について

2 検討部会の構成員名簿

本計画の策定にあたって設置した依存症対策検討部会の構成員は以下の通りです。

図表●-●:検討部会の委員一覧(令和3年4月時点)

	委員氏名	役職
審議会委員 (依存症対策検討部会会長)	いとう ひでゆき 伊東 秀幸	田園調布学園大学 副学長
審議会委員 (依存症対策検討部会副会長)	はせがわ よしお 長谷川 吉生	神奈川県精神科病院協会 監事 日向台病院 院長
審議会委員	あまがい とおる 天貝 徹	横浜市医師会常任理事 (あまがいメンタルクリニック院長)
審議会委員	いいじま ともこ 飯島 倫子	神奈川県弁護士会
審議会委員	さえき たかし 佐伯 隆史	医療法人 誠心会 理事長 神奈川病院
審議会委員	ひしもと あきとよ 菱本 明豊	横浜市立大学大学院医学研究科 精神医学部門 主任教授
臨時委員	うへはら のりあき 植原 憲明	神奈川県司法書士会 理事
臨時委員	おおいし まさゆき 大石 雅之	医療法人社団 祐和会 大石クリニック 院長
臨時委員	おかだ みつお 岡田 三男	NPO 法人 横浜ひまわり家族会 理事 長
臨時委員	こじま ようこ 小嶋 洋子	NPO 法人 あんだんて 女性サポート センター Indah(インダー) 代表
臨時委員	こばやし おうじ 小林 桜児	神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター医療局長
臨時委員	さいとう つねお 斎藤 庸男	神奈川県精神神経科診療所協会 会長 (さいとうクリニック 院長)
臨時委員	さとう しのぶ 佐藤 しのぶ	NFCR ノンファミリー カウンセリングルーム
臨時委員	なかむら つとむ 中村 努	NPO 法人 ワンデーポート 施設長
臨時委員	まつぎ たかのぶ 松崎 尊信	国立病院機構 久里浜医療センター精神科 医長
臨時委員	まつした としこ 松下 年子	横浜市立大学 医学部看護学科 教授
臨時委員	やまだ たかし 山田 貴志	特定非営利活動法人 横浜ダルク・ケア・センター 施設長
臨時委員	ゆいぞの まつえ 由井園 松枝	横浜断酒新生会 家族会

3 各種実態把握調査の実施概要

(1) ヨコハマ e アンケート

ア 調査の目的

本市市民の依存症に対するイメージや知識の状況を把握すること。

イ 調査対象数

市内在住の15歳以上の登録メンバー 3,175人

ウ 調査期間

令和2(2020)年7月31日～8月14日

エ 回収状況

1,264人(回答率39.8%)

オ 主な調査項目

- ✓ 知っている依存症の種類
- ✓ 依存症について、情報を得たり参加したりしたことがあるもの
- ✓ 身近な人で依存症ではないかと思う人の有無
- ✓ 依存症に該当すると思うもの
- ✓ 自身に依存の問題が起こる心配
- ✓ 依存症に関して相談しようと思う先

(2) 依存症社会資源調査

ア 調査の目的

全国の依存症回復施設等の社会資源の状況を調査し、横浜市の依存症回復施設等の状況との比較をすることで、今後の横浜市の依存症対策検討の基礎資料とすること。

イ 調査対象数

全国の依存症の回復施設などの民間支援団体 183 か所

ウ 調査期間

令和2(2020)年1月6日～1月22日

エ 回収状況

109 か所(回収率59.6%)

オ 主な調査項目

- ✓ 立地地域・運営年数・定員規模
- ✓ 受け入れ可能な年齢層・依存対象
- ✓ 他障害・疾患を併せ持つ方の受け入れ可否
- ✓ 実施している支援内容
- ✓ 対応している相談手段
- ✓ 生活保護受給者の施設利用可否
- ✓ スタッフ構成
- ✓ 連携している支援機関・医療機関
- ✓ 外部への情報発信・行政からの委託事業
- ✓ 施設の強みと課題

(3) 令和2年度 依存症回復支援施設利用者の実態調査(回復支援施設利用者調査)

ア 調査の目的

横浜市内の依存症支援を行う回復施設の施設長及び利用者(スタッフ、入所者、卒業者等)への聞き取り調査により、利用者層の実態、利用状況等の情報を収集する。それら进行分析することで、本市の依存症者に共通する特徴や経験を洗い出し、あわせて、利用者の視点から横浜市での回復施設ならではの長所や抱えている課題などを把握すること。

イ 調査対象数

43名

ウ 調査期間

2020年4月～2021年3月

エ 回収状況

質的調査のため、43名全員に聞き取りを実施

オ 主な調査項目

- ✓ 「年齢」「性別」「居住地」
- ✓ 「アディクションを抱えた経緯(家族構成、生育歴等)」「回復施設につながった経緯」「回復過程」「利用を継続している(いた)理由や目的」「回復施設から受けた支援内容」「利用してよかったこと、求める改善点」「依存症者が回復ステップを順調に歩むために必要なことや、何か思うこと」「回復施設につながるにあたっての支障、あるいはつながった後に継続する上での支障」「他の回復施設に通った経験有無とその相違」「回復施設以外から受けている(いた)支援や医療」「横浜市に対する要望」「コロナ禍による影響と対応」
- ✓ 「回復施設スタッフとなった経緯」「スタッフとしてのこれまでの活動内容」「他施設でのスタッフ経験の有無とその相違」(当事者スタッフへの追加質問)
- ✓ 「利用を終えた経緯」「利用を終えた後の経緯」(元利用者への追加質問)

(4) 市内回復支援施設ヒアリング

ア 調査の目的

口頭でのヒアリングにより、アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症の問題を抱える当事者及び家族の相談を受けている市内依存症回復施設等(市内に事務局がある団体。電話相談事業のみは除く)における依存症相談の実態を把握すること。

イ 調査対象数

16 カ所

ウ 調査期間

令和元年 11 月～令和2年3月

エ 回収状況

—

オ 主な調査項目

- ✓ 依存症相談の実態
- ✓ 支援の実態と課題
- ✓ 他機関への活動の周知・連携状況

(5) 県社会資源実態調査

ア 調査の目的

県内のアルコール、薬物、ギャンブル等の依存症に係る医療機関、相談機関、自助グループ・回復施設等民間支援団体を対象に活動状況、各施設が抱える課題、患者の受入れ状況等の実態調査を行い、依存症患者支援の連携のあり方について検討し、必要な支援と切れ目ない連携体制を構築するための基礎資料とすること。

イ 調査対象数

神奈川県内の医療機関、自助グループ・回復支援施設等、相談機関 285 施設

ウ 調査期間

令和2(2020)年10月30日～12月28日

エ 回収状況

232 施設(回収率 81.4%)

オ 主な調査項目

- ✓ 依存症の対応・受け入れ可能分野について
- ✓ 依存症患者の受診者数／施設の定員／相談者数について
- ✓ 診療／相談に至った経緯について
- ✓ 患者が施設を知ったきっかけについて
- ✓ 依存症対応プログラムの有無について
- ✓ 患者本人や家族に対する相談支援の有無について
- ✓ 早期発見・早期介入支援／退院後支援の内容について
- ✓ 依存症について紹介・連携関係がある機関について
- ✓ 医療機関／相談機関／回復支援施設等と必要な連携について
- ✓ 診療／支援／相談を進める上での課題について
- ✓ 課題解決に向けた取組について
- ✓ 行政機関等からの必要な支援について

4 連携会議の参加団体名簿

(1)参加機関一覧

	団体名
自助グループ(本人)	AA 横浜地区広報活動実行委員会(栄やすらぎグループ)
自助グループ(本人)	横浜断酒新生会
自助グループ(本人)	NA(ナルコティクスアノニマス 南関東エリア)
自助グループ(本人)	GA(日本インフォメーション)
自助グループ(家族)	ナラノン・ファミリー・グループ
自助グループ(家族)	ギャマノン
家族会	横浜断酒新生会(家族会員)
家族会	NPO 法人横浜ひまわり家族会
家族会	全国ギャンブル依存症家族の会 神奈川
専門医療機関	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター
専門医療機関	医療法人誠心会 神奈川病院
専門医療機関	医療法人社団祐和会 大石クリニック
回復支援施設	NPO 法人 RDP RDP 横浜
回復支援施設	NPO 法人あんだんて 女性サポートセンターIndah
回復支援施設	NPO 法人ギャンブル依存ファミリーセンターホープヒル ホープヒル
回復支援施設	NPO 法人市民の会 寿アルク
回復支援施設	NPO 法人ステラポラリス ステラポラリス
回復支援施設	ダルク ウィリングハウス
回復支援施設	日本ダルク神奈川
回復支援施設	NPO 法人ヌジュミ 横浜市地域活動支援センターぬじゅみ
回復支援施設	NPO 法人 BB 横浜市地域活動支援センターBB
回復支援施設	一般社団法人ブルースター横浜
回復支援施設	株式会社 HOPE
回復支援施設	NPO 法人横浜依存症回復擁護ネットワーク(Y-ARAN) YRC 横浜
回復支援施設	NPO 法人横浜ダルク・ケア・センター
回復支援施設	認定 NPO 法人横浜マック 横浜マック・デイケア・センター
回復支援施設	株式会社わくわくワーク大石
回復支援施設	認定 NPO 法人ワンデーポート
支援機関	社会福祉法人同愛会地域活動ホームくさぶえ(都筑区基幹相談支援センター)
支援機関	社会福祉法人匡済会 横浜市踊場地域ケアプラザ
支援機関	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市高次脳機能障害者支援センター

	団体名
支援機関	公益法人総合保健医療財団 横浜市港北区生活支援センター
支援機関	社会福祉法人横浜やまびこの里 横浜市発達障害者支援センター
行政機関	横浜市 区福祉保健センター高齢・障害支援課 障害者支援担当(3区)
行政機関	横浜市 区福祉保健センター生活支援課(2区)
行政機関	横浜市 区福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢者支援担当(1区)
行政機関	横浜市 区福祉保健センターこども家庭支援課(1区)
行政機関	横浜市 児童相談所(1か所)
行政機関	法務省 横浜保護観察所

(2)有識者一覧

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター	小林 桜児
独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター	松崎 尊信
横浜市立大学医学部看護科	松下 年子
横浜市立大学大学院医学研究科	菱本 明豊

(3)令和2年度開催実績

令和2年度は、現場のご意見を丁寧に伺いながら検討を進めるため、アルコール健康障害関連、薬物依存症関連、ギャンブル等依存症関連の3つに分けて開催しました。

図表●-●:連携会議の令和2年度開催状況

日程	議題
令和2年6月～7月 (書面開催)	● 横浜市依存症関連機関連携会議の今後について
令和2年9月	● 横浜市依存症関連機関連携会議の研修計画及び開催方法について
令和2年12月	● 依存症支援のためのガイドライン(仮)の必要性について

5 パブリックコメントの実施状況

(1) 実施概要

令和3(2021)年3月8日～4月6日

※電子申請回答フォーム、メール、郵送、FAX等にてご意見を募集

(2) 意見募集結果

※複数の項目に該当する意見があるため、意見総数と一致しません。

項目		意見数
計画全般について		159件
	第1章について	58件
	第2章について	76件
	第3章について	48件
	第4章について	95件
	第5章について	36件
項目の記載なし		47件
合計		519件

(3) ご意見への対応状況

対応状況	意見数
御意見を踏まえ、原案に反映するもの	30件
御意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの	39件
今後の検討の参考とさせていただくもの	232件
その他	168件

6 用語解説

<あ行>

用語	意味
・アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援対象者の現状や課題を把握・分析し、必要な支援の提供等に結びつけるための検討を行うこと。
SNS	<ul style="list-style-type: none"> ● ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称であり、「人同士のつながり」を電子化するサービスのこと。Twitter やFacebook 等が知られている。

<か行>

用語	意味
介護保険サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険で使うことができるサービスであり、自宅で利用する訪問系サービス(訪問介護、訪問看護等)、事業所に通い利用する通所系サービス(通所介護、通所リハビリテーション等)、施設系サービス(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等)等がある。利用にあたっては、要介護(要支援)の認定を受ける必要がある。
介護サービス事業者(所)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「介護保険サービス」を行う者として市の指定を受けた事業者(所)のこと。社会福祉法人や株式会社等、様々な形態の事業者がある。
基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児・者やそのご家族などのための総合相談支援機関として18区に1か所ずつ設置されている。区福祉保健センターや精神障害者生活支援センター等と連携し、障害児・者やそのご家族などからのご相談に応じるとともに、地域や関係機関等とも連携し、地域づくりに取り組んでいる。
危険ドラッグ	<ul style="list-style-type: none"> ● 違法薬物の分子構造の一部に手を加えることで法の網をくぐり抜けようとしたもの。合成薬物作用は、薬物ごとにまったく異なる。(出典:特定非活動営利法人 ASK ホームページより一部抜粋)
グループホーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の中で、高齢者や障害者などが日常生活を送る上での世話又は支援を受けながら共同で生活をする場のこと。
更生施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護法に基づく社会福祉施設で身体上または精神上的の障害により地域生活が困難で、かつ生活に困窮している方が入所して、自立への支援を受ける施設のこと。
更生保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪をした者などに対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けること。

更生保護施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供するとともに、保護している期間、生活指導・職業補導などを行い、自立を援助する施設のこと。
コホート調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定の習慣や生活環境の影響を受けた集団(コホート)を追跡したり、影響を受けていない集団と比較したりすることにより、疾病の要因等を明らかにしようとする、疫学における調査研究手法のこと。

<さ行>

用語	意味
産業保健総合支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業等が「健康で安心して働ける職場づくり」を行う活動(産業保健)を支援する機関。企業等の産業保健スタッフ(産業医、保健師、衛生管理者、事業主、人事労務担当者等)を対象に産業保健に関する研修や相談等を行なっている。
社会資源	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉におけるニーズを満たすために用いられる、各種の知識や技術等の資源(制度、専門機関、人材等)のこと。
住宅確保要配慮者	<ul style="list-style-type: none"> ● 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者のこと。
重複受診・重複処方	<ul style="list-style-type: none"> ● 同じ病気で複数の医療機関を受診すること。また、重複受診にともない、同じ病気に対して重複する投薬が行われることを「重複処方」という。
場外券売り場	<ul style="list-style-type: none"> ● 競馬・競輪をはじめとする公営競技の投票券を、開催される競技場外で買うことができる施設のこと。
障害者就労支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の就労に向けた支援、就労後の職場定着支援、事業主に対する障害者の雇用に関する相談等、障害者の就労に関する業務を行っている専門機関のこと。
障害福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者総合支援法に則し、個々の障害のある人々の障害程度や状況(社会活動や介護者、居住等の状況)をふまえ、個別に支給決定が行われる支援で、入浴、排せつ、食事の介護等や自立した日常生活又は社会生活、就労等に向け、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練などがある。
障害福祉サービス事業者(所)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害福祉サービス」を行う者として県の指定を受けた事業者のこと。

消費生活総合センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費生活に関する相談の受付のほか、図書・雑誌等の閲覧やDVD等の貸出、貸会議室の運用を通じた消費者の活動の場の提供等を行う施設のこと。
スクリーニング	<ul style="list-style-type: none"> ● 疾患等にかかっている疑いのある対象者を選別するための検査のこと。通常は、比較的簡易な検査で実施され、選別された疾患等の可能性がある対象者をより精緻な検査・診断と治療へつなげる目的で実施されることが多い。
精神障害者生活支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で生活する精神障害者の社会復帰、自立、及び社会参加を促進することを目的として、日常生活相談、食事サービス等の事業を行う機関。本市では各区に1館ずつ設置されている。
摂食障害	<ul style="list-style-type: none"> ● 単なる食欲や食行動の異常ではなく、体重に対する過度のこだわりや、自己評価への体重・体形の過剰な影響の存在といった心理的要因に基づく、食行動の重篤な障害のこと。(出典:厚生労働省みんなのメンタルヘルス総合サイトより一部抜粋)
セルフケア	<ul style="list-style-type: none"> ● こころの健康づくりにおいて、自身のストレスに気づき、対処すること。
ソーシャルワーカー	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政や医療機関、福祉施設等で社会福祉の立場から、ご本人やご家族の方々が抱える経済的、心理的、社会的問題の解決や調整を支援する人のこと。

<た行>

用語	意味
男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画の推進に向け、横浜市では市内 3 館の男女共同参画センターを設置。女性の就業支援や心とからだの健康に関する講座、各種相談事業、市民活動支援など、多分野にわたる事業を、専門性をいかして総合的に実施する施設として運営。
地域活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅の障害者が、登録事業所に通所して地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、創作的活動・生産活動等のサービスを提供する施設のこと。
地域ケアプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者、子ども、障害のある人など誰もが地域で安心して暮らせるよう、身近な福祉・保健の拠点としてさまざまな取組を行っている、横浜市独自の施設。概ね中学校区程度に1館設置されている。福祉・保健の行事や催しの開催、福祉・保健に関する相談や支援、施設の貸し出し等を行っている。

<は行>

用語	意味
発達障害者支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障害者に対し、社会福祉士・公認心理士等専門の相談員が相談支援を行う専門機関のこと。

附属機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方自治法第 138 条の4第3項及び地方公営企業法第 14 条の規定に基づき設置する機関であり、市長等の執行機関の要請により、行政執行のために必要な審査、審議、調査等を行うことを職務とする機関のこと。本市では、複雑化・高度化し、広範に渡る業務内容に専門的知見等を反映するため、また業務に第三者の視点を入れることにより、公正・適正な業務執行を確保するため、市民、学識経験者等を委員とした附属機関(審議会、審査会等)を設置している。
法テラス	<ul style="list-style-type: none"> ● 法制度や手続きについての関係機関の紹介や、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立て替え等を行う、国が設立した法的トラブル解決の専門窓口のこと。
保護観察	<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。
保護観察所	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地方裁判所の管轄区域ごとに全国 50 か所に置かれ、更生保護の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動などの事務を行う専門機関のこと。医療観察制度による処遇の実施機関として、心神喪失等の状態で重大な他害行為をした人の生活環境の調査、生活環境の調整、精神保健観察などの事務も行っている。

<ま行>

用語	意味
ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> ● 依存症者の自助グループ等で行われる、自身の体験等を話し合う会合のこと。依存症本人のみが参加する「クローズド・ミーティング」が原則であるが、本人以外も参加できる「オープン・ミーティング」、運営に関わる話し合いを含む「ビジネス・ミーティング」等がある。依存対象から離れるため、朝・昼・夜の3回ミーティングに参加する、スリーミーティングが推奨されることもある。(出典:特定非活動営利法人 ASK ホームページより一部抜粋)
燃え尽き症候群 (バーンアウト)	<ul style="list-style-type: none"> ● それまで意欲を持ってひとつのことに没頭していた人が、あたかも燃え尽きたかのように意欲をなくし、社会的に適応できなくなってしまう状態のこと。(出典:厚生労働省 e-ヘルスネットより一部抜粋)

<や行>

用語	意味
薬物乱用	<ul style="list-style-type: none"> ● 薬物を社会的許容から逸脱した目的や方法で自己使用すること。
ヤングケアラー	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令上の定義はないが、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもや若年者のこと。(出典:厚生労働省 e-ヘルスネットより一部抜粋・修正)

横浜市居住支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(通称:住宅セーフティネット法)」第51条に基づき、住宅確保要配慮者の居住支援に向けて設立している協議会のこと。
------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<ら行>

用語	意味
ライフイベント	<ul style="list-style-type: none"> ● 出生から死亡までに発生する、学校への進学、就職、転職、結婚、離婚、出産、退職など、人生における節目となる出来事のこと。
ライフステージ	<ul style="list-style-type: none"> ● ライフイベントによって特徴づけられる、ある一定の年齢層における生活段階のこと。

<わ行>

用語	意味
若者サポートステーション	<ul style="list-style-type: none"> ● 困難を抱える15歳から39歳までの若者及びその保護者を対象とした社会的自立・職業的自立に向けた総合相談、ジョブトレーニング(就労訓練)、就労セミナー等を実施する若者自立支援機関のこと。令和2年度から、「サポステ・プラス」(愛称)として、40歳から49歳までの者及びその家族の支援も行っている。

横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)原案(案) 令和 3 年●月

発行 横浜市健康福祉局精神保健福祉課

〒231-0005 横浜市中区本町2-22 京阪横浜ビル 10 階

電話:045-662-3554 FAX:045-662-3525

E-mail:kf-izon-kekaku@city.yokohama.jp

横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)

<計画期間:令和3年度~令和7年度>

【概要版】(案)

1 計画策定の趣旨

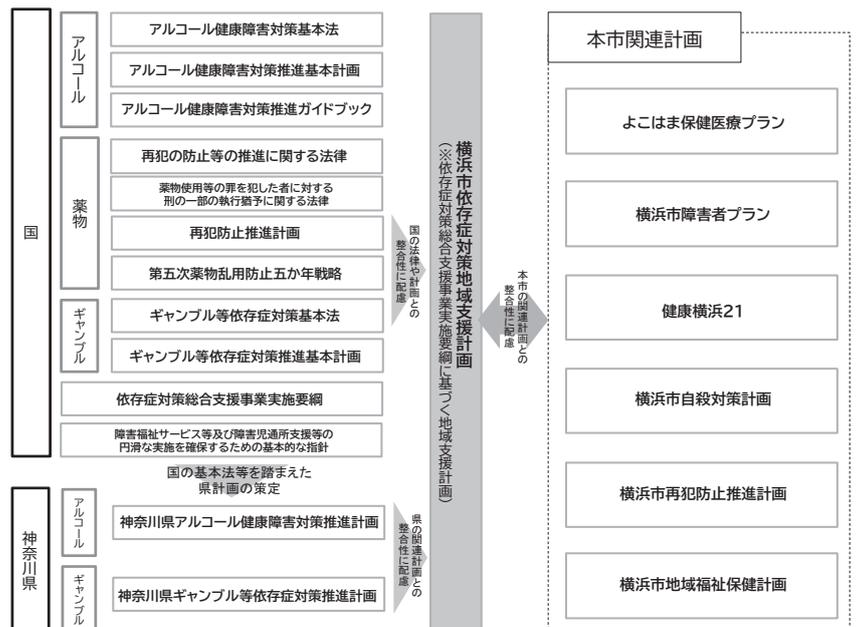
- 依存症は、本人の健康状態や社会生活だけでなく、家族等へも影響を及ぼします。依存症の背景には複合的な課題が存在している事例も多く、医療・福祉・司法など、様々な領域の専門家が連携して支援を行うことが求められます。
- 近年、国や神奈川県において、法律や計画が整備されるなど、各依存症に関する支援体制の制度が整えられてきました。
- こうした動きを踏まえ、本市においても、こころの健康相談センター、各区役所での精神保健福祉相談を中心に、相談支援、普及啓発などの取組を充実させてきました。また、市内では依存症当事者の支援に、長きにわたって、多数の民間支援団体等が活動してきました。
- 本計画は、本市の依存症対策の取組と、民間支援団体等が積み上げてきた活動を結びつけ、依存症に関する支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すものです。

2 用語の定義

用語	定義
依存症	<ul style="list-style-type: none"> ● アルコールや薬物などの物質の使用や、ギャンブル等やゲームなどの行為を繰り返すことによって脳の状態が変化し、日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、「やめたいと思わない」、「やめたくても、やめられない」、「コントロールできない」状態である ● 「疾病及び関連保健問題の国際統計分類（第11回改訂）」(ICD-11)では、物質使用及び嗜癖行動による障害に位置付けられている ● 本人の意志の弱さや家族等の周囲の人の努力不足によるものではなく、様々な生きづらさや孤独を抱えるなど、原因や背景は多様であり、適切な医療や支援につながることで回復できる
回復	<ul style="list-style-type: none"> ● 依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進んでいけること、自分らしく健康的な暮らしを続けること

3 計画策定の位置付けと計画期間

- 本計画は国の実施要綱において定められた、地域支援計画として策定するものであり、国や神奈川県に関連計画及び本市における医療・福祉領域の関連計画との整合を図りながら策定しています。
- また、本計画の計画期間は、計画策定後の令和3年度から令和7年度までの5年間とします。



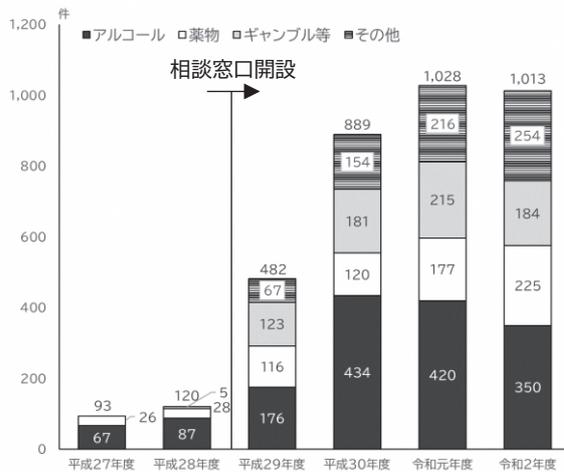
4 計画で取り扱う依存対象

- 本計画は、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症の3つを主たる施策の対象としつつ、ゲーム障害といった新しい依存症など、その他の依存症も含む依存症全般を視野に入れた内容として策定しています。

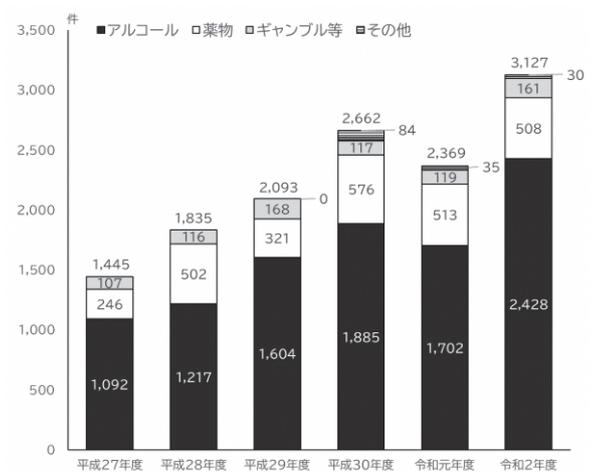
1 本市の依存症に関する状況

- 厚生労働科学研究の研究結果に基づく推計(平成30年度)によると、アルコール依存症の生涯経験者の割合は男性の0.8%、女性の0.2%となっています(※1)。
- 国立精神・神経医療研究センターの調査結果(令和元年度)によると、生涯で1度でも薬物の使用を経験した人の割合は、2.5%となっています(※2)。
- 本市の調査結果(令和元年度)によると、過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる人の割合の推計値は成人の0.5%、生涯でギャンブル等依存症が疑われる人の割合の推計値は成人の2.2%となっています(※3)。
- 本市における依存症に関する相談件数を見ると、令和2年度には、こころの健康相談センターでのべ1,013件、区役所でのべ3,127件の相談を受け付けています(※4)。

こころの健康相談センターにおける依存症関連ののべ相談件数



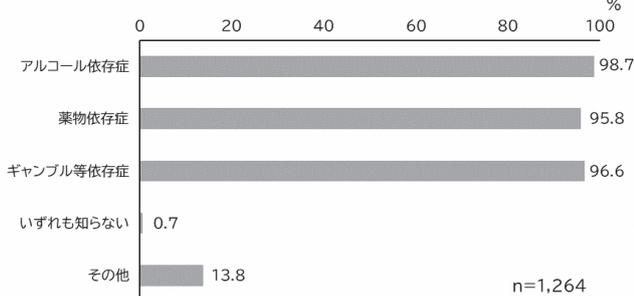
区役所における依存症関連ののべ相談件数



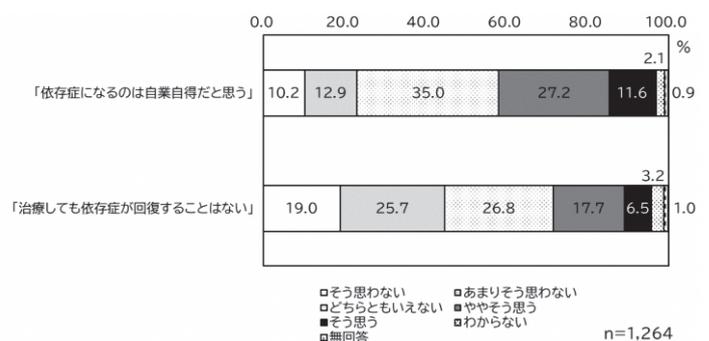
(※1) 「2018年わが国の成人の飲酒行動に関する全国調査」(厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)分担研究平成30年度報告書)
 (※2) 国立精神・神経医療研究センター「薬物使用に関する全国住民調査(令和元年)」(令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)分担研究報告書)。ここでいう「薬物」は「有機溶剤、大麻、覚醒剤、MDMA、コカイン、ヘロイン、危険ドラッグ、LSDのうちいずれかの薬物」のことを指す。
 (※3) 横浜市「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」(令和元年度)
 (※4) 出典は横浜市資料。なお、「その他」の依存症への相談件数は平成29年度より抽出しているため、同年以降の相談件数を掲載。

- 本市が令和2年に実施した「ヨコハマeアンケート」(※) (以下、「eアンケート」という。)の結果によれば、回答者の95%以上が、アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症について知っており、依存症に対する認知度は高いことがうかがえます。
- 他方で、「依存症になるのは自業自得だと思う」の質問については38.8%が、「治療しても依存症が回復することはない」の質問については24.2%が「そう思う」または「ややそう思う」と回答しており、依存症に関する正しい知識が浸透していないことがうかがえます。

知っている依存症



依存症に対する認識



(※) ヨコハマeアンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和2年度)

2 本市及び関係機関、民間支援団体等における取組と状況

①身近な支援者

- 区役所の高齢・障害支援課、生活支援課などでは、行政の相談窓口として、一次相談から専門的な相談まで幅広く対応しています。相談内容の背景に依存症の問題があった場合には、専門的な支援者へのつなぎを行っています。
- そのほか、身近な支援者としては、精神障害者生活支援センターや基幹相談支援センター、地域ケアプラザといった福祉の機関、法テラスや司法書士、弁護士、保護観察所といった司法に携わる機関・支援者、学校などの教育機関等があります。
- 身近な支援者における相談や対応する課題等の背景には、依存症の問題が含まれることが珍しくない状況にあります。こうした支援者が依存症問題に対する理解と対応力を高め、専門的な支援者との連携を強化していくことが、依存症の予防・早期発見・早期支援に向けて極めて重要と考えられます。

②医療機関

- 県内には専門医療機関をはじめとして、依存症の治療等を行う医療機関が複数あります。また、それ以外の医療機関（一般医療機関）においても、依存症の早期発見と専門的な支援者へのつなぎに向けた重要な役割を担っているものと考えられます。

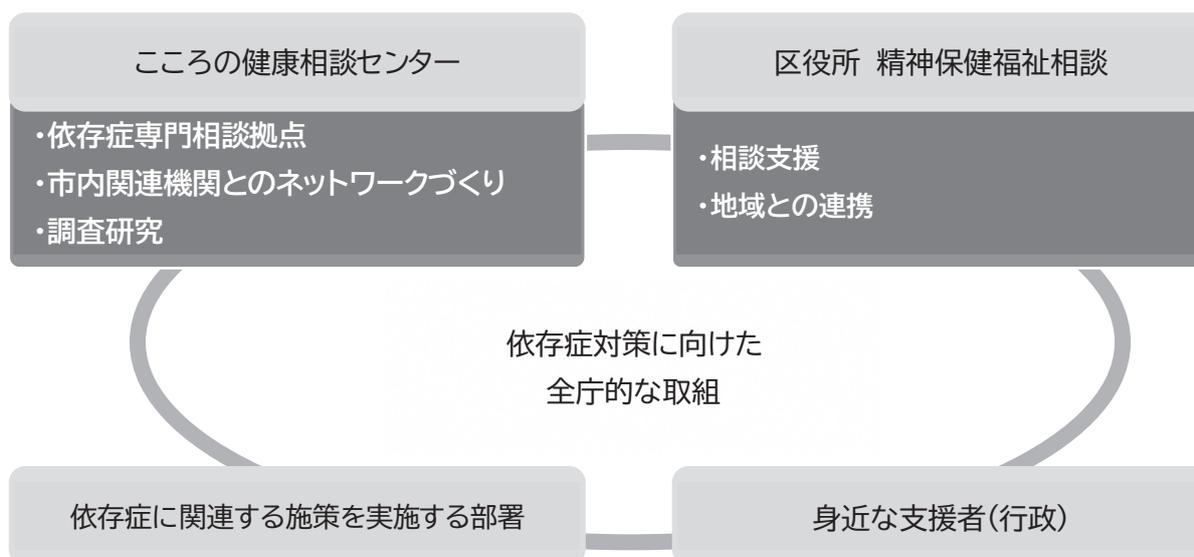
③民間支援団体等(回復支援施設・自助グループ等)

- 市内には多くの回復支援施設や自助グループ・家族会等が活動しており、依存症からの回復を目指し、様々なプログラムの実施、あるいは依存症の問題を抱えた人たちや家族等が相互に支えあう取組を進めています。

④行政(こころの健康相談センター・区役所 精神保健福祉相談等)

- 実施要綱に基づく依存症相談拠点であるこころの健康相談センターで、地域の関係機関と連携しながら、個別相談（依存症相談窓口）、回復プログラム、家族教室、普及啓発や研修等の事業を実施しています。
- 区役所では、関係課が連携し、複合的な問題に対応しています。高齢・障害支援課の精神保健福祉相談では、依存症の本人や家族等の地域生活を支えるため、それぞれの区の状況に応じた取組を実施しています。
- その他の依存症に関連した施策を実施する部署では、所管する事業において、普及啓発等の取組を実施しています。

本市における依存症対策の取組体制



3 計画策定の趣旨

- 本計画の策定にあたって、各種調査、検討部会・連携会議等を通じ、一次支援から三次支援における12の「課題」を設定しました。

本計画における一次・二次・三次支援の対象と定義

●一次支援

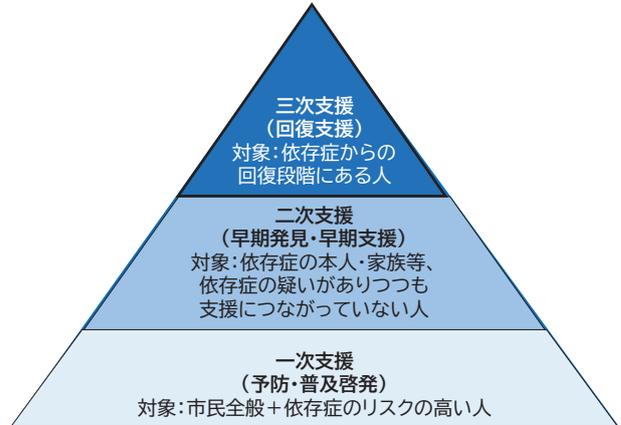
依存症の予防に向けた普及啓発や偏見解消に向けた理解促進の取組を指します。

●二次支援

依存症の早期発見・早期支援に向けた取組、依存症の支援につながっていない人、他の支援を受けている人で依存問題を抱えている人への支援に向けた取組などを指します。

●三次支援

依存症の本人やその家族等の回復を支えていくための取組を指します。また、民間支援団体等や医療機関の活動支援なども含まれます。



本市の依存症対策における課題

フェーズ	課題	課題の具体的内容
一次支援	① ライフステージに合わせた切れ目ない依存症に関する情報提供・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早い時期（学齢期）からの普及啓発 ・ 幅広い年齢層（成人、高齢者含む）への普及啓発 ・ 幅広い支援者と連携した啓発の取組 ・ ゲーム障害を含む、依存対象と出会う時期に応じた正しい知識の普及啓発
	② 特に依存症のリスクが高まる時期に重点化した普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフイベントの発生に合わせた正しい知識の普及啓発
	③ 依存症に関する基本知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症の発症リスクが高い生活習慣等についての啓発 ・ 依存症に対する誤解・偏見の解消に向けた普及啓発 ・ 一般市民に対する専門的な医療機関や民間支援団体等の活動内容の周知
二次支援	④ 依存症の本人や家族等が早期に適切な支援につながるための普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談に至るための相談支援機関や支援策等の情報提供・周知 ・ 家族等が相談をする場の必要性 ・ 職場での普及啓発 ・ 回復イメージが具体的に認識できる情報提供、回復プロセスの周知・啓発 ・ 情報の受け手が必要な情報を得やすい情報提供の検討
	⑤ 依存症の複合的な背景を踏まえた重層的な早期支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政、専門的な医療機関、身近な支援者、民間支援団体等による、長期にわたる継続的な支援体制の構築 ・ 生活困窮や虐待等の依存症関連問題への対応 ・ 未成年あるいは高齢、身体や認知機能の障害等のため民間支援団体等での支援が困難な事例への対応 ・ 依存症自体の支援より他の生活に関する支援を必要とする人への対応
	⑥ 身近な支援者等から専門的な支援者へ円滑につなぐ取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な支援者における依存症の疑いのある人の発見とつなぎへの対応 ・ 身近な支援者への支援情報・知識の提供
	⑦ 専門的な支援者や家族等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間支援団体等や医療機関等が継続的な支援を行う上での課題への対応 ・ 家族等に対する支援
三次支援	⑧ 支援団体ごとの特色を生かし、多様なニーズに対応するための情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者像や支援内容等の施設ごとの特色を生かした、ニーズに合う支援提供 ・ 支援者によるアセスメント（その人に合った支援を見極めること） ・ 女性への回復支援の課題解決
	⑨ 支援者によるアセスメント力向上	
	⑩ 専門的な支援者等が継続的に活動するための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間支援団体等における、制度と支援ニーズの不一致解消に向けた検討 ・ 他の生活に関する支援への負担の対応検討 ・ 施設の安全管理・危機管理 ・ 新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた「新しい生活様式」を踏まえた活動の検討 ・ 専門的な支援者間、身近な支援者間で情報共有などを行う場の必要性、横のつながりがある環境 ・ 継続した勤務に向けた、民間支援団体等スタッフの人材育成、ケア
	⑪ 様々な支援ニーズに取り組む民間支援団体等の運営面等の課題への対応	
	⑫ 回復段階において新たに顕在化する課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労への移行についての課題解決に向けた検討 ・ 医療機関との連携 ・ 地域で生活していくための支援 ・ 矯正施設等から地域移行をした後の孤立を防ぐための継続した支援 ・ 依存症以外に重複した問題や障害のある人に対する支援課題への対応 ・ 依存症への偏見等による民間支援団体等の運営課題への対応 ・ 回復期における家族等の負担の大きさと家族等への継続的な支援

1 基本理念

- 本計画における基本理念は以下の通りです。

【基本理念】

依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること

2 基本方針

- 先に掲げた基本理念を達成するため、本計画では、以下の通り基本方針を定めます。

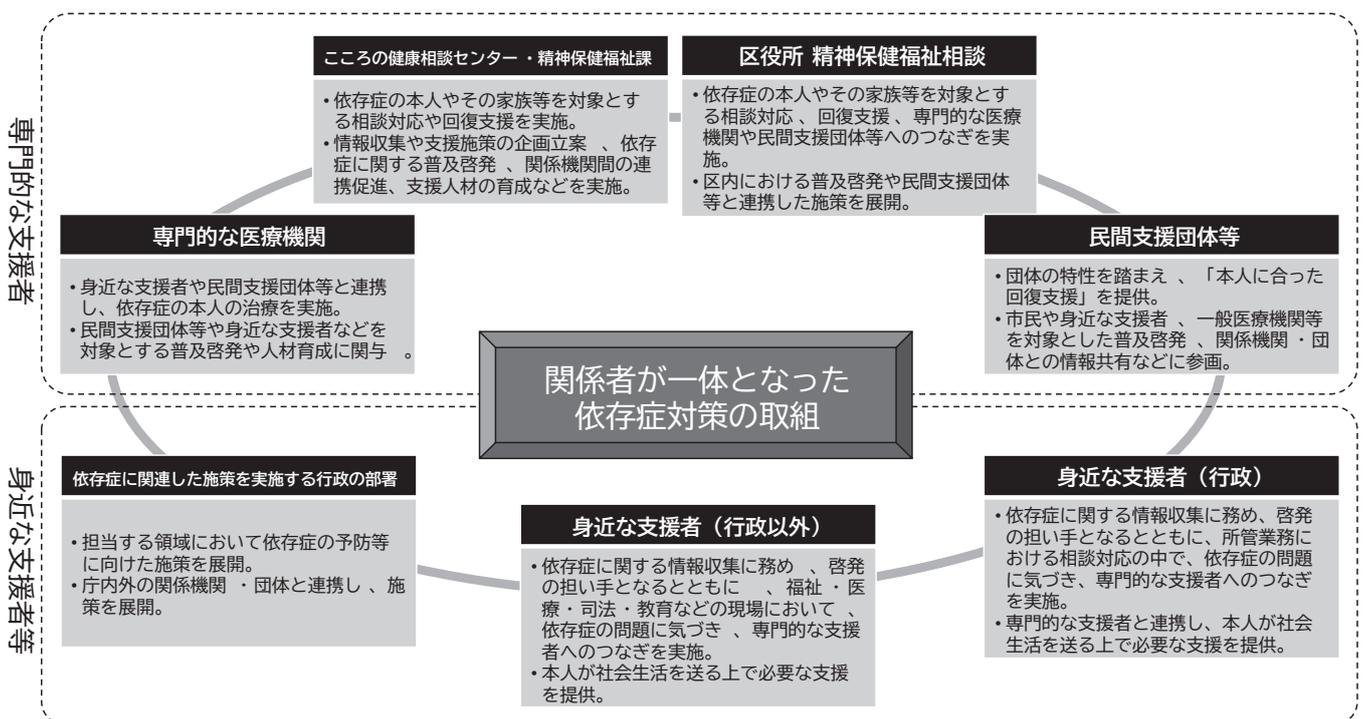
【基本方針】

依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進すること

3 基本方針の実現に向けた取組体制

- 基本方針の実現に向けて、本市こころの健康相談センター、区役所の精神保健福祉相談、さらには専門的な医療機関、民間支援団体等、身近な支援者（行政）、身近な支援者（行政以外）、依存症に関連した施策を実施する本市関係部署が連携し、関係者が一体となって依存症対策の取組を進めます。

基本方針の実現に向けた取組体制



1 一次支援にかかる重点施策

重点施策1 予防のための取組

【様々な年齢の人を対象として、様々な場所で普及啓発・予防教育を展開するとともに、依存症の予防に向け、心身の健康を保つ取組を推進】

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 若年層への啓発・依存症予防の知識の提供

- 児童・生徒を対象にリーフレットの配布などの教育・啓発を実施するほか、ホームページ等で広く青少年・若者向けの効果的な広報・教育・啓発を実施。
- 子どもの健全育成に大きな役割を担う教員・保護者・地域の大人や団体・区役所などの相談支援者等を対象とした、依存症予防に関する知識の提供を実施。
- ゲーム障害に関する正しい理解とゲームとの適切な付き合い方について、小中学校等と連携して普及啓発を実施するとともに、家庭で保護者ができる関わり方等について普及啓発を実施。

イ それぞれの年齢等に適した普及啓発・予防教育の実施

- それぞれの年齢・世代・性別等に応じた内容・手法による普及啓発・予防教育を推進。

ウ 大学生への啓発

- 横浜市立大学において、健康診断時に啓発チラシを配布するとともに、アルコール摂取についての問診や保健相談を実施。
- 市内にキャンパスを有する大学等に対して、本市が作成する若年層向けの普及啓発資料の提供や相談窓口の周知を図るなど、個々の大学等における啓発活動を支援。

エ 身近な支援者等による啓発

- 身近な支援者によるリーフレットの配架・配布などの依存症の啓発や予防に向けた情報提供などを実施。
- 依存症の予防に向け、区役所の精神保健福祉相談や精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター等における啓発や情報提供の取組を推進。

オ 心身の健康を保つ取組

- こころの健康を保つため、ストレスチェックや対処法、こころの病気に関する基本的知識等についてホームページやリーフレット等により啓発を推進するとともに、こころの健康に関する相談を実施。
- 区役所の福祉保健課において、生活習慣改善相談として、健康診断の数値・結果データの見方や、生活習慣病・禁煙に関する相談を実施。
- 誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内中小企業等を「よこはまグッドバランス賞」として認定するほか、市民に対して様々な機会を活用した普及啓発の実施など、横浜市全体のワーク・ライフ・バランス推進を目指した取組を推進するとともに、こころの健康に関する相談を実施。

カ 様々な課題への支援

- 区役所の関係各課において、相談を受け、必要な支援を提供。関係課等と情報共有し、連携した対応を実施。
- 教育相談として、小中学生の不登校・友人関係・学習・進路・セクシャルハラスメントなど、学校生活上の困りごとについての相談に対応。また、学校カウンセラー等が教職員と連携し、児童生徒・保護者の相談にも対応。



依存症啓発リーフレット

(2) アルコール依存症に特化した取組

ア 多量飲酒等の防止(適量な飲酒)への取組

- 生活習慣病改善相談や健康づくり関連イベントなどの中で、多量飲酒等の防止に向けた啓発等の取組を実施。
- 「よこはま企業健康マガジン」(メール配信)による市内企業へのアルコール問題に関する記事の配信などを通じ、市内で働く人たちに多量飲酒等の防止の重要性を啓発。

イ 未成年飲酒防止・不適切な誘引防止の取組

- 学習指導要領に基づく保健学習において、未成年者の飲酒の防止に向けた教育等を推進。
- 周囲の大人が未成年者に対して不適切な飲酒を誘引することのないよう、啓発活動を実施

ウ 女性特有の課題に応じた不適切な飲酒の防止の取組

- 依存症への進行の早さ、妊娠中の胎児への影響の危険性など、特有の課題が生じる女性のアルコール依存症の予防のため、リーフレット等の配布などを通して、依存症に関する情報提供や普及啓発を実施。

(3) 薬物依存症に特化した取組

ア 教職員等向け研修

- 青少年の薬物の乱用を防止するため、薬物乱用による心身への影響や依存症などについて教職員等を対象とした研修等を実施。

イ 薬物乱用防止への取組

- 不正大麻・けし撲滅運動や講習会、啓発の充実を図るとともに、薬物乱用防止庁内連絡会を通じた関係機関との連携・情報共有を引き続き推進。

(4) ギャンブル等依存症に特化した取組

ア 高等学校の保健体育におけるギャンブル等依存症の教育

- 高等学校の保健体育の授業で、アルコール、薬物等の依存症に加えて、ギャンブル等依存症についても実施。

イ 場外券売り場などでの普及啓発

- 公営競技の場外券売り場等において、リーフレットの配架・配布など、ギャンブル等依存症に関する普及啓発を実施。

重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発

【依存症に対する偏見の解消や正しい理解の促進に向けて、市民全体を対象とした普及啓発の取組を推進】

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 依存症について関心を持ち正しい理解を促進する普及啓発

- 多くの市民が依存症の問題に関心を持ち、依存症に関する正しい理解が進むよう、メディアやインターネットを活用した情報発信など、多くの人の目に触れる手段・方法による情報の提供・発信を実施。
- 依存症理解促進のための市民向け講座を開催。

イ 依存症の正しい知識の普及啓発

- 依存症は誰もが直面しうる問題であり、適切な支援を受けることで回復できるという正しい知識の普及啓発に向けて、セミナー・講演会の開催、リーフレット等の配布を実施。
- 民間支援団体等において、当事者による語りを含むセミナー・講演会などを実施し、こころの健康相談センターや区役所においてその開催を支援。

本市 依存症の基礎知識ホームページ



重点施策3 相談につながるための普及啓発

【本人や家族等が適切な相談支援機関につながるよう、相談先に関する情報の提供や依存症の正しい知識の啓発を推進】

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 依存症の本人や家族等が相談につながる普及啓発

- 依存症の本人、その家族や友人・知人などが相談支援機関について情報を入手し、相談につながるができるよう、多くの人の目に触れる手段・方法により相談支援機関に関する情報の提供・発信を実施。
- 厚生労働省が定める依存対象ごとの啓発週間に合わせて、相談勧奨や市民向けセミナー等の普及啓発を実施。

イ 幅広く身近な場所での普及啓発

- 重複障害、多重債務や生活困窮、DV・虐待等の問題を抱える依存症の本人等が訪れる可能性の高い区役所の関係各課の窓口などにおいて、チラシの配布など、相談支援機関や専門的な支援者に関する情報の提供を実施。
- 他の障害が重複する人に相談支援機関の情報を提供するため、精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター等の身近な支援機関・団体における普及啓発の取組を推進。

ウ 家族等向けの啓発

- 区役所の関係各課などに相談に来た家族等に対し、相談支援機関や専門的な支援者に関する情報提供などを実施。
- 家族等からの相談が可能な専門医療機関について、家族等や身近な支援機関の職員などへの周知を推進。
- 家族等が依存症についての基礎知識や対応方法について知ることができるよう、ホームページやリーフレット、セミナー等による啓発を実施。

エ 民間支援団体等による講演会等の開催

- 民間支援団体等において、依存症の本人や家族等に対する相談や回復支援に関する情報提供のための講演会等を開催。また、本市において、開催の周知を支援。

オ インターネットを活用した情報提供

- Web上でできるチェックリストの提供や、チェック結果を踏まえて本人等のニーズに合った相談・支援・医療機関の検索ができるWebサイトの作成などを実施。また、民間支援団体等の相談先に関する情報の掲載も実施。



(2) アルコール依存症に特化した取組

ア 産業保健分野における普及啓発

- 産業保健総合支援センターなどと連携しながら、市内企業等の従業員に向けたアルコール依存症の問題に関する情報提供を実施。
- 市職員に向けて、健康管理医・保健師等から飲酒による健康問題に関する講義、アルコール依存症に関する相談対応等を実施。

(3) 薬物依存症に特化した取組

ア 重複処方の人へのお知らせ

- 医療機関への重複受診及び重複・多剤処方が見られる人に対し、文書等の送付により処方薬を対象とした薬物依存の問題に関する注意喚起、専門的な支援者などの情報提供を実施。

(4) ギャンブル等依存症に特化した取組

ア ギャンブル等依存症の本人等が相談につながる普及啓発

- 場外券売り場や借金・多重債務問題の相談、法律相談などといった依存症の本人等の目に触れる機会や場を捉え、リーフレットの配架・配布など、相談支援機関に関する普及啓発、情報提供を推進。



相談を促す啓発カード

重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組

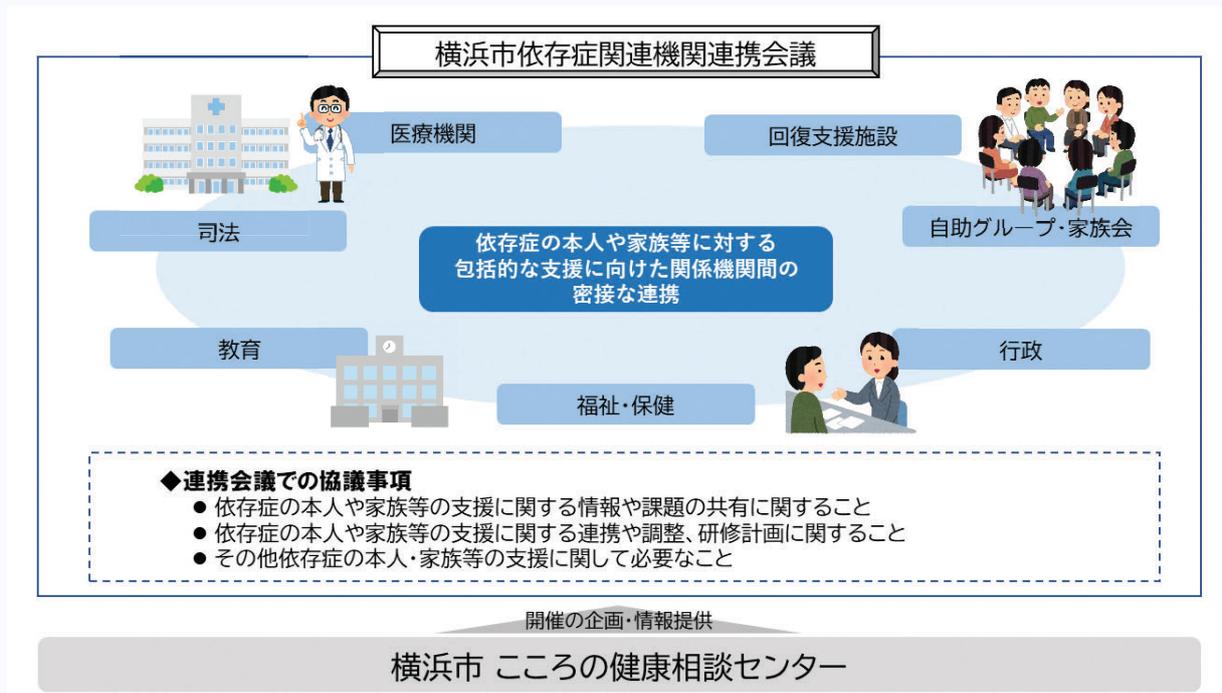
【身近な支援者等による依存問題を抱える人の発見と専門的な支援者へのつなぎに向けた取組を推進】

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 連携会議による支援情報の収集と共有等

- 依存症の本人等に対する包括的な支援を実施するため、関係機関の連携や情報・課題の共有を目的とした連携会議を、相談拠点であるこころの健康相談センターが定期的で開催。

横浜市依存症関連機関連携会議のイメージ図



イ 行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などの幅広い支援者のネットワーク、顔の見える関係の構築

- 行政、民間支援団体等、一般・専門的な医療機関、身近な支援者などによる幅広い支援者ネットワークと顔の見える関係づくりを推進。

ウ 支援ガイドラインの作成及び支援者向け研修の実施

- 身近な支援者から、専門的な支援者へ適切なつなぎを行うための、支援ガイドラインの作成を推進。
- 身近な支援者向け研修の実施。

エ 身近な支援者から専門的な支援者へつなぐ取組

- 本人や家族等の相談に対して、関係機関と連携し、身近な支援者から専門的な支援者への適切なつなぎを実施。

オ 身近な支援者と連携した取組

- 身近な支援者において、依存症の理解を促進する研修をこころの健康相談センターと連携して開催するなど、依存症関連の取組を推進。

カ 福祉サービス提供事業者等への情報提供や研修の実施

- 介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者において、支援対象者やその家族等が依存症の問題を抱えていた場合に専門的な支援者へつなぐことができるよう、依存症に関する情報提供や研修等を実施。
- 保護者等が依存症の問題を抱えている子どもも少なくないと考えられることから、保育・教育機関の職員などを対象とした情報提供や研修などを実施。

キ 市内の支援者情報をまとめた情報ツールの整備

- 身近な支援者が、対象者のニーズに合った支援者を検索できるよう、市内の支援者の情報をまとめた情報ツールを整備。

ク 救急医療機関との連携

- 救急医療機関において、アルコールや薬物の多量摂取や事故等による外傷で運び込まれた人に依存症の疑いがある場合、容態が安定した入院者やその家族等が専門的な支援者につながるができるよう、依存症に関する基本知識や専門的な支援者の連絡先等を掲載したリーフレットを院内に配架・配布し、啓発を実施。

ケ かかりつけ医研修

- 多くの市民が継続的な関係を構築している「かかりつけ医」を対象とした研修において依存症についても説明を実施。

コ 区役所の関係各課が連携した相談等への対応

- 区役所の精神保健福祉相談及び関係各課において、研修受講などを通じて、依存症の理解の向上と相談対応力の強化を推進。
- 相談を受けた担当課だけでは対応が難しい場合には、関係各課や関係機関と横断的な情報共有や連携した対応を実施

サ 医療関係者による支援者向け研修

- 身近な支援者等の依存症理解を深めることを目的として、専門の医師等による医学的な見地からの支援者向け研修を開催。

(2) アルコール依存症に特化した取組

ア 内科等での気づきとつなぎ

- 内科等において依存症が疑われる事例をスクリーニングし、専門的な支援者へとつなぐための仕組みづくりを検討。
- 依存症の本人や依存症が疑われる人がアルコールに起因する疾患により内科を受診した際に、医師やその他の医療従事者が依存症の可能性に気づき、専門的な医療機関や民間支援団体等へつなぐことができるよう、医療従事者等に向けて依存症にかかる情報提供や研修などを開催。

(3) 薬物依存症に特化した取組

ア 保護観察所との密な連携と情報共有

- 薬物等に関連する犯罪等により保護観察処分となっている人を再犯防止に向けた適切な支援へつなぐため、保護観察所と連携して、当事者への市内の相談支援機関に関する情報提供や研修の実施等を推進。
- 薬物依存のある保護観察対象者等の支援に係る実務者検討会や地域支援連絡協議会に参画し、県内自治体や保護観察所との情報交換や連携などを緊密に行う体制を構築。
- 国立精神・神経医療研究センターの、薬物事犯による保護観察対象者を対象とするコホート調査に協力し、回復や再使用等に影響する要因を明らかにすることを目指すとともに、切れ目のない支援体制の構築に向け、行政や関係機関・団体が連携して治療や支援等を行う地域体制の構築を推進。

(4) ギャンブル等依存症に特化した取組

ア 消費生活総合センターから専門的な支援者へのつなぎ及び啓発

- ギャンブル等依存症の本人などから相談があった場合に、消費者庁のマニュアルに基づいて同センターから専門的な支援者へつなぐとともに、消費者庁のホームページ等に掲出される情報を紹介するなどの啓発を実施。

重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組

【専門的な支援者による強みを生かした支援の実施や、施設の危機管理・人材育成等を支援する取組を推進】

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 行政における相談支援

- こころの健康相談センターにおいて、専門の相談員が依存症の本人や家族等からの相談を受けるとともに、回復プログラム等の案内や区役所との連携、専門的な支援者等へのつなぎを実施。
- 区役所の精神保健福祉相談において、身近な相談窓口として相談対応を行うとともに、福祉サービスの利用の決定や訪問・介入などの継続的な支援、地域の資源を活用した支援を実施。また、区内の関係各課が連携して複合的な福祉課題に対する支援を実施。

イ 回復プログラム・家族教室の実施

- こころの健康相談センターにおいて、依存症のメカニズムを学び、再発のサイン・対処法などを本人と一緒に考える回復プログラムを実施。
- こころの健康相談センターや区役所において、家族等が依存症を学び、対応方法や回復について考える家族教室を実施。



ウ 民間支援団体等による依存症の本人や家族等への支援

- 多様性のある本市の民間支援団体等が、それぞれの特性を生かして、依存症の本人や家族等の回復に向けた取組を実施。

エ 利用者のニーズに合った制度の検討

- 障害者総合支援法等の制度の中では対応しきれない利用者のニーズ等を踏まえ、依存症特有の課題について各制度との調整を検討。

オ 民間支援団体等への活動支援

- 民間支援団体等が継続して依存症の本人等を支援できるよう、ミーティング・普及啓発・相談等の団体の活動を補助。
- 男女共同参画センターにおいて、自助グループの活動場所の提供等の支援やセミナー開催の支援を実施。

カ 施設の危機管理体制充実に向けた支援

- 自然災害や事件、新型コロナ等の感染症の流行等から施設の利用者や職員を守るため、施設運営に関する情報提供や緊急時対応マニュアルの作成を推進。
- 防災・防犯・感染症予防に必要な物品の導入補助など、施設の危機管理体制の充実に向けた支援を実施。

キ スタッフの人材育成・セルフケアのための取組

- 民間支援団体等のスタッフの継続的な人材育成、スタッフの「燃え尽き症候群」や離職の防止に向けて、支援スキルの向上やセルフケアのための研修の開催や施設を越えたスタッフ間のネットワーク形成を支援。

ク 連携会議による情報共有

- 連携会議の開催により、行政、医療、福祉・保健、司法などの関係機関がお互いの理解を深め、依存症の問題で悩む人が必要な支援にアクセスしやすいネットワークの構築を推進。

ケ 専門的な医療機関の充実に向けた研修等の実施

- 依存症の治療に対応できる医療機関の充実を図るため、精神科等の医療関係者に対する研修等を実施。

重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組

【回復支援施設等から地域に生活の場を移した後に、孤立せず、回復し続けられる取組を推進】

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 連携会議によるサポート体制の構築

- 相談拠点である本市こころの健康相談センターが開催する連携会議を通して、支援者間の情報共有等の促進を図り、地域で回復し続けられる支援体制の構築を推進。

イ 地域における依存症の支援

- 地域生活の中で回復が続いていくよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築に向けた協議の場等でも関係する各主体（行政、福祉サービス事業者、医療機関等）と専門的な支援者が情報や技術を共有し、依存症の本人が孤立せず安心した地域生活を送れるような支援体制を構築。

ウ 回復や支援に関する情報共有

- 支援の質の向上と回復プロセスの周知に向け、様々な回復プロセスを共有し、行政や民間支援団体等、一般市民へ周知を実施。

エ 更生保護と一体となったサポート

- 保護観察所等と連携し、当事者への民間支援団体等の情報提供や依存症以外の問題も含む相談対応を推進。
- 国立精神・神経医療研究センターが実施する、薬物事犯による保護観察対象者を対象とするコホート調査に協力し、対象者への継続的な支援を実施。

オ 就労の支援

- 依存症の本人の就労の促進に向けて、行政と民間支援団体等が連携し、依存症からの回復者を雇用する企業や関係機関に対し、依存症からの回復と就労の両立のために必要な知識等（偏見・差別等の防止、回復プロセスにおいて長期的な視点が求められることなどへの理解）の普及啓発を実施。
- 若者サポートステーションにおいて、就労に向けて様々な困難を抱える15～49歳の人及びその家族等を対象として、総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援。
- 障害者就労支援センターにおいて、働くことを希望する障害児・者を対象として、就労に関する相談、職場実習等を通じた適性把握、求職活動支援や就労後の定着支援等を、企業や関係機関と連携しながら実施。

カ 自立後の住まいの確保

- 依存症からの回復過程にある人や、依存症に関連する犯罪により刑務所等から出所した人が、地域の中で自立した生活を続けられるよう、住まいの確保に向けて、依存症に関する正しい知識の周知を進めて、広く偏見の解消を推進。
- 住宅に困窮する低額所得者で市内に在住または在勤の人に対しては、公募により、低廉な家賃で市営住宅を提供。
- 低額所得者、障害者等が民間賃貸住宅への入居をしやすくする仕組みとして「住宅セーフティネット制度」を活用。
- 住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会と不動産事業者や福祉支援団体、区局の連携を強化する制度の検討を推進。



1 関係主体に期待される役割

- 本計画の推進のためには、関係主体がそれぞれの役割を果たしながら、連携し、一体となって取り組むことが必要です。
- また、一次支援～三次支援において、個々の団体・機関等がそれぞれの専門性を発揮して支援を行うとともに、自団体・機関が専門とする支援領域以外でも可能な支援・活動のあり方を模索することが重要です。

【関係主体に期待される役割】

◇ 身近な支援者(行政、福祉、一般医療機関、司法、教育)

- 依存症に関する情報収集・理解促進によって啓発の担い手となるとともに、所管する業務に関連して本人等が相談に訪れた際には、依存症問題に対して気付き、適切な専門的な支援者へのつなぎを行うことが求められます。
- また、依存症の回復支援を行う専門的な支援者と連携を図りながら、本人が社会生活を送る上で必要な支援等を提供する役割を担います。

◇ 専門的な医療機関

- 身近な支援者や民間支援団体等と連携をしながら、依存症の本人に対する治療に取り組むほか、民間支援団体等や身近な支援者、一般医療機関、市民などを対象とした、依存症問題に関する普及啓発や支援者のスキル向上などにも積極的に関与していく役割が期待されます。

◇ 民間支援団体等(回復支援施設、自助グループ・家族会)

- 回復支援施設においては、依存症の本人や家族等に対し、専門性と各団体の特性を生かしながら、「その人に合った回復支援」を提供していくことが求められます。
- 自助グループ・家族会においては、同じ問題や悩みなどを抱えた人たち同士が出会い、相互に援助し、分かち合うことで、その問題からの回復を目指します。
- また、市民等に向けた啓発活動を行うことや、連携会議等により他の民間支援団体等及び行政や身近な支援者との連携を通じた情報共有を行う役割も期待されます。

◇ こころの健康相談センター・健康福祉局精神保健福祉課(依存症関連施策の実施者としての行政)

- 専門的な医療機関や民間支援団体等と緊密な連携を図りながら、依存症に関する普及啓発、本人や家族等を対象とする相談対応や回復支援、民間支援団体等の職員や身近な支援者を対象とする人材育成、関係機関間の連携促進、支援団体の運営支援、事業者に対する協力の要請など、依存症問題の解決に向けた幅広い施策を立案し、実行する役割を担います。

◇ 区役所 精神保健福祉相談(依存症関連施策の実施者としての行政)

- 区役所の精神保健福祉相談において、本人やその家族等からの相談に対して、区役所内の関係各課や身近な支援者と連携して、回復に向けた支援、適切な専門的な医療機関や民間支援団体等へのつなぎを行うことが求められます。
- また、区内における依存症に関する普及啓発を実施するとともに、民間支援団体等と連携して施策を実施する役割を担います。

◇ 依存症関連施策の実施者としての行政(依存症に関連した施策を実施する部署)

- 本市の依存症に関連した施策を実施する各部署においては、担当する領域において依存症の予防等に向けた関連施策を展開することが求められます。
- また、依存症への対応は、福祉・保健、医療、司法、教育などの幅広い領域における連携が重要であることから、庁内外の関係機関・団体と連携を図り、施策を展開していく役割を担います。

2 計画の進行管理

- 本計画では、計画に位置付けられている各施策の効果を検証し、定期的な見直しにつなげていくため、PDCAサイクルの手法を活用し、計画全体の進行管理を行います。
- 計画期間中の年度ごとに、重点施策に位置付けられている個々の施策の進捗状況を把握・確認するとともに、検討部会に報告し、そこでの議論を通じて事業の達成状況や計画の進捗状況などの点検や評価を行います。点検や評価の結果を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて事業の見直しや改善、新規事業の追加などを実施していきます。
- また、本計画を評価するための目安として、重点施策ごとにモニタリング指標を設定し、施策の効果などの点検を実施します。
- 指標の検証にあたっては、施策ごとの取組の方向性を設定し、実績等の振り返りを定期的に行います。

各重点施策におけるモニタリング指標

重点施策		モニタリング指標
一次支援 (予防・普及啓発)	重点施策1 予防のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 若年層へ向けた学校等での依存症の正しい理解や予防に資する取組や、区役所を始めとした様々な身近な支援者による依存症に関する普及啓発、情報提供が行われているほか、心身の健康を保つための相談支援や様々な生活課題への支援が行われている。
	重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● メディアやインターネットを活用した依存症の正しい理解や誤解・偏見を解消する情報発信や、民間支援団体等による講演会・セミナー等が定期的開催されている。
二次支援 (早期発見・早期支援)	重点施策3 相談につながるための普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● メディアやインターネットを活用した相談につながる情報発信や、Web上でのチェックリスト等による相談勧奨を行うことで、依存症の本人や依存症が疑われる人とその家族等が適切な相談支援機関へつながるための情報提供が行われている。
	重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援者間の情報や課題の共有を通じたネットワーク構築や、依存症を抱える人の発見と重層的な支援体制構築に向けた連携会議が定期的開催されている。 ● 身近な支援者から専門的な支援者等へのつなぎを行うためのガイドラインが構築されている。
三次支援 (回復支援)	重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 回復へのきっかけづくりや本人や家族等のニーズに合った専門的な支援者へのつなぎを行う回復プログラムや家族教室が開催されている。 ● 民間支援団体等が、団体間や関係機関と情報共有を図りながら、本人や家族等のニーズに合った支援が提供されている。
	重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活の中で回復し続けられる支援体制の構築のため、身近な支援者と専門的な支援者による回復支援の様々な事例の収集と共有が図られている。

横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）【概要版】（案） 令和3年●月発行

発行 横浜市健康福祉局精神保健福祉課

〒231-0005 横浜市中区本町2-22 京阪横浜ビル10階

電話：045-662-3554 FAX：045-662-3525 E-mail：kf-izon-kekaku@city.yokohama.jp

○横浜市精神保健福祉審議会条例

平成 8 年 3 月 28 日

条例第 12 号

横浜市精神保健福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市精神保健福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 18 条例 8・全改)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
- (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
- (3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立及び社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関係のある者のうちから市長が任命する。

(平 18 条例 8・追加)

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(平 18 条例 8・追加)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 18 条例 8・旧第 2 条繰下)

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平 18 条例 8・旧第 3 条繰下)

(分科会)

第 6 条 審議会に、分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、分科会長は、分科会の委員の互選によって定める。

(平 23 条例 50・追加)

(部会)

第 7 条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

(平 18 条例 8・旧第 5 条繰下、平 23 条例 50・旧第 6 条繰下)

(幹事)

第 8 条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、横浜市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(平 18 条例 8・旧第 6 条繰下、平 23 条例 50・旧第 7 条繰下)

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正、平 18 条例 8・旧第 7 条繰下、平 23 条例 50・旧第 8 条繰下)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 18 条例 8・旧第 8 条繰下、平 23 条例 50・旧第 9 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。
附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)
附 則(平成 18 年 2 月条例第 8 号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)附則第 45 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 10 条第 3 項の規定により横浜市精神保健福祉審議会の委員(以下「委員」という。)に任命されている者は、この条例による改正後の横浜市精神保健福祉審議会条例第 2 条第 2 項の規定により任命された委員とみなす。
- 3 施行日において、委員に任命されている者に係る任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。
附 則(平成 23 年 12 月条例第 50 号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市精神保健福祉審議会運営要領

最近改正 令和2年3月31日 健障企4094号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要領は、横浜市精神保健福祉審議会条例（平成8年3月横浜市条例第12号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（議事日程）

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は、会議に諮り、討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

（開会等）

第3条 審議会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会長は、委員の出席数が定数に満たないとき、又は会議中出席者数が定足数を欠けたときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

（議事の運営）

第4条 議事の運営は、前回の会議録の承認、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序による。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

（発言及び採決）

第5条 会議において発言しようとする者は、会長を呼び、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言するものとする。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 会長は、採決するときは、その旨を宣告するものとする。

（会議録）

第6条 審議会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

- （1）開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時
- （2）出席委員及び欠席委員の氏名
- （3）議事日程等
- （4）議案に関する議事及び議決の状況
- （5）議案及び関係資料
- （6）その他審議会が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審議会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得る場合、又は次回の会議開催まで1か月以上を要する場合は、各委員への持ち回り又は会長があらかじめ指名した者により、確認を得るものとするができる。

（部会）

第7条 条例第6条の規定に基づき設置する部会に副部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 部会には、会長の指名により部会委員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。

(部会の開催)

第8条 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会の会議は、部会の委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会の議事内容は、部会長が精神保健福祉課長に報告する。また、精神保健福祉課長は、部会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開とする。

2 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会議の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により、傍聴席に入るものとする。

3 傍聴定員は、申し込み先着順とする。

(会議資料の配付)

第10条 審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)に会議資料を配付する。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第11条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席するものとする。

2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。

3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第12条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第13条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)

第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(幹事)

第14条 条例第7条に定める幹事は、健康福祉局障害福祉保健部長が行う。

(庶務)

第15条 審議会の運営に必要な事務は、健康福祉局障害福祉保健部精神保健福祉課において処理する。

(委任)

第16条 条例及びこの要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の議決を経て会長が定め、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議決を経て部会長が定める。

附 則

この要領は、平成8年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年11月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。